

平成27年第1回

# 香美市議会定例会会議録

平成27年3月 4日 開 会  
平成27年3月20日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 7 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 7 年 3 月 4 日 水曜日

平成27年第1回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月4日水曜日（会期第1日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公 議会事務局書記 山本 絵 里  
議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成 27 年度香美市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 27 年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 27 年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 27 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 27 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 27 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7 号 平成 27 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8 号 平成 27 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9 号 平成 27 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 27 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 27 年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 12 号 平成 27 年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 13 号 平成 26 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 14 号 平成 26 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 15 号 平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 16 号 平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 17 号 平成 26 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 18 号 平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 平成 26 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 平成 26 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 平成 26 年度香美市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 22 号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 27号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 39号 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定について
- 議案第 40号 香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 41号 香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 42号 香美市立保育所条例の制定について
- 議案第 43号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について
- 議案第 44号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 45号 市道の路線の認定について
- 議案第 46号 土地の取得について
- 議案第 47号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 48号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について

- 議案第 49号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 50号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 51号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 52号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 53号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 54号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 55号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 56号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 57号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 58号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 59号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 60号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 61号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 62号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 63号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 64号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 65号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 議案第 66号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 67号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 68号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 69号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 議案第 70号 香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

## 議員提出議案の題目

なし

## 議事日程

平成27年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成27年3月4日(水) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告

4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第1号 住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について

報告第2号 香美市消防庁舎建設工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第1号 平成27年度香美市一般会計予算

日程第5 議案第2号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第3号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第4号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
予算

日程第8 議案第5号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第9 議案第6号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予  
算

日程第10 議案第7号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予  
算

日程第11 議案第8号 平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業  
勘定）予算

日程第12 議案第9号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 議案第10号 平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計  
予算

日程第14 議案第11号 平成27年度香美市水道事業会計予算

日程第15 議案第12号 平成27年度香美市工業用水道事業会計予算

日程第16 議案第13号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第8号）

日程第17 議案第14号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3  
号）

日程第18 議案第15号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第  
4号）

日程第19 議案第16号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
補正予算（第3号）

日程第20	議案第	17号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第	18号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
日程第22	議案第	19号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
日程第23	議案第	20号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第	21号	平成26年度香美市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
日程第25	議案第	22号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	23号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	24号	香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	25号	香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	26号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	27号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	28号	香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	29号	香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第	30号	香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第	31号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第	32号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第36	議案第	33号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第37	議案第	34号	香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第	35号	香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第39	議案第	36号	香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第40	議案第	37号	香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な

			労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第41	議案第	38号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第42	議案第	39号	香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定について
日程第43	議案第	40号	香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第44	議案第	41号	香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第45	議案第	42号	香美市立保育所条例の制定について
日程第46	議案第	43号	香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について
日程第47	議案第	44号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第48	議案第	45号	市道の路線の認定について
日程第49	議案第	46号	土地の取得について
日程第50	議案第	47号	市有財産の無償貸付けについて
日程第51	議案第	48号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
日程第52	議案第	49号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第53	議案第	50号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
日程第54	議案第	51号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
日程第55	議案第	52号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
日程第56	議案第	53号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
日程第57	議案第	54号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第58	議案第	55号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
日程第59	議案第	56号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第60	議案第	57号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
日程第61	議案第	58号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
日程第62	議案第	59号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
日程第63	議案第	60号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
日程第64	議案第	61号	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
日程第65	議案第	62号	平山木工所の指定管理者の指定について

- 日程第66 議案第 63号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 日程第67 議案第 64号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第68 議案第 65号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第69 議案第 69号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第70 議案第 70号 香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第71 議案第 71号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第72 議案第 72号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第73 議案第 73号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第74 議案第 66号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第75 議案第 67号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第76 議案第 68号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について

#### 会議録署名議員

7番、村田珠美君、8番、小松紀夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時02分 開会 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから平成27年第1回香美市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、平成27年第1回香美市議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

物部町の白髪山、綱付山にはまだ雪が残っておりますが、麓では梅の花も咲き春めいてき、春の風物詩である舟入川の川干も始まっています。これが終わると本格的な春になってまいります。議員各位、執行部には年度末を控えて公務ご多忙の中を本議会定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、議会定例会に市長から提出されている議案は、合併後最も多い73件あります。議員提出につきましては発議1件、意見書5件が予定されております。議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて7番、村田珠美君、8番、小松紀夫君の両君を指名します。両君にはよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、2月27日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集されました平成27年第1回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2月27日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から3月20日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することとなりました。

会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第46号及び第73号は、本日、委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定しました。

会期2日目の5日から会期6日目の9日までは、休日及び議案精査のため休会としま

す。

会期7日目の10日から会期9日目の12日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の13日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き議案第1号及び第13号について連合審査を行います。なお、この日は中学校の卒業式の関係で、本会議の会議は13時からとします。

会期11日目の14日、会期12日目の15日は、休日及び議案精査のため休会としました。

会期13日目の16日は、午前9時から総務常任委員会において議案審査となります。また、13時から教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目の17日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の18日、会期16日目の19日は、議案審査整理のため休会としました。

会期17日目の最終日20日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。なお、この日は小学校の卒業式の関係で、本会議の会議は13時30分からとします。また、追加案件として、議員提案の発議、意見書案のほかに、執行部からも議案が5件予定されています。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の5日午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。

発議第1号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを最終日に追加案件として提案することになりました。

意見書案第1号から第5号までについても書式等が整っていますので、会派代表者会議において意見書に対する調整を行い、最終日に追加案件として提案することになりました。

その他協議の結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月20日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、平成26年第8回議会定例会において議決されました地域経済と雇用を支える中小企業への外形標準課税適用拡大に反対する意見書ほか2件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第1号及び第2号のとおり報告がありました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

次に、今年1月に各常任委員会が実施しました行政視察の委員会調査報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。

12月議会以降、1月19日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。協議事項の審査の経過及び結果について順次報告いたします。

1点目、保育料・給食費の滞納整理の状況について協議をいたしました。

収納課の体制は、市税全てにおいて現年分は原課で、滞納分は収納課でやっている。学校給食費収納実績は、平成24年度までは滞納繰越調定額が700万円を超えていたが、原課で現年の徴収率を上げてもらうよう、未納者に電話による納付依頼した。収納課でも滞納処分を行った結果、平成25年度には500万円台までにすることができた。平成26年度には現年収入未済額が220万円台になり、滞納繰越額も430万円台までにすることができたと報告がありました。

保育料収納実績は、平成25年度現年収納率は97%後半ですが、現年収入繰越調定額は1,000万円を超えている状況でして、滞納処分を実施しながら少ないながら減っている。今後は、現年の徴収に力を入れてほしいが原課の意識が浸透していない面があり、声かけをして徴収率を上げていきたいとのことでした。

続いて、事務の主な流れの説明がありました。学校給食費の平成25年度以前からの滞納のある世帯は54世帯であり、平成26年12月末時点で288万8,440円で、滞納整理の主な方法としては、年2回の催告書により自主的な納付を促しているが、応じない場合、民事手続により債権回収をしている。

また、保育料は、過年度に滞納のある世帯は35世帯で755万2,570円となっていて、以前からの滞納者が額の大部分を占めているとの報告でした。

質疑では、現年徴収において課の連携はとれているのかに対して、異動の際の引き継ぎが重要であり、マニュアル化して課全体が共有し徹底すべきとの意見が出ました。また、税を差し押さえしたときに保育料にも充当できるかについては、可能とのことでした。委員会として、今回は詳細資料の提出をお願いして、また原課にも来ていただき、滞納をいかに減らしていくのか方向性を探ることとしました。

2点目、市有財産の管理・活用状況等について協議しました。

市有財産の土地建物で旧竹串組合、旧さくら保育園の売却説明があり、専売公社社宅跡地、旧前山市営住宅跡地等の入札予定の報告がありました。

公有財産管理台帳進捗状況の説明があり、今年度末での終了となり、次年度以降の台帳更新は管財課に来て入力するのではなく、各課のパソコンにこのシステムを入れることによりデータが修正、更新されていくシステムの準備を進めていくという説明がありました。

質疑では、委員会として提言した財産管理台帳の整備が期待に沿うものになるよう最後まで頑張ってもらいたいとの言葉がありました。

3点目、入札の現状についての協議を行いました。

まず、それぞれの入札の状況について報告を受けました。

質疑では、不調、不落、中止の案件が多いが、この分の取り扱いはどうしたのかに対しては、入札の不調、不落、中止の場合は新たな業者により再入札を行う。それでも落札者が決定しない場合は、原課により随意契約を行うが不落に終わる場合もある。また、資材、労務単価が上がれば設計書の見直しを行い再度入札を行うが、落札者が決定しない場合、予算を繰り越して次年度施行する場合があると答弁。不落、不調の改善策はないのかについては、災害関係は査定が11月、12月の時期が多く発注が1月になり、工事量が偏り入札条件が悪い。明許繰越等を活用し、工事量の減る4月から6月に発注して、1年間を通じて発注時期を平準化すれば受注の可能性があると思うが、改善策は今後の課題と答弁がありました。

4点目、観光協会の現状については、2,000万円の融資は平成27年度から10年間の返済計画だったが、昨年12月に2,000万円一括で市に返済がされた。財務、体制、業務の見直し等を行い、この2年間で経営基盤の確立に励み、蓄積した黒字を返済に充てた。今後、低い賃金の見直しや事務所の確保が必要との報告がありました。

質疑では、観光行政、観光協会の基本的な考え方について討論されました。職員の待遇改善や事務所は必要である。べふ峡温泉において、黒字化したとき委託料の見直しはに対して、一定の黒字が出たのは評価するが人件費を抑えている。指定管理は延期の方向だが、その間に経営分析を図り、経営の妥当な線を探り、次の更新時には公募の形をとっていければと答弁がありました。観光協会はスタッフ不足であるのに対して、

数名の不足が明らかであるが、財務状況を見ながら計画的に採用を図ってもらいたいと答弁。観光協会の目的は、多くの人に本市を知ってもらい来てもらうために数値目標が重要ではに対して、観光客の流入が減る状況下でシカニクの日や香美バルに新しくチャレンジした。また、べふ峡温泉の支配人が外に出てお客さんの誘致に貢献しているが、今後そういうものを含めた企画を理事を中心に推進していくという考え方なので、見守っていきたいと考えているとのことでした。

5点目、ピースフルセレネの現状については、香北ふるさと公社が指定管理委託を受けていますが、今回1年限りとしました。地元から経営等、特にレストランについて評価が下がっています。現場のほうにお話を聞いたが、2,000万円の指定管理料は必要経費との認識であり公募による競争入札で結構ということなので、経営分析をし基礎資料をつくり、平成27年度中に平成28年度からの指定管理について公募したいと考えています。これについては、香北ふるさと公社がどうされるかわかりませんが、香美市観光協会としても経営基盤を広げる意味では、応募も一つの手ではないかと考える。平成27年度に公募での指定管理変更があり得る状況との報告がありました。

質疑では、そういう方向性のめどを持つことは大事と思う。経営分析はどうするのかに対して、コンサルタントにお願いして、日ノ御子河川公園キャンプ場をセットにして分析していただき、その結果をもって公募したいとのことでした。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、1月26日と2月23日に定住人口増加促進特別委員会を開催いたしましたので、審査の経過と結果につきまして報告をさせていただきます。

両日ともに都市計画についてを議題とし、1月23日は開発許可の規制緩和、権限委譲、連担について、2月23日は、事前に提出していた開発許可等に関する具体的な事例について担当課から説明を受け、随時休憩を挟みながら質疑、意見交換等を行いました。

両日の委員会を通じて議論は相当程度に深まりましたが、現在の線引きを維持し、規制緩和で定住人口増加促進を目指すことが望ましいのではとの意見と、広域都市計画区域から離脱し、独自の土地利用計画を策定して定住人口増加促進を目指すべきではとの意見があり、意見の集約には至りませんでした。

一方、定住人口増加促進に係る施策はほかにも多くあることから、今後の委員会では都市計画以外の案件の協議、審査に取りかかることとし、それと並行する形で広域都市

計画区域から離脱し、独自の土地利用計画を策定して、定住人口増加促進を目指す方向性について調査研究を進める分科会を設け、市長、副市長との意見交換等も行いながら、都市計画について委員会としての意見集約を目指すことといたしました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第1号、平成27年度香美市一般会計予算から日程第73、議案第73号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上70件を一括議題とします。

行政の報告及びただいま議題となりました議案の提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆さんおはようございます。平成27年第1回香美市議会定例会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、平成27年第1回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多用のところご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、日々住民福祉の向上を初め、地域の活性化などのために多大なご尽力をいただいておりますことに対しまして、感謝を申し上げます。

さて、このたび、工事代金詐取により本市職員が逮捕される事態が発生いたしまして、議員各位はもとより市民の皆様、関係の皆様にも多大なご心配をおかけしているところでございます。心より深くおわびを申し上げます。

同職員は詐欺容疑で1月30日に逮捕され、さらに2月20日再逮捕されました。同職員については、1月31日懲戒免職といたしました。このような忌まわしい事件を二度と許さないとの決意をもって、現在調査検討作業を進めており、急がれる改善、防止策等につきましては、課長会を通じて既に指示をしたところでございます。

管理監督の立場にあった職員については懲戒審査委員会を開き、それぞれ処分決定をいたしました。関係した建設会社につきましては、全容を見定め厳正な処分を行うことといたしております。また、市行政の責任者である市長、副市長が身を処し正すべきことは当然でございます。今後におきましては、全職員が本事件を深く省み深く学び取り、二度とこのようなことのないように決意を固め、市民の皆さんの信頼と期待にしっかりと応え、地方公務員の本務を全うする市役所を目指してまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、諸般の報告、施政方針並びに提案及び説明を申し上げます。何とぞご審議のほどよろしく願いいたします。

諸般の報告でございます。

総務課、職員の懲戒処分について、市の工事代金を詐取したことで平成27年1月3

0日にふれあい交流センター庶務係長が警察に逮捕され、同月31日付で懲戒免職となりました。さらに、管理監督する立場にあった関係職員に対しては、2月26日に職員懲戒審査委員会を開いた後、物部支所長、監査委員事務局長、産業振興課総務班長の懲戒処分を決定しました。

調査検討委員会についてでございます。香美市公金詐取事件に係る不祥事調査及び再発防止対策検討委員会を立ち上げ、2月24日に1回目の会議を開き、事件の調査や再発防止策について協議をしました。今後は調査を進めるとともに、再発防止策に順次取り組んでいく予定でございます。

体育文化奨励賞についてでございます。2月11日に第3回香美市体育文化奨励賞表彰式典を行い、国体や全国大会において素晴らしい成績をおさめられた1団体、2名を表彰いたしました。

次に、管財課でございます。

猪野々小学校跡地の購入について、土地売買に関する契約を平成26年12月25日に締結しました。3月には所有権移転登記が完了いたします。

次に、防災対策課でございます。

県知事との対話と実行座談会の開催について、1月30日にプラザ八王子において、尾崎知事と市内の自主防災組織代表者6名と高知工科大学防災ボランティアの代表を交えて、自主防災組織の活性化と広がりについてをテーマに対話と実行座談会が開催されました。

大規模災害を想定した指定公共機関との意見交換会第2回目の開催についてでございます。2月18日に香美市・高知県とライフライン事業者である指定公共機関の四国電力及びNTT西日本を交えて、南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、国道195号バイパスの周辺を活用した災害対策への取り組みや協力体制の構築などを議題に意見交換を行っております。

ヘリポートの整備についてでございますが、物部町岡ノ内に建設中のヘリポートは年度内に完成をします。今回の整備により設置箇所は3カ所となります。

次に、産業振興課でございます。

農政について、昨年台風による農地・農業施設災害復旧工事について、実施設計の終了したのから順次入札を行っていますが、辞退が相次いでおります。相当数が繰り越しを余儀なくされ、平成27年度当初に入札実施を予定しております。関係者には、作付の調整等をお願いをしておるところでございます。

林政について、林道災害復旧工事は実施設計の終了したのから順次発注を行っております。

林道美良布・岩改線開設工事は、平成26年度に完成予定でしたが、県予算の都合により平成27年度に完成予定となりました。

4月開始予定の香美市木材住宅支援事業は、2月20日現在で31件の問い合わせを

いただいています。中には大手ハウスメーカーからの問い合わせもあり、本事業の開始を機会として、新たな展開を期待しておるところでございます。

繁藤ストックヤード整備工事は、3月7日に竣工式が行われる予定で、香美森林組合の新たな拠点として今後の発展に期待がされます。

林業の担い手育成の取り組み強化を図る目的で開設される高知県立林業学校が、本年4月に土佐山田町大平の森林総合センター内に暫定開校予定でございます。2年後には校舎建設を含めた本格的な開校が予定されており、積極的に香美市への誘致を図っていきます。

商工観光についてでございます。

一般社団法人香美市観光協会について、経営改善のため平成27年度（後に「24年度」と訂正あり）末に市から緊急支援を行った2,000万円は、平成27年度から10カ年での返済計画による融資でございましたけれども、昨年12月25日に一括で返済されました。

次に、建設課でございます。

土木事業について、昨年8月1日から10日までの台風12号及び11号の豪雨被害により、78件事業採択を受け一部繰越事業にて計画中でございます。

がけくずれ住家防災対策は、8件の事業採択があり、3件完了見込み、残り5件は繰越事業も視野に入れ完成を目指してまいります。

道路整備事業は、昨年度からの繰越事業も含めほぼ完了し、現在、関係機関等への実績等提出作業を行っています。

都市計画についてでございます。

秦山公園の人気施設ふわふわドームは、改修工事を完了しました。都市計画道路新町西町線は、実施計画を終了し4件の用地等契約を締結しました。あわせて、附随する物件移転補償についても契約予定でございます。

地籍調査についてでございますが、現在、本年度計画の物部町大栃・柳瀬の各一部、香北町川ノ内・横谷の各一部、土佐山田町西又の一部が3月末に現地調査業務完了となります。

県営工事でございますが、国道195号山田バイパスは、楠目工区の用地取得及び佐野工区等の用地調査を行い、大栃橋かけかえ工事においては橋梁詳細設計を行っています。また、他路線工事についても支所を初め地域等との連絡を密にして、事業のスムーズな進捗を心がけて作業を進めております。

次に、生涯学習振興課でございますが、香美市宝町体育館についてでございます。

香美市宝町体育館改築工事は1月20日に完成、こけら落とし式典を1月31日に催し、2月1日から供用を開始いたしました。

次に、上下水道課でございます。

簡易水道事業についてでございますが、昨年8月に発注した平成26年度ほきやま簡

易水道区域拡張工事は3月で完了しました。これにより平成25年度から着手した当該事業は全て完了し、4月から供用を開始いたします。

公共下水道事業についてでございますが、昨年9月に発注した平成26年度公共下水道談議所污水管幹線管渠築造工事及び平成26年度公共下水道談議所污水管幹線管渠築造工事は、2月に完成し4月より供用を開始します。

次に、消防課でございます。

平成26年度中の火災件数、救急及び救助出動件数についてでございますが、昨年は火災件数23件、損害額2,165万5,000円、救急出動件数は1,566件、救助出動件数は20件となっており、平成25年と比較すると、火災件数は13件の増、損害額は55万6,000円の減、救急出動件数は48件の増、救助出動件数は3件の増となっております。

消防団の活動についてでございます。平成26年11月23日に物部方面隊、11月30日に香北方面隊が冬季訓練を実施し、香北方面隊は訓練の後、民生委員とともに独居高齢者宅を訪問し、防火点検を行いました。また、12月26日から30日までの全分団による年末警戒を実施し、各分団はそれぞれの管轄区域を巡回して火災予防を呼びかけました。

消防出初め式についてでございますが、1月11日、市民グラウンドで消防団員ら約300人が参加し、平成27年香美市消防出初め式を開催しました。式においては、消防団の表彰に続き服装及び機械器具点検、分列行進などを行いました。

消防防災施設等の整備についてでございますが、2月下旬に老朽化していた消防署香北分署の消防司令車を更新配備しました。また、土佐山田方面隊山田分団に総務省消防庁から無償貸与されました救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を配備しました。

次に、施政方針でございます。

まず、現在の日本経済について、政府は大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの個人消費等に弱さが見られ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなっております。こうした状況のもと、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするために、昨年12月に地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を策定し、景気の活性化を図っております。

1月に閣議了解された平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によると、平成27年度の経済見通しは、緊急経済対策などにより、平成27年度の経済財政運営の基本的態度に示された政策の進捗や政労使の取り組み等により雇用・所得循環が引き続き改善し、好循環がさらに進展するとともに、交易条件も改善する中で堅調な民需に支えられ、景気回復が見込まれ、実質GDP成長率は1.5%程度と予測をしております。

一方、平成27年度の地方財政は、前年度に引き続き通常収支分と東日本大震災分を

区分して整理することとし、通常収支分については、地方交付税等の一般財源総額について地方創生のための財源等を上乘せし、平成26年度の水準から1兆5,000億円（後に「1兆2,000億円」と訂正あり）増とするとともに、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債の発行を抑制することで一般財源の質も改善するとしております。

こうした国の経済動向や地方財政措置のもと、平成27年度予算も限られた財源の中で国や県の補助事業を有効に活用しながら、住宅耐震化促進事業や防災行政無線デジタルシステムの整備などの防災対策関連事業、宝町グラウンド整備などの社会体育施設整備、物部支所庁舎建設などの庁舎建設事業、鏡野中学校武道館・プール施設整備などの教育環境整備や学力向上対策などの教育の充実に係る事業、地域に根差した産業の育成、少子高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実に重点政策として、本市の将来像である進化する自然共生文化都市の実現を目指して取り組んでまいります。

今後も市民の安心安全な生活を最優先することには変わりはなく、住宅等耐震化促進事業や自主防災組織活動支援事業等の防災・減災の事業を推進します。

また、市の消費者行政に関しては、市民の消費生活に係る不安を解消するため、専任の相談員を配置するなど体制の強化を行ってきましたが、今後も複雑化、高度化する消費者問題に対応するため現在の消費生活相談体制を維持するとともに、後を絶たない振り込め詐欺や巧妙化する詐欺行為についても、警察署と連携し迅速に情報周知を行うなど、地域住民の安心安全の確保に努めてまいります。

平成27年度一般会計予算規模でございますけれども、平成27年度の歳入・歳出予算総額は176億9,900万円で、前年度164億600万円と比べて12億9,300万円、1.9（後に「7.9」と訂正あり）%の増となっています。

歳入では、市税は前年に比べて4,404万5,000円、1.8%減の23億9,952万8,000円などで、自主財源は42億1,453万8,000円、地方交付税では、地方が地方創生に取り組むためのまち・ひと・しごと創生事業費の創設や、前年度までの交付実績を考慮し、前年度に比べて1億5,000万円、2.2%増の68億5,000万円を見込んでいます。

しかし、なお財源不足が生じることとなりますので、その不足額を補うため、財政調整基金の取り崩しとして9億1,600万5,000円を計上しています。

繰入金については、昨年度（後に「今年度」と訂正あり）は特別会計繰出金の増加等に伴う歳入不足を補うため、財政調整基金繰入金9億1,600万5,000円を計上し、施設等整備基金の繰り入れや庁舎建設基金繰り入れなど、基金繰り入れの総額は10億6,524万8,000円となっています。

市債については、交付税の振替財源として臨時財政対策債が5億1,691万8,000円となっております。支所建設事業や消防防災施設整備事業、合併振興基金積立に伴う合併特例債9億8,870万円、林道整備事業や学校施設整備工事等に伴う過疎対策

事業債 3 億 7,040 万円、過疎対策事業債、ソフト分でございますが、2 億 2,660 万円等により総額 21 億 6,821 万 8,000 円となっております。

歳出では、性質別に大別すると義務的経費が 76 億 3,884 万 9,000 円、投資的経費が 31 億 3,287 万円、その他経費 69 億 2,728 万 1,000 円となっております。また、総予算に占める割合は、義務的経費が 43.1%、投資的経費が 17.7%、その他の経費が 39.2%となっております。

以上、平成 27 年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、今定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

まず、専決処分事項の報告でございます。

報告第 1 号は、住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起でございます。

報告第 2 号は、香美市消防庁舎建設工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結でございます。

議案第 1 号は、平成 27 年度香美市一般会計予算です。

議案第 2 号は、平成 27 年度香美市簡易水道事業特別会計予算です。

議案第 3 号は、平成 27 年度香美市公共下水道事業特別会計予算です。

議案第 4 号は、平成 27 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算です。

議案第 5 号は、平成 27 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算です。

議案第 6 号は、平成 27 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第 7 号は、平成 27 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第 8 号は、平成 27 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第 9 号は、平成 27 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第 10 号は、平成 27 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算です。

議案第 11 号は、平成 27 年度香美市水道事業会計予算です。

議案第 12 号は、平成 27 年度香美市工業用水道事業会計予算です。

議案第 13 号は、平成 26 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）であり、本案は普通交付税の追加、宝町体育館建設事業費の減額、国の補正予算に対応する事業の追加等のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。

議案第 14 号は、平成 26 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）です。

議案第 15 号は、平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）です。

議案第 16 号は、平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）です。

議案第 17 号は、平成 26 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）です。

議案第 18 号は、平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第

4号)です。

議案第19号は、平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)です。

議案第20号は、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)です。

議案第21号は、平成26年度香美市工業用水道事業会計補正予算(第1号)です。

議案第22号は、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第23号は、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第24号は、香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第25号は、香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第26号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第27号は、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第28号は、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第29号は、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第30号は、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第31号は、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第32号は、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第33号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第34号は、香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第35号は、香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第36号は、香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第37号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第38号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定です。

議案第39号は、香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定です。

議案第40号は、香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の

制定です。

議案第41号は、香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定です。

議案第42号は、香美市立保育所条例の制定です。

議案第43号は、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定です。

議案第44号は、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定です。

議案第45号は、市道の路線の認定です。

議案第46号は、土地の取得です。

議案第47号は、市有財産の無償貸付けです。

議案第48号は、香美市地域交流施設の指定管理者の指定です。

議案第49号は、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定です。

議案第50号は、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定です。

議案第51号は、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第52号は、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第53号は、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第54号は、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第55号は、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第56号は、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第57号は、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第58号は、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定です。

議案第59号は、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定です。

議案第60号は、香北健康センターセレネの指定管理者の指定です。

議案第61号は、香美市交流促進施設の指定管理者の指定です。

議案第62号は、平山木工所の指定管理者の指定です。

議案第63号は、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定です。

議案第64号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定です。

議案第65号は、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定です。

議案第69号は、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約です。

議案第70号は、香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定です。

議案第71号は、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第72号は、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第73号は、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定です。

以上、平成27年度香美市一般会計予算など報告2件、議案70件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、議案細部説明書をご参照くださいますようお願いいたします。

○議長（石川彰宏君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第1号及び第2号の専決処分事項について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君）　12番、山崎です。

報告第1号ですけれども、この中身ですが、債務者Aの方は死亡されているということですが、いつごろ死亡されたのか。また、被告B、連帯保証人ということで、この方の債権回収の見込みがあるのかどうか。それと、遅延損害金がかかなり大きいわけですが、ここまで多額になるまでどういった対応をしてきたのかということと。それから、平成26年10月31日専決となっていますけれども、専決はたしか直近の議会ということになっていたかと思うのですが、12月議会になぜ出せれなかったのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君）　収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君）　山崎議員のご質問にお答えします。

まず、最初にお断り申し上げたいと思います。

本来であれば、議員のおっしゃられましたように12月議会に報告すべきでございましたけれども、ちょっと抜かっておりまして今回の議会になりました。申しわけありませんでした。

質問ですけれども、債務者は昭和59年に亡くなっておられます。その後なかなか回収が進んでおりませんので、その後、平成十六、七年の住新の集中的な回収に向けての取り組みの中で、相続人のお一人から、また少しずつでございますけれども貸付金の回収が始まったということでございます。そして、その後、その方についてお金を入れてくださったり、ちょっとおくれぎみになったりという形でずっときておりまして、近年は回収のほうが進んでおりませんでしたので、いわゆる納付がなかった状態になっておりまして、それで、そのために去年の春、6月ですけれども担保不動産の競売の申し立てを行うこととしまして、申し立てを裁判所のほうにしたんでございますけれども、9月無剰余ということ、裁判所が現地を見まして、確認しまして、無剰余というのは、裁判費用と、それから売れる見込みの金額とを比べて、裁判費用のほうが多いというような判断になりまして、それが無剰余というんですけれども、その無剰余という判断になったものですから、競売の手続の取り消しをしたという形になります。その結果、これ以上債権を回収するためにはどうすべきかということになりまして、連帯保証人が

2名おりますけれども、そのうちの1名の方は既に死亡されておりまして、生存されている今回被告Bという形になっておりますけれども、もう1人の連帯保証人の方に対して請求の訴えを起こしたという形になります。貸し付けが古いものですから、結局、遅延損害金というものも多額になってくると、こういう形でこのような金額になっております。

説明は以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第74、議案第66号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてから日程第76、議案第68号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定についてまで、以上3件を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山崎眞幹君、爲近初男君、千頭洋一君、比与森光俊君の退場を求めます。

（4番、山崎眞幹君、9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君、16番、比与森光俊君退場）

○議長（石川彰宏君） 議案第66号から68号までの議案について、提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今期定例会に追加して上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

議案第66号は、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定でございます。

議案第67号は、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定でございます。

議案第68号は、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定でございます。

以上、議案3件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、議案細部説明書をご参照いただくようよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） これで提案理由の説明を終わります。

山崎眞幹君、爲近初男君、千頭洋一君、比与森光俊君の入場を許可します。

（4番、山崎眞幹君、9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君、16番、比与森光俊君入場）

○議長（石川彰宏君） お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第46号及び第73号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第49、議案第46号、土地の取得についてを議題とします。

まず、本案について執行部から提案理由の補足説明を求めます。生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） おはようございます。

議案第46号、土地の取得について

香美市宝町グラウンド用地として、下記の土地を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年香美市条例第58号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- |          |                     |      |    |
|----------|---------------------|------|----|
| 1 所在地    | 香美市土佐山田町山田字下野1280番2 | ほか   | 2筆 |
| 2 数量     | 5,748.56㎡           |      |    |
| 3 取得の方法  | 購入                  |      |    |
| 4 取得価格   | 5,231万1,896円        |      |    |
| 5 契約の相手側 | 神奈川県相模原市            | 在住、A | さん |

平成27年3月4日提出、香美市長 法光院晶一

買収等する土地につきましては、次ページに1筆ごとに明細を記載してございますのでごらんいただきたいと思います。また、詳細につきましては、議案細部説明書127ページと128ページに記載してありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番、大岸真弓君。

○14番（大岸真弓君） 14番です。

お尋ねしますが、この契約の相手側の住所、氏名の表記ですけれども、報告事項なんかと違いまして用地取得であります。この議案でAさんという表記が適正なのかどうか、そのあたりはどうでしょうか、お聞きします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 現在まだ登記が完了しておりませんので、この程度でとどめらせていただいたという考えでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸真弓君。

○14番（大岸真弓君） 以前、学校給食センター用地のときには氏名が出ていたと思うんですが、それはもう登記済みであったということですか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 申しわけございません。そちらのほうにつきましては、ちょっと私のほうでは承知してございません。申しわけございません。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸真弓君。

○14番（大岸真弓君） そしたら、登記の後には氏名等記載したものがまた議会で

説明をされるということですか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） それは法務局のほうの台帳も自由に閲覧できますので、それは可能かと思います。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺いますが、これはそしたら相手側の意思でAさんにしてくれというレベルではなくて、こちら側がAさんとしていると。もちろん個人情報絡みもあるでしょうけど香美市が土地を買うわけですからね、お金を支払うわけです。そこで実名を出せないものなのかなというふうに私どもは素人感覚で思うんです。あけぼの保育園のときも名前は出てましたからね、実際のところ。どこかに何か、根拠が変わってこうなったのか、そのことをお示しいただきたいんですが。何も変わってなくて、相手がちょっと匿名にしてもらいたいというので議会に議決をかけていいものなのか、その点を確認します。

○議長（石川彰宏君） 休憩にします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

先ほど給食センター等のお話がございます、ちょっと私も記憶もないので承知してないという答弁をさせていただきましたところですけど、議会事務局のほうでちょっと調べてみましたところ、給食センターもAさんというような表記がございました。そういったことで、以前に個人的な名称を掲げていたようですけど、最近の議案につきましてはそういった形をとられているということです。それで、ただ今後のこともありますので、こういったことが必要であれば個人の情報も載せることが可能かどうか、こちらからまた香美市全体の話として協議しながら、こちらのほうでどこまで出せるかということも協議して表記していきたいと、このように思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） その件に関しまして、学校給食センターのときには氏名が出ていたというふうにさっき発言をしましたが、それは私の勘違いでした。何のことでそう思ったのかと言いますと、議案の質疑の中でまだ用地の確保先が決まっていないときに、この方に当たっているということで実名が出たことがありまして、それを指摘したことがあって、その記憶と混同しておりましたのでそれは訂正いたします。わかりました。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） これは議長にお願いになると思いますが、訴えの提起等の例と違いまして公金を入れると、公費を入れるというふうな議案についてはちょっとまた議運等で話してもらって、やっぱりどこの誰さんに土地を取得なら取得ということで明確にすべき部分もあるんじゃないだろうか、議会サイドとしてはその件を検討すべきじゃないかというふうに考えましたので、これは議長に対しての一つの提言でございます。いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） わかりました。議会運営委員会で協議しまして、議員さんそれぞれ考えもあると思いますので、議員協議会なりで検討していきたいとそうように思っております。

ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第73、議案第73号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、本案について執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議案第73号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年3月4日提出、香美市長 法光院晶一

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

香美市長等の給与及び旅費支給条例（平成18年香美市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

6 平成27年4月1日から5月31日までの間における市長の給料月額、第2条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から10分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、当該期間の期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

7 平成27年4月1日から同月30日までの間における副市長の給料月額、第2条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から10分の1に相当する額を減じて得

た額とする。ただし、当該期間の期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、議案細部説明書のほうに書いてありますのでごらんいただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長のほうから諸般の報告においてお話を承りました。

二、三聞きたいところがございます。

1つには、先ほどの報告の中で、建設会社等の処分については全容を見定めてというふうなことも踏まえておりましたし、このこと自体も新聞記事等によりますとまだ全容も出ていないということもございます。その中で、私どもの感覚ではまだ早いんじゃないかと。もちろん市長、副市長におかれては、直接その当時この件にかかわっていたわけでも何でもございませぬけれども、ただ行政の継続性ということを考えるときに、道義的な部分で今回みずからを監督責任も踏まえて律したみたいな格好になっていると思うんですが。やはりまず、この時期、今の時期で全容が出ていない時点で出てくるという部分と、もし万が一、こんなことを言ったら、ないことを願ってますけど全容に係る部分が実際、現職場というか退職前の職場であることはないと思いますけど、そういうことの不幸事まで発展していくということはもちろんないと思うんですけど、実際。そのところを踏まえたときには、今回はまず第一義的にこのことをしておくというレベルの議案なのか、ちょっとそのところを確認しておきたいんですが。ちょっと言っている意味わかりますか。まず、時期のことと、今後の展開によってどうなるかということを知りたいところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

この時期になぜかというお話でありますけれども、さきにご報告申し上げましたように監督指導の立場にあった職員については処分をさせていただきました。そうした中でやはり大きな反省、そして、二度とこのような不幸事を起こさせない、起こさないという決意を今、職員一丸となって行っておるわけにありますので、その頭における市長、副市長が何ら身を正さないということはいかがなものかというふうに思っております。また、新しい年度を迎えるに当たって、私たちの決意というものを市民の皆さんにもお示ししてやっていくことが大事だというふうに思います。議員が言われるように、今後、事態の展開によっては、それだけで済んだのかというふうなお話もあろうかと思っております。

けれども、想定をしないところまでお答えをすることはできませんので、我々としては今この現時点でみずからの身を正すということは、絶対に必要だというふうに考えて行っているところでございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 4月1日から5月31日まで市長は2カ月間、そして、副市長が1カ月間10%ということですが、この10%は根拠といいますか10%にした基準はどこに求めるのか、それをお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 10%の減額につきましては、職員の減額したときの処分の基準でございます。これに市長、副市長も倣って、準じてこの提案ということになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この件に関しまして、市長のご報告にもありましたように調査検討委員会を設けて、2月24日に1回会議をしたとのことですが、さきに議員協議会でこの件に関して発覚したときに説明がありましたときに、検討委員会で検証していくということで3月議会で何らかの報告が、検証結果、内容を報告ができるというふうな市長からのご説明があったかと思うんですが、その説明の機会は今回いつごろになりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 検証は、委員会を立ち上げまして、第1回の会議をいたしまして、急いで対応する必要があるというふうな中身については昨日、課長会でも検討をしたところです。第1点は、今警察のほうで判明をしていること以外に、グレーな部分についても徹底的に調査をするように指示をいたしております。第2点は、これは検証委員会からの提案、課長からの提案がありましたけれども、工事また工事以外の物品等についての確認については、複数の目でもってやっていくということです。それから、これらの書類に関して、やはり確認をしたかどうかというふうな確認の欄を新たに設けるなどするというを確認をいたしておるところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

先ほど市長の行政報告で訂正がありますので。市長、法光院晶一君。

○市長(法光院晶一君) 大変申しわけありません。

私、原稿を持ちながら報告をしたのですが、どうも誤って報告をしておるようでありますので、訂正をさせていただきます。議事録になった場合には、この間違っただけが載りますので恐れ入ります。

まず、3ページの下の方の商工観光についてでございますけど、この中に24年度とあるところを私、「27年度」というふうに報告をしたところですが、これは「24年度」、この書いてあるとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

それから、6ページのほうでございますけれども、この中段のところですが、数字がたくさん並んでいるんですけども、ちょうど真ん中あたりになりますけれども、「1兆2,000億円」というところを、これを1兆5,000億円とこういうふうに申したようでございますので、これはこの文章にあるように「1兆2,000億円」ということで訂正をさせていただきます。

次のページの7ページですけれども、上から2行目のところ。「7.9」%のところ、これを「1.9」とこういうふうに言ったようでございますので、これは数字のとおりここにあるとおりでございます、「7.9」。

そして、中段のちょっと上のところに繰入金という段落がちょっとありますけど、その後ろに「今年度」とあるところ「昨年度」とこういうふうに報告をしたようでございますので、この文章にあると通りのように直していただきたいというふうに思います。

それから、これは私の報告の中にはありませんでしたけれども、光ファイバーの延伸、非常に急がれていたわけでありまして、この光ファイバーが物部町大柘、また、物部町の山崎まで延伸をいたしまして、この3月から供用開始をいたしております。そして、もう一つ大事なことでありますけれども、本市との姉妹都市の提携をしておりますアメリカのラーゴ市が、今月の28日に日本にいられて香美市に滞在をするということになっております。年度をまたぐ皆様方には行事がたくさんある中でございますけれども、歓迎会等を予定をしておりますのでぜひご出席をいただいて、姉妹都市の皆さんをしっかりと歓迎することを今後も続けてまいりたいというふうに思っておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上、加えて報告をさせていただきます。

○議長(石川彰宏君) 大岸眞弓君。

○14番(大岸眞弓君) 市長が言及されましたので、ちょっと気がついたところを申しますと、7ページの本文6行目、これが多分このようにお読みになったかとは思

んですけど、2.2%増の68億5,000万円であれば、千万円の「万」が要らないんじゃないんでしょうか。「千円」という表記になるんじゃないですか。6行目、2.2%増。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） ただいま市長から訂正がございましたが、市長の訂正を許可いたしますか。異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。

それと、追加報告がございました。光ファイバーが延伸したということと、ラーゴ市が今月の28日に来日するということはよろしゅうございますか。

異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月10日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時47分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 7 年 3 月 1 0 日 火曜日

平成27年第1回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成27年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月10日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 1 番	門 脇 二三夫
2 番	小 松 孝	1 2 番	山 崎 晃 子
3 番	利 根 健 二	1 3 番	山 崎 龍太郎
4 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	大 岸 眞 弓
5 番	森 田 雄 介	1 5 番	織 田 秀 幸
6 番	濱 田 百合子	1 6 番	比与森 光 俊
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	依 光 美代子
8 番	小 松 紀 夫	1 8 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	1 9 番	島 岡 信 彦
1 0 番	千 頭 洋 一		

欠席の議員

2 0 番 石 川 彰 宏

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ け 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生 涯 学 習 振 興 課 長	田 島 基 宏
教 育 次 長 兼 教 育 振 興 課 長	後 藤 博 明	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆

農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公

議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 7 年第 1 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 7 日目 日程第 2 号)

平成 2 7 年 3 月 1 0 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- ① 8 番 小 松 紀 夫
- ② 1 2 番 山 崎 晃 子
- ③ 1 5 番 織 田 秀 幸
- ④ 4 番 山 崎 眞 幹
- ⑤ 1 7 番 依 光 美代子
- ⑥ 5 番 森 田 雄 介
- ⑦ 1 9 番 島 岡 信 彦
- ⑧ 7 番 村 田 珠 美
- ⑨ 3 番 利 根 健 二
- ⑩ 1 6 番 比与森 光 俊
- ⑪ 6 番 濱 田 百合子
- ⑫ 1 3 番 山 崎 龍太郎
- ⑬ 1 4 番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

7 番、村田珠美君、8 番、小松紀夫君 (会期第 1 日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○副議長（島岡信彦君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。20番、石川彰宏君は、所用のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） おはようございます。8番、自由クラブの小松紀夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式にて質問をいたします。

まず、質問項目の1点目、地方創生についてお伺いをいたします。

連日、新聞紙上やテレビ等々マスコミで報道されておりますが、国は人口減少、そして超高齢化という課題に対しまして、地方自治体の創意工夫による事業実施を促す地方創生を強力に推進しているところでございます。

これまでも、地方分権一括法の施行に伴って「地方分権の時代だ」とか、その後の「地域主権は1丁目1番地だ」など、さまざまな地方活性化へのかけ声はございましたけれども、いずれもかけ声倒れという感がございました。

そして、このたび地方創生でございまして、またかと、今度は何だというふうな思いが当初ございましたけれども、その後総理や閣僚の発言、また創生本部の設置、まち・ひと・しごと創生法の制定、そして創生総合戦略の閣議決定、迅速なこの取り組みから、今度の本気なんだなとそういう感じができております。

そして、本市もこれに乗りおくれることはだめだと、乗りおくれてはいけないと、そのように感じているところでございます。

国はこの地方創生を推進する中で、積極的な地方自治体の取り組みには手厚い支援を行う。また、さらに熱心な取り組みには、情報面や人的支援また税制による支援など、さまざまな面におきまして全力で地方を支えていくと、こういうふうに明言をしております。

そこでまず、国の進める地方創生に対する市長の見解をお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。小松紀夫議員の地方創生について、お答えをしたいと思います。

ご承知のように、昨年暮れに国のほうはこの法案を通しまして、年明け早々に都道府県を集めまして説明会を行う。そして、また地方にも出て、今この地方創生、これがもう二度とない政策なんだというつもりで地方がしっかり取り組んでほしいと、こうい

う要請をしているところであります。

まず、長期人口ビジョン、そして、この地方版の戦略、これが2つですけれども、これが非常に大事になってくるわけでありましたが、2060年を基本とした長期ビジョン、そして、さまざまなアクションプランを束ねた地方版戦略をこれからつくらなければならない。平成27年度中につくらなければならないということになっておりますけれども、まず、共通認識をともに持つということが大事だというふうに考えております。

人口の減少による影響というものがどれほどのものかということ、やはり共通の認識にすること。そして、その人口対策に取り組むことの意義、それから、東京圏へ一極集中しているこの状況を是正する、解消していくということ。そして、これからを担う若者の希望をどう実現していくのかということ。また、地方の希望といったものをどう実現をしていくのか、こうしたところの共通認識というものをしっかりと市民の皆さんで持つことが大事だと思います。

そして、市、市民だけでなく、このことが国、県、市、これ全てが共通の認識にならなければ起動しないというふうに考えております。

そのために、産・官・学、これまで言われてきました産・官・学に合わせて、金、金融関係、あるいは労働、労、言、マスコミなんかを含めて全ての地域の総力を挙げた取り組みが求められてくる。その総力を挙げた取り組みの中できちんとした共通の認識を持っていくということが、これが非常に、これからの地方創生の中での肝になるというふうに考えております。

また、実施、取り組みについては、行政活動の数値ではない効果、あるいは取り組みをやった結果どういう数値が期待されるのかという、行政がどのような会議を何回開いた、何人参加していただいた、そういう具体的な数値ではなくて実際に期待される数値、これを出すこと、これがKPIというふうに言われておりますけれども、その数値を出すことが大事だというふうに考えています。そして、その数値が出たことに関して、実際に行ったことがどのように実現したのか、どこまで行ったかという検証、これが大事だと思います。そして、今回の検証については、そもそもうまくいってないのであればその戦略は失敗だということで、戦略も変えるぐらいのそういう気持ちで取り組む必要があるだろうと思います。そして、何よりも重視しなきゃいけないのはスピード、スピード感であるというふうに思っています。

そうしたことを重視しながら、しっかりと地方創生の取り組みをやっていききたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 市長の見解をお伺いをいたしました。同感でございます。特にスピード感を持って行わなければならない。

ただ、国がこの地方創生を推進する中で自分が最も印象深く感じておりますのは、地方創生は自治体間の競争であると、そういうところがございます。さきに述べましたと

おり、国は積極的な取り組みには手厚い支援を行うと、またほかにも、熱心な自治体にはとか意欲的な自治体にはなどと、言いかえれば、さほど熱心ではない自治体には支援はほどほどにしようかなとそういうことでございまして、全国の自治体を相対的に評価をしますから、皆さん頑張ってくださいよとそういうふうに言っているように感じます。

以前から地方分権は自治体間の競争だとかいうことを言われていましたけれども、今回の国の進める地方創生はさらにそのことを強力に進めている、そういう感覚がいたします。

この自治体間の競争だということにつきまして、市長の見解がございましたらお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 地方間の競争であるかどうかについては、ものの見方、考え方によるんだというふうに思いますが、このたびのその地方創生というのは、地方の自由度がまず認められております。ですから、きちんとした取り組み、成果が、自由である一方で成果が確実に求められますよということだと思っておりますね。

平成27年度に計画がつくられる、そして、早いところは平成27年度の途中からでもスタートをいたします、ですから早いほどいい。

平成27年度に計画がされるということは、本格稼働するのは平成28年度です。この稼働したのに対してどういうものがあるか、交付税が交付される。お金が国から来るわけです。

これまで交付税の考え方については、基本的な数値をもとにして、人口であるとか道路の長さとかいうこと、そういう基本的な数値をもとにして交付税は計算されました。

でも、この地方創生の中では、効果的な事業をやったかどうかということが問われるわけです。ですから、今までと交付税は変わらないのではなくて、しっかりやったところはしっかり国が応援をしますよということですから、結果において、議員の言われるようにこれは競争ではないか、負けちゃいけないでしょう、こういうことだと思っております。

ですから、ただ計画をつくれればいいということではなくて、つくった計画が効果をあらわして、そしてしっかりとした数値に出てくるということが大事です。その中にはやはり人口、人口に影響してこなきゃいけないし、女性が出産する特殊出生率、香美市は1.38でありますけれども、先日も総務省の局長のところに行きましたら、あなたの町は出生率は幾らですかと、「1.38です」と言ったら、「少し低いですね」とこうおっしゃられた。国は1.8が標準ですよと、1.8になるように頑張ってくださいねということですから、国はそこで頑張っているわけですから、地方のほうも困難ではありますがけれども、そこはやはり見据えて、少しでも数値を上げるような形で頑張りましたという形をやるようなことを、これからやっていかなきゃならないというふうに思っております。

地方間の競争ではあるかもしれませんが、私は何よりもそれが香美市に求められているというふうに思っていますので、香美市のために全力を挙げてやるのが、この地方創生にとって非常に大事なことだというふうに思っています。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） よくわかりました。では、次の質問に移ります。

まち・ひと・しごと創生法におきましては、先ほどから市長もおっしゃられるとおり、都道府県及び市町村に対しまして、地方版の総合戦略の策定を求めています。香美市版のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、数点お伺いをいたします。

まず、総合戦略の策定に当たりましては、本市の主体性を発揮すると同時に、さまざまな年齢層の市民の皆さんの声や各種団体の意見を広く聞いて、総合戦略に反映をしていくことが重要とされております。また、数値目標、評価指標の設定、さらにPDCAサイクルを活用した年度ごとの見直しが必要となっております。

本定例会に上程されております条例案によりますと、振興計画審議会が総合戦略審議会を兼務するというふうになっておりますが、同一の審議会ですべて平成29年度から平成38年度までの10年間の第2次振興計画を、これは平成28年度中になるのでしょうか、策定をします。それと同時に、平成27年度から5年間のこの総合戦略を平成27年度中に策定をして、しかも毎年PDCAサイクルを使って評価見直しを行っていく、評価をして見直しを行っていくというのは、少しこの審議会の委員の負担が大き過ぎやしないかと、若干危惧をすることがございます。このことに関しまして見解をお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。小松議員の質問にお答えします。

総合戦略は、少子高齢化、人口減少が著しく進行する中でまちづくりの基盤となる定住人口を維持し、将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会の構築を目指し、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを趣旨としています。

また、総合戦略については、香美市振興計画の施策を実現するための計画と位置づけており、本市においては9月を期限として策定する方針で現在取り組みを進めています。

さて、ご質問の審議会でございますが、議員のご質問の内容も含め私どももさまざま検討してきましたが、総合戦略は香美市振興計画と一体のものでありますので、別に審議会を設置するより振興計画審議会に総合戦略を審議する機能を持たせることが自然であり、合理的であると判断いたしました。

また、委員さんに過剰な負担がかかるかではないかのご質問ですが、現在のスケジュールでは、審議会の開催予定回数は平成27年度中が5回、平成28年度が6回程度の予定としております。振興計画だけのスケジュールから比較しますと回数も多くなり

内容も増大しますので、これまでと比較すると負担は大きくなりますが、総合戦略策定のピークは平成27年度9月ごろまで、振興計画のピークは平成28年度となります。

こうしたことを総合的に考慮した結果、振興計画と総合戦略の審議会を兼ねていただいても、過剰な負担にはならないと判断しております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 振興計画に沿った形で総合戦略、それはもちろんそうだと思います。それはつながってないとおかしい話でございますから。

この件につきましては審議会の体制、この後同僚議員が詳しく質問をされるので、審議会の体制についてはもうこれ以上お聞きしませんけど、私は負担は大きいんじゃないかということ指摘をしておきます。

少し関連をいたしまして、この総合戦略の中身のことを1点内容をお伺いをいたすんですが、総合戦略の中で数値目標の設定、これがあるわけでございますけれども、この数値目標をつけるその項目と数値目標の設定方法、これについてお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

総合戦略につきましては、国から4つの基本目標が定められており、自治体はこの基本目標を柱に具体的な施策を乗せていくこととなります。また、数値目標につきましては、それぞれの施策について具体的な数値目標を設定することとなっています。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 済みません。その国の示している4項目について、お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

国においては、各自治体において4つの基本目標に基づいて施策を設定しなさいということになっておりまして、1つ目として地方における安定した雇用を創出、2つ目として地方への新しい人の流れをつくる、3つ目として若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4つ目として時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する、この4項目になっております。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） はい。じゃあ、その4項目を基本にそれぞれに数値目標をつけていくということで、先ほどちょっとお聞きしたんですけど、その数値目標の設定方法、ただ具体的な数字をとということだけだったんですけど、なかなかこの目標の数値というものが評価されて、翌年のその交付金になってくるわけでございますので、余り大風呂敷を広げたような数値目標を立てても、これはまた評価が逆に低くなるんじゃない

かとかそんな思いがあるんです。どのような方法でその数値目標を設定するのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

少し具体的に説明させていただきますと、例えば今ちょっと作業をしております、2つ目の地方への新しい人の流れをつくるという基本目標の中で、それに合ったような施策について、現在継続してやっております事業をそれに当て込んでいきます。また、これに対しての新規事業ができるのかできないのか、そういった事業をまたそこに当て込んでいきます。

その中で、例えば移住促進事業でございますと、現在の年間の移住者数の数値がありまして、それに対してこの取り組みによって、現在よりも2割とか3割とか多い移住者を獲得するというような目標になります。

この目標については、庁内組織としてチームをこしらえておりますので、その中で協議をして設定しておりますけれども、こういう全ての取り組みを通じて香美市の人口の減少を防ぎ、また若い人の雇用をふやしていくというようなことになってきます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） ちょっとわかったようなわからないような部分もあるんですけども、現在開会中の高知県議会で、尾崎知事は県の産業振興計画と一体的な総合戦略づくりを強調しております、市町村版の総合戦略につきましても、できる限り県と方向性を一つにしてほしいと、それが重要だとかこういう考えを示しておりますけれども、この件に関しましてはどのような考えでしょう。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

総合戦略策定におきましては、国の方針として県は国の総合戦略を勘案し、市町村は県の総合戦略を勘案してつくってくださいということになっておりますので、もちろん県と方向性を合わせた形でつくっていくことにはなると考えております。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 次に移りますけれども、この地方創生というのは、東京一極集中の是正、市長もおっしゃったとおりでございます、地方の人口減少の克服でございます。

人口減少の克服と言いますと、言いかえれば定住人口の増加促進でございます、現在議会には定住人口増加促進特別委員会を設置をしております、定住人口の増加策につきまして調査、研究を進めているところでございます。

きょうの新聞で越知町でしたか地方創生特別委員会を設置した。まさに現在当議会が設置している定住人口増加促進特別委員会というのは、この地方創生特別委員会に当た

るものだというふうに自分は考えております。

この定住人口増加促進特別委員会ですけれども、本定例会の初日に特別委員会の委員長から報告がありましたとおり、自分たちの町の土地利用は、時代に応じてみずから自分たちで行うべきというふうな考えでございまして、昭和45年に行った土佐山田町の線引きの見直しや撤廃について検討してまいりました。このことは通告しておりませんので答弁は結構でございますが、今後は雇用、そして起業、起きるほうですね、起業、子育て、教育等につきまして、この特別委員会で調査研究をしてまいるところでございます。

そこで、総合戦略の策定に当たりまして、議会の意見を聞く機会、これを持つ予定はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

総合戦略の策定に当たっては、国は議会と執行部が車の両輪となって推進することを求めていますし、市としても振興計画同様、策定経過等について議会に報告し、審議をしていただく予定です。

なお、17日の議員協議会の中で詳しく説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） できれば議会の意見が反映できるように、でき上がったものを、こんなものできましたというような会じゃなくて、そういうのをよろしく願います。

次に移ります。

国は地方の総合戦略づくりを後押し応援するために、本年4月から人口5万人以下の市町村に対しまして国の職員を派遣すると、それとともに企業や中央省庁が持つ膨大なデータ、これを活用した地域経済分析システムを提供することとございまして、本市はこれらを活用する予定はあるのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

この制度は地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を首長の補佐役として、副市長または幹部職員として派遣するものとなっております。現在は派遣希望の受付は終了し、国が派遣者の調整をした後、3月末には派遣人材の公表予定になっております。ちなみに、全国で144市町村が希望し、100市町村に調整されます。高知県内では大豊町のみが希望しております。なお、本市においては希望しておりません。

次に、地域経済分析システムについては、当システムの目的の1つには、国がビッグ

データを収集し、自治体による効果的な地方版総合戦略の立案、実行、検証を支援するとあります。今後、総合戦略を策定し、事業の実施、P D C Aを回していくことが必要であることから、当システムを利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 地域経済分析システムは利用していると、国の職員派遣には手は挙げなかったということでございますね。では、次に行きます。

既に熱心な自治体は東京の創生本部、ここを訪問しまして、地方版の総合戦略の策定方法につきまして相談をしていると、こういうふうにお聞きをいたしました。

個人的には、このようなパフォーマンスと申しましょうか、地方分権と言いながら、霞が関とか永田町に陳情活動を行うということはいかかなものかと思えますけど、今回につきましてはそうも言っていないのではないかというふうに思います。

そこで、本市はそのような活動をしたのかお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

本市においては、創生本部への訪問等はしておりませんが、本市の取り組み内容の経緯等について簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

地方創生関連については、昨年9月ごろから国において本格的に議論されており、11月19日には地方創生法が成立し、首相をトップとするまち・ひと・しごと創生本部の設置が決まっております。

本市においては、このような国の動きに注視するとともに、他市や県の動きについての情報を参考に総合戦略策定の方向性について検討し、スケジュール等の計画書を策定し、総合戦略の策定作業を進めている状況です。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 訪問とかいう活動はしていないということでございますが、その創生本部には全国津々浦々の地方自治体から総合戦略がそこに集まってくるわけがございます。その中で、それぞれの自治体の戦略を評価をしていく、そういう過程で私の想像です、想像ですけれども、例えば香美市には国の職員も派遣されていると、首長さんもこないだ創生本部に来てたな、ここ、香美市は熱心だと。そういうふうに、想像ですけど、そういう香美市はやる気があるんだなということが、それで示されるんではないかなと、国の役人も人間ですから。ですから、こういう活動やれることはやっておいたほうがいいと思います。できれば創生本部への訪問なんかは早期に行ったほうがいいんじゃないかと思えます。

次の質問へ移らせていただきます。

総合戦略は先ほど課長が言われていたことと関連するんですけど、総合戦略というの

は、いわゆる振興計画に基づいて予算の裏づけをしながら事業を具体化していく実施計画の部分に当たるものというふうに自分は認識をしているところですがけれども、本定例会に上程されております平成26年度一般会計補正予算でございます地方創生先行型には、住宅リフォーム補助金とかプレミアム付商品券などの、これは継続事業が計上されておるところでございます、人口減対策や地域活性化の対策はこれまでもさまざまに講じてきたところですがけれども、地方創生は新たな取り組みを求めているものでございまして、自分の思いですがけれども、それが新しい取り組みが総合戦略に盛り込まれていくものだというふうに思っているんですが、現時点で地方創生のための新たな事業展開の予定がございましたら、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まず、今回補正に計上しております交付金でございますが、この交付金は地域消費喚起・生活支援型と、地方創生先行型の2つのタイプに分かれております。消費喚起・生活支援型については、文字どおり消費の喚起、生活支援の事業に活用できるもので、地方創生先行型は、総合戦略に掲載される事業を先行して実施するものになります。

ご指摘の住宅リフォーム補助金、プレミアム商品券につきましては、消費喚起型になります。地方創生の先行型として新たな事業展開としては、移住対策の中に新しい事業や、また、姉妹都市交流事業などが新規事業となります。

なお、この交付金については制度内容が固まっていない状況の中で非常に短期間で取りまとめしており、今回の補正予算計上後に国から対象外であるとの通知があった事業等がございまして、リフォーム補助金も対象外となっております。このため、追加事業も含め第9号補正予算を計上させていただくこととなっております。

なお、この交付金の詳しい内容についても、17日の議員協議会で説明させていただきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） わかりました。

この総合戦略の策定、それほどのんびりとはできないわけでございますので、職員の皆さん一丸となって、議会も一丸となりますので、香美市の将来がかかっておりますので、精いっぱい、一生懸命取り組んでいきますように申し述べまして、次の質問項目に移らせていただきます。

続きまして、質問事項2点目のふるさと納税について、お伺いをいたします。

これまでも同僚議員によりたびたび質問がございましたけれども、それも踏まえましてお伺いをいたします。

ふるさと納税は、応援をしたい自治体に寄附をしますと現在の居住地の税金が軽減をされるという仕組みでございます、本来の趣旨は生まれ育ったふるさとへの恩返しではございますけれども、実情は各自治体のふるさと納税に対する特典、いわゆる謝礼品

を目当てにした寄附が行われているところでございます。

さらに、本年4月からは地方創生の一環で、軽減される税金の上限が2倍になるということになりまして、積極的に取り組んでいる自治体におきましては、寄附額の大幅増が見込まれるところでございます。

本市の平成27年度当初予算におきましては、歳入のふるさと納税寄附金に2,000万円が計上されておりまして、前年度の110万円から大幅に増額、1,890万円の増額でございまして、いよいよ本市も本格的に取り組む意欲を示してきたなどそういうふう感じております。

本市の特典、謝礼品につきましては、これまで観光協会が取り扱う商品の中で、年間を通じて贈呈ができる商品ということでございました。ホームページを見てみますと、まず、くじらナイフ、ユズの加工品のセット、次に鹿肉で終わりです。もう一見して寂しい。くじらナイフが悪いとかそういうことではなくって品が少ないということなんですけれども、一見して寂しいものでございまして、県内トップの寄附額2億円超の奈半利町なんかは40種類以上の謝礼品がございまして。

そこで、今後、本市の特産品を特典としていかに展開をしていくお考えなのか、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） おはようございます。お答えいたします。

小松議員のご質問にありますように、自分が生まれ育った地域やお世話になった地域を応援するという本来の趣旨よりも、特産品などの特典に注目が集まる傾向が強まっている現状がございまして。

納税額の目標、今回の予算ですけれども、他の自治体が謝礼品として牛肉とか海産類など豪華な品を用意している現状を踏まえると、大きく飛躍した目標額設定は難しいと感じてはおりますが、今回あえて高い目標額を設定させていただいておるところでございます。

さて、今後本市の特産品の特典として、特産品を特典としていかに展開していくのかというご質問でございまして、前2回の議会でも答弁させていただいたとおり、現在の謝礼品につきましては、産業振興課とも協議の上、香美市観光協会に発注しております。8月から発送を始めたばかりということもあって、ご感想のとおりまだまだ充実しているとは言いがたい状況でございまして。

現在、カタログ販売を手がける大手旅行会社とか通信販売業者などが納税業務の代行を行っており、地元事業者に対しての説明会でありますとか謝礼品の開発、民間のノウハウを生かしたパンフレットの作成、ホームページの開設まで行い、実績を上げてきております。

業務代行業者等を利用すれば、さまざまな市内業者から広く謝礼品の提供を受けることができるようになる可能性が高く、一つの手法として、ふるさと納税の業務を民間企

業に代行していただくことについて検討しておるところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 他の自治体に非常に豪華な謝礼品がある中で、あえて2,000万円計上したということですが、そう言わず本市も謝礼品を充実させて、2,000万円とは言わずもっとさらに上を目指していただきたいと、課長もおっしゃったとおり、本来の趣旨は自分の生まれ育ったふるさとを応援すると、そういうものがなくなってきたと、でもこれはもうそうじゃないです、完全に。寄附するほうも謝礼品もらって税金減額できる。そして、寄附を受ける自治体のほうも、財源はできるし、自分の自治体を田舎だったら都会のほうに発信することができるし、なおかつ謝礼品の関係で地域の経済も潤うということで、寄附者も自治体もいわゆるウィン・ウィンみたいなものなんですから、だからこれもうますますこの方向で行くわけでございますので、今の謝礼品のホームページ見たらわかるんですけど、これでは2,000万円は無理です、はっきり言って。

本市にもありますよね、いろいろ特産品、ありまして。本市ですと、やはり基幹産業の農業であったり、農産物、生鮮野菜ですね。JAとさかみはパーシャルシール包装ですか、行っていまして、これ鮮度がなかなか落ちにくい、特にとさかみのパーシャルシール包装は評価が高いんですけれども、これ高知県が特許を持っていまして、ほかの県はその特許が切れるのを待っているというような状態なんです。この包装を使って、したらもうニラでもやっこねぎ、小ネギでも、どんどん謝礼品に使えます。ほかにもいろいろ何でもあるんですが、ほかにも謝礼品は。

やはりもっとそういうのを活用して、謝礼品の量もふやして、寄附額をふやしていくという、そういう発想が大事だと思うんですけども、委託という言葉も出ましたが再度見解をお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

前回の議会でもお話しさせていただいたかもしれませんが、その特産品の品ぞろえに関しましては、商工団体あるいは農業団体等とも連携するような形で充実させていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） ぜひその方向で取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

インターネットで全国の自治体の謝礼品、これを見ておりますと、あくまで個人的な意見でございますけれども、パッと目を引く謝礼品としましてはやはり肉、牛肉、牛1頭はちょっと行き過ぎであると思うんですけど肉ですね。あとは魚介類、海鮮物なんか

が目を引きます。あくまで個人的な意見でございますけど。

これらは残念ながら本市の特産品にはないわけございまして、でも高知県の特産品にはございます。それで、それを導入して、本市の特産品とセットにして謝礼品とすることもありだなというふうに思っています。

例えば土佐和牛、ただ赤牛は市内の事業者さんにお聞きをしますと、うちで扱っている赤牛は全部奈半利町に行ってるからないですよとこういうことなんですけど、でも黒牛はございますので、土佐和牛と例えばいろんな団体、JA婦人部がつくった焼き肉のたれをセットにしてプラスニラとか、パーシャルシール包装のニラ一緒に送りますとか。また、やっぱりカツオのたたきですね。本市にはないんですけど、このカツオのたたき、これに本市のブランドのやっこねぎ、小ネギ、これプラスユズポン酢とか、さらに土佐打刃物の包丁で切ったたたきはさらにおいしいですよとか、やろうと思ったらいろんなバリエーションがたくさんあるわけございましてけれども。

本市の特産品を生かすためにも、そういう市外の特産品を導入することに対して見解をお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

ご質問にありますように、牛肉とか海鮮類などの豪華な品の人気が高く、目を引くのは現実でございますし、地元の商店などを仲介して地元で生産していない製品を準備して、ふるさと納税の謝礼品としている自治体もございます。この方法によれば、本市の特産品ではない牛肉や海産物も謝礼品として一緒にセットで準備できないこともないと考えられます。

具体的には、大阪府の藤井寺市は、藤井寺市の特産品ではない黒毛和牛のステーキを地元の精肉店を仲介することによって謝礼品に加えて、寄附額を伸ばしております。また、地元の焼き肉店で味つけしたものを焼き肉セットとして用意するなど、市内業者の特色を生かした商品開発もされておるようでございます。

また、和歌山県の高野町のように大手の旅行会社と組んで、特産品に限らず魚や肉、菓子など、県内外の豊富な品物を用意したら人気上昇したというような事例もございます。

このことにつきましても、あわせて検討課題とさせていただきたいと考えております。以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。牛1頭はこれは余りにもあれなんですけど、でもインパクトあります。で大事なんです、そういうところ。

次に移ります。

寄附額が全国1位の長崎県の平戸市におきましては、寄附額を有効期限なしのポイント

トに換算するという手法をとっていきまして、そのためのポイントに応じて特典を選ぶことができるということになっています。この手法が好評で寄附額は12億円を超え、大きな財源となっております。

今後はこのポイントに換算するという、恐らくこの手法が全国の主流になると思います。本市においてもこれを導入する考えはございませんでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

6日の衆議院予算委員会のほうで、ふるさと納税の返礼品が過剰になり、本来の税の趣旨がないがしろになる危険性があるのではと過剰な返礼品問題が指摘され、総務大臣も高額な返礼品に引かれて納税していることも紛れもない事実と過剰競争になっている状況を認め、ふるさと納税の趣旨を逸脱するような高額な返礼品や換金性の高いものは問題として、本来の趣旨に沿った範囲にとどめるように節度ある対応をするように要請すると答弁しております。

ポイント制につきましては、特典としてDMM.comのコンテンツを購入できる電子マネー、DMMマネーを提供するDMMふるさと納税を行っていた石川県加賀市が、換金性の高いプリペイドカード等や返戻割合の高い返礼品を贈ることを自粛を求める総務省の意向に反する可能性があるかと判断し、3月4日に打ち切ったというニュースもございましたので、ポイント制の還元方法は一考を要すると考えております。

さて、ご質問の平戸市の場合は、全国自治体ランキング1位というだけあって、特選平戸和牛、それこそ牛ですけれども、それにエビ、サザエ、カキなどのセット、鯛や地魚のセットなど、牛肉や海産物など目を引く特産品の豊富さもございますが、議員のおっしゃったとおり1万円以上の寄附に対してポイントを付与して、ポイントに応じて好きな特産品をカタログまたはサイトから選べるという内容、非常に興味深い制度となっておりますので、これらについてもあわせて検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 前向きに検討していただきたいと思っております。

また、その謝礼品の過剰な競争ということで総務大臣が何か通達を出したとか、そういう記事も見ましたですけど。一方では税額2倍にするとかあおってるんです。この流れは、こんな通達を出したぐらいじゃ全然変わらないと思っております。前向きに検討をして、取り組んでいただきたいと思っております。

次に移ります。

平成26年度の予算額110万円から平成27年度は2,000万円と大幅に増額したふるさと納税寄附金、これに取り組む体制としまして、これまでどおりの体制というわけにはいかないんじゃないかというふうに思います。専任の職員を配置する考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

ちょっと担当課としてはお答えしづらい部分もありますけれども、ふるさと納税に関しましては、現在1人の職員が他の業務と兼任で業務に当たっておりますので、十分な取り組みができていない状況となっております。今のところ専任職員の配置は難しいのではないかと考えております。

業務代行業者を利用するなどすれば、ふるさと納税担当者の事務量も一定軽減する可能性もございますけれども、先ほどのご質問にございました長崎県平戸市の場合ですと、企画財政課企画統計班という部署の中に、職員2名、臨時職員3名、計5名の専任職員を置いております。

そういったことが、その特産品、人気のある特産品の豊富さとポイント制に加えて、マンパワーによる制度のつくり込み、そういったものも全国トップの寄附額を支えているのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 平成27年度の2,000万円を今までと同じ体制でできません。それは無理と思います、はっきり言って。担当課としては、専任の職員を置くなんてちょっと言いにくいということなんで、市長はどういうお考えなのか。ふるさと納税寄附金に本格的に本気で取り組むのであれば専任の職員は要ると思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ふるさと納税に関して、職員の配置を強化しろとこういってお話であります。

明年度が2,000万円の目標ということで、随分金額が上がるんじゃないかということでもありますけれども、本年度もう既に1,300万円弱ぐらいの金額になっております。議員がおっしゃるように、やはり人の配置でできることと、知恵を絞り込むということがやっぱり大事だと思うんです。最初にご指摘をいただいたように、ふるさとの特産品というのはこれだけかということで、もっともっと知恵を絞り出す必要があるんだと思うんです。やっぱり魅力的なそういうものが香美市から皆さんの目に届けば、香美市にふるさと納税をしようという気持ちにもなってもらえるんだと思うんです。

まだまだ香美市にはその可能性があるんだというところをやはり絞り出す。人がいないからできないよと言うんだったら、何もできないんだろうと思うんですね。1,000万円の税金を確保するために1人をふやす。2,000万円いただいて送り返す品物代が幾らか、そして人件費を足して。じゃあ、その残りで税の足しになったんだとか、何ができたんだろうかという、これは本末転倒だと思うんですよ。

やはり、今は知恵を絞り上げてやるということを担当課も姿勢を正してやるべきだと

私は思っています。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 今回の体制で知恵を絞り出せと、こういうことをごさいますね。わかりました。それでまあ2,000万円はいけるだろうとこういうことです。いかに知恵を絞り出すかということです。頑張っていたきたいと思えます。

次の項目に移ります。

続きまして、香美市観光協会について、お伺いをいたします。

ご存じのとおりですが、平成25年の3月定例会におきまして、当時運営が破綻をしていました一般社団法人香美市観光協会に対しまして、運営資金を貸し付ける条例が可決をされました。

貸し付け条例の目的には、香美市の観光政策の担い手である一般社団法人香美市観光協会に対し運営資金を貸し付けることによって、観光協会が行う観光振興による地域おこしの活動の促進を図るとございました。また、条例には、貸付額は2,000万円でごさいます、平成27年度、つまり来年度から向こう10年間で10年間以内に返還をすると、ただし、経営状況によっては返還を猶予しますよという条項もございました。

それが本定例会に上程の平成26年度一般会計補正予算によりますと、貸付金2,000万円が一括返済されておりまして、さらに理事の皆さんから預かっていた600万円につきましても、一括返還されたとお聞きをしております。

そこで、お伺いをいたします。経営が破綻したこの観光協会が、わずか2年間で貸付額2,000万円を一括返還できた要因というのはどこにあるのでしょうか、お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 小松議員の観光協会の件について、お答えいたします。

一般社団法人香美市観光協会では、設立初年度の平成24年度末に約1,800万円余りの単年度赤字が予想され、平成25年3月議会で市から2,000万円の融資を受け、再建に取り組んだことはご承知のとおりと思えます。

当時は月末の支払いにも窮するような状況でごさいます、理事の方々からも600万円を超す資金提供を受け、何とか倒産の危機から脱することができました。

平成25年度に入りまして、まず着手いたしましたのは、総支出の45%を占めておりました、突出していた人件費の見直し、これにつきましては、人員整理や雇用形態の見直し等を行いまして、平成24年度比約1,750万円を削減することができました。

次に、収益部門の最大のところでごさいます、べふ峡温泉の経営につきまして新しく支配人も雇用し、抜本的な見直しを行いました。粗利益率が最低8%程度まで下がっていたレストラン部門、通常は60%ぐらいあるものがわずか8%と考えられないような数字が出てきたところでごさいますけれども、その部分につきましてメニューを含めて

全てを見直しました。前年度比で約730万円が削減。また、温泉の追いだき、いわゆる冷泉でございますので追いだきをしなくてはいけない。その部分につきまして、ずっと重油を主体にしておりましたけれども、実はその施設の中には木質燃料のボイラーもございまして、木質燃料のほうがずっと安価にいくわけでございます。そちらのほうへ見直しをいたしまして、例えば木質燃料が非常に湿気を含んで火力が弱いとかいうときだけ重油を足すというふうな形をとりました。それによりまして燃料費が380万円削減することができました。

さまざまなこういうふうな形で一から全てを見直しまして、平成25年度末では1,100万円の期末残高、黒字を計上することができました。

これに今期、平成26年度分の経常利益を加えまして、今回の原資としたものでございます。

ただ、現状におきまして職員の給料、給与が非常に低く抑えられている中での黒字となっております。給与の見直しを含めその辺の部分につきましては、理事会で今後の計画また経営についてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） ご答弁によりますと人件費の大幅な削減、そして、べふ峡温泉の経営改善等によって、この2年間で2,000万円を返すことができたということでございますが、そしたら、唯一の観光協会の収益事業でございます、べふ峡温泉の売上高の推移というのはどのような状況でしょうか、お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

べふ峡温泉の事業仕入れ、これは仕入れのほうでございますけれども、前年度2,490万円あったところが、1,750万円で仕入れのほうで削減をされております。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 仕入れが削減されたということは、売り上げは下がっているということですか。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 売り上げにつきましては、ほとんど下がっていない。仕入れが、粗利益率を改善いたしましたので仕入額が下がっているというふうにご理解いただけたらと思います。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 仕入れの見直しがあったということですね。売り上げ自体は変わってないという認識でよろしいんですか。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） そのとおりでございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） わかりました。唯一の収益部門である、べふ峡温泉の売り上げ自体は大体横ばいであるということですが、経営改善、特に人件費の抑制等によって一括返還ができた、そういうふうに認識をいたしました。

それで、現状のこの観光協会の事業運営、これをこのまま継続していけば、このままであったら年間1,000万円近くの剰余金が発生をするというふうに思うんですけども、そうなりますと指定管理料の見直しなんていう話にもなるやもしれませんが、私はこの経営努力によって得たこの年間1,000万円近くを、これを使って先ほどちょっと職員給与をすごく低く抑えているという話もありましたですけども、この1,000万円近くを使って本市の観光振興策を推し進めていただきたいと、そのように考えておるんですけども、執行部はどのようにお考えかお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどの答弁でお話しさせていただきました。まずは職員を、今現在ははっきり言いましてワーキングプアの状況でございます。年収200万円に満たない、そのような状況でございます。まず、その辺につきまして例えば、南国市、香南市、周辺にあります観光協会、そちらと同程度ぐらいの給与の水準に戻していくということをまず、その辺から始めていかないと、そのままこれを全て1,100万円ぐらいというのは、人件費を例えば一人頭100万円ぐらい増額しますと、簡単にその1,100万円は消えてしまいます。そのような状況でございますので、まずはその辺をきちっとした組織として立て直していく、そこがまず大事かと考えております。以上です。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 年収200万円以下、それは本当に大変なことだと思います。次に移ります。

この観光政策というのは、本市にとりまして基幹産業の農林業に続く地方創生の大きな柱が観光政策であるというふうに考えますけれども、破綻前の観光協会の職員の体制と比較しますと、職員の体制ですね、給与じゃなしに職員の体制。現在の観光協会の体制は大きく後退しております、実際。

そこでお伺いをいたしますが、現状の観光協会の体制で、この本市の観光振興を一手に担うそういう体制なのか、そうであるとお考えかどうかお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

香美市観光協会につきましては、平成24年度の失敗からやっとスタート位置につけたかなといった状況でございます。現在も緊急避難的な措置が継続されておまして、香美市いんふおめーしょん内に事務所を設置していると、それによって家賃等を削減しているというふうな状況でございます。

ただ、そんな中でも、例えば龍河洞キャンドルナイトへのかかわりであったりとか、シカニクの日創設、また香美バルの開催等、新たな展開も一部には見られるところがございますけれども、現場を統括する責任者、いわゆる前は専務理事がおったわけなんですけれども、それが不在のままでございます、今現在残っている職員というのも事務の職員がほとんどでございますので、観光全体の推進におきましては、積極的な展開はいま一つ難しいかなと、今現在私どもは推測しているところでございます。

現状は以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 積極的な施策展開はなかなか難しい体制というふうに考えているということでございます。自分もそう思います。先日、観光協会へ行っていろいろお話も聞いたんですけども、確かに香美バルとかシカニクの日とか新たなことに関与はしてるんですけども、現在の体制では新たな観光政策、それを立案するとかいう体制ではないというふうに感じました。

先ほど課長が答弁をされたとおり、やっぱり新たな施策を立案して実行していくというリーダーが不在しているという感じです、感覚がしました。また、理事会とこの観光協会の現場職員とをつなぐ役割ができる、理事会の意見、指摘等々を現場に反映できる体制にも、その役割をする人物もいないとそういうような思いがいたしました。どのようにお考えですか、お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 確かにそのところでございます。それを前は専務理事という役職で、当然理事ですので理事会にも出席をする。また、現場も常に把握をしている。そういうふうな立場の人間がいなくなったということによりまして今回破綻をしかかったわけですけども、そこが一つのポイントかなと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） スタート位置にまた戻ったわけでございますので、やはりそういう非常に重要な立場の人物というのは必要だと思います。そのことを十分検討されて、観光施策を推し進めていただきたいとこのように思います。

今回は地方創生絡みの質問をいたしました。香美市の創生は本当に待ったなしという状況でございます。将来のために決意を新たにいたしまして取り組んでいきますよう申し述べまして、質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

次に、12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、米軍機の低空飛行に関して、公立小中学校の統廃合に関して、介護サービス利用に関しての3項目について、一問一答でお伺いいたします。

初めに、米軍機の低空飛行に関して、お伺いいたします。

質問に当たって、最初にネット上に公開された低空飛行の映像をごらんいただきたいと思います（スクリーンを示しながら説明）。

これは新聞報道や尾崎知事の定例会見などで皆さん既にご存じだと思いますが、この動画は昨年12月15日、物部町大西に住んでいる女性が自宅前においてスマートフォンで撮影した米軍機の低空飛行の状況です。狭い谷間を超低空で暴力的な爆音で飛び去り、その状況におびえて泣き叫ぶ子どもさんの姿が映し出されていましたが、この動画を見た全国の方々から、ひど過ぎる、本当にこれが日本の空なのかなど大きな反響が寄せられ、再生回数は13万回を超えています。私もこの動画を初めて見たとき、爆音を上げ稜線をなめるように旋回して飛び去る戦闘機の様子に、何とも言えない恐怖を感じました。

まず、この動画についてお伺いいたします。

物部町で撮影された米軍機の低空飛行の映像をごらんになって、どのように感じられたでしょうか。市長の率直な感想をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎議員の米軍機の低空飛行に関してでございますが、ただいまの動画につきましては、市役所のほうで副市長とともに見せていただいておりますが、衝撃的な映像で幼いお子さんが泣いてる様子は大変痛ましく、怒りを禁じ得ません。その感想を求められているわけですが、その感想は本日においても同じことでございます。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 市長から率直なご感想をいただきました。本当に私も同感でございます。

それでは、2点目の質問に移ります。

大西地区の住民の方の話では、昨年12月に入ってから連日のように低空飛行が行われているとのことでした。この映像が撮影された3日前の12月12日にも同じ場所で低空飛行が確認されています。低空飛行は今年になっても続いています。私自身も地域を訪問している際に、爆音とともに山合いを飛行する米軍機を幾度となく目撃いたしました。

県の危機管理部によれば、県に寄せられた情報だけでも昨年12月に22回、今年1月は13回、21機、2月は17日までで13回、25機にのぼっているそうです。

爆音を間近で聞いた地域の高齢の方は、戦争を思い出すという言葉や、山には人がおらんき、何をしても構んと思うちゅうろうか、山で暮らしゆう者のことなんか考えやせん、年寄りが何と言うたち聞いてくれんがじゃろうというような諦めともとれるような

声もお聞きしました。また、けたたましい爆音に家の中にいる子どもがおびえて泣きじゃくるとか、機体をはっきり見えるほどの超低空飛行でとても怖いなどの不安の声もたくさんお聞きしました。そして、一昨年に物部町久保地域で行われた議会報告会の中でも、低空飛行に対する不安の声をお聞きしています。

地域住民の方々は、連日のように繰り返される低空飛行の爆音に苦しんでいるだけでなく、万が一事故になったらという不安も抱えながら生活されています。

実際にこれまでは本山町で墜落事故が発生するなど、県内で2件の事故が発生していますし、米軍と自衛隊を合わせると、四国内で9回の事故が発生し58名が亡くなっていると聞きました。

このような米軍機の低空飛行について尾崎知事は、子どもが泣くような過剰な訓練はやめてもらいたい。12月になって毎日ということじゃないですか。やはり過剰な負担というのは勘弁してもらいたいという思いがある。あの動画は中国四国防衛局に送り、こういう現状ですよと伝えた。飛行機が飛んでいる下で、何がどうなっているのかということをお伝えながら、引き続き我々の主張をお伝えしていくと定例記者会見で述べられました。

また、3月2日の県議会では、本県の負っている負担の大きさを感じる。県民生活に支障があるような訓練が繰り返される場合には、改めて訓練中止を要請していくとの見解も示されました。

米軍機の低空飛行については、県や嶺北4町村、そして本市でも幾度となく中止を求める意見書などを提出していますが、一向におさまる気配がなく、むしろますます過激になってきていると感じています。

フライトプランなどの提示もされないまま、静かな山里で連日のように繰り返される低空飛行の爆音に、本市の住民が大きな精神的苦痛を受けているわけですから、県や嶺北4町村、そして徳島県の関係町村などとも連携を密にして、米軍機の低空飛行を即時中止するよう強く申し入れるべきだと考えます。市長の認識と、市としての今後の対応についてお聞かせいただきたいと思えます。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 山崎晃子議員の米軍機の低空飛行に関するご質問にお答えいたします。

現在、香美市としましては、米軍機と推測される機体が飛来した場合、県が定めた様式に基づき、時間、場所、飛行高度、飛行音につきまして、高知県危機管理・防災課に報告を行っております。

県は他市町村との情報をあわせて整理し、防衛省の中国四国防衛局、高松防衛事務所、自衛隊高知地方協力本部に報告を行っております。当問題について国への要請は、平成25年5月22日付で嶺北地域において低空飛行回数が急増したことにより、高知県知事から防衛大臣、外務大臣に対して、米軍機による飛行訓練中止を求める要請書を提出

しております。

最近では3月2日の地元紙に、この問題に関して中谷防衛大臣が防衛省を通じて、今後の取り組みには十分配慮していただきたいと米軍側に申し入れをした内容の記事が掲載されており、国のほうでも問題意識を持って取り組んでおり、今後香美市におきましても、市民生活に多大な悪影響を及ぼす訓練飛行が繰り返し行われるという事態が生じた場合は、高知県、嶺北4町村及び徳島県の関係町村と協議の場を持ち、国に対して低空飛行等の中止要請を求めていきたいと考えております。

以上です。

- 副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。
- 12番（山崎晃子君） 県と関係町村、徳島県も含めて、引き続いて国に中止を求めていくというお答えでした。課長が言われたように、ぜひそのような行動を早急にとっていただきたいと望みます。また、今後、危機管理をより一層強めていただくことと、さまざまな機会を活用して米軍や関係大臣などに直接申し入れることなども検討していただきたいと思っておりますけれども、市長の見解をお聞かせ願いたいと思っております。
- 副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。
- 市長（法光院晶一君） 米軍機の低空飛行、こうした異常な飛行の下にある自治体、危険のもとにある自治体としては、それぞれ自治体は別々であっても共通の思いだというふうに思います。香美市としては、県とともに関係方面に危険な飛行、異常な飛行をなくすように、今後も求めてまいる所存であります。

県の危機管理部長には、私も直接お会いをいたしまして直接口頭でお伝えもいたしておりますし、今後におきましても一緒に取り組んでいくということをお約束をいただいております。県とともにこういう異常な飛行、危険な飛行を、1日も早くなくすように努めてまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。
- 12番（山崎晃子君） 市長からも中止を求めていくという心強いお言葉をいただきましたので、ぜひその方向で取り組んでいただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

3点目の質問ですけれども、質問の前に調査の経過、概要など、少し説明をしておきたいと思っております。

12月15日に撮影された低空飛行が、どのような高度でどのような飛行コースをたどったのか明らかにするため、岡山県の低空飛行解析センターに現地調査を依頼しました。そして、このときの動画をもとに、1秒間に30コマの写真に落とした上で、2月23日、専門家による解析を行っていただきました。その結果、米軍機は機影からEA-18Gグラウラーと見られるとのことでした。距離は画像の大きさから算出、機体の位置仰角と方位角は、画像中の樹頂部などの現地での測量数値との比較で割り出し、飛行コース図を描いています。

以下、事前に市長と担当課長にお渡ししておきました米軍機低空飛行調査報告書を引用いたしまして、お伺いたします。

撮影場所は、米軍機の飛行訓練ルート、オレンジの7ポイントの一つ、綱付森から南南西へ約5.5キロメートル、1,000メートル級の山に挟まれた谷は直線で約10キロメートル、米軍機の動画は約7.7秒間で画像230枚が得られた。カメラとの最短距離は約240メートル、水平距離は約200メートルだった。機体を右に約50度傾けて北東から南西に向けて大きく右旋回した。映像記録の区間は約2,000メートルであり、秒速約260メートル、マッハ0.8の亜音速だったと見られる。米軍機は標高500メートル前後、対地高度で200メートル余りを飛行し、上葦生川に沿うように五王堂発電所の送水管の約200メートル上空を通過したと見られると報告されています。

また、この調査以降に再調査された結果によりますと、このときの操縦士にかかる負荷は、飛行速度、旋回確度などから計算して、およそ4G程度ではないかと推測されています。飛行速度や旋回確度が大きければ大きいほど、パイロットにかかる負荷は大きくなるということです。

それでは、スクリーンの資料をごらんいただきたいと思います（スクリーンを示しながら説明）。

これちょっと小さいのを大きくしたんですけども、これが飛行高度などを表にまとめたものです。この表にあるこの距離とは、撮影したカメラから米軍機までの距離のことです。このときがカメラからの距離が241メートルになっています。また、対地高度はこの時点で200メートルを記録しています。

そして、これが地表と飛行高度を図表化したものです。

これらの調査結果は、早速県にも報告しましたが、市長、担当課長には事前に詳細な調査報告書をお渡ししていますが、実際に行われている低空飛行の影響と照らし合わせた上で見解をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

調査結果を拝見させていただいたところ、米軍機が対地高度200メートルの部分で飛行しているということで、住民の皆様には大変恐怖を与えるような危険な訓練飛行であると考えます。

平成11年1月に在日米軍による低空飛行訓練について交わされた日米合同委員会合意では、国際民間航空機関や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いるとされております。このような合意があるわけですので、訓練飛行はこれに基づいて行われるべきであると考えます。

また、昨年12月12日に物部町大栃で確認された飛行では、高知県危機管理部が物部支所の屋上に設置している騒音測定器で、自動車のクラクションと同程度の110デ

シベルの騒音が記録されています。平日の午前中とはいえ、大きな騒音が住民の皆様に及ぼす影響は、恐怖感を含めて大変大きな問題であると考えております。

このように、低空飛行が目撃される物部町、香北町の住民の皆様の不安は大変なものだと思います。私としましては、住民に恐怖を与えかつ生活に悪影響を及ぼすような危険な低空飛行訓練は、許されないものと考えております。

以上です。

- 副議長（島岡信彦君） 暫時休憩します。  
（午前10時25分 休憩）  
（午前10時39分 再開）

- 副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

12番、山崎晃子君。

- 12番（山崎晃子君） それでは、引き続いて質問をいたします。

先ほど、3点目にはすごい低空であること、それから爆音、スピード、この恐怖、不安、こういったものの心情を酌み取っていただいてご答弁をいただきましたので、4点目に移りたいと思います。

この報告書にあるグラウラーとは、全長18メートルを超える米軍機で、最大離陸重量は約30トン、最高速度はマッハ1.8とされています。こんなにも大きな飛行機が最大積載量で9,000リットルにも及ぶ燃料を積み、背面飛行などの曲芸飛行を行いながら低空飛行することに、恐怖とともに怒りを禁じ得ません。

スクリーンの資料をごらんください（スクリーンを示しながら説明）。これは米軍機の飛行コースです。この飛行コースとヘリポート、ヘリポートの位置関係を地図に落としたものです。報告書では近くに緊急用ヘリポート五王堂があると指摘されていますが、その距離はわずか350メートルです。

また、物部町には、このほかにも神池地区にヘリポートが設置されています。そして、今年も岡ノ内にも整備が進められ、来年度の予算には別府と大栃にもヘリポートを設置する経費が計上されています。

災害や事故はいつ発生するかわかりません。急峻な山間地域ではヘリコプターによる防災活動や救急搬送は大変重要な救命手段です。そのときに何の危険にもさらされることなく、安全に救急活動を行わなければならないはずです。

しかし、米軍機には航空法特例法というのがあり、米軍機は衝突を予防する義務が免除され、万が一救急ヘリや防災ヘリなどとの事故が発生した場合、米軍機の責任は問われないと聞きました。

航空法特例法というのは、米軍の基地特権を保障するために制定されたものと聞きましたが、この特例法により米軍機の衝突回避の義務が除外されているだけでなく、爆発物の輸送、飲酒・麻薬・心身障害での操縦、飛行禁止区域の飛行、粗暴操縦、物の落下、

曲芸飛行などの禁止事項は全て免除されています。この平和な日本の空で、こんな理不尽なことがまかり通っていいものかと強い憤りを感じます。

県は、低空飛行が行われている嶺北と物部地区でヘリポートを使用した回数は、1月末までの10カ月間で42回、飛行ルートや時間の告知もなく行われる低空飛行は、この地域で活動する消防防災ヘリなどの航行に危険があると考えます。実際に平成23年11月には、消防防災ヘリの訓練と同時間帯に3機の米軍機が飛行する姿が目撃されたとの認識を示しています。

市長は、米軍機の低空飛行が及ぼす救急ヘリや防災ヘリの活動への危険性についてどのような認識でおられるのか、お聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在、香美市では、物部町神池、五王堂の2カ所のヘリポートを整備しており、今月中には物部町岡ノ内で3カ所目のヘリポートが完成する予定となっております。これらのヘリポートは、山間地で生活される市民にとって、平時には救急救命で活用し、災害発生時には救急救命のみならず、物資の運搬や人命救助活動にはなくてはならない施設だと考えております。

なお、危険性については、議員ご指摘のとおりであり、危惧されていることにつきましては、高知県や関係市町村と連携し低空飛行の中止に向けた検討を行い、国に対して米軍機の低空飛行の中止要請を合同で提出し、危険性の解消を図りたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 危険であるということを認識をしていただいているということで、ぜひそのことを声を大にして国のほうに、もうこれは人命救助にかかわることですので、即行動を移していただきたいと思います。そのことを申し上げまして、次の質問に移ります。

5点目の質問です。関係地域の住民から、音量測定器を設置してほしいとの声をお聞きしています。安心・安全な暮らしを脅かす低空飛行の実態を把握し、関係機関に対し正しい情報を伝え適切な対応を行うため、また、地域住民の暮らしを守っていくために、関係地域への設置は必要と考えます。今回の低空飛行に関し、昨年12月19日、私たち日本共産党とくらしと福祉を守る会は、動画の撮影者を訪問し、現場の確認と聞き取り調査を行いました。そして、その結果をもとに市長に申し入れを行いました。

その中の申し入れ事項として、関係地域への音量測定器の設置について要望しておりましたが、その後どのような行動をとっていただいたのか、今後の対応も含めてお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在、香美市には物部支所の屋上に高知県危機管理部が騒音測定器を1台設置しておりますが、物部町大栃以外で訓練飛行が確認された場合、騒音として記録されていないというのが現状でございます。

国や県に対して正確な情報を伝えていく上で、客観的なデータは必要であると考えておりますので、低空飛行訓練が目撃される大西地区及び久保地区への騒音測定器の設置は必要であると考えております。

そこで、簡易なハンディ型測定器を飛行ルート上にある大西地区及び久保地区の方に配付し、測定をお願いするというのも一つの選択肢として検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 簡易の移動式の測定器を設置する方向で検討していただけるというご答弁をいただきました。連日のように苦しんでおられる方々の不安や苦しみというのはもう本当に限界に近づいていると思いますので、この現実をお酌み取りいただいて、可能な限り早い時期に設置していただけますよう重ねて求めまして、次の質問に移りたいと思います。

6点目です。県は県議会の中で、米軍機の低空飛行の被害に遭っている住民へのアプローチに関して、香美市の場合は情報を提供していただいた住民の方から不安の声を聞き、情報を伝えたプロセスや、防衛省、外務省を通じて米側に要請を行っていることを丁寧に説明している。今後、低空飛行に関する状況やこれまでの国への中止要請の内容などを、県のホームページに掲載していきたいとの見解を示しています。

本市も県と行動をとともにして、ホームページなどへの情報提供を検討できないでしょうか。あわせて、住民が低空飛行に関してどこに相談していいのかわからないという声を聞いていますが、相談窓口や連絡先などの情報も掲載されてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

米軍機による低空飛行訓練が実施された場合、目撃された方がどこに連絡していいのかわからず不安を感じるということは、今後も十分に考えられるところでございます。

そうした不安を払拭するためにも、相談窓口や連絡先などの情報を発信していくことが必要であると考えております。

そこで、香美市としましては、ホームページ等の情報掲載については、検討してまいります。なお、掲載内容については、今後の課題として高知県や他自治体の事例を参考にしたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） ホームページ等に掲載を検討していただけたということでしたので、ぜひ前向きにそれを実現していただきたいと思いますが、広報などへのこの掲載などについても同じように考えていってよろしいでしょうか、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えいたします。

広報等の掲載につきましても、今後の検討課題として検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 低空飛行に関して課長の誠実なご答弁、前向きな答弁をいただきましたので、以上でこの質問を終わります。

次の質問に移ります。小中学校統廃合に関してお伺いいたします。

文部科学省は、1月19日に公立小中学校の統廃合に関する手引書を公表しました。私はこの手引書に一通り目を通しましたが、その内容は1学年1学級以下となる小学校の6学級以下と中学校の3学級以下で、統廃合するかどうか設置者である自治体に速やかに検討するよう求めています。小規模校を存続させると判断した場合は、情報通信技術を活用して授業をするなどの対策も示されています。

約60年前に文部科学省が示した小中学校の標準学校数は12から18学級でしたが、少子化の影響で児童生徒数は減り続け、既に約半数の学校がその基準を下回っていることです。小規模校は集団学習や部活動などへの支障が指摘されていますが、少人数ならではのきめ細かい学習指導や地域とのつながりを魅力と捉える保護者もいると聞きます。

学校は地域の行事や集まりの核となっている場合が多く、学校がなくなれば加速度的に地域が疲弊してしまうとも言われています。また、地域から学校がなくなるということは、その地域で子育てができにくくなるということにもつながり、若者の定住対策に取り組んでいる本市においても大変気になることです。

物部町では5年前に大栃高等学校が廃校になりました。その後、通学のことを考えて、やむを得ず家族ぐるみで市外へ転出した方もおられると聞きました。また、土佐山田町では、繁藤小中学校、佐岡小学校が廃校となりました。こうしたころから、さらに学校の統廃合が行われるのではと心配する声もあります。

そこで質問に移ります。複式学級となっている学校数をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 山崎議員の複式学級となっている学校数についてお答えします。

平成26年度につきまして、大栃小学校5・6年生が複式学級で1校となっています。

なお、平成27年度におきましては、現在該当校はございません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

尾崎知事は定例会見の中で、小中学校の統廃合に関する手引書について、3つの視点を示しています。

1点目は、小中学校が果たす教育上の度合い。子どもたちにとって家に近いほうがいいというのはあるだろう。他方で、余りにも小規模校だと集団生活で学ぶべきことが学べない、クラブ活動が制限されたりすることなどもあるだろう。子どもたちにとってどの程度の学校規模がいいのかということをよくよく考えることが必要。

2点目に、小中学校は地域の要だ。今、移住促進を一生懸命訴えているが、小学校がある地域とない地域では受け入れやすさにえらい違いが出てくる。今は小規模かもしれないが、小中学校が残っているがゆえに若者の移住を促すことができ、将来の発展の縁をつかむことができるかもしれないという存在だ。そういう点も考えて、小中学校をどうするかを考えることも重要だ。

3点目は、厳しい行財政状況の中で、学校規模はどうあるべきかを論ずることも避けては通れないだろう。行財政改革一辺倒で論ずるのではなくて子どもたちのありよう、地域の期待、これから地域活性化に取り組もうという人の思いをよく考えて、地域の皆さんとの話し合いを十分大切にしながら行っていくべきこととの見解を示し、慎重な議論が必要としています。

小中学校の統廃合に関して、市長の見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、尾崎知事の分です。記者会見のことをございます、1つ目にしましては、小中学校の果たす教育上の役割、それから、2つ目は小中学校は地域の要であるということ、それと、これは行革の中で常に言われてきておりますが、3つ目に、厳しい行財政状況には最適な規模ということをございます。まさにこのことにつきましては、平成18年に香美市となっておりますが、平成19年におきまして香美市の教育を考える会というものを立ち上げております。これは香美市でどういった教育をやろうかということの中で、6回程度しております。その中で、学校の適正規模についてということにつきましても検討されております。

その提言を受けまして、なおかつこの適正規模だけを特化して、香美市小中学校適正規模検討委員会というものを設けまして、平成21年から平成22年にかけて6回会議を開きまして、平成22年度に香美市小中学校適正規模検討委員会提言書というものをいただいております。これを受けまして、その後、香美市庁舎内におきまして香美市学校適正配置等推進本部というものを設置して、現在、香美市立小中学校適正配置計

画というものが平成24年度から平成28年度までにつきまして計画ができております。

その中で、ご心配のとおり子どもたちが少なくなるとかいう部分で、当然統合されるというおそれがあるということにつきましても検討されております。当然、知事が申しました教育上の役割、それから地域の要であるとかいう部分につきましては十分検討されております。

そこで現在、佐岡小学校、繁藤小中学校におきましては、平成25年度4月に統合いたしましたましたが、ただ現在の香北地区、物部地区につきましては、合併以前に小中1校ずつになっております。

その辺を踏まえまして今後におきましては、大きな意味で小学校の学年規模としまして10人、それから、学級数は3学級以上で、全体としまして10人以上であるということ。それから、10人未満になった時点で地域との協議。それから、中学校におきましては、同じく10人で2学級以上で、10人未満におきまして地域との協議ということで、今の適正計画を立てております。

なお、せんだって3月5日の高知新聞におきましても、教育再生会議という形で、学校をまちづくり拠点にという、統合と指針と同じところで出ております。これにつきましては、同等の検討もされまして、現在、香美市では地域の核としてのコミュニティスクールとして、今現在平成26年度におきましては片地小学校が現在進めておきまして、平成27年度におきましては大柵小中でコミュニティスクールを導入すると、検討に入っていくという計画を立てております。これにつきましては、住民が集まる学校をまちづくりの拠点としまして地域の活性化を図りたいと、教育分野で図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 今ご答弁をいただきまして、本市は将来を見通して、国とか県よりも進んだ取り組みをしていってるんじゃないかなというふうに受け取りました。

学校がなくなることが地域にとっては本当に寂しい、衰退してしまう、衰退の方向に進んでいってしまうんじゃないかっていうことですごく気になる場所なんですけれども、今ご答弁をいただきまして、そういう取り組みをされていってるということをお聞きしまして、本当に安心をしたところです。

このコミュニティスクール、学校を中心としたまちづくりということですので、ひょっと教育長のほうで、このことに関してもう少し具体的にお聞かせを願えたらと思いますが、よろしくお願ひします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） コミュニティスクールについて、お答えをいたします。

今、国のほうのいろんな政策の中に、特に生涯学習関係の課から出てきていますけれども、これからの日本の教育は地域とともに学校があるべきだという方向です。

学校教育は本当に子どもたちに力をつけ、そして、豊かな心を育むということで一生懸命行っていますけれども、地域の方々とともに地域の学校をつくっていく、その方向で本当に社会を担っていく子どもたちを育てていくと、そういう方向が打ち出されているところです。

香美市の場合も、今、特にキャリア教育で学校づくりということではずっとさせていただいていますけれども、これは地域の方々の力をかりたり、子どもたちが地域のいろいろなことを発信したりという、そういう教育にしていきたいと思って今やっているところでありまして、この先の方向を先ほど次長が申し述べましたように、コミュニティスクールの方向へと考えているところです。

このコミュニティスクールは、本来の学校のやるべき内容については、今までどおりどんどんつくり上げていくわけですがけれども、地域の核の学校、地域の方々が学校活用もするし、学校で地域の文化をおこしていくとかそういう拠点にならないといけないという方向ですので、今までだったら、学校の教育へ地域の方々に協力してくださいませんかという方向が強かったのですが、今後はそうではなくて、学校も本当に子どもたちのために地域のために頑張る、地域の方々も学校を使って地域づくりや子どもたちの教育と一緒に取り組んでいくという、そういう方向の学校にしようということなのです。

実は、今は校長先生が学校経営の中心で学校をこうつくるということをしてはいますがけれども、そのコミュニティスクールの場合は校長先生は学校経営者ですがけれども、学校運営協議会という、校長先生とか教頭先生とかいる学校の方と、それから、地域の代表の方とその運営協議会という場で一緒に協議をしていただくという、そういう方を委員会が委嘱をしまして、そこで協議をしながら学校をつくっていくという形に変わっていくものです。

ということで、よろしく願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 地域の中で子どもを育てるといふ、そこですね。教育長のほうに取り組んでます「よってたかってみんな育てる教育」、その地域の中で子どもを育てていくということでの取り組みというふうに取り組みしたので、この小中学校の統廃合の問題に関しては、やはりそうした学校が核であると、地域の中で子どもを育てるといふことの視点を堅持していただきたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

最後の質問に移ります。介護サービス利用に関して、お伺いいたします。

先日、物部の山奥に住んでいる方から、介護サービスの利用に関して相談を受けました。この方は既に95歳を超え、歩行にも支障がある状況です。介護区分は要支援2ですが、自宅のお風呂への入浴は困難で、現在介護サービスを受け週に一度だけ入浴しています。この週に1回の入浴をせめて週に2回にふやしてもらえないかと要望したそう

ですが、担当者が道中の運転を嫌がるという理由で断られたというものでした。

この方のお話では、近くの道沿いの方などは、週に数回迎えに来てもらい入浴サービスを受けているとのことでした。同じ介護保険料を払っているのに、住んでいる場所によってサービスの利用が制限されるのは、どう考えても納得できないという相談でした。

急峻な山間地で生活されておられる方が多くおいでます。このような地域は物部だけではなく、香北や山田でも同じだと思います。絶対にあってはならないことですが、サービス事業者の人員や配車の都合などで、地域によって送迎や訪問ができていないということが、この方のケース以外にも起きているのではないかと危惧しているところです。

この方のケースのように、住んでいる地域によってサービスの利用が制限されている地域間格差が現実には起こっているわけですが、このことについて、どのように受けとめられ認識されているかをお聞かせください。

また、現実には起こっているこのような課題は早急に改善されるべきと考えます。改善のための対策をどのように検討されているかという点について、見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 山崎議員の介護サービスについてのご質問にお答えいたします。

現在、物部町のほうでは、唯一の介護事業所として、こづみの運営を指定管理で行っております。

中山間部が中心となります物部町、介護事業の運営は大変厳しいところとなっております。民間事業者の参入はなかなか見込めないのが現状となっております。

そんな関係もあり、やはり今1事業所ではどうしてもサービスの提供に満足いただけない状況が出てきておるところです。

現在こづみの所長ともいろいろ話すこともありますので、言われておりますことも把握はしておりますが、やはり地理的状況、またサービス事業所の定員等の状況もありますので、どうしてもやむを得ない場合が出てきておるのが現状となっております。

事業所としましても、職員のやりくりや配車のやりくり、そしてケアマネさんとの調整によりまして、できるだけ受け入れの努力はしてきておりますので、何とかご理解のほうをいただきたいというふうに思います。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 受け入れの努力をしてきているということでお聞きをしたわけですがけれども、地理的な状況、本当にそういうこともよくわかりますが、同じ介護保険料を支払っているわけですので、必要とされるサービスがそういったことで受けられないという状況はどうかと。国も在宅介護を推進していってます、本市もその方向で行っているというふうに感じているわけですがけれども。

そこで、こういう場合には市の独自の施策、そういったものも検討していかなければ

いけないんじゃないかというふうに考えます。お身体の状態にもよりますけれども、例えば福祉タクシーなどを特例的に利用するとかという、そうしたいろんな方策、いろんな解決の糸口を見つけ出すための方法を検討していくということも必要ではないかと思いますが、その点についてお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） やはり同じ保険料を払ってますので、それに見合ったサービスを受けていくのが当然だと思っております。それに関しまして、サービスが受けられないというのは、やはり一定の不公平感は当然だと思っております。何とか改善を図りたいとは思っておりますが、なかなか改善策というのは見つからないのが現状です。

福祉タクシーのほうにつきましては、ご利用はしていただいて構いませんがやはり負担は要ることになりますので、そこについてはご理解もいただかなくてはいけないというふうに思いますが、やはり、どうしても迎えに行ってはひっくり返さなければならぬ、周回ができない地理的状況等厳しいものがありますので、今後ケアマネさん等の調整、やはり事業所とケアマネさんとの調整等をさらに深めて、対応できると思いますか、できる限りの対応をしていきたいというふうに思います。

○副議長（島岡信彦君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 福祉タクシーは一つの案ということで、もちろんその利用者さんに負担が要するという、その部分を市としてどうするかということも出てくるかと思えます。

先ほど課長も言われましたように、同じ介護保険料を払っていて、サービスが利用できないというようなことでは、在宅介護、これからこの在宅介護はずっと推進していつているわけですので、その部分はずっと残っていきますので、こうしたような状況が出たときにはどうするのか、在宅介護を支援する方法、これをやっぱり関係機関と協議を重ねながらあらゆる方法を模索していただきたいと、地理的条件がこういうことだからもうやむを得ないということではなくて、どうしたらそれを埋められるか、どういう政策というか、どういう方法がとれるのかということを実際に関係機関と協議を重ねて、その方法を模索していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議長のお許しをいただきました。一問一答方式で3点についてお伺いをいたします。

まず初め、集会所等の整備耐震化についてでございますが、2月の22日、我が町内会におきましても、初期消火訓練、そして炊き出し訓練を行いました。長寿会の皆さん初め、また子ども会の皆さんも炊き出しのカレーにお招きをいたしまして、消火訓練と

合わせて延べ40名ぐらいで雨の中訓練をさせていただきました。その節には防災対策課の職員の皆様のご理解、そして、ご協力をいただきましたことをまずもって申し述べ、質問に移らせていただきます。

あす11日で、東日本大震災の発災後ちょうど4年となるわけでございます。この地震による日本国内の被害は、地震そのものによる被害に加えて津波、火災、液状化現象、そして福島第一原子力発電所事故、大規模停電など多岐にわたり、1都9県が災害救助法の適用を受けました。警察庁発表による死者及び届け出があった行方不明者の数は合わせて1万8,483人で、津波被害を受けた東北地方の太平洋沿岸を中心に関東地方や北海道でも死者が出る事態となっております。皆様もご存じのとおり、死因は内閣府の発表で92.4%が溺死でありました。

また、平成7年1月の阪神・淡路大震災から、今年1月でちょうど20年が経過したわけですが、この阪神・淡路大震災では、地震により6,434人のとうとい人命が奪われました。検証の結果、死亡の原因を見ると、8割以上が住宅、家具等を含む倒壊、転倒による窒息死、圧死でありました。さらに住宅等の倒壊に起因すると思われる火災の犠牲者も合わせると、95%以上が住宅等の倒壊により亡くなったと推測されています。さらには、犠牲者の約8割は地震発生後15分以内に死亡していると推定されており、救助活動等によって犠牲者を減らすことには限界があると考えられております。このことから、住宅等の倒壊による犠牲者を減少させるためには、住宅等の倒壊そのものを防ぐことが極めて重要であるといえます。

阪神・淡路大震災においては、約25万棟の家屋が全半壊するなど甚大な被害を受けたが、木造、非木造ともに昭和56年以前に建築された建築物に多くの被害が見受けられた一方で、新耐震基準に適合する建築物の被害は少なかったことから、新耐震基準の妥当性、そういったものが確認されたわけであります。

地震による建築物の倒壊等の被害から地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のために処置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資することを目的としたもの、そのようになると考えております。

以前にも取り上げさせていただいたわけですが、昨年11月21、26日の2日間に3町で行われた、耐震化事業説明会についてお伺いをいたします。

1番目として、3町で開催をしたわけですが、この参加状況、また、お互いそこで市民との質疑がそれぞれあったのではないかと思います、その内容について、まずお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 織田議員ご質問の集会所等の耐震化事業説明会の内容について、お答えします。

説明会は自治会長さんを対象に3町で開催し、最初に担当職員から事業概要や補助基

準などについて説明を行い、その後、参加者から質疑応答を行いました。

香北町では、平成26年11月21日の19時から保健福祉センター香北の2階の大ホールで行い、13名の参加がありました。物部町では、11月26日の14時から開催された物部町自治会長会で説明を行い、当日の出席者数は18名でした。土佐山田町では、同日26日の19時から香美市役所3階会議室で行い、20名の参加があり、3カ所の合計は51名でした。

次に、質疑では、対象となる集会所の確認、補助上限、建てかえの補助、耐震改修部分以外の補助などについての質問がありました。回答といたしましては、対象となる集会所は地域が所有する集会所、補助限度額は1平米当たり4万8,700円、建てかえの補助もあるが補助限度額は同じく1平米当たり4万8,700円、耐震改修部分以外のリフォームについては、地域活性化総合補助金の活用が可能であると回答いたしました。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは昭和56年以前の建物、そういった制限がございます。本市においては190組織ぐらいの自治会があるわけですが、この土佐山田町の51名、これは町内会長というか…。

（防災対策課長、岡本博章君、自席から「3カ所で51名」と発言する）

○15番（織田秀幸君） 山田は20名。はい。土佐山田町20名、香北町13名、物部町18名ということで、この数を見たら、おおよそ該当する区長さん、町内会長さんが来ったのではないかと思います。

私が一つ気になるのは、執行部との話の中で、これ区長さん等も大変喜んでいただけたのではないかと思います。その点についてどういう感想を持たれとるか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。ほとんどが負担が要らないということで喜んでいただきましたが、仮に調査しまして負担が要ることになったら、ちょっとうちでは難しいかなというふうなところの自治会長さんもおられました。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは議員がそれぞれの地域で地域の皆さんのお声を聞く中、そういった活動を通して多く寄せられた内容であったわけであります。

2番目に移りますが、これ地域が所有しております集会所、公民館、公会堂、これは楠目なんかでも楠目の老人憩の家、これは地域管理ではない思うんですが、そういった地域で所有、利用している集会所等の把握、そういったものはかっちりできておりますでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

地域が所有している集会所等は法務局の登記、税務課の課税台帳などの公的書類に記載されていないものが多く、確実な件数を市で把握することは困難でありましたので、自治会長さんには文書発送や電話連絡で集会所の有無や建築年月日について回答をいただき、件数の把握に努めているところでございます。

なお、回答の期限は平成27年3月31日としています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 以前にも同質の質問をしたわけなんですけど、なかなか地域の集会所の把握ができてないというのはいかがなものかとそのように思っておりますが、今年度末でいろいろアンケートとかそういう報告をいただけるということで、どういう地区にどういう建物があるということをしかりと把握をしておいていただきたいと、そんなに思っております。

いざと言うときの防災の中心拠点にもなる、そういう集会所でありますので、その点よろしく願いをいたします。

次、3番目、現時点、まだこれからやと思いますが、調査書の回答内容、耐震工事の希望件数、どういう状況かちょっとお知らせを願います。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

昭和56年5月31日以前の建築の地域集会所を有した自治会で補助対象となる耐震改修を希望している件数は、現時点で40件です。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） まだまだふえる、そういった可能性等も考慮、どればあになるかいうんは、把握はしてないですかね。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 現在回答待ちの自治会等も多くございますので、何件になるかということとはちょっと予想しにくいとは思いますが、今後耐震化できる補助基準となるような自治会があれば、なるだけ耐震化を進めていきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 要するに、うちもちょっと提出漏れがあったとかいう形で出てきた場合は今後対応していただける、そのように受けとめて構いませんかね。

（防災対策課長、岡本博章君、自席にてうなづく）

○15番（織田秀幸君） はい。それでは、この4番目に入りますが、耐震改修の補助は延べ床面積100平米までの上限487万円を設けているが、この上限を超える場合の対応、これ私はあれですわ、150平米の場合はどうなるかとそういうような思い

でお尋ねしたわけですが、ちょっと課長の答弁をお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

集会所の耐震改修工事費につきましては、国費、県費の補助対象限度額は1平米当たり4万8,700円であり、100平米となると487万円となります。

個人の木造住宅の耐震改修費用の平均単価は、1平米当たり約2万7,000円であり、木造の集会所については、おおむね補助対象限度額内で改修工事は実施できるものと考えておりますが、ご質問の上限を超える場合は自治会負担でお願いすることになります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 私が上限が470万円ということで、これが500万円になった場合はどうかというそういう疑念を持っておったわけなんですけど、課長の答弁では、平米当たりこれが4万8,700円、これが国で定められた補助の基準の額なんですけど、これが5万円になった場合には4万8,700円、5万円になった場合には、その上積みは自治会のほうでいう、そういう認識でよろしいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

そのとおりでございます。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それでは、5番目、この実施時期、これは単年度で全部いうそういうことにはならないと思います。40件以上、そういうような形で耐震診断、そして改修に進むわけなんですけど、どのような予算規模を想定しておるのか、現時点でわかればお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

各事業の実施時期は、診断と設計については平成27年9月末までに完了させ、耐震工事は平成27年度内に完成させたいと考えております。

予算規模につきましては、1棟当たり100平米を想定した60棟分を計上しております。診断費用につきましては、平成26年10月議会で1,236万円の予算確保を行っており、また、設計費用と改修費用につきましては、平成27年度当初予算に設計費用を2,000万円、改修費用として2億7,272万円を計上しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 大変すばらしいことであると、そのように思っております。

これは補助内容として、資料にもあったように国が半分、そして県、当該市町村、香

美市が4分の1、そういうことであるとそのように認識しておりますが、どうかこういったことで地域の住民の皆さんの安全・安心、そういったものをしっかりと防災対策課もPRしながら、またスピード感というんですかそういったことも含めて、足らなかったらまた補正で積み上げるいう、そういう仕組みでひとつお願いをしたいとそんなにも思っておりますので、その点どうぞよろしくお願いをいたします。

2点目に入らせていただきます。行政連絡会について、お伺いをします。

行政連絡会は、年度初めの4月下旬をめどに組織のこと、そして予算また新しい事業、また補助事業など、そういった説明をしていただき、各地域のこれは自治にとって大変重要な会議でもあるわけでございます。

しかし、残念ながら例年出席率は50%台であると、そのようなデータも示されております。これは参加率が上がれば会場に入れなくなるといった懸念もありますよという、そういうような指摘もあったわけなんです、市民と行政の協働の取り組みが特に重要視されている現在、出席率を上げるためにも出席しやすい、そういった環境づくり、その取り組みが必要ではないか、そういう思いから質問をさせていただきます。

行政連絡会の開催方法についてアンケートを実施したわけなんです、これは前課長が新年度にアンケート調査でそれぞれの地域の皆さんの声を吸い上げますという、以前そういう答弁をいただいて実施された内容なんです、この回答数、そして内容についてお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 織田議員の行政連絡会に関するアンケートについてのご質問にお答えいたします。

昨年12月19日付で香美市全域の自治会長に行政連絡会の開催方法等についてご意見をいただく文書を発送し、1月30日までに返信があった回答及び意見を集計しております。190自治会のうち128の自治会長からご回答いただいております。

回答の内容としまして、開催方法については、各町で開催したほうがよいという回答が62.5%を占め、開催時期については4月から6月の間に開催したほうがよいという回答が71.8%となっております。また、開催日についての回答は、平日と土日開催がほぼ同数となっております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 190組織の中で128の回答があったということですが、これ私ちょっと気になったのは、これ香美市全域で1回行政連絡会のアンケートをとっておりますが、我々土佐山田町の住民は物部町、香北町については再度とられているという、そういう状況は知らなかったわけなんです、そして、十分な質疑いうんかそういったこともできないまま全体が集まって毎年やっておるわけなんです、また、その出席率が50%台と聞いたらこれは何とかしなければという、そういう思いが皆さ

んあるんではないかと思えます。

そして、アンケート結果でそれぞれの3町でやるように、これは土佐山田町でやるいうそういう形が主やと思えますが、これが62%以上であるということで、ぜひともまたそういう形をとっていただきたい。

そして、私も以前申し上げました。土佐山田町は約2万人の人口がおります。そして、土佐山田町で一遍にやるいうそういうことも可能なんです、やはり、それでもし経緯を見ながら3区域、学校区域とかそういったこともまた対応もしていただいたら、そんなにも思っておりますが。

そのアンケート結果を見て、担当課としてはどういう開催の対応を考えておるか、その点を聞かせていただきたいと思えます。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 調査結果を踏まえた開催への対応方法ということでございます。

平成27年度につきましては4月25日、香美市全体での開催ということでご案内差し上げておりますので、平成28年度以降の開催方法につきましては、いただいたご意見をもとに協議、検討していきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 平成28年度に反映をさすということですか。これはまだ土佐山田町としてやるとかいう、そういう確定な内容ではないわけですかそれ、平成28年度。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 方向性としましては3町、各町で開催したいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） そしたら、市全体のそういった取り組みいうんはどうされるんですか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 全体では先ほど織田議員の質問にありましたように、なかなか出席が得にくい。参加のしやすさ、出席のしやすさという点もありますでしょうし、また、それぞれ地域の実情に応じたご質問内容等もあろうかと思えますので、それぞれの旧3町村で開催するほうが、方向がいいのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ぜひともそういう形でまたやっていただけたら、しっかり

と執行部と地域の代表者とのコミュニティ、そういったものもとれるんじゃないかと思っておりますので、そういう形で、また我々としても見守っていきたいと、そのように思っておりますので。その点よろしく願いをいたします。

行政連絡会については以上でございます。

次、3点目、市政運営について、市長にお伺いをします。

昨年3月23日、市長選が行われました。総務課長、また三宝荘の施設長としていろいろ頑張っておりましたが、市長になって1年間、忙しい日々であったのではないかと、そのように推察するわけでございます。選挙戦では本当に力強く、合併理念、また安心・安全、活力のある香美市ということで訴えをされておりました。

間もなく1年となります。トップとしての実務、そういったものを振り返っていかように思われているか、その点お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 織田議員の質問にお答えをしたいと思います。

議員言われるように、私は市民の皆さんに安心・安全、そして活力のある町、元気な香美市を目指すと、そのことをお約束をしまいいりました。そして、市民の皆さんのご理解を、ご期待をいただく中で、市政の継続とあわせてその実現にこれまで努めてきたわけであります。

そして、議会の皆様方にも、大変ご理解とご援助をいただきながら、これまで子どもの医療費の負担軽減でございますとか、準要保護家庭の給食費の負担軽減、給食センターの稼働、子ども・子育て支援、そして、消防庁舎建設への着手、支所庁舎の建設、ヘリポートの整備、今、議員がご質問いただきました集会所の耐震化についても、10カ所とか限定した検討もしましたけれども、全てを対象にするという思い切った判断をさせていただいております。

そして、いよいよ防災行政無線デジタルの整備に係るというような状況になってきております。安心・安全の課題が先行してきたかというふうに思いますが、これからいよいよその安心・安全、そして活力という、その後段の部分の活力のあるまちづくりがいよいよ課題となるわけでありますけれども、従来の事業継続とあわせて、これから市内材を活用した住宅建築支援などを始めてまいりたいというふうに思っております。

こうした中にありまして、ちょうどその地方創生という風が吹いてまいりました。この地方創生の風をしっかりと捉まえて、活力のある香美市、活力のある元気な町をつくらせていきたい。安心・安全、そして活力のある町、元気な香美市を、引き続き全力で取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） この1年を振り返ってしっかりとした施策、対応、そういったものができたのではないかと、我々自身もそのように思っております。

2年目ということで申し上げるならば、またこれは私の私見なんですが、法光院市長、

そのカラーを、また独自のカラーを出していただきたい思います。

そういうことでしっかりとまた、今後の取り組みに我々も注視をさせていただきますので、その点またよろしく願いいたします。

次の質問なんですが、先ほど同僚の議員からもありました。通告の原本に地域創生と書いておりましたけど、特にこだわる必要はないと思いますけど地方創生いう形で、新たな通告書には変えさせていただきました。この地方創生に関する質問は、これは全国の地方議会、県の2月会議とか、また市議会、3月議会において、この地方創生に関する質問が活発に取り上げられているとそんなに思っております。

それはなぜか、これは地方創生の関連予算、そういったものの規模が大きいわけなんです。いろいろ関連があります。それであるがゆえに、我が市もそうなんですけど各市長選で多くの予算をとるべくとそういう思いで頑張っておる、そういう姿勢のあらわれでないかとそのように思っております。

私自身も地方創生、これは従来型の国から地方へ政策をおろして実施していく、そういう取り組みではなく、地方が自分たちで何が必要であるか、そういったことを考え、また、どのように組み立てていくか企画をし、そういったことに対して国が必要な財源、お金、そしてまた人、そういったものを支援をしてくれるというそういうシステムである。私自身もそのように捉えております。

これは同僚議員の質問とダブるわけなんですけど、本市独自、その地方創生に絞った形で市長に取り組みをお伺いします。重なっても構いませんので、よろしく願いします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） いよいよ、これから活力のあるまちづくりを皆さんとともに進めてまいりたいというお話を先にさせていただきましたけれども、こうした中で地方創生という事業が出てまいりました。

地方が元気にならなければ日本が元気にならないということを国がおっしゃっております。ご承知のように、次代を担う子どもたちが本当にすくすくと育つかどうかということがかかっていると思います。子育てが一番厳しいのは東京圏だというふうに思います。数字が間違っていなければ特殊出生率は1.1であります。私たちの町は低いと言われるけど1.38です。これを上げていこうと。

そして、結婚をしたいと言われる若者が8割、そして、子どもを持つなら2人以上持ちたいとこういうことを言っているわけでありまして、若者の希望をかなえる、地方の希望をかなえるということが、この地方創生の一番大事なところだというふうに思います。

そして、自由度が認められている。そして、事業が前倒しである、スピード感がある。まちづくり推進課長、企画財政課長からも報告がありましたように、消費を喚起する事業はもうこの補正予算で乗せようとしている。その中にはプレミアム付商品券もあります。そして、国がもっとやってもらいたいと思うのは、ふるさと名物商品券、こういう

ものを出そう、旅行券を出そうと、これが即効性があるよとこういうお話なんですね。

私は今課長から、職員をふやさなけりゃなかなかできないという話がありましたけれども、まさに国が言っているのは、ふるさと名物商品券などそういうものをどんどんどんどん前に出さなきゃいけない、知恵を絞りなさいということを行っているわけでありまして、そうしたときにあって、やはり後ろ向きであったり停滞した発想ではだめだというふうに思っているところでもあります。

産・官・学、そして金・労・言、市内の全ての人たちの知恵、資源を絞り出すということが求められていると思います。そして、外部の知恵も資源も合わせて、この創生事業をやっていかなきゃならないというふうに思っております。

市民の皆さんのコンセンサスをどう形成していくか、ここが鍵になると思っています。そして、その中で私はカラーを出せと今おっしゃられましたけれども、これからはものづくり、そこに力点を置く必要があるというふうに思っています。価値をつくり出す、そして外貨を稼ぎ出すことが大切だと思います。ものづくり会議のようなものを、ぜひスタートさせたいというふうに考えております。

力強く創生事業、まちづくり、元気なまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 市長も前向きに地方創生にしっかり取り組んでいただけるという、そういう気迫というものを受け取ることができました。

これ個人的な観点から1点申し上げさせていただいて質問を終わりたいと思います。

さまざまな取り組み、そういったものがあるわけなんですけど、ただ、私が1点だけ取り上げる、何を取り上げるか、この大事なポイントは本市においても人口減、そういったものにどのように対応していくか。この人口ビジョン、そういったものを策定して、人口推計をどのように改善していくか、その点が私は個人的には非常に大事になってくるんじゃないか。市民1人に対して、補助が大体20万円ぐらいであるというそういう認識も持っておりますが、そういった取り組みが大事であると。

そして、そのためにはどうすべきかと。この香美市は、もう本当に豊富な農産物資源もあります。そういった中で、この資源を活用した6次産業化、そういったものにつながってけば、生産者また加工部門、そして流通・販売部門といった雇用の確保にもまたつながってくるいうんですか、どうしても現産品を売って、確かにそれはすばらしい評価もいただいておりますが、加工する、流通・販売することによって、さらに付加価値も上がっていく。本市においても75歳以上が当然もう20%を超えております。そういった高齢の方がたくさんおいでになります。どうしても亡くなる方も当然出てくるわけなんですけど、自然減の状態にいかにして歯どめをかけていくか、そういう6次産業化いったものが必要になると。

そして、そのためには、各部門のエキスパート、専門家なんですよ。これ国とかそう

いう形での採用いうんは、打ち切られたというような先ほど答弁の中にあっただけなんです。生産者、そういう土壌はしっかりしたもんが香美市にはあるんです。ただ、加工部門、これはJAさんとか本市の量販店さんなんか、せんだって、手作り万次郎かぼちゃプリンみたいなそういったことも全国で取り上げられ、最優秀賞になったというそういった報道もありました。

そして、問題はこの流通部門なんです。これは、高知県下にあっても大手の量販店、旭食品さん等そういったところの中核を担う人が、加工とか流通部門とかそういうノウハウは持っておるわけなんです。そういった人を高待遇、そういった形で1年なり2年なり、そういう形で呼び込む。やはりこの人材の確保、そういったものが私は必要ではないかと思えます。

市長が先ほど言われました産・官・学・民協働、コンセンサス、みんなの市民の合意もいただきながら、そういう取り組みもひとつあるでよと、そういう形でまたさまざまな会議の中で出していただいたらと、そんなにも思っておりますが。

そういうことで、ちょうど時間にもなりましたので、私の提言として申し述べさせていただきます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（島岡信彦君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答で質問を行いたいと思います。

まず、第2次振興基本計画をめぐってということでございまして、第2次振興基本計画の策定に関連し以下に問うの（1）、まず、まちづくり委員会についてを質問していきたいと思えます。

委員会設置の趣旨につきましては、昨年11月10日の議員協議会で資料としていただきました。まちづくり委員会の設置についてというこの冊子の中で、「第1次振興計画のこれまでの取り組みを総括するとともに、平成29年度から始まる新たな第2次振興計画を策定するにあたり、地域間の相互理解の促進や住民の多様な意向をまちづくりに反映する機会の増大を図り、市民と行政の協働のまちづくりをさらに推進していくために、市民参加型の「まちづくり委員会」を設置します。」とこういうふうにされております。

そして、公募委員の募集につきましては、広報の折り込みやウェブページで告知され、選考結果は2月下旬までに応募者全員に文書で通知しますとされておりました。

公募以外の委員の方も含め選考がもう既に終わっていると思いますので、以下順次お尋ねをしたいと思います。

まず1番目ですが、全体の人数と公募への人数をお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 山崎議員の質問にお答えします。

全体の人数は30人で、公募委員は16人となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） すばらしいと思います。5名程度が16名になったという認識でいいのでしょうか。

2番目に行きます。公募に応募された人数と採用した人数をお尋ねをしたいと思います。また、応募を受けましたが、審査で採用を見送った場合等がありましたら、その理由についてもお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

応募者16人について、公募委員選考委員会で協議した結果、全員を採用しました。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） すばらしいですね。

それでは、これは全体ですけれども、公募委員も含めて全体の委員さんの年齢構成と男女の割合をお尋ねをしてみたいと思います。ちなみに20代、30代とか、そういう感じでいいですけど。それは用意してないですかね。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

済みません。年代ごとの人数は今ちょっと集計しておりませんが、20代から70代まで幅広い皆さんに参加していただいております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 済みません。もうちょっと詳しく通告しておいたらよかったですけれども、何歳代が何名で、男女の割合が幾らということを知りたかったので、今ちょっと答弁抜かりがあったと思いますけれども、男女の割合を済みません。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 失礼しました。男女の割合ですが、男性20人に女性10人となっております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、次の質問に移ります。

委員の部会別の人数と男女の割合をお尋ねをしたいと思います。

皆さん既にご存じだと思いますが、第1から第4までそれぞれ部会がございますので、それ別によりしく願います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

部会については4部会を考えており、1部会7人から8人になると考えております。

なお、部会の選定等につきましては、ワークショップの委託業者が決定してから検討し、第2回の委員会で決める方向で準備しております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、まだ決まってないということですか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

現時点でこの部会ごとの割り振りとかいうことはまだしておりません。第1回目は全体的な説明等をし、第2回目から本格的に部会に分かれてというふうに考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） してないということだと思いますが、じゃあちょっと聞き方を変えてみたいと思うんですが、香美市はこの公募委員の公募に当たりましたは、応募用紙があって、その中にまちづくり活動や地域活動の履歴とか、それから、そこに入ってどういうことがしたいかとかいうようなことを一定前段で担当課として整理をされていて、それで、ワークショップは2回目の委員会で決める。そのときも一定その参考資料で提案として、そういうことは何か出すようなことがあるのではないのかなというふうにも思うわけですが、その点についてはどうですか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

第1回目の委員会で全体的なスケジュール等を説明しまして、ワークショップについては委託業者が新年度になって決まりますので、その業者とも協議をしながらどういうふうに進めていくかを決めた後に、第2回の委員会で部会に分けたいというふうに考えております。流れとしてはそういうふうに持っていきたいなというふうに考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 2回目の委員会でグループ分けをするということですね。

一定、7名程度ずつということであって、それで、さっきも言いましたけど、この部門でやりたいという方があった場合、ひょっとこうでこぼこがあったりするんじゃないかなという気もするんですが、それはそれでいいとしましょうか。

じゃあ、まだ決まってないということで了解をしました。じゃあ2回目の委員会で1

回目のワークショップの説明も含めて、やった後で決めていこうということだということですね。

それでは、次の5番目の質問に移ります。

このまちづくり委員会の設置についてというこの中で、委員会の構成については各分野、男女、地域などを考慮し、市より参加要請をして行いますとこういうふうに書いております。

それぞれ地域ごとに違った課題とか視点もあると思いますので、一定その地域別構成も重要なことかなというふうに思いますので、山田、香北、物部ということで分けたときに、どのような構成人数かということをお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

人数につきましては、山田が20名、香北、物部、各5名となっております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） この中で、公募の委員さんの一番多かったのはどの地域からでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 公募委員16名のうち14名が土佐山田町で、2人が香北町ということになっております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

それでは、1回目の会が楽しみなんですけども、ちょっと16名の応募があって担当課としてはどんな感想を持ちました。この件については、議会の総務常任委員会の中でもどの程度募集をしてという中で、委員会の意向としてはやはりそのまちづくりに参加をしていただけると、したいという方を優先的にやっぱり選ぶべきではないかということもあって、ちょっと関心を持って見てたんですけれども。担当課としてはこんなに差があるわけですね。そこら辺の感想を一言。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 担当課としましては、当初一度公募のほうは5名程度ということで流させていただいたんですが、想定として多くても10名程度ではないかなというふうに想定しておったんですが、それを上回る16名の方から応募していただいたということで、このまちづくり委員会というものに興味を持っていただいている方が非常に多いということに改めて驚きましたし、またうれしくも思ったというようなことでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 私も課長と同様の感想を持ちます。

次に、そしたら6番目です。

この設置について説明いただいた設置計画で、平成26年度は3月中に1回の委員会を持つとこういうふうになっていました。ということは、計画どおりでいうと3月中に第1回目の会議が予定をされているというふうに思います。第1回目の開催日時、場所、公開があるのかないのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

第1回の委員会につきましては、3月25日水曜日午後6時30分から、3階の大会議室で実施いたします。会議は公開としており、傍聴席も構えることとしております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） はい。そうですよね。確かに、このまちづくり委員会の設置条例を読ませていただきますと、第6条、会議のところ、第6項に「会議は、公開とする。」とこう記されております。

後にもちょっと関連してくるんですけどこの条例、まちづくり委員会直近、最新ということで、いろいろ新しい試みというか、会議を公開とするとかそういう条文も入っていたりして、すごくよくできた条例だと思います。

それはそれとして、次に移ります。

7番目、その課長の感想として関心が多いということと、それから、その件についてうれしいと、うれしく感じるというふうなコメントがありました。さように、皆さんの関心も多くて一般の市民の方も参加をしているこういう会ですので、これに関する、これはまちづくり委員会ですけれども、これから先、振興協議会については、さまざまな委員会なり庁内の幹事会とか、いろんなその策定本部、専門会、委員会、審議会とたくさんの会が並行して行われていくわけですけれども、そういう全体スケジュールも含め公開の場で行われた議事録も含め、これから先本当にこのまちづくり、市民参加でやっていきますよという本気度を見せる意味でも、ウェブページ上でまとめて公開をしたらいいのかなというふうに思うわけですけれども、この件について見解をお尋ねしてみたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） さまざまな審議会等があるわけですが、このまちづくり委員会の内容等につきましては、ホームページ等で公開していくこととしております。

なお、議事録等につきましては、テープ起こしだけでも相当の時間が必要となりますので、公開については概要等を掲載していく等、今後検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） テープ起こしに時間がかかっても、最終的にそういうことが

ずっと行われたということが記録として残っていったら、後々、後から来た人たちが、これについてはどういう経過でどうなっていたんだろうかというふうなことを見直すというふうな意味でも、一つのアーカイブとして残していければいいんじゃないかなというふうに思いますので、概要もそれはそれで大事ですけども、将来的にそういうことも残すような形でのホームページ、ウェブページの充実があればなというふうに考えます。

それでは、続きまして次の項目に移ります。

次に、本会議に上程されております議案第25号で、香美市振興計画審議会条例の一部改正ということでこれが提案をされております。その振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略について問うわけですけども、この件については、午前中の同僚議員の質問の中でその、まち・ひと・しごと創生総合戦略については一部説明もありました。そして、今後、議員協議会で詳しい説明もいただけるというふうなことでありますけれども、続く質問にも関連がございますので、ここで一定、この振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係性について、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

振興計画は香美市の最も基本的で土台となる計画です。総合戦略はこの振興計画を実現するための計画という位置づけになると考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） アクションプランということですよ、基本的にはね。また議員協議会のほうでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。スケジュール的なものがすごく気になりまして質問するわけですけども、たしか10月の議会のときにも関連して少しお話をさせていただいたとは思いますが、自分自身、後期計画策定の際に審議会の委員をさせていただいた経験があります。それからすると、策定方針にある回数では審議が終わらないような気がする。

自分が言ってるのは、この前説明いただいた冊子の計画、審議会の計画を見て言うわけですけども、この中では審議会は平成27年度に3回、平成28年度に5回ということだったんですよ。午前中の同僚議員の質問の中で、回数については、並行してというか大体内容が同じ内容のことであるので余り問題がないんじゃないかということで、その審議会の数をふやして平成27年度は5回、平成28年度は6回と予定をしているというふうにたしか答弁をしていたんじゃないかなというふうに思います。新しいこういう所掌事務がふえて、当然のように委員さんはかなりのハードワークを覚悟しなければいけないというふうに思いますよね。 さっきの話に戻りますけれども、前回の後期振興計画の策定の際には、その計画だけで11回、分科会も含めて11回の会でやっています。そういうこともあるんで、これも回答いただいているんですけども、多分

午前中の質問で。既に予定していた振興基本計画の策定のスケジュールと、そして新しく加わった所掌事務ですよね、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更並びに目標達成の検証に関すること。これ加わっても、その予定で行けるというふうに今のところは課長は思ってるのか、その点をちょっと1点確認をしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

振興計画だけの実施計画の中のスケジュールでは、平成27年度が3回、平成28年度が5回ということになっておったかと思いますが、今回総合戦略をあわせてこの審議会ですべてやっていただくことになりましたので、平成27年度が2回、平成28年度が1回ふえております。ただし、山崎議員さんがおっしゃったように、前回、後期基本計画を策定した折には、やっていく中でやはり見直しということもしながらやっていきましたので回数もふえております。しかしながら、その中でも充実した審議会ができたのではないかというふうに考えておきまして、確かに審議委員さんになっていただいた方の負担というのはふえますけれども、ふえてもやっていただきたい内容でございますので、職員も一同これに向けて精いっぱい努力をしておる状況でございますので、審議委員さんになった方にも精いっぱいのことをやっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 執行部も頑張るから委員も頑張ってもらいたい。はい。ぜひ頑張りたいと思いますので、選んでいただければと思っておるんですが。ということですよ。それでやっていると、そこをちょっと聞いたかったんですけども。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 私は十分やっているとこのように考えています。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 頑張らしましょう。

3番目に移ります。

3番目の件なんですけれども、これはさっきのまちづくり委員会のと重なるんですよ。香美市の振興計画の審議会条例について、今度新しい所掌事務と、もう1点、組織の部分で、「前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者」ということが追加されています。

さっきも言いましたように、後期計画の策定の際には、基本計画の章ごとに「まちのかたちを創る」と、そして「みどりを保つ」で一つ。「やすらぎを守る」、「賑わいを興す」はそれぞれ一つずつ。そして、「未来を拓く」、「みんなで築く」で一つの4つの分科会に分けて審議検討を行って、全体会の中で最終の取りまとめを行ったという経過がありました。これは審議会をやる中でちょっと一遍に全部やるのは大変じゃないか

というようなことがあって、その分科会に分かれてやったというふうに私自身は認識をしています。

ですから、その経験があって、今回まちづくり委員会も4つのグループに分かれて、そして、しかもこれは第7条というところで、「委員会に、専門的な事項の調査及び審議を行うため、小委員会を設けることができる。」というふうに書き込まれているわけですね。

この小委員会については、建設・環境、健康福祉、産業、教育・行政まちづくり、これ4つのグループですけど、これだけを指すのではなくて、私の考えるにグループを横断するような案件等が発生した場合にも柔軟に対応できるように書き込まれてるんじゃないかというふうに、一番新しい条例ですのでなかなか進化型でいいなというふうに思っているわけですよ。

今回の審議会についても、後期計画の際と同じように4つの分科会でやるのかどうか、それちょっとわからない、僕も知らないですけども。どうかわかりませんが、所掌事務が追加されるわけですから、この際より重要な対応を担保するために、委員の定数増、これは25名以内になってるけど、まちづくり委員会は30名以内というふうになってますよね。そして、小委員会。どういう状況になるか、まち・ひと・しごと創生法の関連とその審議会の、確かに同じものの上下という考え方ができても、何かその間を横断するようなことが起こるかもしれない。そういうことに対応するために、定員の増やこの小委員会の条文も、この際一緒にあったほうがいいんじゃないかなど、余計なお世話かもしれませんがそういうふうに感じましたので、その点についての見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

委員の人数につきましては、現状のところでは25名でやっていきたいなというふうに考えておまして、また、この小委員会の条文というようにことにつきましては、今後この審議会を実施していく中で、必要があればまたそういうことにも取り組んでいきたいと考えております。審議会についても、やはりPDCAを回しながらやっていく必要があると考えておりますので、そのあたりは柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 必要があればやっていくというためにですね、担保するものを手前にとらんかという提案をしてるわけですけども。というのは行政ということなんですけれども、この間も議会として条例をつくるためにはどういう作業が必要かとか、どういう言葉遣いが必要かとかいうことをちょっと勉強したんですよ。そのときに、行政というのはじゃあ一体何で担保するのかという話もあったわけですね。だから、

政策というものを担保するものが条例であるということです。

自分もちょっと行政って一体何だろうと正面切られて、じゃあ行政って何でと言われたときにはちょっとどぎまぎするんで、ちょっと辞書で調べたんです。学研の現代新国語辞典という辞典で「行政」を引きました。引いたらこう書いてあったんですよ。まず1番目が、法律に従って国を治めること。国家の統治作用のうち立法、司法以外のものを行政という、これが1番目。2番目が、国の機関または地方公共団体が法律・政令の範囲内で行う事務と書いてある。

これは2番目のことかなとやっぱり思ったときに、だからいろんな事態がそこで予測されるのかもしれないということであるならば、手前にちょっとそれ用のものをここへ用意してたらどうですかということなんですけれども。そういう視点から、そういう担保が要るんじゃないかということです。いろんなさまざまな施策を打つに対しては、最低限条例で書き込むとか、何か規則、内規があるとか、そういうものが必要ではないかというその点です。再度、小委員会の項目は入れませんかということについて、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

小委員会につきまして、山崎議員のほうからこういうご意見をいただきましたので、ちょっと研究させていただきたいというふうに考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ研究してください。

実は、前回後期基本計画をやったときも、この条例の中には小委員会を置くとか分科会を置くって規定はないんですよ。ない中でもやってます。そういう経過もあるんで、ぜひこれから先、本当にたくさんの方の参加を仰いで、一定そのルールに従ってやっていくということであるならば、そういう部分もしっかりと整備をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に移ります。

事務局体制については、もう既にこの、まち・ひと・しごと創生法についても事務を進めているということで、今の午前中の答弁から推測すると別に現体制で行くと、企画財政班の中で少し人数をやりくりして、こっちに少し置いて、こっちをちょっとというふうな形ではなく、今の体制でやっていくというふうな認識でいいですか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まず、全体の組織推進体制でございますが、今回、振興計画に加え総合戦略、そして移住定住も含めた取り組みを推進することとしております。そのため、振興計画策定の組織体制に総合戦略、移住定住を加えた組織体制となり、非常に大きな体制となります。このため、事務局体制につきましては、まちづくり推進課、企画財政課が連携して担う

こととしております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、この審議会の新しい所掌事務についてお尋ねをして  
るわけですが、それを両方やっていくについては、その2つで連携しながら事務局  
を担っていくという理解でいいですか。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

そういうようなことでやっていきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。ぜひ頑張って、議会も一緒に頑張っていきた  
いと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、次に移ります。次に、住民参加型市政をめぐってということでございます。

市長は、昨年5月号の広報香美の中のご挨拶で就任に当たっての所信を、「門脇市政  
の合併協定に関する理念を継承し、順守します」「まちづくりや各種計画の検討会議に、  
市民参加の機会を積極的に拡大し、市民に分かりやすい計画書を策定し、進行状況を公  
開します」と。そして、もう1点、「効率的でスピード感のある行政、市民目線の行政  
を実現します」とこのように述べられております。そして、これらは私なりにですけれ  
ども要約すれば、まちづくりの理念を継承しながら市民参加を得て、市民目線の行政を  
実現するとこのように要約されると思います。これは私も本当にその姿勢に共感するも  
のの1人でございます。

同僚議員の午前中の質問にもありました、ふるさと納税とか移住定住促進も含め、や  
はり施策について検討する際に、たくさんの方の市民の声とか力をおかりするということ  
が大切なことであるということは、それはずっと市長も答弁の中で述べられていると思  
います。

そして、今、全国の地方自治体は、本当にあらゆる分野で好むと好まざるとにかかわ  
らずその流れに飲み込まれておまして、その好感度をめぐる競争のさなかにあるので  
はないかと私自身も思っております。同僚議員の質問もそういう視点に立っての質問が  
あったと思います。

本市には、やはりほかのどの自治体にも劣らない資源があるわけですが、それ  
らをやっぱり十分生かし切れていないのではないかというふうな思いを持つ者として、  
やはり市民の声に耳を傾け、多くの資源に光を当てながら、住民参加型の市政をつくり、  
安心・安全で活力のある香美市を目指すためのやはり第1歩目は、徹底した情報公開の  
もとにどこまでも市民参加を促す姿勢と、それらを担保する仕組みの構築であるとい  
うことと私は思っております。

やはり、午前中の市長の答弁にもありましたように、さまざまな場面でコンセンサス

を得ると。そして、一つ市長の思いとして、ものづくりの会議みたいなものもやっていきたいというふうなこともおっしゃっておられました。まさにそれが大事で、じゃあその市民参加を促す際の前提条件、その構築が一番大事なことはないかなと、まずはそれが市長の言われる信頼、共感の市制、市のシステムですよね、それを構築する第1歩だというふうに思います。

それで、まず第1点目ですけれども、本市の現状確認、そういう視点で見たときに一つの会を例にとって、これは別にその会について恨みがあるのでも何でもないわけですが、関心はありますけれども、ちょっとその状況の一端がその場でわかればということでお示しをしてみたいと思います。

現在進行形で、この会は来年度も予算要求もされています。本市の将来像であります「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う 進化する自然共生文化都市・香美市」という、この本市の将来像に大きくかかわる案件だとも思います。その案件というのは、10月にも少し質問させていただきました香美市文化施設等検討委員会でございます。この会について、情報公開と市民参加の視点から少しお尋ねをしてみたいと思います。

情報公開の中でも、公開というものは基本中の基本だというふうに思います。この委員会の会議情報、そして議事録の公開の有無について、まずはお尋ねをしてみたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

公開の有無という点でございますが、現在、この検討委員会は今のところ公開という形はとっていないところでございます。今後の公開の有無につきましては、検討委員会の運営に関する項目の中でお諮りするという事になってくるかと思っております。最終的に今の段階では、その方向に対してパブリックコメントをいただくというような形で現在の委員会の中では話が進んでいるような状況となっております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 公開されていないということですよ。そういうことです。

この検討委員会について、自分自身も少し関心を持ちまして、市長に対してどこまでの提言をこの会でしようとしているのかなということ、そういう関心もありましてウェブページで検索してみました。検索したら、トップページから分類で探す、市政情報、そして、そのカテゴリメニューの審議会・委員会というところで、基本情報の中で2014年の8月20日に掲載されております香美市文化施設等検討委員会に行き着きました。そこをクリックすると香美市文化施設等検討委員会というところに行き着きました。

中に書かれてあることについては、このように書かれています。「市立文化施設等の効率的な利活用等について検討を行うために設置した委員会で、市立文化施設等の基本的な方向性に関する事を委員会で検討し、教育委員会に報告書を提出します。」

委員については、この間少し前回の質問のときにどういう方ですかということでお答えもいただきました。学識を有する者、教育関係者、関係団体の代表者、市議会の代表者、その他教育委員会が必要と認める者。会の開催についてというのもありまして、第1回が平成25年12月16日、第2回が平成26年2月4日、第3回が平成26年5月8日、第4回が平成26年8月5日。そしてその後、「老朽化した図書館の建て替えや、美術館の収蔵庫の拡張について、場所の検討も含めて話し合われています。今後は、その他の文化施設の方向性について話し合われる予定です。」とそこまでの情報でした。

ちょっとこれでは私の知りたい内容には届きませんので、これから届かなかったんですけども、ウェブページ上ではこの先にどこにも行けないんですよ。

さっきの話につながるわけですけども、何かの検討委員会とか審議会とかそういうものを開催するに当たっては、やはりその根拠となる、担保となる条例、規則、そういうものがあつたほうがいいんじゃないかというふうに思いまして、例規集とか条例等も一生懸命調べたんですけども見つけられないんですよ、どこにもない、僕の調べた範囲ですね。だから次の質問なんですけれども、どっかほかにもあるかもしれませんので、この会を担保している条例または要綱、規則等があるのかなのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

香美市文化施設検討委員会設置要綱というものを定めてはおりますが、ホームページ上にはそれを載せていなかったということでございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） あるということなんで安心しました。これがなかったら大変なことになるんじゃないかという気がしました。あるそうですので、よかったです。

では、次の質問に移ります。

普通の市民の方が、少し関心のある人間でもいいです、僕みたいなものが、一体その中でどんなことが検討されているんだろうということを知ろうとして行ったときに、ここまでのことしか、先ほど読み上げましたところまでしかないわけですよ。それっていうのは、なかなかここに参加している方々についても、将来その施設を利用するか、たくさんの市民の目線でいろんな角度から検討するというところまでは、どうも行けないんじゃないかなというふうにこの陣容では思いますので、先ほどのこれまでの今議会の市長の答弁の推移からも含めて、やっぱりより多くの市民目線も重視する視点からは、この委員会での提言については、振興計画の目標達成に向けて必要な施設であつて、建設に当たってはこのような機能が求められるというところぐらいまででとどめておいて一旦ね、実際の建設についての建設場所とか規模とか、内容、機能等については、それぞれに建設委員会等の新たな会を立ち上げて、より多くの市民の参加を得て決定し

ていくという形が好ましいのではないかと思うわけです。

10月議会するとき市長に、文化施設、学園都市じゃないけど、あそこら辺どうですかということで市長に答弁をいただいたんですけれども、そのときの答弁では、検討委員会の意見を尊重するというのが市長の立場だろうということ、これが1点ですけれども、もう1点は、何よりも市民の皆さんに利用していただく施設であるんだということからしっかりと考えてまいりたいと、こういうお話です。ですから、ぜひその市民目線からもう1回しっかりと考えていただく、検討をいただくような会を立ち上げてやるということが好ましいんじゃないかなというふうに思いますので、その点について見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

香美市の文化施設検討委員会では、施設等の基本的な方向性について検討することとなっております。したがって、先ほど質問の中でご提案をいただいていますように、具体的な場所や規模につきましては、新たな会を立ち上げて市民の代表者にも参加を務めていただきまして、それぞれの施設について決めていく方向になろうかと思っております。そういった中でさまざまな形の市民参加をいただくような働きかけに努めたいと考えております。

担当課といたしましては、住民の皆様には建物のハード面だけでなく今後の事業や運営に関しても、そういったソフト面も含めまして何にでもかかわっていただき、自分たちの文化施設であると、そういったことを大事にしていきたいと思ってもらえるような方向を目指したいと、このように考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

担当課の見解で市長、よろしいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎議員の質問にお答えしたいと思います。

文化施設あるいは体育施設というのは非常にあり方が問われてきたわけで、この施設の運営については、どこの自治体もそうですけれども専門性が非常に大事だということがあります。立派な施設をつくっても十分に使われない、使い勝手が悪い、たくさんの人々が期待するにも、すばらしい人が呼べないとか、大きなスポーツイベントができないとかいうふうなことがございます。したがって、文化施設とか体育施設というのは、その利用のあり方、運営については専門的な意見を十分に聞く必要があると思っておりますけれども、市民の皆さんが使っていただく施設でもあるということでもありますので、議員が言われるように、建設に当たっては十分な配慮が必要だというふうに考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 聞かなかったほうがよかったかなという気がしたんですが、一瞬ね。ぜひ専門性と、そして市民目線のすり合わせを会を開いて、よろしく願います。聞かなかったほうがよかったかもしれませんけれど。

それでは、次に移ります。

徹底したやっぱり情報公開の視点からは、ウェブページ上で委員名簿ですとか議事録の公開が今からでもやっぱり望まれると思いますので、ぜひその点に努力をされたほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、その点について見解を求めます。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

現在におきましては、ホームページに各委員さんの個人名までは記載しておりませんので、検討委員会のほうで諮りながら、委員名簿については進めていきたいと思えます。

また、議事録につきましては、報告に至るまでの経緯も大変大切なことかと思えますので、なるべく公開の方向で検討いたしたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） やっぱり大事なことだと思いますので、よろしく願います。

だんだん時間が危なくなってきましたので早く進めたいと思うんですけども、次、徹底した情報公開、どこまでも市民参加を促す姿勢に関連してということでお尋ねをしたいと思えます。

現在、本市の持ちます日常的な情報公開ツールというものは広報とウェブページということで、市民の声を聞く装置は行政懇談会と意見箱だというふうに思われます。議会初日の諸般の報告でもありましたように、本市でも情報インフラの整備がだんだん進んでくるということになってきますと、市民の皆さんがウェブページにアクセスする機会もふえてくるということを考えますと、やはりウェブページの充実というものは、これは喫緊に目指さなければいけない本市の大きな課題ではないかというふうに思うわけです。

そのことから、ちょっと情報を市民参加の先進地であります自治体、京丹後市なんですけども、そのウェブページをのぞいてみました。その京丹後市のウェブページにおきましては、参加しようという情報ポータルがありまして、そこで参加についての徹底した情報公開と、どこまでも市民参加を促す市政を示しています。

その中でも、私の提案・意見箱、審議会情報、市民施策提言、まちづくり出前講座などは、本当に至れり尽くせりというかびっくりするぐらいの市民参加型のものでした。同様に、これから先、市民参加型の市政を目指す本市におきまして、これは大いに参考になる施策というふうに考えまして質問をするものです。見解をお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 山崎眞幹議員の住民参加型の市政をめぐって、徹底した

情報公開、どこまでも市民参加を促す姿勢というご質問にお答えします。

市民参加型の市政を進めていく上で情報を発信し、市民の方々と情報を共有することや行政計画等の策定や評価に当たっては、市民の方々の参画をいただき、ワークショップや懇談会等の広聴の場を設けるとともにホームページの利用は有意義なことであり、そのための取り組みが必要であると認識しております。

ご案内の京丹後市の取り組みは香美市でも既に実施しているものもありますが、住民参加型の市政を進めていく上で参考になるものと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 一応チェックはしていただきましたか。特に審議会情報なんかはすごいですよね。審議会の開催情報で会議の名称とか開催日、時間、場所、区分で公開なのか公開じゃないのか、傍聴人の定員が何人で議題が何でと。会議録もばんばんばんとあって、そして審議会の分野ごとに環境、保健・医療・福祉・子育て、教育・文化、市民活動・共同参画、安全な都市生活、その他とすばらしい市民参画を促すものでした。

そして、あと一つ、もう見られて生かせるものは生かしていきたいというふうな姿勢だというふうに見ましたけれども、中でもまちづくり出前講座なんというの、議会、まちづくり、行財政改革、防災、予算、人権、環境、医療、福祉、子育て、健康、農林、観光・商工、建設、水道・下水、教育・文化、それぞれの担当課がそれぞれの課題に対して、説明に来てちょうだいと言ったらすぐ行く体制がとられているということで、これは本当にぜひやっていただきたいなというふうに思います。

どうでしょうかね。今のホームページから見て、やるとして何事もやっぱりスピーディーにということが市長の方針でもあります。市長はこれをごらんになってないですよ多分、なってないですね。

（市長、法光院晶一君、自席にてうなづく）

○4番（山崎眞幹君） 今度総務課に見せていただけてください。すばらしいですから、びっくりします。それも含めて市長に見ていただいて、やるとしたら、ここまでは行かなくてもこの途中までで、じゃあ例えばここまで行くとして、行けないかもしれない、どれぐらいの時間がかかりそうだと思います、これ。この件に関してだけでも、課長は見られてるわけやから。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 実はご質問いただきまして、この京丹後市のホームページのほうを検索いたしまして拝見させていただきました。どの取り組みもすばらしいものだというふうに思っております。特にまちづくり出前講座につきましては、議員ご紹介のとおり、細かくいろんな分野にわたって市民のどこに出かけていきまして、市民と一体になった学習活動といえますか、そういったことをやられておると思います。

ただ、香美市としても全然やってないということではなく、一部の分野につきましてはこれと同じようなスタイルでやっておる分野もあります。例えば人権の部分では、以前には職員が出かけてやったり、それから現在でも防災とか環境面につきましては、職員が出かけて行って各町内会等で講座的なことを開いておると、そういったことがあります。だから、できるところからやっていくという部分で言いましたら、既にもうやっておるというふうな認識は持っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それはそうだと思うんですよ。ウェブページの話で、情報公開と市民参画を、この質問の趣旨なんですけれども、促すためにはやっぱり徹底的な情報公開と徹底的な市民参加を促すシステム、制度が必要じゃないかという話の中で言ってるわけで、その制度をしっかりと告知するためには、ウェブページが有効じゃないかということでお尋ねをしています。そういう形でのお尋ねなんですけど。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 1回目の答弁でもご案内をしましたが、香美市でも既にやっておる。例えば、ご意見、問い合わせにつきましては、現在、香美市の公式ホームページにおきましてもトップページにバナーを張っており、自由に投稿することができることになっております。また、審議会情報につきましても、まだ全ての審議会ではありませんが、できるところから審議会、委員会のページを作成しております。そういった部分では今後各課の協力をいただいて、より詳しいホームページにしていかなければならないというふうに思っています。

また、本年度のホームページの運用面では、8月から台風、災害時には24時間体制で災害時職員初動マニュアルに基づく広報班を配置し、ホームページにおいて道路情報や避難勧告等の情報を提供し、ホームページの即効性を生かした情報発信を行っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと限られた時間ですので、後の質問もありますので、このケースでまたもうちょっと話し合いをしたほうがいいのかなと思います。ぜひ市長もごらんになってください。

（市長、法光院晶一君、自席にてうなずく）

○4番（山崎眞幹君） 市民参加というところですか。素晴らしいですから。

次に移ります。

2番目、市民参加型の市政を目指す多くの先進地では、やはり住民自治基本条例というようなものを制定して、それぞれの役割分担を明確化することで住民参加型の市政を担保しております。要約すると、まちづくりの理念を継承し、私なりにですけれども、

市民参加を得て市民目線の行政を実現するという、市長の考え方から言うと、やっぱり住民参加型の市政を目指す本市の、場合によってはそれを担保する自治基本条例というものがあれば、よりそれが促進されるのではないかなという考え方もあるわけですが、その住民自治基本条例についての見解をお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 自治基本条例についてお答えします。

自治基本条例については、市民、行政、議会等の役割分担を決めることにより、協働のまちづくりを推進していこうとするものだと認識しています。本市においては、「かがやき やすらぎ 賑わいをみんなで築くまちづくり」という基本理念があり、そして、山崎議員にも検討していただきました市民憲章がございます。

基本理念は市のまちづくりの方向性を示したものですが、市民憲章は基本理念を一步進めてわかりやすく表現し、市民みずからのまちづくり活動を喚起するものとなっています。基本条例というのは、この市民憲章でうたっている内容をさらに具体化したものだと考えています。

まちづくりには市民と市の協働が重要なことだと考えておりますが、今回、住民参加型の委員会としてまちづくり委員会がやっと産声を上げようとしているところで、現在、このまちづくり委員会発足に向けて、職員一同精いっぱい取り組みをしているところです。

自治基本条例もまちづくりを推進する重要なツールだと思いますが、現時点ではこのまちづくり委員会を軌道に乗せ、継続していくことが最も重要なことだと考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まちづくり委員会はとても大切なものなので、ぜひそれに本当に専心していただいて、将来的にその時期が、機が熟せば、全部そうですけど、機が熟したら何か何となくその方向性に行くということは一定あると思いますので。それはそれとして、現状での見解は伺いました。

それでは、最後ですけれども、視察研修をめぐってというところで少しお尋ねをしてみたいと思います。

議会もおかげさまで1年に1回ぐらい、いろんなところに視察研修に行かせていただきまして、いいものをたくさん見させていただきまます。さまざまな施策の先進地研修というものは、本当に毎回示唆に富むものでありまして、やっていることを取り組めば実りをもたらす種だというふうには思いますけれども、その種を見て、その種をまかなければ芽を出すことも実をつけることもないわけです。しかし一方で、先進地では見事に結実をしておる種でも、ここの気候とか風土とか、土壌とかに合わなければ、幾らその種をまいても実りを迎えることはないというふうにも思います。それも事実だというふ

うに思います。

そんなことも含めて、そこで今回も、自分は総務常任委員会というところに所属しているわけですが、その中でも岡山県の笠岡市、そして邑南町、そして日吉津村という市・町・村を回ってきました。その中でなかなかすばらしい種があったんで、本市でも割とそんなにハードルが高くなくまくことができるんじゃないかと思われるその種につきまして幾つかお尋ねをしてみたいと思います。

まず、1番目ですけれども、笠岡市の定住ガイドブックというこれですね、これくらいのもんですけれども。市民、事業者、行政の協働でつくられまして、市の情報が満載されたすぐれものでした。本市でも同様のものをつくることができれば、市民の皆さんにウェブ上ではなくて紙媒体による多くの情報提供でありますとか、いろんなところへ出かけてやっている移住相談、そして、移住を目指す人たちが相談に来るときのガイドブックというふうな形でも非常に有用に使えるんじゃないかというふうに思うわけですが、その点についての担当課の見解を一旦お伺いしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 山崎議員のガイドブックについてのご質問にお答えいたします。

香美市では、笠岡市と同様の仕様で、以前「香美市くらしのガイドブック」というものを発行しております。こちらでございます。（資料を示しながら説明）ごらんになられたことがあろうかと思っておりますけれども、これにつきましては、少し古くなってまいりましたので情報量を大幅にふやしてグレードアップされたものを現在作成中ということでございます、4月には配布の予定と聞いております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そこはおくれをとってないということで、よかったです。ぜひすばらしいガイドブックができればなというふうに思ってます。

じゃあ、次です。2番目ですね。

次ですけれども、邑南町の例ですけれども、邑南町というのは町を二分する選挙を戦って、今行政に当たる町長さんが物すごくシティセールスに関して前向きな方で、マスメディアに対しても露出度の高い方なんですけれども。そういう邑南町がマスコットキャラクター「オオナン・ショウ」って、これは済みません。担当課長が一緒に行ってまして、僕ちょっと購入してなかったんで、担当課長が購入したやつを今借りてきてます、済みません。「オオナン・ショウ」っていう、これ使い方が巧みで、これは切手シートです。（資料を示しながら説明）これ10枚、820円分の切手シート、1,230円で売ってますけど、これをやったり。

それから、これは車に張るシート。（資料を示しながら説明）赤ちゃん、孫を乗せて、これがすごく出色だと思うんですけども、おじいちゃん、おばあちゃんが自分の車に

「孫を乗せてます」と張れるシール、これを出生届を出したときにいただけるか交換に行ったか、僕ちょっとそれを確認せないかんですが、通告ではいただけると書いてしまってるんですけども、とかあるんですよ。

一方、本市にもセールスツールとして、やなせ先生からいただきましたさまざまなキャラクターがあって、このキャラクターについては、やなせ先生が自分がつくったキャラクターの中で今一番活用されているとおっしゃってたのが、多治見の「うながっぱ」、これが生前やなせ先生がずっと高知新聞の夕刊に連載してました「オイドル絵っせい」なんですけれども、その中で、この「うながっぱ」というのは、今日本で僕がつくったキャラクターの中で一番使われてて、まんじゅうとか食器とか小唱とかいろんなもので活用されていますと、うれしく思ってることを書かれてるんですけども。その中で、「キャラをデザインするのは子供でもできる。しかしこれを活用するには相当の知恵とアイデアと実行力が必要である。」とこのように言われてます。

ここまで行かなくても、行政がリードするという意味で、1つ同様の取り組みっていうのは、これはちょっとお金がかかるんで、シティセールスとしてはいいとは思いますが、このシールなんかは「さくらてんし」か何かこうあって、孫を乗せてます、子どもが乗ってますみたいなことができるんじゃないかなと、割とハードルが低く思うんでお尋ねしますけども、そういうのはどうですか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。担当課長ということでもございませんが、同行させていただいたということでお答えさせていただきたいと思えます。

邑南町では、香美市とまた違った独自の活用の仕方がおもしろかったなというふうに思っておりますが、香美市のキャラクターにつきましても、結構さまざまなシーンで活用されてきておるかなというふうに考えております。

この後のご質問にもありますように、山崎議員のご提案で実現したご当地ナンバープレートでありますとか、広報誌や観光ガイドブックを初めとするさまざまな印刷物などに広く活用されておるところです。また、着ぐるみになっている「龍河洞リ्यूくん」については、お祭りやさまざまなイベントに登場して、香美市独自の取り組みもされておるということになっております。

邑南町の活用事例は、すぐに即取り入れるということは難しいかもしれませんが、キャラクターの活用の幅については、今後ますます広がっていくのではないかと思いますので、またいろいろご提案をいただきながら検討させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そうなんですよね。提案はいっぱいしてるんですけど、まいてもらわないと提案はないと一緒にですから、ぜひまく努力を。けど担当課がそう思わな

ければ、本当に共感してもらえなければちよつとなかなか行かない、そこは市長の知恵もいただかなきゃいけないと思いますけれども。

次に移ります。

この点はシティセールスという意味でお尋ねをしているわけです。先ほどまちづくり推進課長から紹介をいただいています本市のキャラクターを生かして、それを行政がリードするという形で取り組んだ一つにナンバープレートということがあろうと思います。その施策を今度民間企業と提供しようと、民間企業と提携したらどうかということひとつ。

今3つの香美市にいただいたキャラクターなんですけれども、これも何回も繰り返しますけれども、私自身がナンバープレートを最初に提案させていただいた経緯というのは、ここがやなせ先生の自称ふるさとであるということが一番大事であって、それをあらゆるメタのセールスツールとして「やなせうさぎ」という話だったんですね。それをまた蒸し返すわけなんですけれども、郵便バイクに「やなせうさぎ」のナンバープレートをつけてもらって、町中を走っていただいたらどうかなというふうに考えるわけですね。この点についてのご意見を一旦いただきたいと思います。どうかなと。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

郵便局のバイクに本市のご当地ナンバープレートの活用をお願いすることは可能であると考えております。しかし、「やなせうさぎ」の活用については難しいと考えております。

そこを少し説明させていただきますと、現在のナンバープレートは庁内にご当地ナンバー検討会を組織して作成しました。その検討会の作成過程で、「やなせうさぎ」について、アンパンマンミュージアムに相談しております。そのときのミュージアムのお話として、「やなせうさぎは先生の分身であり、先生そのものという扱いをしている」というご返事でした。このことを検討会にも報告し協議した結果、検討会として、先生の分身である「やなせうさぎ」をナンバープレートに使用するのは無理だという結論になった経緯がございます。

以上のことから、「やなせうさぎ」のナンバープレートは難しいと考えますし、せっかく市民投票をしてつくったナンバープレートがございますので、ぜひそれを使っていたきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まさに先生分身そのものだから走り回っていただいたらどうかという私と、そこは真っ向違うわけですよ。ぜひ、やなせたかし記念館の方とお話をさせていただきたいと私は個人的には思います、本当に。

多分お互いの言っている、思っていることが正確に伝わってないような気がするがですよ。熟議が足りないと。その話って、メタの話は多分してないですよ。やなせ先生

のふるさとであって、やなせ先生がどこでも走っているという姿を実現したいから、「やなせうさぎ」を使ったらどうかという提案なんですよ。

ところが、えっ、今の話、その話じゃなくて前に聞いたときは、排気ガスが当たるようなところへやなせ先生そのものを置いたらいかんとかいう話やったんですよ、僕が聞いた話は。それはちょっと違うかなと、言ってるうちに時間がなくなりますんで。だから、機会があればぜひまたお話もさせていただきたい。これはあくまでも一つの提案でして種ですから、種はその人の思いがつながるうちは何回も出てくると思いますんで、またよろしくをお願いします。

次に、4番目です。

これも午前中の同僚議員の説明、ふるさとの物産についての話の中で、生鮮野菜の活用だとかパーシャルとかいろいろなものがありました。そんなのも含めて、邑南町はシティセールスに物すごく熱心なところで、入り口に入ったところの左側だったんですけども特産品、その土地の工芸品はもちろんですけどもお酒とかお菓子とか、そんなものも含めて展示をしてありました。

本市においても1階のところにガラスで囲われた展示スペースがあって、見たところ結構何も展示されていないような時間帯とか時期もあったりするわけですから、そんなことから考えると、それはそれとして全体の使用計画があったりすると思うんで、その使用計画とか、そしてあれを利用されている各種団体等との調整を図りながら、一定本市の特産品であるとか産物、工芸品とかいうものについても、その場を使って展示をして、シティセールスとか、その一端に利活用してはどうかというふうにも思いますけれども、それについての見解をお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎眞幹議員の1階展示スペース、展示ケースに市の特産品を展示してはどうかというご質問にお答えいたします。庁舎管理責任者の立場から、展示ケースに限定してお答えします。

展示ケースは幅5.4メートル、高さ2.5メートルで、作品の展示もしくは市の業務に使用する際、使用を許可しています。使用許可期間は2週間以内、展示延長を希望する場合は、その都度期間延長を申請していただきます。作品の掲示及び管理については、使用者が行うこととして許可しています。

この展示ケースは、都度都度申請されてくる作品等を展示していますので、長期間展示する特産品の展示は考えておりません。業務を担当している課が庁舎内への特産品の展示を考えているようでしたら、方法等を協議したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 済みません。ちょっとうまく聞けなかったんですが、展示をしたい場合にはどこと相談するって言いましたっけ？一番最後のところ。

- 副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 業務を担当している課、例えば特産品を扱いゆう課とか  
が庁舎の中へ置きたい場合は協議に応じます。
- 副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） 基本的に作品の展示と市の業務ということで、例えば商工に  
関するものであるならば、商工の担当からここへこんなものを展示したいけどという話  
があったら、それについて話を聞く、話にのるとい形ですか。
- 副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） そのとおりでございますが、特産品、これはどういう特  
産品を置くのか、そういう点もいろいろ協議させていただいて返事をしたいと思います。
- 副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） その協議をする場はどこで協議をするんですかね。
- 副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 管財課へ来ていただければ協議に応じます。
- 副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） それは管財課の判断で置くか置かないかを決めていく。さっ  
きもいろいろありましたけど、例えば議会図書室だったら図書室の利用規則とかあるが  
やないですか。そこの下の、何というかわからんけど。その場所についても、そういう  
ものがあってそれにのっとしてやるのか。それとも、そうじゃなくて、その都度何か相  
談が来たときに相談をしながら、可とするか不可とするかという話をするのかという  
ところなんですけれども。
- 副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 市民ホール等の許可申請書を出していただいて、それで  
検討しまして決めたいと思います。
- 副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） じゃあ、その場所は市民ホールの続きというか、市民ホール  
に類したものであるというふうに担当課は判断してるというか、その仕分けをしている  
という理解でいいですか。
- 副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） この使用許可の中に展示ケース、市民ホールという分類  
がありますので、許可申請書は1枚になります。その中で判断させていただきます。
- 副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） わかりました。ということは、あくまでも受け身でやりなが  
ら、この利活用についてどっかで一旦前向きに検討して、ここはこの時期こうだからと  
いう形での運用じゃなくて、受け身の形ですよ。積極的にここを利活用しようという、  
とりあえず今のところはそういう形ではないということですかね。

○副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 管財課は展示ケースの管理をしてるのであって、特産品を管理しゆうわけじゃないんで。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 自分が言ってたシティセールスの一端としてそれが利活用できないかというところなんでして、わかりました。管財課の立場というのはそれで一定わかりますので。そういう話は、もしかしたら企画との話になるのかなというふうにも思うわけですが、担当課長、どうですか。そういういろんな施設について、ものを戦略的に使っていくということについて。特にそれはそういう受け身でも構んと思いますよ。思うけども、市民ホールにしろ、そういう展示場所にしろ、活用の仕方によって大きなツールになる場所であるわけで、そういう視点からですけど、市長が答弁すると何か危ないんで、担当課長。

○副議長（島岡信彦君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

担当課長になるのかどうかというところはちょっとわかりませんが、有効に使うということについては、やはり前向きな方向ということでもいいんだと思うんですけども、それを使うためにどういった特産品があるのか、また特産品が展示できるようなものか等さまざまあると思いますし、また、あそこのスペースは市民スペースとしての機能を持っておりますので、そういったところを総合的に判断して、そこにディスプレイをするのであればするというような方向性にはなってくると思うんですけども。ちょっと今の時点で私のほうからはこれぐらいの回答になります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 多分、やっぱり説明の仕方が悪いんだというふうに思います。ぜひ市民参加のところへ展示スペース、市民ホールを活用しませんかというふうなところをひとつ設けていただいたらいいのかなというふうに思います。

次に移ります。

最後ですけども、入り口を活用する観点から見ると、やはり本庁、支所のディスプレイは、本市の資源活用について活用するのにある意味ぴったりのところだと思うんですね。

12月議会におきましても同僚議員が同様の質問をしてました。これは本当に、そんなにハードルが高くないける芽が出やすい種だと思いますので、その後、検討したようなことがあれば、利活用について何かその後進展がありましたら、その件について一旦お伺いしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 平成26年12月議会で、織田議員から同様の質問があ

りました。回答といたしまして、テレビを活用していただき、香美市の多種多様な情報を発信していただきたいと回答いたしました。今回活用について必要な機器を購入するように予算計上していますので、新年度より利用していただきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） 種がまかれたようですので、それについての活用要請というか、それをまたウェブページ上でぜひ発信をしていただきたい、そして広報上でも発信していただきたいというふうに思います。

やはり、執行部と議会、議員個人も含めまして、両輪となってこの町の、市長の言われる安心、安全、そして活性化ですね、それを推進していかなければいけないと思いますので、皆様もますます努力していただきまして、自分自身もまたできる努力はしていきたいと思えます。

以上で全ての質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 山崎真幹君の質問が終わりました。

暫時、2時40分まで休憩にいたします。

（午後2時24分 休憩）

（午後2時38分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、市民クラブ、依光美代子でございます。通告に従って総括方式で質問をいたします。

今回、全国の多くの自治体で問題となっている超高齢化社会をどう乗り切っていくかということで、高齢者への支援に関する質問を3項目いたします。私はこの地域の高齢者に元気で過ごしてほしい。そのためにはほんの少し必要とする支援をするべきだと思います。そして、また高齢者の知恵を工夫する、そうすることによりまた活力のある元気な町、そういうことを目指して、期待をして質問をいたします。

最初に、物部町で行われました物部圏域地域ケア会議についてお尋ねをいたします。

この急速に進む高齢化の問題は高知県の大きな課題であり、全国に先駆け10年以上先に行く状況と言われております。本市においても高齢化率は37.7%となり、高齢化がこのまま進行すると、平成29年に65歳以上人口のピークを迎え、10年後の平成37年には高齢化率は41.2%と予想されております。既に香北・物部圏域では、高齢化率は48%を超えております。高齢化率が高いということは何も悲観することではありません。この高齢者には知恵や経験があります。そういったことを生かし、またそのことによって地域で高齢者が生きがいを持ち、元気で活力のあるまち、そういう知恵を使いながら地域が元気になる、そういう施策がますます望まれてくるのではないかと思います。

しかしながら、どうしても高齢化とともに独居や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、支援を必要とする方も多くなると推察されております。今後その高齢者をどのように支え、また支えていける環境整備をどのように整えるかが今求められております。そのためにも現状を知ることから始まり、地域の実態把握が重要となります。

本年度、特に高齢化率の高い物部町で、地域の実態を把握するため行政と福祉関係者や地域住民に集ってもらい、意見を聞く物部圏域地域ケア会議を開催したと聞いております。そのケア会議では、市民からはどのような意見が出されましたか。高齢者がどのようなことに困りどのような支援を必要としているのか、そういったことなどの把握はできましたか。また、その会議の意見集約をされたと思いますが、地域には地域の抱える問題や課題があります。課題はどのようなことがありましたか。そして、今後このケア会議の意見をどのように生かしていくつもりですか。以上お聞かせください。

2つ目の質問に移ります。高齢者を支える体制づくりについてお伺いをいたします。

先ほども述べましたように、本市では急速に進む高齢化とともに、支援を必要とする高齢者がふえてくると予想をされております。その対策として、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、高齢者を支える体制づくりの構築が早急に必要だと考えます。この高齢者を支える体制づくりは、将来へのまちづくりのポイントの1つだと確信しております。その支援は、行政や福祉関係者などの連携だけでなく、いかに地域住民の協力を得られるかが勝負だと思います。

きょうも同僚議員の中からも何度か出されましたが、住民参加、住民の協力、このことがこのまちづくり、いかに活力あるまちづくり、元気のあるまちづくり、これに大きなポイントになってくると思います。高齢者への支援は、自助、互助、公助、共助で支え合い、医療、介護予防や生活支援などが一体的に提供されるシステムが必要であり、地域包括ケアシステムの構築が急がれます。

今回、私ども教育厚生常任委員会は、この地域包括ケアシステムの必要性を感じて総社市へ行政視察に行つてまいりました。総社市では、地域力を生かし支援を必要とする高齢者の早期発見や支援に効果を上げている地域包括ケアシステムが確立されており、多くの学ぶべきことがありました。執行部の皆さん方へも議会初日に視察報告書の配付をしております。

総社市では急速に進む高齢化を懸念し、早くから高齢者を支える環境整備が急務であると、地域包括ケアシステムの必要性が示され取り組みを進めてきております。住民が安心して地域で生活ができるためにも、公助だけでは支え切れません。地域住民の協力や支え合える地域づくり、そして支援体制が必要と考えられ、職員は積極的に地域へ出向き、地域を知ることから始めました。生活圏域ごとに高齢者がどのような支援を必要としているのかについて地域住民と話し合いを重ね、高齢者のニーズや地域の課題などの把握に努めてきております。また、職員は積極的に地域住民とかわり、住民の関心をいかに高め、協力を引き出すかの工夫をしております。そのおかげで、地域全体で高

高齢者を見守り支えるシステム「そうじゃ みんなで見守るネットワーク」が構築され、地域住民のみならず27の企業や団体などと協定を結び、日常活動の中で高齢者の異変の早期発見につなげております。

お手元に資料が配付されておると思います。

高齢者がおるとしたら、地域全体で支えるということで、先ほど言いました「そうじゃ みんなで見守るネットワーク」はこの部分となります。わざわざその方たちが見守り活動に出ていくんじゃなくて、通りすがりとか日常の中で気がついたとき、新聞や郵便物、宅配の不在票がたまっているとか、ごみが散乱している。電気やテレビがつけっ放しになっている。あるいは、幾晩も電気がつかない。何日も洗濯が干しっ放しになっている。ドアはあいているのに呼びかけても返答がないとか、また、季節にそぐわない服装や汚い服を着ていたり、不潔、異臭を感じる。日常的に子どもの悲鳴、たたく音、泣き声が聞こえる。そういったことを日常生活の中で気がついた方が市役所へ連絡するというシステムです。

また、地域では民生委員さんが約161名おります。その方を補佐するための福祉委員さん約500名おられるそうです。そして、愛育委員さん、栄養委員さん、そして、そういう方が日常的にも見守りをしております。そして、その高齢者の方が元気におられるようにということで、出前講座、いきいき講座、介護予防サポーター養成講座、いきいき百歳体操、ふれあいサロン、ボランティアの養成講座、こういったことをして地域で元気に過ごせるような地域づくりをやっております。

この介護予防サポーター養成講座だとかボランティア養成講座を修了した方が、自分たちの地域で自分たちの家また車庫などを利用して、このいきいき体操の支援をしております。だから、この体操は総社市では126カ所開いているそうです。この体操は市が取り組んでいる体操教室で、このおかげで筋力が衰えずに元気なお年寄りがふえているというお話も聞かせていただきました。

このように地域で見守りをする、1人だけに負担を与えるんじゃなくて、そういう活動を行うことで地域の方、見守りネットワークに加盟した企業、団体の方が、その異変に気がついたときには市役所へ連絡し、市はこの情報をもとに庁内組織や地域包括支援センターまた外部関係機関の協力を得て、適切、迅速な対応を行っております。早期に対応してつなげるということができております。

また、地域の問題や課題、そういったことに対しては、下にありますケア会議、3層構造のケア会議、イメージ的には下の段階に地域に21カ所の小地域ケア会議があります。そこでは援助困難ケースの相談、制度のはざまのニーズの掘り起こし、それぞれの地域に密着した課題の集約を行い、ネットワークづくりに取り組まれております。その上の段階の圏域地域包括ケア会議、これは各圏域5カ所にあり地域包括支援センターを中心とした地域づくりに取り組んでおります。その小地域ケア会議で上がってきた相談をここで検討し、そして、この小地域ケア会議と圏域地域包括ケア会議への連絡、連携、

そういうことをこの圏域のケア会議で行っております。そして、上の段階にある地域包括ケア会議、ここではその援助困難事例の解決や地域課題の解決、そういうことに取り組んでおります。3層構造によるケア会議により、支援の早期対応ができております。

本市の超高齢化問題を乗り切るためにも、行政や福祉関係者だけでなく地域全体で支え合える、本市にふさわしい地域包括ケアシステムの確立が急がれます。この総社市のような地域包括ケアシステムの構築を参考にはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

最後に、市営バス事業についてお伺いをいたします。

この件については毎議会質問が出ておりますが、それだけ地域住民が大変期待をしてお待ち望んでおりますので、再度質問をいたします。

高齢者の移動の手段として、この公共交通空白地域を走るようになったエリア型デマンドバス、この運行により地域の高齢者が病院へ行くことはもとより、お買い物に行ったり行事に出向いていたりとかいう、そういう楽しみもできます。そういうことがあってこそ、生活に張りがあり希望を持って過ごすことができます。

平成26年の4月から、物部町ではこの交通空白地域の住民の移動手段として、エリア型デマンドバスの運行を始めました。地域の皆さんからは、ほぼ好評をいただいて1年が経過しようとしています。事業開始時には1年間試行運転を行い検証をし、その後、空白地域へ拡大していきますということでした。前議会では、空白地域への対策については、現状を分析し早期に進めていきたいとの答弁でした。次年度に向けPDCAサイクルのもと効果の検証を行い、課題に対し必要な改善を行い、香北町や土佐山田町の空白地域へのエリア型デマンドバスの運行拡大を予定していると考えます。

また、平成25年3月に地域交通対策検討委員会から答申のあった臨時便の運行など検討課題もまだ残っております。次年度に向けて空白地域への拡大や答申への課題解決に向けて、どのようなスケジュールで取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、凡内一秀君

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 依光議員の1点目、物部圏域地域ケア会議についての1番目ですが、ケア会議においてどのような意見が出されたかということでございます。

物部におきまして、本年度5回にわたりまして地域ケア会議を開催いたしました。グループに分かれていただきまして、エリア別での現状と課題の検討を行ったところです。

意見としましては、介護サービス事業におきましては人材不足等の課題が挙がっておりますが、おおむね介護サービスの需給バランスは保たれているというような意見でございました。また、日常生活におきましては、物部地域の地域特性としまして、自助共助の大きい地域ということでもあります。実際に地域でできずに困っているような生活行動は少なく、最終的に施設や病院に行くまでは自分や家族、また近隣者等で協力し合いながら生活している状況が話として出されておりました。

今回の介護保険法の改正に伴います新しい総合事業の移行につきましても、現在行われております集いの場や、また支え合いの支援づくり等については、既存の資源を有効に活用していくことが大切だろうという意見が出されております。

2番目の課題につきましても、今後の検討課題としまして、自助共助で対応できずに困ったときや、買い物等の今後の足の確保等への手だてについての意見が出されております。

現状の意見では、特に大きな課題というのは出てきておりませんでした。やはり個々においては個別の課題があることも考えられますので、今後気をつけていく必要があると思っております。

このような個々の課題にも対応していくためにも、やはり今後、今年度行いました地域ケア会議をもとにしまして、地域の今後の実態の変化を見きわめながら、意見を聞いて反映していくことが必要だというふうに思っております。

それで、3番目の今後、この地域ケア会議をどのように生かしていくかということですが、この会議につきましても本年度物部地域で行いましたが、来年度につきましても、香北及び山田地域でも実施していく予定であります。終了後は圏域ごとで地域ケア会議を継続発展させることができるよう、生活支援コーディネーターを中心に協議の場を持っていきたいというふうに考えております。

また、それぞれの個別ケースにつきましても、多職種で検討を行うことで高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行いますとともに、個別支援の取り組みを重ねることで高齢者を支援するネットワークの構築、地域課題の把握につなげていきたいというふうに思っております。

続いて、2点目の高齢者を支える体制づくりにつきましても、これまでも民生委員さんの活動はもちろんのこと、あったかふれあいセンター事業での地域サロンの開設、また個別支援によります訪問活動、そして、そこで活躍をしてくれていますボランティアさんによりますご機嫌伺いと言いますか、往復はがきで出して返信をいただくはがきを出したりとか、あと「声ともだち」として登録した方には、電話による確認などによる支援を行ってきております。

また、本年度から始めております健康づくりネットワーク推進事業におきましても、地域での声かけや訪問など、健康づくりだけでなくつながりを深めてもらう活動にも取り組んでもらっているところです。

言われますように、いろんな職種が地域の中でかかわっていくことは、それだけ目が届くということになりますので、支援を必要とする高齢者の把握には大事なことだというふうに思っております。

先ほど申しました物部地域におけますケア会議を来年度は香北、山田地域でも実施をしていくようにしておりますが、このケア会議を行っていく中でケア会議に参加しておりますメンバーを中心としまして、地域の見守りネットワークについても検討などを行

いながら、またいただいております総社市の資料も参考にしながら、香美市の地域包括ケアシステムの構築に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 依光美代子議員の市営バス事業について、今後どのようなスケジュールで取り組むかということについてお答えいたします。

エリア型デマンドバス物部の運行開始から間もなく1年が経過しようとしておりますが、運行形式は市としても初めての試みとなっております。運行事業者からの聞き取りによりますと、利用者からはおおむね好評との声が多いということで聞いております。特に今のところ大きな問題も生じておりません。

利用状況についてですが、昨年4月から本年1月までの利用人数が、各集落から目的地までの利用数は延べ470人、目的地から各集落への利用数が延べ437人となっております。

今後のスケジュールについては、平成27年度から平成28年度にかけて、まず土佐山田町の空白地へのデマンドバス導入の準備を進めていく予定です。限られた財源を効果的に活用するため、車両の購入等に当たっては県の移動手段確保支援事業費補助金を活用したいと考えておりますが、今のところ平成27年度の県予算の余剰がありませんので、平成28年度の予算計上となる見通しとなっております。

導入に当たりましては、聞き取り調査等によって地元の意見を聴取し、それらを反映した上でできるだけ合理的な運行につなげていきたいと考えております。また、運行委託業者の選定につきましても、土佐山田町は複数の事業者が存在しておりますので、個々の事業者への説明等も行うことが必要だと考えております。それらの準備期間を経て、平成28年の秋ごろの運行開始を目指していきたいというふうに考えております。香北町への導入についても同様に、平成29年度から平成30年度にかけて運行開始につなげていくことを目安に考えております。

それと、臨時便の運行というお話がございましたけれども、例えばイベント等への対応などにつきまして利用可能となる行事内容、線引きとか主催者との調整、申請手続を含むルール確立が必要となりますので、運輸支局への届け出いかん等も含めて、地域公共交通会議において十分な協議を行っていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 2回目の質問をさせていただきます。

物部圏域での地域ケア会議では、おおむね課題は余りなかったというか、地域性もあって自助共助でやられておって、最終的に病院へ行くまではご近所なり、自助共助で助け合っやられているということでございました。

この会議は平成27年度から香北、山田で実施していくということですが、山田、香

北では物部圏域でやったような同じメンバーというか、そういう形でやられるのでしょうかが1点と。

それと、物部での会議で余り大きな課題がなかったように聞いたんですが、皆さん、そこに参加されている方がほとんどお元気で現役で活躍、福祉関係者であったり地域のお世話のリーダーになってやっている方の声が多かったと思います。そうしたときに、その方々が自分たちの仲間、もしくは地域での声を聞いてるのかな。地域の本当に困っている人の声がこのケア会議に出てきたかなということを少し心配をします。そういうこともあるので、ぜひ次の香北、山田でやるときには、いろんな団体とか自治会長さんだとか、いろんな立場の方が出てきていると思います。その方にぜひ地域の高齢者の声、障害者の声、支援を必要としている人の声、そういう声を聞いてくださいというようなことをぜひ呼びかけて、メンバーの方を集めていただきたいと思います。その辺について1点と。

それと物部ですが、やっぱりこういう会は定期的にある程度していくべきではないかと思います。物部はなお高齢化が高いですよ。定期的に毎月せえとかいうものではないけど、ある一定の会議をすることによってお互いが情報共有、そういうことが必要ではないかと思います。それと、何かあったときの連絡先をどうするか、それをそのケア会議に参加した人たちから下へおろしてもらおう。やっぱりそういうことを住民の皆さんに周知する。どこへ行って声を上げたらいいかわからないという高齢者の方、障害者の方、そういう方がぼつぼつこの市内に出てきておりますので、そういうことに対して、ぜひ今後配慮しながらやっていただきたいと思います。その辺についての見解をお聞かせください。

それと、高齢者を支える体制づくりということで、総社市のことを参考にしながらというご答弁でした。ぜひ、この取り組みは本当に素晴らしいと思いました。ただ、条件的にこの地域は香美市の約3分の1ぐらいの広さですから、香美市は広範囲の中でこういう支援体制をつくるということは、本当に大変な作業が要ることだと思います。しかしながら、ただ一つお願いしたい。その市民参加、市民参加ということ声を高々に言われます。しかしながら、なかなかそこへ行っていないというのが現状かだと思います。そのためには、やっぱり職員さんが地域へ出向くということが必要ではないかと思います。やっぱりその地域を知ることから始まる。この総社市では、その現状を知るために職員さんが積極的に出ていってます。香美市においてもそうだと思うんです。やっぱり地域に出向き、その地域の住民にいかにかその気になってもらおう、その作業が重要になるかと思っています。その気になっていただけたら、協力していろんなことがスムーズに展開をしていくんではないかと思いますが、その辺の見解をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それと、デマンドバスについてですが、今後の準備を平成27年度から平成28年度で進めていきたいということで、県の予算が平成27年度にはもう余剰がないので、平

成28年度を活用してというようなお答弁でございました。

ただ、前回も出ていましたスピーディーに対応するっていう、そのことをぜひ念頭に置いてしていただきたいと思います。早期に対応、早期に対応と言うけれど、一番最初10月の議会に出ましたよね、それで12月、3月に私とさせていただいてるんやけど、やはり皆さんが待ち望んでいるんですよ。地域の交通手段、移動手段のない方は、その移動手段ができるとやはり外に出ていくということが楽しみ、生きがいにつながっていき、また元気に暮らせる。それから、ぐあいが悪かったら病院への通院にも使うということもある。

それと、もう1点が、やはりずっと出てきてるんですが対策に時間がかかり過ぎていると思います。1年事業をやって、その事業がどうなのかということで検証をする。そして、その検証によって課題が見つかったとき次へ、来年度どう改善していくか、それにはやはり費用が要ると思うがです、予算化も必要になってきます。そうしたときに、3月が終わってから検証してたらだめだと思うがです。せめて11月、12月には締めて状況を見て、本来でしたらやってる事業はどうか半年で中間チェックをし、そして翌年、8カ月、10カ月内に検証を行い、来年度にどう課題を解決し予算化を、それに予算も伴ってくると思うがです、課題解決するには。予算が伴わなければいいけれど予算が伴ってきます。そうしたときに、やはりそこはきちっとやっていくためにも、その事業計画を何年何月にはここまでする、中間チェックをする、最終年度の検証をする。そして、その課題を次にどう生かすか、それは何月まで行うという計画を立てて、数値目標も立ててやっていく。それがないと漠然とやっていたら、事業は進まないし成果も出ないと思うがです。せっかくやるのであれば、よりよい方法でいくべきではないでしょうか。

平成28年度の秋を目指してやっていくということですが、聞いてて何を基準にして行うのかなということがちょっと理解できないがですよね。やはりそこには事業計画を何年何月までここまでする、次はこうということをもっときちっと立ててやるべきではないかと思いますが、それについて見解をお聞かせください。

そして、臨時便の運行ですが、地域公共交通会議をやって検討していくと、せっかく会議で皆さんが熱き思いを、副市長もそのときの担当でした。皆さんが本当に熱き思いを持ってよりよい方法をということで議論をしました。その中で臨時便、イベントなんか日曜にある。そうしたときにバスがないから行けない。バスがあればそれに乗って行けるじゃないか。そうすることで、またそこにも賑わい、交流人口がふえてくる。また人が行けばそこにも経済が発生する、そういうこともあります。ただ運行が開始されるということだけでなく、そこにはいろんな相乗効果というものがあると思うんです。ぜひこのことについても早急に検討していくべきだと思いますが、再度ご答弁をお願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 物部ケア会議のメンバーはということですが、メンバーにつきましては、こづみのヘルパーさん並びに地域の介護支援専門員さん、そして、民生委員さん等の介護福祉関係者、それから、自治会長会の会長とか大柝地区自治会長とか地域の会長さん、そして食改さん、婦人会長さんというような形で地域に精通した方、そして、まちづくり推進課の地域づくりの支援員さん、物部のほうには3名おいでますが地域を把握しておる方たちでございますので、入っていただいております。

山田、香北の今後のメンバーにつきましては、具体的にはまだ決まっておりませんが、やはり保健福祉の関係者が中心となろうと思っておりますし、また地域を代表する方たちも入ってくるような構成になろうかというふうに思います。

そこで、山田、香北のほうでの地域の声を聞いた形で参加をということですが、そちらのほうはまた今後メンバーが決まりましたら、呼びかけた形で参加をしていただくようにしていきたいと思っております。

それから、今後、今までやってきた会を大切に、引き続いて定期的な会をということですが、やはり先ほども申しましたが、物部地域のケア会議も引き続いてするようにしておりますし、3つの圏域でそれぞれケア会議を持っていきたいと。それをまとめる形での一つの大きなケア会議、総社市のように3層とまではいきませんが、2層的な形になるのかなというふうには思っております。

それから、地域に出向いてくれというお話でございます。保健師のほうも地区担当制をとりまして精いっぱい地域には出かけるようにしておりますし、また包括支援センターにつきましては、香北、物部のほうに窓口を構えておりますので、そちらのほうで相談にも乗りながら、また相談があれば地域のほうへ出向いて対応しております。そんな中で日ごろの相談につきましても、やはりそういう形でそれぞれの支所におりますところへも相談をしていただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） デマンドバスについてお答えいたします。

当初デマンドバスの導入につきましては、平成27年度中、単独での導入についても検討はしてきたところでございますけれども、やはり限られた財源を有効に活用するというので、県の補助事業を導入しようということになっております。もしかしたら平成27年度中に確保できるようであれば、年度内の導入ということも可能ではないかとも思っておりますが、今のところ事業いっぱいということで、平成28年度を目指しておるということでございます。

それと、臨時便につきましてはですが、臨時便というのがどういうときに必要になるのか、イベント等が主になろうかとは思いますが臨時便を出す基準、こういったイベント

に対して走らせるのか。また、イベント等で使っております市バスとの関係もありますので、そういったことも調整しながら、研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 物部圏域での会も引き続いてやっていくということで安心をしました。それと、地域の声を聞くために香北、山田でやるときには、地域の方にも参加をしてもらおうというような先ほどのご答弁だったと思います。

ただ、1点ちょっと気になったのは、物部町で参加された方にこの間ちょっと聞いてみました。そしたら、私たちはこうして意見を言うけれど、本当に地域の高齢者、困っている人の声が届いているんだろうかっていうような声でした。いろんな団体の方も、その仲間と一緒に参加してもらおうよう声をかけたけれども、ほとんどの方が仲間と一緒に来るといことがなかったけれど、そんなんで大丈夫なんやろうかねという声を聞きました。ぜひその辺も、地域の声を聞いてくださいというようなお願いをして、せっかくの会がよりよくなるようお願いをいたします。やっぱりこう引き続いてその変化を見きわめていくということがすごく大事になっていこうかと思っております。

それと、本当に福祉関係というか健康予防とか、介護のいろんな高齢者への訪問活動、社協さんが中心にやってる活動、すばらしい取り組みができてると思っています。ボランティアがかかわりながら一緒に訪問したり、そこへ行くためにボランティアがいろんなお土産をつくって一緒に訪問し、またお手紙を書いたり、そんなことをボランティアと一緒にやっています。また、ボランティアの方もそのことが生きがい張り切っている。だから支え合いという部分ではすごく健康が維持できる。この活動をもっともっとほかの健康介護だけでなく全体の事業にも活用していくことができれば、地域が元気になる。やっぱり高齢者が元気でこの町に暮らせることがこの町の活力になっていく、また若者もというような形ができたらと思っておりますので、引き続いてやる山田、香北のケア会議においては、その辺の意見、地域の意見を聞くということにぜひ主力を置いていただきたいと思っております。

それと、2回目にちょっと聞いたけど、何かあったときの連絡先ってということ、そんなものが必要でないかとか、そういう意見はありませんでしたか。もし意見がなかったらやっぱりそれが必要だと思うけど、その辺はどんなふうに考えておられるでしょうか、お聞かせください。

それと、地域交通の件ですが、今の現状では平成27年度は厳しいかもわからないということでした。ぜひ積極的に県のほうへも働きかけをし、やはり皆さん方の熱意が人を動かし、また予算を動かしということもありますので、議会としても応援をしておりますので、地域の方は本当にこの空白地域への移動手段を待ち望んでおりますので、できるだけそこに力を入れて、それと、やはり平成28年度秋を目指してと言っておりますが、できれば平成27年度に予算がつけばこうというそのスケジュール、平成28年の秋に

するならばどう取り組んでいくかというスケジュールをきちっと立ててやっていただきたいと思いましたが、そしたら、もう平成27年度の中でどのような、何月にここを行い、何月にどうしていくというようなことをお聞かせいただけたらと思います。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 何かあったときの連絡先ということでございますが、現在のところやはり包括支援センターが中心になって高齢者の相談等には対応しております。その窓口としまして香北、物部にも置いてますし、またそれぞれの地域には社会福祉協議会さんもおいでです。また、民生委員さん等もおいでしますので、やはりどこかに連絡をとっていただければ関係する部署へつないでいくことができますので、とにかくそちらのほうのどこでもと言いますか、とれるところへとっていただければというふうに思います。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 導入のスケジュールについてでございます。これにつきましては、やはり予算のめどがつかないと動きにくい部分もあり、前もって動ける部分もございますけれども、予算のめどがついた段階で早期に聞き取りとか事業者への説明を行っていききたいと。今のところ何月に何ということまでは言えませんが、そういった段取りでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 依光美代子君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は3月11日午前9時に開きます。

（午後 3時24分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

副議長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 水曜日

平成27年第1回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月11日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《 香 北 支 所 》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《 物 部 支 所 》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生 涯 学 習 振 興 課 長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆

農業委員会事務局長 久保 和昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美公

議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成27年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成27年3月11日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 5番 森田 雄介
- ② 19番 島岡 信彦
- ③ 7番 村田 珠美
- ④ 3番 利根 健二
- ⑤ 16番 比与森 光俊
- ⑥ 6番 濱田 百合子
- ⑦ 13番 山崎 龍太郎
- ⑧ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

7番、村田珠美君、8番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。冒頭に当たりまして、きょう3月11日は、東日本大震災より丸4年となります。犠牲になられた方、身近な方を亡くされた方々へ哀悼の意を表します。

では、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式でお伺いをいたします。

まず、1つ目の質問です。

県は2015年度から、低所得でひとり暮らし、軽度の要介護高齢者に向けた高齢者住宅を整備する市町村に対し、補助金2,750万円を支出すると予算化しています。本市では過疎高齢化が進み、お年寄りがひとりで生活されていることが多くなっています。この方たちは長年住みなれた家にお住まいの方がおられる一方で、公営住宅や民間アパートなどの借家に住まわれている方もおられます。そうした方たちの中には、要支援、要介護の状態の方もおいでます。

先日、私が住民の方から聞いた話では、介護保険料などを引かれた後の年金受取額は、5万円ちょっととなるということです。この中からアパートの家賃や水道光熱費、食費、病院代などの支払いがあり、なけなしの貯金を切り崩しながら生活をしているとのことでした。また、ある方は転倒して入院していましたが、退院後、在宅での生活に不安があり施設への入所を希望しましたが、空きがなく入所できず、有料老人ホームへの入所には費用が足りなかったということでした。

以上のことから質問をいたします。

まず、1点目です。県が提案している高齢者住宅整備事業の概要をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） おはようございます。森田議員の高齢者住宅整備事業の概要ということでございます。

これにつきましては、低廉な家賃で入所でき、かつ入居者の日常生活を支援する環境が整えられている住宅の新設、改修となっております。入居対象者につきましては、1点目としまして、要支援認定者または基本チェックリストの該当者、2点目としまして、独居世帯、3点目としまして、市町村民税非課税世帯かつ年金収入等が80万円以下と、3つの条件を満たす方というふうになっております。それで、整備に係ります補助率は4分の1、補助の限度額が550万円で、補助対象事業費としましては2,200万円

というふうになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、関連してお伺いをしたいと思います。

この制度の概要の中で、まず、補助の限度額が550万円ということでしたが、実際に入居される方の負担が幾らほどになるのか。また、どういった建物になるのかといったところが、わかる範囲でお願いをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） これにつきましては、県のほうの事業ではありますが、負担等につきましても独自に定められるかとは思っております。一度お話を伺いましたときには、低廉な家賃ということで5,000円程度を想定しているというようなお話も県のほうではありました。そして、建物につきましては、アパート的なものを想定しておるようなお話でございました。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あわせてお伺いをいたします。

今アパートのようなものを想定されているというお話でありましたが、これは新築でも改築でも使えるのでしょうか、ちょっとその点をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 補助対象としまして新築及び改修となっておりますので、両方可能だと思います。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あと、済みません。もう1点をお伺いをいたします。この事業主体ですが、これは市町村以外にも考えることができますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 施設の整備主体としましては市町村、そして民間の社会福祉法人、NPO等ということで、管理運営面を含めて適当と認めたものというふうになっております。補助先としましては、市町村を通じて民間がやる場合には、民間へ補助という形になっていくようです。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、次の質問へ移らせてもらいます。

2点目です。本市でこの高齢者住宅整備事業の要件に当てはまる対象者の人数をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 2月現在でちょっと拾ってみました。要支援認定者の独居世帯で市町村民税非課税世帯で年金収入等80万円以下の方は、2月現在

で146名というふうになっております。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 関連してお伺いをいたします。

この146名という数は想定より多かったとお感じでしょうか、それとも少なかったとお感じでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 要支援認定者のほうが約450名ぐらいおいでます。それを思いますと、やはり独居世帯というのはふえてきておりますので、県の推計の数値は新聞に載ってたのは大分少なかったですが、これぐらいの独居はおるのかなという思いはありました。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、次の質問へ移らせてもらいます。

冒頭私がご紹介しました事例のような高齢者の実態から見ましても、本市にも高齢者住宅の整備が必要と考えます。今後前向きに調査研究をすべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） この住宅につきましては、対象者が要支援認定者または基本チェックリストの該当者ということで、介護にはかからないが虚弱な方が対象となっております。中には人数がありましたが、おひとりで生活に不安を感じている方もおいでるかと思えます。需要のほうはどれだけあるかわかりませんが、そのような方が日常生活を支援するサービスを受けながら生活をするということは、安心な生活にもつながるものでありますので、今後の検討課題かなというふうには思っております。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 検討をしていただけるということですので、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

ちょうどきょうの地元紙の中でも、四万十町のほうが高齢者集合住宅建設へということで記事が出ておりました。県内にもこういった自治体があるということで、本市においてもこういった取り組みがまた進められるように、取り組んでいただけることを望みます。

2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。香美市の高等学校等奨学金の給付に関する規則の拡充を求めてお伺いをしたいと思います。

本市は、以前より高等学校等において勉学する意欲と能力を持ちながら、経済的な理由により就学が困難な方を対象に、奨学金を給付することにより教育の機会均等を図り、社会において有為な人材を育成することを目的とする条例を定めています。本市の奨学金は今年度も650万4,000円の予算措置を行い、一定の政策効果が出ていると認識しています。他市にはない給付型の奨学金は、大変喜ばれ感謝されていると聞いてい

ます。成績要件もなく、募集・案内の期間や受付期間も利用しやすい配慮がされています。

このようなことから、本市のようなすぐれた制度を取り入れたいと、他市からの問い合わせも多いと聞きました。子どもの貧困対策が言われる昨今の国内情勢において、他市に誇るべき制度と言って過言ではないと考えます。私はこの制度がさらに使いやすく喜ばれるものとなることを願い、質問させていただきます。

1点目です。本市の奨学金について、その効果や意義をどのように捉えているか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。森田議員の質問にお答えします。

まず、効果、意義につきましては、この規則の第1条、目的に書かれております。先ほど議員が質問の中で述べられた最終的には「教育の機会均等を図り、もって社会において有為な人材を育成する」という意義があるというふうに考えています。それにつきまして、平成26年度におきましては、この効果としまして先ほど予算も出ておりましたけど45名、申請者全員がこの部分の恩恵を受けて就学しておるという効果が出ています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、関連してお伺いをいたします。

この奨学金ですが、他の奨学金とも重複して使うことは可能でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

他の奨学金が何を想定されておるかわかりませんが、可能です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 他の奨学金、育英会の奨学金などを想定しておりました。

また、ちょっとあわせてお伺いをしたいと思います。45名が全員受けれたということは大変喜ばしいです。さらに、その効果の中に、本人もさることながら家計補助の意味があると考えます。また、その本人においても、安定した雇用先への就職が見込まれるということから、貧困からの脱出が図られるという、こういう目的が達せられるのではないかと考えております。その点もあわせて見解をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、奨学金の目的としましては、先ほど申し上げましたように経済的な理由で就学が困難な方を対象としております。そして、その保護者が香美市に居住しておるとい

ことになっておりますので、当然生活状況、その他の生活面についても、いわゆる就学費の援助ということで効果が出ておるといふふうには考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あわせてまして、ご本人においても高校、そしてまた上級の教育機関への進学ということにおいて、より有利な就職先への仕事が見込めるということも確認されるかと思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

より効果といえますか、現在定義されている1条校、学校教育法の1条校に収納する部分の経済的な援助ですので、その先を見越したものではなく、この時点時点の判断でやっておりますので、最終的には社会に有為な人材を育てるといふことの経済効果ですね。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。では、次の2点目の質問に移らせていただきたいと思います。

市民の方のお話では、子どもが福祉の専門学校へ進学するに当たり奨学金について市役所に相談したが、給付は認められなかったということでした。この方のように給付対象外になるケースはどのような場合があるのでしょうか。給付対象外になったのはどんなケースか、要件別にお聞かせをください。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

その対象外という設定が、申請があって認定の中で認定外になったという捉え方であれば、平成26年度であれば、47名の申請がありまして2名が認定外になってます。これは、いわゆる基準の部分を超しておる方が2世帯あったということになっております。

その他、先ほど申されました専門学校等につきましては、もう申請以前の問題で現在対象とされておられませんので、その何名かということとは把握しておりません。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あわせてお伺いをいたします。

冒頭にも少しあったように思います。この制度の対象外であったということでしたが、具体的にはどういった要件であったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 申請の2名の方のことでいいですかね。

（5番、森田雄介君、自席から「2名は金銭的なこと」と発言する）

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 2名につきましては、生活保護法の保護

の基準の1.5倍を超しておるので、認定外というふうになっています。

その他は、問い合わせ等につきましては1条校以外ですので、既に規則外のものになります。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あわせてお伺いします。

その1条校以外というその部分ですが、具体的にはどのような学校があるのか、ちょっと具体例を挙げてお教え願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、学校教育法第1条に決められております1条校につきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、それから大学、短大等あります。これ以外の学校ということになります。ですから、専門学校がどういった部分が、いろんな名前のあるものがあるということまではちょっとわかりかねます。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 主に専門学校ということでお話を伺いました。1条校以外に専修学校と言われるものがあり、また、その他の教育機関ということが学校教育法の中に記されているということは私も承知をしております。この専修学校等が対象外になるという認識でよろしいでしょうか。

（教育次長兼教育振興課長、後藤博明君、自席にてうなずく）

○5番（森田雄介君） では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

学校教育法の第1条、この規定される学校以外の専修学校、これは本市は奨学金の対象ではないということですが、昨今の、この専修学校、専門学校の状況は、より具体的な就職先と結びついた学校の運営がなされており、希望する就職先でより専門性を持った人材として働きたいという目的で、生徒たちは進学するものと見聞きしております。また、本市に続いて給付制の奨学金を取り入れた土佐市においては、専修学校でも給付の対象に含むとしております。

こういった状況から本市においても、専修学校での学びに奨学金が使えるよう制度の拡充を求めるものですが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、本市の規則におきまして、先ほどから申し上げております学校教育法第1条、いわゆる1条校を対象としておるという形をとっております。それから、さきにこの3月に文部科学省の有識者会議のほうで、職業訓練校につきましても学校教育法の1条校に入れてはどうかというふうな動きが出てきております。そういった動きの中で、今後の拡大というふうなことを考えていきたい。

ただ、拡大につきましても、現在の1条校の中でも現在予算的には650万円ぐらい

で全員が入れると、これにつきましても、2年前まではこの中でもこぼれておった状況があると、400万円から200万円余りの予算増額をしていただいております。ただこれを拡充すると、まだいろんな財源措置を構えなければなりません。例えば財源が、これは一般財源でございますので、それを構えるには市としてどうやって構えるのかと、国においては福祉財源を消費税の増税で構えております。例えば、市においてやるやったら、現在、固定資産税は標準税率を使っておりますが、それを1年後に上げて、その分の財源を充てるとかいった手だても考えられることであろうかというふうに考えます。以上です。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 関連してお伺いをいたします。

文部科学省のほうの動きが職業訓練校等を1条校のほうに入れていくという動きがあるというのは、せんだって地元紙のほうでも報道をされておりました。私も拝見して認識をしております。あわせて、国の動きとしましては、子どもの貧困対策に関する法律も成立をしております。こういった国の取り組みがある中で、国は子どもの貧困に関する大綱の制定義務があり制定をされ、そして、都道府県には子どもの貧困対策計画の策定の努力義務が課されていると認識をしております。

本市の取り組みは、これらの取り組みの参考になるものとして評価されるものと考えます。冒頭で確認しましたような効果や意義、目に見えないプラス面も合わせて、具体的な制度としてさらなる拡充をとり組めないでしょうか。その予算的な部分ということは少しお話を聞きましたが、過去に比べて拡充されたこの予算、実際650万円の予算があつて45名の方がその奨学金を受けられるということになると、予算的にも少し余裕の部分はあるのではないかとこのことを考えまして、その予算の範囲内でも運用できないか、そういったことも考えられないのかをお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

例えば現在の650万円の予算の範囲内で拡充するとして、現在高等学校1万円、大学等に1万3,000円、これを例えば5,000円、8,000円に下げて拡充するという方法論にすれば、そう論じればあると思います。ただ、それがどこまで行くか、現在の650万円も将来に向けて保証されているものではございません。先ほどから申し上げておりますように、一般財源を使うということは、それなりのほかの事業等にもしわ寄せがいくということでございますので、財源をどこで確保するかというのが今後の課題となってきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、関連してお伺いをします。

財源のほうはまた、この制度の意義ですね、これを鑑みて予算措置をするべきだとい

うような判断をまたしていただきたいと考えております。繰り返しになるかもしれませんが、教育の機会均等という部分をもう少し掘り下げさせてもらいたいと思います。

昨今の様子として、高校の卒業後の進路ですが、全体で見れば進学が多い状況と聞いております。そのうち専修学校、専門学校へ行く割合は、進学者の全体での約3分の1、専門高校の卒業後であれば進学者の半数が専修学校、専門学校を選んでいると聞いております。最近特に言われてる格差の問題からも、進学して安定した雇用につくことは格差の是正、また貧困からの脱出にとっても重要であると考えます。重要性を思えば制度の拡充を検討する方向にはなりませんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） こういった給付事業におきまして、財源をどこに設けるかということ傍らに置いて論じるべきものではないというふうに考えます。拡充するということは財源はどこへ求めるか、それと、今国のほうで動きが、この職業専門学校等を1条校に入れてきた場合、そのときも財源を確保しなければならないという状況になりますので、ここで予算の範囲内でどうこうするという話ではないというふうに考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、関連してお伺いをいたします。

本来的にはその財源ではなく、教育の機会均等図られるためということを確認をさせていただいたということによろしいでしょうか。

あと1点だけ、ちょっとあわせてお伺いをしておきます。

教育の機会均等ですが、実際に進む大学、短大等と専修学校におきましても、専修学校が特に学費が安いということではないようにお聞きしております。入学金を合わせると100万円近くのお金がかかっておるところもあります。能力に応じた教育の機会均等の理念からしましても、また、ほかの大学に進学される方とのバランスを考えましても、専修学校、専門学校等への進学に当たって奨学金の対象に加えるような検討ができないものかと考えます。見解をお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、現在の国の動き、動向を見ての話というふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 1つの可能性として、国の動きが職業専門学校においても1条校化するという動きがあったときには、当然また本市の奨学金制度もそれに合わせた形で対応がされていくものということで確認をされたと思います。

本市のほかにも土佐市のほうで奨学金の拡充、給付型の奨学金を取り入れているとい

うような実例があります。また、ほかにもまた本山町のほうでは、これは介護の専門学校へ進学した場合なんですけれども、この制度に対しまして本山町のほうへ戻って一定期間介護施設において業務に従事したときは、奨学金の返還を免除する制度というのがつくられております。人材不足に悩む介護施設の人材確保にもつながると考えられ、これは非常に有効な制度だと思います。

そういった国の制度を待つという姿勢もありますが、他市の動き、香美市はどちらかというと先に進んでいると思うんですが、さらに進んだ市の取り組みなどもあるということです。それらを紹介させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

4点目です。最後に、制度のより一層の周知を求めて提案をさせていただきます。

制度の案内は広報やホームページ、学校での資料配付などと聞いております。広報やホームページ見ますと、要件が書かれていますが具体的に自分がその要件に当てはまるのかはすぐにはわかりづらいところがあります。

一方、先ほど紹介しました土佐市のホームページ見れば、世帯人数ごとの年収の額が示されており、わかりやすいと感じました。このようなことも本市の取り組みの参考にしてはと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 制度の周知につきまして、よりよい見本があればそれを参考にさせていただきたいと思います。

以上です

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 参考にさせていただけたらと思います。実際に土佐市のホームページ、これは家族構成ごとに収入の基準額というようなことで、2人家庭、母と子どもであれば約241万円、父、母、子ども1人の場合であれば264万円、4人家族、父、母、子ども2人ならば約386万円の収入であれば、この一定額のこの制度の対象になってくるというふうに記されております。本市も多分同様になると思います。このようなことを示すことによって、よりわかりやすい案内、周知がされるのではないかと考えております。

ぜひ検討していただけるようお願いをいたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 19番、島岡信彦、自由クラブ、通告に従いまして一般質問を総括方式で行います。

ふれあい交流センター、宝町集会所、老人憩の家の3施設についての質問でございますが、主に人権教育の啓発、また交流事業を行っていると考えますが、人権とは、人間の尊厳に基づいてそれぞれの人が持っている固有の権利であって、いかなる関係におい

ても尊重されるべきものです。我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと人権に関するもろもろの施策が推進されてきましたが、今なお、さまざまな人権問題が存在しています。

人権教育、啓発について、国連の定義では、人権教育とは、知識という技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う及び広報努力としてある。人権教育とは、人権尊重の精神が自然と身につくことを目的とする教育活動であり、人権啓発とは、市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動とあります。

ふれあい交流センターとしては、共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくりのために、一人一人を大切に人権教育、生涯学習としての人権教育、身近な問題から考える参加体験型の人権教育の啓発など、創意工夫をして事業を行っていると思われませんが、ふれあい交流センター、宝町集会所、老人憩の家、それぞれの施設の利用状況及び耐震診断調査及びその後の改修計画はでございます。

最後には、3つの施設の効率的な維持管理を検討すべきと考えますが、これで1回目の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、西本恭久君。

○ふれあい交流センター所長（西本恭久君） 島岡議員のご質問、施設の耐震化について、ふれあい交流センターの状況をお答えいたします。

施設の利用状況につきましては、平成26年度2月末時点でセンター主催の学習会などが9回161人、デイサービス事業利用者が40回延べ415人、サークル活動や研修会、会議などの貸し館による利用者が147件1,967人、合計2,543人の方が利用されております。

また、隣保館の基本事業でもあります相談業務につきましては、来館及び電話を含めまして、年間150から200件程度でございます。

次に、耐震診断につきましては、平成25年度に実施いたしまして、結果は耐震補強の必要はないとの報告を受けておりますので、建物の改修計画はございません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 島岡議員の施設関係につきまして、お答えいたします。

宝町集会所の利用状況につきましては、2階のほうで全室月曜から土曜日まで土佐山田町のたけのこ児童クラブが使用しております。また、毎週水曜日12時から15時にフラワーアレンジメント教室を行っております。そして、火曜、木曜日の17時から18時と土曜日の9時から11時に子ども会の小学部が、そして、水曜日の19時30分から21時には子ども会の中学部が、それぞれ学習を目的に1階のホールを使用しております。また、これ以外に不定期なものとしたしましては、先ほど島岡議員のほうから

も人権に関するお話がありましたように、「人権サークルまごころ」という学習会を夜間、水曜日でございますが15回程度使用しているところでございます。

そして、耐震の状況につきましては、平成16年度に図面審査と目視による診断を行っております。そして、今後の改修計画につきましては、先ほど利用状況でも申しましたけど、たけのこ児童クラブが2階を月曜から土曜日まで毎日のように使っておる関係もございますので、こちらの動向の見きわめも必要かと思えます。このたけのこ児童クラブにつきましては、移転の計画がなされているというようにお聞きしておりますので、それに並行して検討していくことが必要かこのように考えております。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 宝町老人憩の家の耐震関係についてお答えいたします。

老人憩の家の現在の利用状況につきましては、火曜日の午前中にピアノ教室、そして、第2、第4金曜日にパッチワークの教室です。そのほかの曜日につきましては、午後に将棋の集まりに使用されておるところです。

耐震関係につきましては、平成19年の香美市におけます耐震改修状況調べでは、建築年が昭和57年3月20日となっております。昭和56年以前の建築でないために耐震調査自体を行っておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、西本恭久君。

○ふれあい交流センター所長（西本恭久君） それでは、効率的な施設の管理のあり方についてお答えいたします。

昭和52年に隣保館、教育集会所、老人憩の家による複合施設の建設計画によりまして、現在3施設が建設され効果的に運営されてきたと思えます。老人憩の家につきましては、過去には運営を地域の方に委託した時期もありましたが、現在は直営となり健康介護支援課が所管し、日々の貸し館業務及び館の管理はふれあい交流センターが行っております。また、宝町集会所は、一般職の非常勤職員が配置されていますが、不在の場合の貸し館業務はふれあい交流センターが行っております。

日々の業務はこのような状態でありまして、また電気設備の老朽化による消費電力の増加もありますので、有効な手段としましては3館の機能の集約が考えられますので、複合施設建設が望ましいとは思えます。しかし、施設の取り壊しが必要となる改築では、国庫補助事業により取得した鉄筋コンクリートづくりの建物の国の処分制限期間が50年あり、期間を満たしていない施設は、老朽化調査の結果次第では補助金の返還の可能性もあります。また、移転改築となりますと、候補地の選定から始め補助金の活用が必要かと思えますが、隣保館建設に活用しようとする地域改善施設整備費補助金は、現在、全国的に隣保館の耐震化が低いいため耐震化設備を優先するとされており、新たな施設の建設の補助金採択は不利な状況であると思えます。

以上のことから、現時点では3館連携をとり、既存の施設で効率的な維持管理を検討していきたいと思います。ただし、施設は今後ますます老朽化していきますので、国の動向を見きわめつつ、センターの設立趣旨でもあります地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての機能を維持するため、先を見据えた運営管理を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） ふれあい交流センターの所長がもう全部答えてくれましたけど、1番目の改修計画はないということですが、3つの施設について言えますが、南側の擁壁ついたところに地盤沈下の状況が見られております。その点についての対応をお聞かせいただきたい。

それと、先ほどふれあい交流センターの将来的に複合施設も視野に入れているがということの中で、国からもろうた補助金を返還せんといかんとかいうようなことも述べられましたが、もうこの3つの施設は、かなり維持管理上ばらばらにあるき、そういう国の優位な隣保館事業とか国の動向を見きわめながら、今3つの施設の課がまたがっておりますので、研究、検討をすべきと考えますが、もう一度その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、西本恭久君。

○ふれあい交流センター所長（西本恭久君） 2回目の質問にお答えいたします。

地盤沈下につきましては、盛り土により造成をした敷地のため、おっしゃられますように南側の擁壁背面に地盤沈下が見られます。本年度、ふれあい交流センターの建設時の建物の資料等によりまして、南側擁壁工事の机上の検討を行いました。調査の結果は、既存の混合擁壁は、大規模地震とされるレベル2地震動に対しましては崩壊のおそれがあるとの報告がありましたが、今後補強工事をするとなると相当な工事費が見込まれます。そこで、センターの建物自体は支持層から長さ8メートル、直径30センチのコンクリートぐい45本で支えられており、その構造を踏まえての耐震診断の結果ですので、また宝町の集会所も同じような構造ですので建物への影響は少ないと判断し、地盤沈下が見られる南側の整備を検討いたしたいと思います。

具体的には、ふれあい交流センターと集会所をつなぐ渡り廊下の改修、そして擁壁背面へ雨水の侵入を防ぐための工事、それとともに、利用者に危険が及ばないように立ち入りを制限するなどの対策をとりたいと考えております。

また、補助金につきましては、隣保館に関しての補助事業は、先ほど申しました地域改善施設整備費補助金しか確認しておりませんし、ちょっとほかの施設の補助金は確認しておりません。ただし、補助金につきましては、高知県では、高知県隣保館施設整備事業費補助金として補助率が4分の3の国庫補助事業でありまして、本体工事、解体撤去工事、仮設整備工事までが対象となりますので、その他の補助金については調査して

おりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） これで質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。日ごろは執行部の皆様方には市民のためにご尽力いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、交通安全について、1つ目の質問をさせていただきます。

今年は、5月11日から20日まで春の全国交通安全運動が実施となります。街頭指導や園児に対して、就学前の交通安全教室の開催など、担当課の職員の方々には交通安全のために日々ご苦勞されていることと思います。市民や職員に対する交通安全対策につきまして質問をいたします。

1点目、街頭指導を県民交通安全の日の毎月20日と、高齢者の交通安全日の毎月15日と、児童・園児の交通安全日の毎月第2・第4の月曜日、春と秋、そして年末年始の交通安全運動中に実施をしていますが、それ以外には市民への啓発はどのようにしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 村田議員、ご質問の交通安全についてお答えいたします。

現在、交通安全に関する啓発活動として、香美警察署、交通安全協会香美支部を初めとする関係機関と連携し、県民交通安全日や春・秋・年末年始の交通安全運動期間中に街頭指導を実施しております。その他、関係機関と連携してドライバーサービスを実施するとともに、園児・児童・生徒に対しましては春先に交通安全教室を実施し、保護者の方々に対しましては、香美市交通安全母の会と共同で作成したチラシの配布、また、高齢者の方々に対しましては、老人大学や年末年金受給日には、啓発物の配布を行い、継続的に切れ目のない活動を実施しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 高齢者には年金受給日、老人大学などにおいて啓発物を配布をしているということでしたが、チラシや反射材など配布のみでは事故防止の啓発としてはわかりにくいと思われれます。反射材の使用方を説明をしてあげると、効果がわかり着用につながって、事故防止につながると思います。

そこで質問をさせていただきます。何かもう少し効果の出る方法を各種協力団体と協議をして、提案をし実施をしてはいかがかと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

今のところ、交通事故防止に向けた具体的な啓発について申し上げることはできませんが、関係機関からの会合等においてご意見を伺い、新規の施策に今後つなげていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。次の質問をさせていただきます。

市長を初め副市長、教育長、防災対策課長など、早朝より広報車での啓発をしております。以前は職員の方も街頭指導に協力をしていただいております。時間のほうも7時半から8時20分の間、勤務に差し支えない範囲でいいので、都合のつく方の街頭指導の協力があると事故防止の効果と思いやりへもつながるのではないかとと思いますが、この件についてお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

以前、職員が行っていた街頭指導の件については、調査し今後の検討課題とさせていただきたいと思っております（後に「職員については、毎月20日の日に一応行っている」と訂正あり）。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

では次に、2点目の質問をいたします。高校生と高知工科大学生への交通安全指導はどのようにしていますか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

高校生への交通安全指導としましては、5月の自転車マナーアップキャンペーンにあわせて、山田高校で香美警察署と山田高校が主体となって交通安全教室を実施しており、香美市も啓発活動を含めて協力をさせていただいております。また、高知工科大学の学生に対する交通安全指導としましては、香美警察署と高知工科大学が主体となり、入学式後のオリエンテーションにおいて啓発活動を行うとともに、日を改めてバイクを運転する学生に対して、交通安全教室が実施されております。

いずれの交通安全指導につきましても、香美市としましては啓発活動等で協力できる部分につきましても、積極的に協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。

工科大生のバイクと自転車のマナーが大変悪いという声は、すごくあちらこちらからよく聞きますので、今後一層啓発に対してよろしく願いをいたします。

次に、3点目の質問をさせていただきます。市民の方々が自転車で居酒屋などに行きお酒を飲んで帰り、帰りには乗って帰るということで自転車の飲酒運転を数回見かけたという声があります。法律で禁止になっているのに、知らないのか乗って帰っていったそうですというふうなことでした。自転車の飲酒運転には罰則があり、5年以下の懲役または100万円以下の罰金でございます。また、自転車の運転中に事故を起こすと加害者にもなります。以前、学生が携帯電話を使用していて主婦の方と接触をし、主婦の方は半身不随の後遺症が残り、数千万円の賠償金を請求されたという裁判があったケースはご存じだと思いますが、ほんの少しの前方不注意が重大事故を起こした一例でございます。

そこで、質問をいたします。

3点目、自転車のマナーとルールが悪いという声を聞きます。他県では公務員の車による飲酒ひき逃げ事故の事案がありました。自転車の飲酒運転も含めて自転車の乗り方の指導はどのように行っているのか、お聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

自転車の乗り方の指導につきましては、市内の園児・児童・生徒の保護者の方々に対して、昨年7月に香美市交通安全母の会と共同で作成したチラシに、自転車安全利用五則などを中心とした内容を掲載し、啓発を進めるとともに、市内の小中学校では、関係機関の協力のもと自転車の基本的な乗り方を指導する交通安全教室を実施し、ルール等の指導を行っているところであります。

次に、職員に対しましては、具体的な指導を現時点では行っておりませんが、今後は啓発事例をインフォメーション等で紹介するなどして、市民の模範となるように交通安全運転に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。それでは、次の質問に移ります。

4点目、交通事故防止に向けて、今後新たな啓発についてはどのような計画をしますか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在、関係機関のご協力のもと、ドライバーサービスやチラシの配布などさまざまな啓発活動が市内で行われております。市としましても、こうした活動には継続的にかかわっていくとともに、新たな啓発活動につきましては交通安全協会香美支部、香美市交通安全母の会、香美市交通安全指導員協議会など、関係団体から会合等でご意見を伺い、交通事故防止対策に取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 質問をさせていただきます。

いろいろな活動をしていただいている本当にありがたいのですが、県外へ行くと、新たな啓発についてということで交通安全の標語を掲げてあるのを目にします。読むとそのまちの思いやりが伝わり、安全運転を心がける気持ちがこちらのほうにも伝わり、身が引き締まります。

春・秋・年末年始の交通安全週間中だけでなく、庁舎にも市民から募集をした交通安全の標語を横断幕またはのぼりとしてつくり掲げてはいかがでしょうか。交通安全だけでなくほかのことも同じですが、何事も行政が主として取り組む姿勢というのが大変好感が持てますのでいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 議員のご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ぜひ交通安全啓発にはすごく効果があると思いますので、お願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 1点目の質問について訂正があるそうですので。

防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 申しわけございません。職員の街頭指導についてですが、以前職員が行っていた街頭指導の件については、調査し今後の検討課題とさせていただきますと思いますと答弁しましたが、職員につきましては、毎月20日の日に街頭指導は一応行っております。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） それについての質問は。

○議長（石川彰宏君） 訂正ですから。

村田珠美君。

○7番（村田珠美君） それでは、次に市営バスについて。

車の運転ができないひとり住まいの高齢者の方の声です。週に数回病院に行くときなどバスを利用しております。友達と会って話をしてお互いの健康を確認し合っている、それから、日々の必需品の買い物に行くことは楽しいのよと話す方がいらっしゃいます。また、運転手さんも親切にしてくださり、ありがたいと話してくれました。市営バスの運行が始まり、市民の大切な交通機関となり本当にありがたいことです。そんな声もよく聞かれます。

市営バスの運行以来、さまざまな改良がなされたと思われまます。そこで質問をいたします。

ふだん利用している方々からよく言われることですが、バスの停留所があればよいと

思うところがない。例えば中央公民館やプラザ八王子を通る路線の追加はできないか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 村田議員の路線の追加についてのご質問にお答えいたします。

市営バスにつきましては、多くの路線がスクールバスの役割を兼ねておりまして、朝晩は登下校の時間を考えたダイヤで運行されており、JRへの連絡なども考慮してございます。質問にございましたように、利用は通学、通勤のほか買い物とか通院などでの利用が多いと考えられておりまして、現在のところ路線の追加については考えておりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 現在は考えてないということですが、もう少し市民の言葉をここで伝えさせていただきたいと思っております。

現在、プラザ八王子と美術館を利用している方は、山田駅で下車をして八王子まで歩いてきております。雨や荷物があるときは非常に大変な思いをしていると聞いております。美術館にも行きたいがバスがなくて残念な思いをしている。また、八王子プラザで特定健診や相談があっても、タクシーを利用してまでは行けない。ひとりで一生懸命頑張っているけれども不便な思いをしています。私たちが元気で頑張れるうちに、何とかプラザ八王子にバスを通してほしいという声があちらこちらから聞こえてまいります。

老人が多く利用する施設であり、路線の見直しの際審議会に諮るなどの検討を、市民の声として取り上げるべきではないかと思っております。また、今後あけぼの街道は施設等もでき利用することも多くなる路線だと考えます。何とかプラザ八王子にバスの停留所を設置できないだろうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

新しい道路もできておるといふ現状もございまして、限られた時間の中で限られた車両と人員によって運行を行っておりますため、路線の追加や変更が1路線の変更だけでなく他の路線運行にも影響を及ぼすことになってまいります。美術館への乗り入れにつきましては、新しい路線の追加といいますよりも、現在運行中の佐岡線でありますとか町田線、西又線などの運行経路の変更が最も可能性が高いのではないかと考えられますが、経路変更に対する需要でありますとか、そのことによって生じる運行時間の増加の利用者への影響、他の施設との関係なども勘案して慎重に判断する必要があると考えております。

経路変更等につきましては、また別途具体的なお提案等をいただければ検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） また相談に行かさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、2点目の質問に移ります。

現在、土曜日、日曜日は運休となっております。多くのイベントが土曜日と日曜日に開催されていて、行きたいが送迎バスまで便がないので行けない。土曜日、日曜日に市営バスの運行ができないものかお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 土曜日、日曜日の運行についてお答えいたします。

平成20年9月24日付の香美市市営バス事業のあり方に関する最終答申の中で示しておりますとおり、従来市営バスは全ての路線で土日、祝日も運行してまいりました。小中学校の休校や医療機関の休診等の影響によりまして1便当たり0.5人前後ということで、土日、祝日の利用率が平日より大幅に減少するという傾向になりましたため、土日、祝日の利用率が著しく悪い路線については、土日、祝日の運行を廃止した経緯がございます。このため、今のところ土日、祝日の運行を再開することは考えておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 初めのころは、路線バスの利用というふうなことが市民のほうにも浸透していなかったということもあるとは思いますが、車に乗れないひとり住まいの方々には本当に深刻な方がいまして、金曜日にわざわざ買いだめをするそうですが、バスから下車しても30分から1時間というふうに歩いて帰宅をすると。そして、リュックサックに買い物をして入れて帰るそうですが、たくさんまとめ買いをするので、詰め込み過ぎてぐちゃぐちゃになってしまうとかいうふうなこと等、まとめ買いはなかなか重たくて年寄りには重労働で大変ですというふうなことをおっしゃる方がいらっしゃいます。

そこで、1人分のおかずをつくるのはしんどいとかいうふうなことでお総菜を買いますと、夏場は大変腐りやすく日もちがしないので本当に困っているという声を聞きます。

再度質問ですが、土曜日、日曜日の両日がだめなら、せめてどちらかでも運行してほしいという声もありますがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 先ほどお話にありましたイベント等の開催に対する土日、祝日の運行につきましては、昨日の臨時便のご質問の件と同様イベントの内容等にもよりますし、イベントの開催者の考え方もあろうかと思えます。イベントへ

の対応方法とか臨時便の運行につきましては、検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ぜひ検討をしていただきたいと思います。そのイベントのときだけでなく、やはりどちらか毎週運行するというふうなことを望みますので、お願いいたします。

タクシー等を利用すると、なかなか片道1,000円ぐらいかかるそうでございます。往復すると2,000円となると、なかなか経済的にも大変だというふうなことをおっしゃっている方が多いので、よろしくをお願いします。

それでは、3つ目、子育てと教育についての質問をさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 村田さん、③はえいですか。

○7番（村田珠美君） 済みません。3点目の質問をもう一度させていただきます。失礼いたしました。

今後も市営バスの運行は市民の声を大切にしていきたいと思います。市民の声をどのように聞いて反映されていくのか、質問をさせていただきます。市としての見解をお願いします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、運行事業者に寄せられる声の聞き取りでございますとか、また、利用者や自治会から直接寄せられる声もございます。また、行政連絡会等地元の方との意見交換の場などでいただいたご意見は、随時開催されます香美市地域公共交通会議や、5年をめぐりに市営バス事業のあり方について検討を行う香美市地域交通対策検討委員会の場において協議、検討をし、反映させていくということになります。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） その反映ですが、やはりいろいろな意見が出ていることをスピーディーに反映させていただくことが、市民に対する安心安全、思いやりにつながると思いますので、ぜひそのところをお願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移ります。子育てと教育について。

和歌山県や川崎市で起きた衝撃的な事件は、怒りが込み上げてくる本当につらい事件でございました。大切なかわいい子どもたちの将来が不安でいっぱいになるようなニュースや記事が毎日のように報道されています。インターネットなどではさまざまな利用について進化していき、大人は大体が時代の流れについていけないことが多い中、子どもたちは好奇心もあってでしようが、すぐに習得して広げていきます。ちょっとした好奇心が恐ろしい犯罪へと向かい、取りかえしのつかないことになります。こういった心

を痛める悲しい結果となるのが余りにも多いと思います。

最近の子どもを取り巻く社会環境は多様化していて、想像もつかないことばかり起ります。子育てと教育について質問をいたします。

1点目、平成10年度、山田養護学校の生徒と小学生と中学生を中心とした宿泊キャンプが始まり、参加者も多く体験学習として成果があったと聞きます。宿泊交流キャンプの実施が平成24年度にはデイキャンプとなり、平成25年度からは「塩の道を歩こう」となったそうですが、変更になった理由と現状を伺います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

交流キャンプは、先ほど村田議員からもお話がありましたように、野外活動を通じまして参加者がともに協力し合い活動することによりまして、心の交流を図るということを目指して始まってきた経緯がございます。しかし、先ほども質問にありましたように、宿泊キャンプからデイキャンプとなって、現在「塩の道を歩こう」というような登山という形に、野外活動になってきた経緯でございますが、過去の資料を見てみますと、平成21年度と平成22年度に宿泊キャンプした資料がございました。ちょっと過去のものがもう見当たらないので、これでちょっとご説明をしたいと思います。

平成21年度は参加者が26人で、それに伴いますスタッフが教育委員会と行政部局の応援もいただきまして19人、そして学校、また山田養護教諭の先生方が26人、それと、応援してくれるボランティアの方が21人、合わせて66人です。そして、平成22年度は参加者が同じく26人で、職員が24人、学校関係が27人、ボランティアが12人の63人というふうに、かなりのスタッフの体制が必要ということでございます。

そういったことがございまして、そういった応援をいただかなければならないということでございますが、そのボランティアの数がだんだん減ってまいりまして宿泊キャンプからデイキャンプ、そして野外活動というような行事に変更しなければ、やむなく変更していくというような形で交流を図ってきたと、そういう経緯がございます。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ボランティアの人数が不足をしてきたというふうなことで、大変だったというふうにお伺いをいたします。この宿泊キャンプは何泊だったんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

2泊3日で実施しております。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 延べ人数でこの人数だということだと思っておりますが、本当にご苦労もあり大変だったと思いますが、子どもたちはその中ですごく有意義な時間を過ご

せたというふうなことは思います。

こういった事業を継続していくに当たりまして、専門的なコーディネーターが必要だとは思いますが、その面はいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

そういった意味合いも込めまして、行政のほうでは当初は健康づくり推進課でしたか、その方に4名程度と、平成21年度が4名、そして平成22年度が5名、それから、学校関係で養護教諭さん、そういった支援をいただいております。またボランティアにつきましては、福祉専門学校とかあるいは食改さん、また病院職員、それと消防局、そういった方々の応援をいただいて、この行事がなされてきたわけでございます。

その中で、小学校のほうの養護学校のほうから、なかなかこの事業に対しまして応援することが大変になってきたという、恐らく学校でも現在大変忙しい状況だと思います。そういった意味合いもあるかもしれませんが、なかなかそちらの応援をすることが大変厳しくなってきたので、平成23年度からは、ぜひもう難しいんではないかというようなお話があった経緯がございます。

そういったことで、学校関係の応援も、またそれから言いましたボランティアのほうの応援もなかなか厳しい状況が続いてきた経緯がございます。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。なかなかご苦労等があったと思います。

次の質問に移ります。以前ある研究発表の場で、不登校の児童が宿泊をきっかけに少しずつ変わっていき、よい方向に向かったとお話しされておりましたが、子どもたちは何だかのよいきっかけを待っていると思います。

そこで質問をいたします。2つ目の質問になります。

子どもたちの休日や放課後の現状を考えると、宿泊キャンプはとても効果的な体験だと思います。子どもたちに座学ではなく、自立を体験の中から感じ学び、多くのことに臨機応変に対応できる力をつけさせるためには、やはり宿泊キャンプの再開を検討してはどうかと思います。この点についてお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えします。

先ほど申しましたように大変厳しい状況ではありますが、この宿泊キャンプにつきましては、子どもたちの自主性や協調性を育む意味で大変成果を上げてきていますので、なるべくできるように再考はしてみたいとこのように思っておりますけれど、できるかどうかはちょっとわからない状況ですので、もし単独で公民館事業でできないということがあれば他の部署と連携をいたしまして、同じような事業があればそういった組織をかなり広めまして、こういった目的に沿った事業をやる方法も1つの考えではあるのではないかと考えております。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 以前の経過から数年もたっておりますので、ぜひそういった方向で前向きに検討していただけることを望みます。

子どもたちは野外で遊ぶことが大変少なくなっております。遊び方がわからないっていうふうなこともございまして、センターママさんやクラブ活動の子どもたちに、まず協力をしてもらって始めるというふうなこともできると思います。遊び方なんかも、こんなことがあるよというふうなことを教えてあげることが、すごく大事だと思います。

今の子どもたちは、おもちゃなどもお金がかかり過ぎると思います。遊びを買うのではなくお金を使わないで自然の中で遊び、また、自然の中で体を使って遊ぶことにより、知恵を出し合い遊びを進化させていく、遊びの中で子どもたちがルールを自分たちでつくり、その場を楽しくするためには、ルールマナーがとても大切だということを理解をしていき、そういう中で自然の中で遊ばせてあげたいというふうに考えます。

ぜひ、今のできる段階でまた内容を変え、そして目的を一つに持って、子どもたちのデイキャンプ、1泊ぐらいの宿泊キャンプをさせていただけるような場を提供していただけることを期待をしたいと思います。

教育長、お願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼します。キャンプのことと子どもたちのいろんな体験活動のこと、あわせてお答えをさせていただきたいと思います。

子どもたちの活動は、大人が用意をしてやってあげる活動と子どもたちみずから起こしてくる活動と、両方やりたいと思っています。実は今、これ全体大きくは出回っていませんけれど、各学校で香美市子ども会議実行委員募集というのをかけていまして、この3月14日の土曜日に第1回の実行委員会を開いて、3月中に1回、2回実行委員会を開いて、5月16日に香美市子ども会議を行おうと思っています。

その中から、多分キャンプが立ち上がりそうな気はするのです。出ないかもしれませんが。それは香美市教育振興基本計画の策定をするときに、子どもたちの意見も聞きたいということで子ども会議を行ったことがあります。そのときに、子どもたちがやってみたい活動として出てきた中に、地域の美化活動、挨拶運動、キャンプ云々ところがたくさん出てきておりまして、サバイバルキャンプをしたいというのが当時出てきて、何とかやらせてもらいたいということがあったのですが、ちょっと時期が遅かったので形になりませんでした。ですから、来年度は5月16日の日に香美市子ども会議、これは各学校の代表が集まってきて、山田高校も含めて一緒に立案していくという子ども会議ですけれど、その中から子どもたちがしてみたい活動が起こってくると思いますので、それを今ある活動だったり、それから新しいものを子ども、学校の実行委員がさらに組み立ててという活動だったり、整理をしながらつくっていきたいと思っています。

そこで意見が出ればキャンプは形にはしないといけないのですが、予算をとっていま

せんで地域の方々に寄ってたかって集まっていたいで、支えていただかないといけないという活動になると思います。またご協力をよろしくお願いします。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 先ほど教育長のほうより、とても期待のできるお話をいただきましたましてありがとうございます。

子どもたちのやりたいことを1つでもかなえてあげることが、子どもたちの目的をしっかりと見つけることにもつながっていきますので、ぜひそういった方向で行きますことを期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

先日、ある女性団体が毎年実施をしている活動の中のミニ集会の中で、鏡野中学校の夢いっぱいプロジェクトを知りました。そこで質問をさせていただきます。

3点目、鏡野中学校の夢いっぱいプロジェクトの取り組みについて、成果と課題についてお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 鏡野中学校の夢いっぱいプロジェクトの取り組みについての成果と課題をお話をいたします。

まず、鏡野中学校の取り組みにつきましては、議員の皆様、地域の皆様、数々のご支援をいただいておりますことに感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

この鏡野中学校では、平成25年度より高知県教育委員会の夢いっぱいプロジェクトの指定を受けて取り組みを行っています。実際は平成24年の12月から講師を招聘して取り組みを開始をいたしました。主な成果としては、まず1つ目、生徒たちが落ちついて学校生活を送るようになったこと。2つ目として、授業を受ける態度がよくなり以前より学習で成果が出始めたこと。3つ目は、誰にでも元気よく明るい挨拶ができるようになったこと。4つ目、規範意識が定着してきたこと。5つ目、部活動にも集中して取り組むことができるようになったことです。課題としましては、一人一人の進路を保証するための学力の定着状況の成果が出ている教科とそうでない教科にばらつきが見られることです。生徒一人一人に力をつける授業に改善することはもちろん、放課後等を使った加力学習も行うなど、さらなるきめ細やかな学力向上策が必要だと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 成果と課題について、成果のほうが大変多いというところがすごく印象的でした。課題のほうについても、こちらのほうは学力というふうなことで、子どもたちにやる気を出させるというふうなことで、このプロジェクトの充実を期待をして、浸透させていくことによってこちらのほうにつながってくると思います。

質問をさせていただきます。このプロジェクトの取り組みにより、子どもたちが自分たちの力と考えで何かをしようという、実行をしようとしたことはとても重要なことだ

と思います。自分自身に自信を持つことはなかなか難しいと思うのですが、子どもたちの将来へ大きな自信となるように継続をしてほしいというふうに思います。

今後、特にこの継続に当たって、どのような面で苦勞をされていくのか、また個人、団体、地域でそのことに対して何かできることがありましたらお尋ねをしたいですが、よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

鏡野中学校の夢いっぱいプロジェクトの事業は、この平成26年度をもって県の指定事業としては終わります。けれども、内容的に非常にいい中身ですし、それから、継続講師として来てくださっている鳴門教育大学の久我先生という方がおいでますけれども、この方が継続して来てくださるといふこともありますので、夢いっぱいプロジェクトはこれで続けていきたいと思っています。

先ほど課題として申し上げました学力向上策が一番大きい課題です。ここは今も全国の学力調査の分析だったり県版の学力調査の分析だったり、そういうことをしながら学校ぐるみで本当に一生懸命取り組んでいたり、それから、市としては各中学校の先生方が5教科部会を充実させて、それぞれが経営プランをつくって実践をしていたり、それから、市としても各教科の先生方の力量を上げ子どもに力をつけるという、そういう研修会なんかもたくさんしていますので、その辺を元気にまた進めていきたいと思っています。課題はその学力がなかなか点数にあらわれにくいところがあって、頑張っただけではいまずけれど、まだまだ方策をきめ細かくつくっていかなければならない、そこが課題でございます。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。

その課題についてですが、地域等、団体等でご協力ができることがありましたら、またお声かけのほうをお願いしたいと思います。

では、次の質問です。4点目、鏡野中学校で取り組んでいる、よいことをほめるボイスシャワーの実施による効果についてお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） ボイスシャワーについてのご質問にお答えをいたします。

鏡野中学校だけでなく本市の児童生徒は、自分にはよいところがあると答える割合が全国の平均よりも低くなっています。そこで、ご質問の鏡野中学校では、当たり前のことが当たり前にできることや一生懸命にやっていることなど、一人一人のよい点を取り上げ、それを全教職員でまさにシャワーのように生徒に声をかける取り組みをしています。この取り組みを重ねることで生徒たちが自分に自信を持ち、安定した生活を送ることができるようになってきております。

主な効果としては生徒たちが穏やかになったこと、それから、教職員との距離が縮ま

り指導が入りやすくなったこと、生徒たちが自信を持ち学習や部活動に向かえるようになり、頑張れるようになったことなどが上げられます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） この夢いっぱいプロジェクトとこのボイスシャワーなどを取り組むようになってから、私も実は中学校のほうに朝読み聞かせに参加させてもらっているんですけども、すごく子どもたちが変わったなっていうふうに思います。こういった取り組みをなさっているというふうなことをお聞きしまして、ああ、こういう成果が本当に少しずつ子どもたちに浸透していき、学校がすごくいい感じ、爽やかな感じになっているなというふうなことを思いました。私たちボランティア団体もそういったことの声をよく聞くようになりましたので、ぜひこれは続けていただきたいなというふうに思っております。

では次、5点目の質問をさせていただきます。

罪を犯す子どもの低年齢化と増加が問題視されております。加害者をつくらない、罪を犯す子どもに育てない教育が今後必要でないかと考えますが、この件についてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

村田議員の言われるとおりでと思います。現在、香美市の子どもたちの中には、家庭が経済的な問題を抱えていたり、保護者から十分な保護を受けられていなかったり、小学校低学年のころからの学力が十分ついていなかったりする子どもたちがいます。さまざまな家庭環境の中で自分を大切に思えない子どもたちは、他者を大切にすることができません、またできにくいです。このような子どもたちには大人の支援が必要です。経済面での支援の充実や、地域での見守りや家庭への支援を手厚く行う必要があります。

先ほどのボイスシャワーは、家庭で親への信頼を築けなかった子どもたちを学校で教職員やほかの生徒から認めていくということで、自分を大切に育てる効果もあります。この取り組みは現在、鏡野中だけでなく校区の小学校にも広がっています。ぜひ地域の方々にも子どもたちのいいところを見つけて、声をたくさんかけてあげていただきたいと思っています。

さらに、学校では道徳教育や人権教育を充実させて、豊かな心や規範意識を育てたり、キャリア教育を推進して地域とともに子どもたちを育てたりしています。また、夢を持ち進路を切り開いていくための学力保証にも努めています。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 罪を犯さない子どもに育てるには本当に難しいというふうに思います。しかし、避けては通れない時期が来ていると思います。幼少期の子どもの子

育ては、子どもだけではなく親も育てる教育が必要ではないでしょうか。

そこで質問です。

鏡野中学校の実施している夢いっぱいプロジェクトを保育園児から取り入れての教育というふうなことに取り組めないものかと思いますが。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

夢プロジェクトそのものは、中学生のプログラムとして組み立てられているのですが、香美市の中では保・幼・小・中・高・大と本当に縦をつなぐパイプのような力強い柱を持って子どもを育てていこうということで確認をしております。現在、中学校3年を卒業するまでの15カ年間の体系表というか、育ちの指針をつくっています。それで子どもを育てていこうとしているのですけれども。

保育園からもうずっと一貫しているのは子どもの自立です。自立と主体性です。小さい子どもであっても、自分でやろうとすることを何とかやってみたり、5歳児ぐらいになるともう小学校に大変近くなりますから、自分たちで仲間とともに何かをつくっていくという、そういう子どもにしていけないといけません。

そういう自立の方向に向けて育ちをつなげていくということで、今モデル的に舟入小学校となかよし保育園、香長小学校と新改保育園のその2つの地域を、まずモデル的に保小連携教育ということで、育ちをつなげる営みをしているところです。この研究成果がだんだん出てきていますので、それを全部の保育園、小学校の連携へつなげていこうという。ここの取り組みと夢プロジェクトの取り組みは、大変似ているというか同じようなものなので、そこを大事な視点に置きながら全地域で取り組んでいけたらと思っているところです。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。今後ぜひいいところをプロジェクトのほうにとっていただきたいと思います。

それでは、6点目、最後の質問をいたします。

ほかにはない香美市ならではの教育とはどのように考えているのか、お聞きいたします。

（教育長、時久恵子君、自席から「済みません。もう一度お願いします」と発言する）

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 6点目、最後の質問をさせていただきます。

ほかにはない香美市ならではの教育とはどのように考えているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 済みませんでした。香美市ならではの教育ということでお答えをいたします。

香美市には、高知工科大学があり、保育園、幼稚園から小学校、中学校、山田高校、高知工科大学、特別支援学校と全ての校種がそろっています。また、豊かな自然があり、龍河洞などの史跡やアンパンミュージアム、市立図書館などの文化施設も充実をしています。さらに、地域にはたくさんの人材がそろっています。この豊かな教育資源を活用して、保育園から大学までの縦のつながりと、同年代で交流しながら学習する横のつながり、そして、地域と一緒にいる横のつながりを大切にしながら教育を行っているところです。

例えば、縦のつながりの例としましては、大学生や高校生が小学校や中学校に学習支援を行っています。また、次年度は小・中・高・大の連携した理科教室を計画をしています。また、横のつながりとしては、市内の全小学校3年生全員が龍河洞に会し学習したり、小学生がほかの小学校を訪問して交流学習をしたり、市内中学生全員がキャリアチャレンジデーで一堂に会して学習をしたりということがあります。次年度は市内の児童生徒が工科大の留学生と交流を行うインターナショナルデーや姉妹都市である積丹町の児童との交流活動も計画をしています。

次世代の教育としては、既に述べましたように理数教育、それから、外国語教育に力を入れるとともに小中学校に順次、電子黒板やタブレット端末を導入しており、ICTを活用した教育にも力を入れています。

それから、議員の皆様方のご協力もいただき、各学校のトイレの改修ができてます。非常にいいトイレになっていまして、快適なトイレで子どもたちが生活を送ることができています。これは心の安定にも非常に役立っていて、一度おいでみてください、大変充実をしました。それから、空調整備も徐々に進んでおりまして、非常に暑くなってまいりましたので、この空調整備についてはまた広げていきたいと考えているところです。

それから、昨日答弁をさせていただきましたように、本年度からは片地小学校でコミュニティスクールに向けての研究を始めています。次年度は大栃小、中学校でも行います。それ以後、各小中学校でコミュニティスクールについてはそういう方向へ持っていくとか、そういう教育づくりをしていきたいと思ってるところです。

香美市では学校だけで教育をするのではなくて家庭もする、学校もする、地域もするというように、香美市の力を結集して、「よってたかって子どもたちを育てる教育」を展開していこうと思っています。

少し長くなりましたが、これからの教育の方向性を少しお話をさせていただきたいと思います。

香美市の教育は、外から見てもわかる躍動する教育にしたいと考えています。子どもも大人も学校も地域も、もっともっと学んだり活動したりすることを楽しんでほしい、そして、勢いよく教育を地域から創造してほしいという思いです。そのための支援を教育委員会はしたいと考えています。

現在、子どもたちに将来の夢と生きることの喜びを伝えたくてキャリア教育を進めています。今後はコミュニティスクールを核とした学校、そして生涯学習の面での活性化を進めていきたいと思っています。香美市の教育はよってたかって教育ということで進めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 大変よくわかりました。中身もすごく盛りだくさんということで、すごく期待が持てます。

せんだって議員研修のときに、広島県の三次市のほうの中学校のほうの視察をさせていただきました。そちらのほうなんか、取り組み自体にすごく特徴があつて好感が持てましたが、そのときに感じたのが、我がまち香美市はどういった教育内容で進んでいるのかなというふうなことにちょっと少し不安もありつつ帰宅したことでしたが、本日教育長のお話を聞きまして、将来に向けて子どもたちが伸び伸びと元気に生活ができ、たくさんの知識を得、そして、人格形成にもすごくいいのではないかと思ひます。

一つ気になっておりました横のつながりというところで、3町の子どもの交流もしていくというふうなことでしたので、すごく安心をいたしました。卒業するときには1人でも多くの子子どもたちが、日本一幸せの多い学校、香美市の卒業生として胸を張り、次のステップになれるような教育ということをお聞きしまして、本当に今後それが実行できるように期待をし、地域としてまた議員として協力をさせていただきたいと思ひます。本当によかったと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君の質問が終わりました。

11時まで休憩いたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブの利根健二です。通告に従いまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

まず、観光政策にスマホ・タブレット用のアプリを利用してはどうかという件でございます。

アプリに織り込まれてる機能といたしまして、観光スポット検索機能とか観光コース案内、ルート化してコース案内をするとか、あと、お買い物検索機能、おいしいところ検索機能、カーナビ連携機能等があります。そして、スマホ本体の位置情報ですね。GPS機能がほとんどの機種に入っておりますので、それを利用したナビゲーションやゲーム、例えば観光地をスタンプラリー化しまして、景品や割引サービスと連携をさせる

ような方法をとっているところもございます。また、その位置情報を使わない地域キャラクターや名物、名産品を材料としたゲームなどをつくって、そういったところにお得なサービスやイベント情報の提供をしているところもございます。以前、課長とともに視察に行った倉吉市のほうでもそういった観光アプリがあり、町歩きなんかにご利用できるようになってるところでございます。

そのほか調べてみますと、多くの観光地でいろんな観光アプリが、観光協会がつくったり行政そのものがつくったり、いろいろなタイプがございます。本市も多くの観光施設が点在をしております。それぞれの観光地のインフォメーションはもちろん、ルート観光を提案し売り込んでいくためにも有効な方法ではないでしょうか。

インターネットの利用のツールが、パソコンからタブレットやスマホのほうにもう現在シフトしてっております。そういうことを考えてみますと、GPSを利用できる利点を生かしたアプリ形式での観光インフォメーションは有効であると思います。

自分も少しお手伝いをさせていただきましたが、先月、龍河洞内のアナウンス用の龍河洞アプリというのが、高知工科大の学生とか授業の中でだと思えますけれどもつくられました。これは増加する海外からの旅行者に対しまして、英語と中国語と韓国語で洞内の名所を、30数カ所ありますけれども、それを案内するアプリでございます。

こういったように業者に制作を依頼する方法もございますけれども、今回のような高知工科大との連携の中で実現していく方法もあると思いますが、いかがでしょうか。お願いをいたします

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 利根議員の産業政策にスマホ・タブレット用のアプリの利用ということでお答えいたします。

まず、龍河洞におきまして、多言語音声ガイドアプリは今月末に本格的運用が開始されることとなっております。これは洞内ということで、そういう特殊条件から通常のWi-Fiが利用できないということによりまして、入り口で無料Wi-Fiでこのアプリをダウンロードいたしまして、洞内の説明板の番号に来たときに順次スマホでその番号をクリックすると、そこで選択された外国語で音声ガイドが流れるというふうなシステムになっております。

最近龍河洞では、高松空港に台湾からの直通便ができたことによりまして、非常に外国人の観光客がふえております。龍河洞では年間1,000人程度の外国人観光客がおいでしているということで、そちらの外国人観光客へのサービス向上ということを目的といたしまして、龍河洞保存会のほうが高知工科大学のほうにお願いいたしまして、つくっていただいたアプリでございます。

例えばこれを展開していくという形になれば、香美市全体としての観光紹介、利根議員の言われているのは、例えばJRの土佐山田駅においでた方が、前にあります観光協会のインフォメーション、そちらのほうで香美市の全体の観光情報をアプリとしてダウ

ンロードして、生かしていただくというふうなサービスの導入も可能ではないかなと考えます。

ただこのW i - F iでございますけれども、不特定多数の方がアクセスすること、また無線によるL A Nであるということも含めまして、ウイルス等の感染等の当然そういう防御もしなくてははいけない。また、ウイルスに感染することよりまして、個人情報盗まれていくというふうなことも最悪の場合は考えられていきます。その辺も含めましてマイナスの可能性も含め、また先進地事例やまた費用対効果、外国人観光客自体は龍河洞は非常に多くなっておりますけれども、例えばアンパンマンですと年間100人程度と3日に1人ぐらいしかおいでしていないということですので、費用対効果の面も当然チェックをしていかなくてははいけない。また、そちらにおいていただける観光客の方にインフォメーション等で、例えばそういうふうなアンケートをとるというふうな形の需要等の調査も含めまして、今後研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） 1点、ウイルスの可能性とかもお答えの中にございましたけれども、このアプリというのはインターネットは双方向ですけれども、アプリというのは一方的にダウンロードをするだけのものですので、その辺の心配はなかろうかと思いません。

また、ご答弁の中にはもうほとんど龍河洞アプリのことが多かったですけども、実際かなりの自治体とか観光協会、その他でつくっているアプリにつきましては、言いましたように、龍河洞については閉ざされたところでW i - F i環境がないところでのアプリで、どっちかといえばちょっと特殊な形のアプリになろうかと思えます。開発にそれよりはちょっと手間もかかるかもしれませんが、質問で言わせていただきましたようにW i - F i環境を使って、またG P Sを使えば、例えばルート観光というのは、まず、J Rでぽちっと押してここでスタンプを押すといろんな、龍河洞でもまたぽちっと押して、そこで、言うたらスタンプラリーで、全部香美市を回ったら何か特典があるとかっていうそんな作り込みもできますので、決してウイルスを心配するようなことではございません。

よそではいろいろ観光コースをつくる中で、市長のお薦めコースとかいって何時間コースとかって、いろいろ課長のお薦めのコースとかいろいろなそういうコースどりをして、楽しみながらコースの紹介をしているところもありますので、ぜひまた今後研究、検討していただけるということですので、それもあわせてよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ってまいります。既存のアプリへの情報提供をもっと充実しませんかという次の項目でございます。観光アプリをつくるにあわせまして、観光施設、宿泊、レストラン、イベント等、既存のアプリへの積極的な登録や情報アップを推奨してはどうかということでございます。

情報は、基本的にはこれはホームページと同じ情報が載るので、特別にアプリということではないですので、あわせてホームページへの情報アップということでも捉えていただきたいと思います。

例を挙げますと、価格.comというところが母体であります食べログというのがあります。これは基本情報は無料掲載で、香美市で登録というか勝手に向こうが上げているがですけども、香美市のお店が105店舗ございます。あと、じゃらん、これはリクルートライフスタイルというところですけども、これは基本情報はここも無料ですが、香美市で登録されている飲食店は2店舗、これは観光情報がメインのサイトですので、飲食店情報が少ないです。そのかわり宿泊施設とかそっちのほうがよくあるようなところがございます。あと、その弱点を補うかわりにリクルートライフスタイルがやってるホットペッパーというのがあります。これも基本は有料サイトのようにですけども、無料でできるところもあります。香美市で登録されているお店は125店舗ですね。無料関連サイトのお店情報やったら香美市全体で1,099件、多分これはタウンページのやつをそのままだだっど載せて、まずやってるやつと思います。あと、有名なぐるなび、これは公益財団法人日本交通文化協会から派生したというか、そういったところがあります。ここは基本情報のエントリー会員は掲載無料で、香美市で登録されているお店が土佐山田駅から2.5キロ圏内で62店舗ございます。その他、エキテンとか、あとiタウンとかもあります。かなりのところがこういった情報を載せていっております。

ぐるなびを例にとってメリット、デメリットを見てみますと、デメリットはぐるなびの営業が有料掲載しませんかって営業が来るぐらいのことでございます。それ以外は余りございません。逆にメリットと言いますと、ぐるなび内の検索でもヒットすると、グーグルなどの検索でヒットしやすくなる。ホームページを持っていないお店はぐるなびの店舗情報ページに地図もついているので、簡単なホームページがわりになる等がございます。ちなみに無料で載るのは店舗名、店の料理ジャンル、電話番号、郵便番号、店舗住所、アクセス、駅から何キロとか何分とか、あと地図、ぐるなびの場合はゼンリンのこういう埋め込まれていって地図の情報がとんとあるようになっております。あとは自分で打ち込める項目で営業時間、定休日、駐車場、平均予算、座席数、許容人数、禁煙か喫煙か、設備情報、トイレの情報とかもあります。あとメニューサービス、テイクアウトできるできない、ドレスコードがあるかないかどうか、備考、その他多くの項目がこれぐらいで載ります。これ多分無料の範囲で載ります。これに写真つきの口コミとかそういうのが入ってくれば、多分自分たちが普通につくっているよりも本当に十分に立派なホームページがわりになります。ほかの食べログとかいろいろなところもほぼ変わらないような状況ではないかと私は思っております。全部ちょっと詳しくは調べておりません。こんなおいしいことを香美市が黙って見過ごしてはいけないかなと私は思いました。

本来は各お店とか商工会が自前で登録するのが筋であることは十分わかっております

けれども、ネットとかそういうところに精通してない経営者が、かなりというかもうほぼ80%とかそういうぐらいおるんじゃないかと思っております。ほんで対応できておりません。商工会といっても商工会に加入してないお店、商工会の組織率も恥ずかしながら、かなり50%ちょびちょびというような状況でございますので、なかなか商工会に全部やれっていうのもちょっと難しいかなと思っております。

そんな中で、最近行政が直接、間接的に地域のお店そのものの情報を出している例も多くなってまいりました。情報のアップには大きく分けて周りのユーザーが行えるもの、口コミとか、さっき言った情報を上げる、営業時間とか周りで上げられます。あと事業主が無料で行うもの、事業主が有料で行うものの3つのパターンがございます。業者によってそれぞれできる範囲が異なっておりますが。そこで提案の部分でございます。営業はしているが、登録漏れをしているお店を登録してはどうかと。

同僚議員の中でそれぞれ関連の店の中で「とさのひるね」という名店がございますけれども、そこは残念ながら、お店情報は全く載っておりません。ゼロの状態ですね。これはぜひ載せていただきたらと思います。あと、それと写真を掲載する場所が空白になっておるのは割とイメージが悪いです。料理とかお店の写真が載っているいろいろな紹介がありますので、登録されているが写真がアップされてないお店の写真をアップして、営業時間とか定休日とか、先ほど言ったぐらいは無料で載りますので、それぐらいの情報を上げていってはどうかと思います。

そして、あわせて結構間違っている情報が載っている場合があります。ちなみに、これは食ブログのほうですけども、これは地図情報がグーグルマップというのを使っておりますが、かなりいろんなところがいいかげんな情報が多い、多分香美市に来てここで食事をしたいと思ってその地図を見て行ったら全然別のところへ行くという、地図がかなりあります。

これ調べた中では「バンブー」さんというおいしい喫茶店がございますけども、その地図が、ずっと追いかけていいたら山田の公民館へ行き当たります。そういうこともございますので、せっかく香美市へ来ていただいた方にちゃんとした情報がいくようなことは、少のうても気を配っていったらどうかなっていうことがございます。

あと、もう営業してない店舗も、多分登録時点の電話帳で登録したような気がしますが、営業してない店舗があります、そういったところは削除を求めていくとか。それくらいまでは業者によりますが、多分無料でできる範囲でございます。1店1店の情報が充実することは、香美市エリアの情報が充実することにつながり、個店のみならず香美市全体のイメージアップにつながるのではないかと思います。

高知県関係や各自治体が空港などに地域情報の冊子などを多数そろえておりますが、こういった（資料を示しながら説明）県が直接出してるやつとか、観光協会が連携してそれぞれ出している冊子がございます。そういった印刷した観光情報や店舗情報に加えまして、こういったより費用対効果が高い、これ基本的に全部無料ですので、更新した

りとかそういうマンパワーで何とかなることをございます。より費用対効果の高いウェブ情報の提供をしていけば、非常に本市の底力、お店の底力、そして地域の底力につながっていくのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか、よろしく願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、議員もご承知のようでございますけれども、各事業所の営業行為を市が代行して行うということは考えておりません。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） 行政が代行行為になるのか代行行為にならないのか、多分かなりグレーなところもあろうかと思えます。ちなみに、こういった（資料を示しながら説明）高知県おもてなし課発行のこの冊子には、多分広告欄じゃないところでタクシー会社とかお店なんかも載っております、西島園芸団地、アンパンマンミュージアム、いろいろ載っております。これはそれぞれは実は営業行為のお店でございます。こういったグレーな部分については、確かに昔は各個店に対しての情報発信とかそういうものは各個店の責任でやりましたけれども、質問のときに言いましたけれども、いろんな場面において行政が直接やるということがふえてきております。

もし行政が直接できない場合では、いろんな観光協会、連合でつくっているところとかそういった形で、それも間接的に行政が応援してる形になろうかと思えますけれども、そういった例がかなりふえてきておりますが、そういった流れの中で再考はできないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

市といたしましての部分につきましては、先ほどのおもてなし課と同じような考えに基づきまして、こういう「香美の恵」（資料を示しながら説明）、この中には個々の情報も全部入っております。それから、観光につきましてはこの「カミスタイル」、あと土佐山田町、香北町、物部町の商店街のマップ、おのおのこういうふうな形の部分で観光としてやる部分につきましては、この辺は新年度にこの分の更新とかも予定しておりますけれども、こういう形でのかわりというのは今後も当然続けていくし、どんどん進歩もしていくと思えますけれども、実はこのご紹介いただきました食べログ、じゃらん、ホットペッパー、ぐるなび、これ市のパソコンから検索いたしますと、じゃらんを除きましてあとの3つは全て、これは仕事以外のところでアクセスできませんということで、アクセス不能という形に市のパソコンはなっております。そういったこともございまして、やはりどこまで線を引くかというのは、先ほどご質問にもありましたようにグレーな部分というのがございますので、そこら辺に決して踏み込むことがないようにしたいと私は考えております。

と言いますのも、やはり個々の店の情報を出すっていうことは、当然その店の承諾も得ていかななくてははいけない。ただ、どうしてあそこを出してこちらは出さないのということも当然出てきます。やるなら全てを出していかなくてははいけない。それには非常に時間と、また非常な労力が必要になってくるということでございますので、市といたしましては商工会や観光協会を通じて出していただけたところ、そういうところを今までのように印刷物として出していく、また観光協会のほうでは、ホームページの中で紹介をしていくというふうな形をとっていきたいと考えております。

以上です

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） 市のパソコンはアクセス制限をしていると、セキュリティの関係でつながっていないのか、これは遊び事やからつないだらいかんというほうの規制なのかわかりませんが、これは遊ばせたりとかいろいろなところがつなげん状態になっていると思いますけれども、これはおいおいにまた別の質問でも出ろうかと思いますが、おいしいところは規制を外していったらどうかって、これはまた別の議論になりますのでここはやめておきます。

載せるなら全て、全部載せたらえいと思いますけれども。それは行政が直接というか商工会に振るなり観光協会に振るなりして、全部載せたらえいかなという気がするがです。もちろんそういった中で、何もせずに成果だけは得られませんわね。やっぱりそれなりに各お店を歩いて、こういうこともありますけれどもどうでしょうかという話の汗をかく必要はありますけれども、やっただけの成果はあると思います。ちょっと商工会なり観光協会なりに振るとした場合、どういう状況でどのような形で行政として振る方法があるのか、ありましたらよろしく願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 前回つくりました、この例えば「香美の恵」（資料を示しながら説明）を例にお話をさせていただきますと、発行元はこれは香美市になっております。編集につきましては、当時ありました香美市の地域雇用創造協議会、そちらのほうで各店にアプローチをいたしまして、取りまとめた冊子でございます。中には当然レストランとか居酒屋とか、さまざまなお店の情報、そんなものも全て入っておりますけれども、これ2012年の1月発行ですのもう大分情報が古くなってきておりますので、また来年度予算で更新の計画をしているところでございますけれども。

観光協会とか商工会につきましては、一応一定の補助金という形で市のほうからは支出をしておりますので、こちらのほうにつきましては、また今後そのようなご協力をお願いいたしまして、この発行につきましてはそういうふうな形でのご協力をいただくと。それによりまして、この食べログとかホットペッパー、ぐるなびへの掲載とかまではうちでは考えておりませんが、ペーパーとして、またそれから駅前でのインフォメーションでこういうふうな冊子を配っていく、またそれと同時にデータでできますので、

そのデータ自体を観光協会のホームページにアップしていくというふうな形での対応をしていきたいと、現在のところ考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） せっかく紙ベースでもありながら、データベース化をしていけば、よその例で言えば観光協会がデータベース化したものと、そういったじゃらんとか、ちょっと自分が今言ったどこの業者かわからんですけども、香美市を例にとったら香美市が観光のページをつくる、フェイスブックページをつくる、そういったところとアプリをつくる、それと連携をさせて、相乗効果でもってお客さんに対するサービスをアップさせていっているところもでございます。それが行政が本体でやるのか、観光協会という形でやっているのかわかりません。どっちにしても、現在、直接ぐっと行政本体が前へ行くというような感じではないような答弁ですので、自分自身は実は行政というよりは観光協会かなという気は実はしゆうがです。

そういった中で観光協会が行うことになれば、観光協会の職員が各お店に今言ったような面倒くさいお願いをしに上がらんといかんのですわね。説得するという事はないですけど、こんな情報がありますよということで。それは観光協会にとったら、自分の観光協会の会員をふやす絶好の機会になるんじゃないかと思えますわ。観光協会もいろんな批判もある中で、観光協会自体がみずから地元を歩いて地元を知って、しかも自主財源の確保にもなると、こういう活動とかこういうアプリをつくるために動くということは、かなり副産物ではないですけども、観光協会そのものの体力アップとか体質改善とか、そういった面にもすごくプラスになって、今後観光行政についていいような気がするがですけども、そういった観点からはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） まず、観光協会がなぜ立ち上がったのかっていうところからお話をさせていただきますと、市の観光行政、その部門を委託するというふうなことによりまして、市が今までやってきたことを観光協会のほうに運営をお願いしていくということで、1,100万円の運営補助金というのはそういうことから出ている部分でございます。

その中に、当然このような「香美の恵」の製作であるとか、そういうふうなことにつきましても当然含まれておるわけなんですけれども、ご承知のように現在の観光協会の体制ではまだそこまでは、先導がおりませんのでなかなかようつくっていかないかなと。体制自体、人員自体もまだそこまでよう復元してないというふうな状況でございますので、今後時間をかけながらになろうかと思えますけれども、観光協会を中心として商工会にもご協力をいただきながら、こういうふうな冊子をつくることによって、またそれをデータベース化していくというふうな形につきましても、若干時間もいただきながら協会のほうで対応していただければと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） なかなか既存のアプリへという踏み込んだご答弁をいただけませんけれども、冊子ベースでとりあえず紙ベース、プラスそれをつくるに至ったデジタルデータとかデジタルコンテンツになるのかな、データをぜひ生かしていただきたいと思います。

あと、ちょっとずれるかもしれませんが観光協会のほうに話が来ましたので、観光協会は実は数字上が黒字化もしております、通常の黒字ももちろん重要ではございますけれども、それより補助金とか指定管理料が入っている以上、その金額に対してどれだけ香美市の観光に貢献できたか、金銭的な黒字、赤字というのはあんまりどうなんでしょうね、一般の企業は大ざっぱに言うたら…。

○議長（石川彰宏君） 利根君、ちょっとその観光協会のことは通告に入っていないで。

○3番（利根健二君） わかりました。ちょっと流れの中で聞こうかと思いましたが、とりあえずここはやめます。

体制ができ次第、だんだん時代も変わる中でこれは期待をしていこうかと思っております。この件はこれで終わります。

続きまして、スマホ・タブレット用のアプリの利用した広報紙の紹介というところへ移ってまいります。

まず、i広報紙という概念を簡単に説明をさせていただきます。i広報紙は、自治体から配布される広報誌をもっと身近にするアプリでございます。利用とかユーザー側は無料で、住まいの地域を登録するだけで広報紙が配信をされてまいります。i広報紙は、紙ベースの情報と違った便利さがございます。重立ったものを上げますと、気になる記事は、スクラップしてそのままラインなどで家族や友人たちとシェアすることができます。暮らしの電話帳には、十分ではありませんが地域の役所や公的施設など日々の暮らしに必要な連絡先が掲載されております。そして、そこに掲載されている電話番号をクリックすれば、そのまま電話をかけることができます。自分が住んでいる地域はもちろん、住んでる地域以外の広報紙も購読できるようになっております。

ちなみに高知県内では、2月25日自分がこれを書いた時点で、i広報紙に掲載されている広報紙に参加してるのは、高知県、高知市、須崎市、香南市のそれぞれの広報と高知県議会だよりです。これがそこへ登録して、そのアプリをぼちっと立ち上げれば見れる状況になっております。

香美市も載せるべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 利根議員のスマホ・タブレット用アプリを利用した広報紙の紹介というご質問にお答えします。

広告会社がサービス提供を行っている自治体広報紙のi広報紙につきましては、日本広報協会の冊子等を通じて情報を得ております。既に利用を研究しておりました。企業広告から収益を得ているため利用者、自治体ともに利用料は無料であり、直接読者に配信できることから、積極的な広報媒体であると考えております。また、閲覧者がどういった記事を見ているかデータ提供もありますので、紙面づくりの参考になるのではないかと考えております。導入につきましては、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） 自分も購読希望に香美市をぼちっとやっておりますので、毎日。よろしく願いをいたします。

次、2番へ移ります。

黙っていても勝手に載せていただけるサイトもございます。先ほどのじゃらんとかああいうやつも、基本情報は、基本の基本はもう全部勝手に電話帳を見て載せていってくれるようなものでございます。そういったがと別に今回のようなエントリー型ですわね、ご案内は来るようになると思いますけども、エントリーしたら載せていただけるアプリとかサイトもほかにたくさん広報とかに限らずあると思いますけれども、そういったものに気を配って有利なものにはどんどん登録していくべきじゃないかと思えます。

今回のi広報紙も実は見るのにワンクッション、企業から広告をとっている関係でワンクッション企業広告がぽんと入ってしまうということもございますけども、それは香美市のホームページでもバナー広告とかとってるんで、そんなに大きな問題じゃないかなという気がいたします。

ほかに、広報紙だけでもほかにもありますし、そのほかいろんなことに対して、日ごろからいろんな情報に触れて、香美市のためにいけそうなことはどんどん提案をしていくっていうか、情報のアンテナを広く持って素早く対応する体制というか、課長1人がやるんじゃなくて、庁内で皆さんがこんな載っちゃうんで、ここへ登録したらえいでっていうやつを、そんな体制ができんかなと思いがながらの質問でございます。よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 有利なものにはどんどん登録していくべきではないかというご質問にお答えいたします。

アプリやサイトにつきましては、新しいものが順次出てきておりますが、主要なものが年々変化してっております。社会的に主要となってきたものにつきましては、情報発信のツールとして利用できないか検討していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） 続きまして、香美市公式フェイスブックページをという質問へ移ります。なかなかこれはいい答弁がいただけないような気がしながらの質問でござ

います。

2013年の3月議会で、香美市においてもソーシャルネットワーキングサービスの効果について、効果的に使っていきべきと思うがということで、武雄市のフェイスブック、ツイッターの活用を例にとり質問をいたしました。そのときですけれども、実際に豪雨に遭ったときには、市長や市職員がツイッターで道路の冠水状況などの災害情報を流し続けたとか、不審者による「武雄市で中学生に対する声かけ事案発生」という、そういうときに素早くフェイスブックを使ってテレビとかラジオとかどういうところよりも早く、市民に知らせてそれが広がったとか、こういうことがあったということそのときに説明をさせていただきました。本当に詳しい中身についてはまた重複しますので、ご紹介はいたしません、防災とか防犯について非常に有効なツールであることは間違いございません。

総務常任委員会で1月に行きました行政視察でも、笠岡市は市の公式フェイスブックページに、観光連盟の公式フェイスブックページがございます。そして、ブログによる情報発信も行っておりました。邑南町におきましては、以下の3つのフェイスブックページを何と庁内に構えてありました。「邑南町防災情報」というバナー広告サイズの大きいぽちとあって、そこは更新は邑南町役場の防災対策部署ではなくて、何と定住促進課がやっておりました。あと「来てみちゃんさい邑南町」というやつがありまして、そこは邑南町の様子やイベント情報を発信しておりました。更新の責任事務局は書いてなかったんですけども、内容からしたら行政が直接、どこかの課がやっているように思っております。あと「邑南町健康情報」、おおなん元気ネットというところがやっております。これは邑南町役場の保健課が事務局で情報を更新をしております。

このように保存検索機能の体系的な構成にすぐれたホームページ、香美市やったらこうずっとツリー状になってすごく見やすいタイプのホームページですね、体系的にすぐれて検索機能もいくと。それと、今ご紹介をさせていただいております即効性、メッセージ性、そして手軽さにすぐれたフェイスブックを上手に使い分けていくのが、官民を問わず今主流になってきております。また、ソーシャルプラグイン機能を使って、ホームページとフェイスブックページを以前よりもっと細かくリンクさせて、どんどん効果を上げている自治体や企業もふえております。

2年前に比べまして公式ホームページを構えている自治体、企業等がかなりふえてきております。官民を問わず多くの方々がその有効性を認めてきた結果と思っております、そういう現実に対する見解をお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 利根議員の香美市公式フェイスブックページをという質問にお答えいたします。

まず認識につきましてですが、フェイスブックの自治体ページは、県内でも一昨年ごろから急速に作成した自治体が多いことは認識しております。行政が情報発信を行う以

上、個人で行うような手軽さはないと考えますが、情報発信ツールとしての有効性は認めております。

一方、新たな情報発信ツールとしてラインが主流となっていており、フェイスブックやツイッターから利用者が離れていっているようにも感じております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） フェイスブック、ツイッターがふえてラインがふえたということですが、その使用目的というのは出て来た中で明らかに違っております。あくまでもやっぱり行政とか観光協会、企業が、ある程度インフォメーション的に使える機能として、ラインというのはそれを目的としてつくったシステムではないので、幾らそっちへSNSが主流が移っても、あくまでもツールとしては、現在のところですよ、やっぱりラインじゃなくてフェイスブックかなということです。というかこれは答弁は…

そこで、そういった見識をいただきましたので次の質問へ移ってまいります。

フェイスブックをやったらどうですかということですが、2年前、当時の山崎綾子総務課長はこういった質問に対しまして、このところ利用者が増加しているフェイスブックを市の情報発信のツールとして、防犯、防災、観光面での活用は有効であると思うし、自治体での活用事例も増加していると感じている。現在、市ではホームページ掲載情報の内容充実を図っており、当面はそのことに力を入れなければならない。フェイスブック活用については、導入自治体の事例からメリット、デメリット等について研究することから始めなければならないと答弁をいただいております。

課長がかわっておりますが、ホームページ掲載の内容充実やフェイスブックに対する研究検討するには、この2年間は十分長い時間があったんじゃないかと私は思っております。

今トップページにフェイスブックのページをつかってリンクを張るのは、もう昔、その2年前の話で当然でございますが、さきに申しましたとおり、ソーシャルプラグイン機能の1つである「いいね！」ボタンや「シェア」ボタン、いろんなボタンがございます。そういったものを利用しているところがかなりふえております。ちょっとだけ説明しますと、記事ごとや商品ごとに「いいね！」とかそういうボタンがございます、あと「シェア」とか。それを例えば自分が香美市で防災の記事で、これはみんなに知らせんといかんと思うたら、それを「シェア」とか「いいね！」とかと押したら、僕の友達全員にそれが広がります。そういったファンをふやして、記事を好きな人が見たら、なかなかホームページへわざわざ見に来んでも、フェイスブックで僕につながっている友達は全員にそれが広がるという、そういったものです。以前よりずっと細かく、しかも広範囲に情報を流していってくれます。

通常のインフォメーションはもちろん防犯、防災情報の伝達として、ますます2年前

よりパワーアップしてきております。この2年間に前に一步進んだ自治体と、その時点でこの分野で立ちどまってしまった自治体のインフォメーション力というのが、実はすごく数字にあらわれるあらわれんは別に、すごく自分の感覚としては大きな差がついてきてしまっております。今からでもついてしまったその差を縮めるために一步踏み出して、何とかフェイスブックページをやっていただけないかという質問でございます。答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） フェイスブックにつきましては、先ほども申しましたが、その有効性から導入について調査研究をしております。しかしながら、もう少し時間をかけて検討する必要があると考えております。

フェイスブックの先進自治体にも問い合わせてみましたが、興味を引く情報の載せ方や定期的に情報を掲載するために、お知らせ情報の掲載計画等を練っていく必要など、かなりの業務量が出てくると考えております。現時点での人員体制では、ページの作成は困難であると思っております。

しかしながら、フェイスブックは情報発信を行う上で有効なツールであるので、今後導入については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） まず、有効なツールであるということと、検討するという言葉はありがたい答弁でございます。確かに管理をする自治体によって、各課が持ち回りで日が変わりで情報を上げているところとかもあります。あと、先ほど言ったように、どっかの課が延々と上げているところとかいろいろなことがありますので、それはどこかが十分に大きな負担を負うんじゃないなくて、香美市全体が市民に、それから全国に発信できるような体制をぜひとっていただきたいと思います。

なかなか現在の人員体制ではということとは、人員体制をふやしていただきたいということではないですね。先ほどから、きのうからの市長の答弁ではなかなか人員を使うんだったら知恵を使えということでございますので。本当に香美市なんかよりもずっと小さい自治体でも実際やっている例は数多くあります。それは市長が日ごろから言われるように、やっぱりお金を使っているんじゃないなくて知恵とやる気で何とかやっているんじゃないかと思っておりますので、そういったところもぜひ参考にしていっていただきたいと思います。

それと、検討していただくといううれしい答弁をいただきましたけれども、前回2年前に自分が質問してから検討しますというのは、2年間は長いのか短いのかっていうか、この世界ではかなり十分過ぎるほどのような気がしますけれども。質問に対してやりま、検討するとか、基本的にはすぐいつまでというがはあんまり自分の好きなスタイルじゃないがですけども、これは2年も待ったんでいつでしょうかとということ聞いて構

いませんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 数字的にあらわすことは難しいんですが、検討が進めば、その時点ですぐに行いたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） 総務課が検討した折にはぜひ人員配置、金銭的なものじゃなくて配置、その他、知恵を絞れという市長の強い一言が現場にいただきたいと思いたすけども、市長、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 利根議員のご質問にお答えをしたいと思います。

フェイスブックを活用した行政のインフォメーション力を上げていったらどうかというお話でございますけれども、やはり維持管理をするというのは大変だというふうに私は思っております。確かに、私自身もその管理をしなきゃいけないのを抱えているわけでありましてけれどもなかなかこれを更新をして維持をしていくのは難しい。「いいね！」とこう言われてもなかなか返事ができないと、返事をしないでフェイスブックをあけておくのはどうかなというふうにも思うわけでありましてけれども。

時代は本当に変わってきたと、4年に一度の選挙ですけれども、これはそのたびに大きく変わっていくだろうと思っております。ここ2年かかって何も前進していないではないかというお話がありますけれども、着実に変わっていくだろうと思っております。今、大変ご苦労なさって説得されていますけれども、やらざるを得ない時代が必ずやってくるだろうというふうに思っておりますので、それまでももちろん知恵は絞ってまいりますけれども、利根議員のほうも肅々、この点ではめげないで質問していただきたいと思いたす。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君。

○3番（利根健二君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

利根健二君の質問が終わりました。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、地域の消費喚起や生活支援に役立つ事業を支援するため、国の平成26年度補正予算で創設されました地域住民生活等緊急支援のための交付金に関連して質問いたします。

今定例会に議案第13号、平成26年度一般会計補正予算に計上されていますが、何点かお尋ねするところがございます。

1点目に、地域住民生活等緊急支援のための交付金1億1,511万4,000円は、どのように利活用されるのか。議案書によりますと、地域消費喚起・生活支援型に6,561万4,000円、そのうち5,100万円がプレミアム商品券発行事業に活用されるようですが残りの1,461万4,000円の活用もあわせてお聞きいたします。

そして、地方創生先行型の4,950万円ですが、議案説明書では、地方創生先行型との文言の後、26項目で追加追加と記載され、それを合計しますと7,563万円が連記されています。どこまでが緊急支援交付金なのか、その辺の説明もお願いします。

以上1点目をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 比与森議員の質問にお答えします。

この交付金につきましては、昨日、小松議員の質問にもお答えさせていただきましたが、改めて説明させていただきますと、今回の交付金は地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2つのタイプに分かれております。ご質問のとおり、地域消費喚起・生活支援型の交付金額は6,561万4,000円で、文字どおり消費の喚起、生活支援の事業に活用できるもので、地方創生先行型の交付金額は4,950万円で、総合戦略に掲載される事業を先行して実施するものになります。

今回の補正では、地域消費喚起・生活支援型には住宅リフォーム、プレミアム商品券の事業、先行型には総合戦略策定事業、大学への支援事業、移住促進事業などを計上しております。なお、この交付金につきましては、国からの指摘により事業内容の変更になった部分がありますので、第9号補正予算を計上させていただくとともに、17日の議員協議会で詳しく説明させていただきたいと思っております。

なお、地域消費喚起型につきましては、先ほど議員の質問にもありましたがプレミアム商品券、これ事業費5,100万円、それから、住宅リフォーム補助金が2,020万円ということで、それぞれこれに交付金が充当されるということになっております。また、地方創生先行型につきましては、予算に計上してあります事業に、それぞれの事業費の割合に応じて、4,950万円を充当しているということになります。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それでは、2点目に移ります。地域消費喚起・生活支援型として、プレミアム付商品券発行事業補助金5,100万円の中身についてお尋ねいたします。

商品券の印刷代等も含まれると思いますが、商品券の総額は幾らで、どのような予算立てでプレミアム商品券が発行されるのかお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君）          プレミアム商品券についてお答えいたします。

最終日に提出予定の第9号補正で、今回のこの地域消費喚起・生活支援型の部分の増額を予定しておりますので、それを含めたものとしての答弁とさせていただきます。

まず、今回の地域消費喚起・生活支援型のプレミアム付商品券は、発行基準額2億4,000万円、これに対し、プレミアム率が25%の6,000万円を加えまして、総額が3億円となる予定です。プレミアム分25%のうち4%、960万円が県負担、残りの21%、5,040万円が市負担となっております。これに印刷代、換金手数料等を含む事務経費を加え、6,700万円の部分が今回補正をする第8号、第9号を合計いたしました補正金額となります。

以上です。

○議長（石川彰宏君）          傍聴の方は済みませんが、議場ですので帽子をお脱ぎください。

比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君）          もう1回確認です。2億4,000万円で25%のプレミアムですかね。

（産業振興課長、佐々木寿幸君、自席から「はい」と発言する）

○16番（比与森光俊君）          大きいね。

次の質問に移ります。

香美市商工会では、数年前から年末に香美市から200万円の補助金を受け、その200万円をプレミアムとして、2,000万円の商品券を発行事業として行ってまいりました。事業開始当初の2年間だったと思いますが、プレミアム商品券の利用が数件の量販店に集中した経緯がございます。そのことを受け、現在は市内全店で使用できる500円共通券15枚と、一部店舗では使用できない500円限定券7枚の500円券22枚をワンセット1万円として発行しています。

今回の地域住民生活等緊急支援のための交付金を受けてのプレミアム商品券は、ワンセット幾らでどのような形態、形態というふうに通告したと思いますが、例えば換金の時間と場所とか、また1人が、あるいは1家族が何セットまで購入できるとか、その辺わかっている範囲でお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君）          産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君）          現時点での部分でございますけれども、1,000円券を10枚つづりといたしまして額面が1万円、この商品券を8,000円で購入していただくという形になる予定です。商品券自体は3万セットを販売の予定ですので、額面にいたしますと3億円という形になります。また、なるべくたくさんの方に買っていただきたいので1人が5セット限度という形で、まずは予約販売によって販売をしたいと計画をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） よくわかりました。

4点目に移ります。マスコミ等報道機関からの情報で、プレミアム商品券のことを知る市民の方からは、香美市でもプレミアム付商品券が発行されるのかとの質問を受けたことがございます。心待ちにしている方もおいでます。発行日は決定しているのでしょうか。また、現在、商工会では年末の12月、1月、2月の3カ月間が利用期間となっていますが、どれくらいの利用期間を想定しているのか。また、市民の方々に対しての周知はどのようなことを考えているのか、決まっていればお答え願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） まだ細部まで全てが決まっているわけではございませんので、現在決まっている部分だけをお答えいたします。

まず、先ほどお話ししましたように、予約販売の予約でございますけれども、5月中に予約を始めたいと。6月の下旬ごろから商品券との交換をしていきたいということでございます。使用期間につきましては、7月1日から12月31日までの6カ月間ということをおまはらずに予定をしております。

最初の予約につきましては、香美市内の方を限定とさせていただきます。もしそれで売れ残れば、市外の方に販売することも考えておるといってございましてけれども、当然商品券を使えるのは香美市内でございますので、市外の方が香美市へ来て買い物をさせていただくときに使っていただくということを想定をしております。

いずれの場合におきましても、商品券の使用につきましては、香美市内の商工会の加盟店のみとなっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） どうもありがとうございました。

2項目めの質問に移ります。通学路の安全対策についてお伺いいたします。

昨年12月2日、山田小学校児童が下校の際、正門前の横断歩道で軽自動車にはねられました。前方にはねられた児童は、そのまま車に敷かれたわけですが、背負っていたランドセルがクッションとなり、数日の欠席で元気に登校されたと聞いています。

事故当時、現場を歩いて通り合わせました地域のやまびこ会の方は、車の下敷きとなった児童を引きずり出そうとしましたがランドセルがつかえ、近所の周辺にいました男性に呼びかけ、車を持ち上げて児童を引きずり出したそうです。

児童の飛び出しが原因ですが、事故後は用務員さんが下校時には正門前に立ってくださいましたが、事故の数日後に用務員さんのその目の前で、また飛び出した児童に急ブレーキで車が停止するという、事故寸前の出来事もあったように聞いております。

小学生児童を交通事故から守るためにも、また、ドライバーのためにも、地域の方々からは山田小学校の正門をもう少し見通しがよくなるよう網の塀に改修すべきではとの

意見が出ております。私自身、個人的には、50年前山田小学校を卒業したときに、現在も残っているのは正門を含め4カ所しかなく、現在の正門がなくなることには一抹の寂しさもありますが、現在の車社会の状況を見たとき、正門の改修を求めることもいたし方ないというふうに思っております。

以上のことから、山田小学校児童の登下校時の安全対策として、正門の改修を求めるところでございます。見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 比与森議員の山田小学校の正門の件についてお答えします。

まず事故後、正門のところに今現在ブロック塀があります。そこは非常に見通しが悪いということで、2通りの検討をしております。まず、正門の門柱までブロック塀等を引き下げて、約2メートルぐらい引くことになるんですけどそこにスペースつくって、その跡へフェンスをつくると。ただ、この場合下に防火水槽がありますので、その辺の検討も必要です。もう一つは、まずブロック塀のみをのけて、それを全部見通しのいい金網のフェンスにするという方法を検討しております。どちらにしましても、植え込みについては全部撤去しなければならないと。それから、学校の正門でありますので、通常の就業日は児童がおりますので、休業中じゃなければいけないと。とすれば夏休み、または冬休みということになります。そういった検討をしています。

非常に危険な部分もありますので、6月補正で対応ができればこの夏休みにどちらかの対応、それができなければ、また若干延びるというふうな検討をしています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） どうもありがとうございます。

改築というか直すということで答弁をいただきました。つけ加えまして、中には地域の人で、道路幅から門柱までの距離をはかって、下の石の高さ等もはかって、こういうふうにしたらいというふうな図面まで書いて持ってきてくれた地元の方もおいでますので、先ほど言われたように防火水槽がございます。そういうことも含めて消防法の関連もあるかもしれませんので、できる限り見通しのよい、児童を交通事故から守るという意味でできるだけ早い時期の改修をお願いして、次の質問に移ります。

2点目に、横断歩道など白線が薄くなっている箇所の早急な修復を望みお尋ねいたします。

先ほどの山田小学校正門前の横断歩道と、それを知らせるひし形の白線は、そのほとんどが消えかかっていました。交通事故発生後、建設課に早急に白線の引き直しを要望したところ、2週間後ぐらいではなかったかと思いますが実に鮮明に白線を引き直していただきました。校長先生を初め教職員の方々は非常に喜ばれていました。

鏡野中学校の坂道をおりてきたところや工科大学の鏡野公園側、また、学生寮ドミト

り一側からの国道はカラー舗装もなされ、さらにドライバーへの減速を求める意味もあると思われます道路にぼこぼこをつくり、実にできる限りの安全策がとられているように思います。

一方、香長小学校の南を東西に通ります県道31号前浜植野線では、西から東へ向かう車からは民家があり、横断歩道を利用される方を直前まで確認することができません。以前には、飛び出した児童が交通事故に見舞われたこともあったようです。地元の方も安全対策を望んでおります。それにもかかわらず、横断歩道の白線やそれを知らせるひし形の白線もほぼ消えかかっています。

以上のことから、児童生徒が登下校で利用する学校周辺の横断歩道など白線の修復を望むところですが、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 比与森議員のご質問の通学路の安全対策についてお答えいたします。

通学路の横断歩道やスクールゾーンの表示が薄くなり、児童生徒が通学する際に交通事故に遭遇する危険性が高まることは大変憂慮すべき問題であると考えております。

ご指摘の横断歩道につきましては、高知県公安委員会が設置及び修繕を行っていますことから現地調査を行い、修復すべき箇所について高知県公安委員会に修復の要望書を早急に提出したいと考えております。

また、スクールゾーンを示す白線の修復につきましては、道路管理者の管理の範囲内で行えますので、現地調査を行い、修復すべき箇所について高知県及び担当部局に対応を求めていきたいと考えております。

いずれにしましても、児童生徒の安心安全にかかわる案件でありますので、早期の修復に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 早急に対応していただくということで、ありがとうございます。次の質問に移ります。

3点目に、横断歩道の手前に車が減速するようなドライバーに注意を喚起する対策についてでございます。

よく目にするのは、横断歩道があることを示す白線によるひし形の目印や、道路に小さな山をつくり、先ほどドミトリーのところでも言いましたが、ぼこぼこにする方法ですが、白と青と黄の3色による三角形と2つのひし形を1つにしたような形の表示を試みてはどうかということでございます。この表示は、私の知る限りでは香美市内には神母ノ木の路地に小さな表示があるだけだと思います。3つの色とその形から浮き上がったように見えることから、白線によるひし形よりは効果が大きいのではないかと考えています。今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

横断歩道の手前でドライバーに対しまして減速や注意喚起を促す施設として、警戒標識、路面標示等の法定外表示などや、道路構造を変更して設置のバンプ、クランク、カラー舗装、または狭さく部を設けることなどが対策可能と考えられます。また最近では、議員のほうも先ほど言われましたが、ドライバーの目の錯覚を利用した3D表示もよく使われています。

当該道路の交通事情や周辺環境を十分考慮し、ドライバー、歩行者に対しまして横断歩道及びその前後の施設等の混乱を招かないよう、公安委員会等と協議を行い、次年度以降の交通安全施設整備交付金事業や修繕工事等にて、予算の範囲内ではなりますが、一部検討は考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 対応していただけるということで、先ほども言いましたように山田小学校の前の横断歩道につきましては実に迅速で、課長がたびたび口にします命の道ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3項目めの質問に移ります。教育相談、教育機関支援体制についてお尋ねいたします。

去る2月20日、深夜午前2時ごろ、川崎市の中学1年生が殺される残虐で痛ましい殺人事件が起きました。そして、1週間後の27日には、3人の少年が逮捕されたことは周知のとおりでございます。事件の経緯については毎日のように報道されていますが、何とか救うことができなかつたか、それぞれの立場でさまざまなことが述べられています。

そうした中、私自身の考え、思いですが、スクールカウンセラー、スクールアドバイザー、スクールソーシャルワーカーの大切さと充実した体制づくりが重要ではないかと感じたところでございます。ある専門家は、各学校に1名のソーシャルワーカーが欲しいとも述べられていました。今回質問するに当たりまして、それぞれの違いなども勉強させていただきました。

以上のことから、1点目として本市のスクールカウンセラー、スクールアドバイザー、スクールソーシャルワーカーは、それぞれ何名でどのような体制になっているのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、県のスクールカウンセラー活用等事業において、スクールカウンセラーとして2名を1人当たり年間27回、1日7時間で配置をしています。配置校は、鏡野中学校、山田小学校で1人、香北中学校、大宮小学校、大栃中学校、大栃小学校の中学校区で1人です。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、臨時職員として2名を1人当たり週5日、7時間45分勤務で配置をしています。

それから、スクールアドバイザーにつきましては、配置はこれはありませんけれども、教育支援センターに教育相談員1名を配置し、多岐にわたっての相談業務にも取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今後の対応について、後の質問でお聞きしますので、2点目に移りたいと思います。

2点目に、スクールカウンセラー、アドバイザー、ソーシャルワーカーは、それぞれの立場で不登校や暴力行為、いじめ問題の対策などの解決のため、児童生徒本人やまた保護者、教職員との対応に加え児童相談所や医療機関などとの対応も行い、家庭環境や養育状況のヒアリング、経済状況など福祉面での生活相談も求められ、その職責は多岐にわたっています。以上のことから、本市の教育相談体制、教育機関支援体制の現状に対する見解と課題をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

先ほどの体制、人数につきましても、決して満足できる配置ではないんじゃないかというふうには思います。また、各自治体によって違うようですが、1人では行動せずとか、それぞれ自治体によって、その行動についてのいろんな決まり事もあるようですが、その辺も含めて現状に対する見解と課題をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

スクールカウンセラーは学校のほうで勤務をしますので、学校内で子どもたちの相談業務に当たります。スクールソーシャルワーカーと先ほど申しました教育相談員につきましては、教育支援センターを在籍としまして、そこから必要なところに出向いて行く形をとっています。1人は主に鏡野中学校区を受け持って、もう1人は香北中校区、大栃中校区、そして香長小の校区を受け持って活動をしているところです。教育相談員は教育支援センターにいて、主に来所の相談と来所した子どもたちへの対応を行っているところです。

それで、平成26年度はこれらの県のスクールカウンセラー等派遣事業を核としまして、不登校や発達障害児童生徒への対応、そして、さまざまな問題行動だったり家庭支援だったりということで、支援の強化を図ることはできたと思っています。また、支援の必要な児童生徒、保護者に対して、支援会議、ケース会議を行って、これは大変きめ細かく行うようになっていきます。それから、医療機関等との連携を深めたりとか、家庭、学校のニーズに合わせた体制づくりを進めることができました。

課題としましては、まずこのように行ってまいりましたけれども、不登校の児童生徒、発達障害のある児童生徒、そして、家庭環境等に課題のある児童生徒や保護者等への対

応は、本当にニーズも著しくますます増加傾向にあるといった状態でございまして、どうしても現在の配置の人数ではこれ以上対応できる余裕がない状態でございます。今後、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員が必要になっているというのが課題でございます。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 3点目に移ります。3点目でお尋ねしますが、予算面とかいう点も重々承知していますが、やはりテレビなんか見ていると、本当に報酬面でもなかなか満足な報酬でないというような報道もされていきました。

3点目ですが、日本ではメンタルケア先進国でありますアメリカから20年ほどおかれてカウンセラー事業が始められ、まだまだ発展途上のようなのですが、高知県の平成27年度予算案、先日の高知新聞に掲載されていましたが、生活や学習面で課題がある児童生徒への支援体制を強化するソーシャルワーカーは、国庫補助に2,428万円を上乗せし、高知市など7市に追加配置するとの記事がございました。この7つの市の中に本市も入っていると思いますが、今後できるだけ、児童生徒とこれまで以上に向き合える体制を整えたいと思います。

先ほど教育長は、現在の課題の中でもその体制がまだ満足できるものではないというふうにお聞きしたわけですが、その予算案、県からの補助金を含め今後の対応をお聞きするとともに、教育長の理想の形でも結構です、もしありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） ありがとうございます。お答えいたします。

実は、現在スクールソーシャルワーカーの相談件数は、2名で107件抱えています。その中で、スクールカウンセラーとの連携ケースも20件以上あります。また、関係機関との連携も医療関係で30件、そして福祉関係で6件、保健師2件、ほかさまざまなことで31件と、多くの件数を抱えたまま今相談に当たっているところです。そのため、平成27年度は先ほど比与森議員がおっしゃられましたように、国のほうからのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人数をふやしてもよいという、そういうふうな意向もありましたので、香美市としてはスクールカウンセラーを1名増員して3名体制、そして、スクールソーシャルワーカーも1名増員して3名体制としようとしているところです。それで、もう1人は、これは市単独になってしまいますけれども、教育支援センターで週1回土曜日のみですけれども、ここへ教育相談業務としてさらに1名配置を考えているところです。

あわせて、相談業務が増加をしまして、現在は教育支援センターのお部屋を使って相談に当たっています。また家庭へ出向くとかいうこともありますけれども。それで、ただ平日は児童生徒がそこで活動しているため場所が限られており、非常に困っている状態もございます。ですから、定期的な相談を行える場所の検討もあわせて必要とはなっ

ているところです。工夫しながらやっていきたいと思えます。

理想の形としては、スクールカウンセラーは、今回1名増員した方を楠目小学校と舟入小学校で1名お願いしようと思っています。あとの学校もそれぞれ必要ですので、本当はもう少し欲しいところですが、何とかそこで体制を整えていきたいと思っているところです。

スクールソーシャルワーカーは、とにかく2名で107件というふうなことで、ますます増加もしてくるということなので、3名で思い切りやってみて、また考えていきたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今後増員もされて対応されていくということですので、川崎市のような事件もあったわけで、本当にああいう事件は日本に1人いるかないかのような事件ですのであつてはならないわけですが、児童生徒との対話というかそういう体制が、ますます整うことを要望して質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って一問一答で質問をさせていただきます。

済みません。質問に入る前に資料の訂正をお願いしたいと思います。申しわけありません。お手元の資料の中で、資料3と書いているものの下段に、私が「笹岡市」と書いておまして、それは「笠岡市」に訂正をお願いいたします。「笠岡市」ということでお願いいたします。

それでは、質問を始めたいと思えます。初めに、公民館活動を活発にについてです。

公民館は社会教育法第20条にその目的が規定され、文化、教養のための教育施設として位置づけられています。近年の少子高齢化、人口減少の急激な進展、経済の消費社会化と財政危機、そして、それがもたらす基礎自治体の疲弊が表面化している今日、これからの問題に対処するために、地域住民の生活の足下である地域コミュニティが政策的に課題化され、住民の積極的なコミュニティ参画を促すためにも、公民館を拠点とした生涯学習が重視されてきています。文部科学省だけでなく、総務省や厚生労働省などが地域住民や高齢者の社会参加と行政参加を促す観点から、公民館に着目しているところです。

公民館は介護予防事業を実施したり、選挙時の投票所として活用するなど、狭い教育の観点だけでなく、自治を支える住民の学びの場、健康づくりの場、交流やふれあいを目的にしたサロンの場などの役割が重要となってきたのではないかと思います。以上のことから、順次質問をいたします。

①、社会教育法第27条では、公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができることとあります。公民館館長、社会教育主事、社会教育指導員の配置について伺

います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 濱田議員の公民館に関連して、1つ目のご質問にお答えいたします。

現在、地区公民館は12館ございます。その中で、各地区公民館には館長と主事を非常勤でございますが1名配してございます。そして、この地区公民館ですけれど、山田地区公民館につきましては、中央公民館と同じ建物の中に事務所を設置しているところでございます。また、美良布地区公民館につきましては、香北分室と一緒に企画とか経営や運営を全て行っております。分室には職員が3名、そして社会教育指導員が1名、これは非常勤の社会教育指導員でございます。また、物部分室につきましては、職員2名と臨時職員1名で一緒に行事を行っているという状況でございます。また、中央公民館につきましては、非常勤の館長、そして市役所の職員が3名、非常勤の職員1名でございます。

社会教育主事と社会教育指導員という配置についてのご質問につきましては、現在、公民館には中央公民館の館長が資格を有し、兼務をしてやっただいただいていると。あと係長が資格を有しているところでございます。中央公民館と地区公民館には、そういった形で配置をしてございます。

また、生涯学習振興課にも1名社会教育主事が資格を持っておりますので、連携しながら行っているという状況でございます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 確認ですけれども、社会教育指導員は中央公民館に1名、そして、12の地区公民館がありますけれども、12の地区公民館のほうには配置はされていないということでしょうか。ごめんなさい。ちょっと聞きにくかったかもしれません、確認です。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

地区公民館におきましては、非常勤の館長、主事だけでございますので、ただ、美良布地区公民館につきましては、香北分室の中に社会教育指導員が非常勤ですが1名おいで、一緒に企画運営をなさっているというところでございます。

あと中央公民館につきましては、館長と係長が社会教育指導員の資格を有しているというところでございます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしたら、そういう資格を持っている方が香美市の中で3名、中央公民館のほうには係長も含めて2名、そして、美良布地区公民館のほうには分室のほうに1名いるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 1回目の答弁のときには、生涯学習振興課にも1名有しているということで、合わせたらもう1名増ということでございます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 失礼しました。合わせたらもう1名ということで4名ということですね。わかりました。

じゃあ、次の質問に移ります。②です。

各公民館には公民館運営審議会があります。5人から10人で構成されているようですけれど、審議会で審議された答申は各活動に生かされていますでしょうか、伺います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

公民館運営審議会は、各地区で定期的に年度内に3回この審議会を行っております。この結果に基づきまして、館長主事会も年度内に3回行っておりますので、その運営審議会のいろいろなお考えを館長主事会の中で、全体の中でまた情報を交換し合いながら、各地区の行事を定めているところでございます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 年に3回審議会でも審議をされ、そして、館長と主事の方も連絡をとり合って活動を、運営をされているということですが、この生涯学習のしおり等を拝見いたしますと、平成25年度、26年度、このような冊子が出ているわけですが、課題の中に、参加者の高齢化、固定化現象が課題となっていると、幅広い年齢層の参加の増員を図るために、この公民館事業の目的内容を広く市民にアピールしていくことが求められているということを書かれているんですけども、何かこの、今審議会で審議されて、そして公民館長さん、主事さんが進められていると思うんですけど、何かこの中でこのしおりに書かれている以外で何か課題になっているようなことが、活動していく上で課題になっているようなことがございましたら、それが活動に全て生かされていたら活動の広がりもありということにはなろうかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

確かに先ほど申されましたように、いろいろな課題というものがたくさんございます。やっぱり事業というのは幅広くやっておりますが、1つの事業に対しては、やっぱり偏った参加者というものがどうしてもぬぐえない部分がございます。また、若い方はやはり勤務の関係とかお仕事の関係があって、やはり高齢化ということもありまして、そういった若い層になかなか参加をしてもらえないということがございます。また、広報とかホームページに流しましても、なかなか足が遠くこちらまで来ていただけないということがあります。

やはり、これはそういった一方的な啓蒙だけではなかなか参加が得られないので、や

はりそれを周知する、広く知らせる、人が直接動いていかないといけないというような課題が見えてきていますが、そういった人づくりを今後どういうふうに展開していくかというのが一番大きな課題かと、このように思っております。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 若い層への広がり、そして、一方的なやり方ではなくって、それだと参加者が広がらないんじゃないかということをお課長のほうも認識されているということがわかりました。

次の③に行きます。

中央公民館主催事業の香美市子ども教室は、文部科学省の放課後子どもプラン推進事業の補助を受けて開催されています。目的は、「子どもたちの休日・長期休暇等における安全・安心な居場所づくりを行い、子どもたちが様々な事柄に興味関心を抱き、健全な育成につながる多様な教室を展開し、地域の方々の参画を得て、地域社会の中で豊かで健やかに育まれる環境づくりを進める。」とあります。主な対象は、市内小中学校、山田養護学校児童生徒となっていますが、市内全域から子どもらが参加している状況でしょうか。参加状況について伺います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

平成26年度はまだ集計中ですので、参考の資料としては平成25年度の状況をお答えいたしたいと思っております。

押しなべての参加が1,071名でございました。その中で実人数というのが404名でございます。山田小学校が152名、楠目小学校が27名、舟入小学校43名、香長小学校が19名、片地小学校が25名、大宮小学校が28名、大栃小学校が27名、そして、一緒に学校に上がってきていないですけれど、まだ幼稚園とか保育園行きゆう方で、自宅においでの方もおりますが、お兄ちゃん、お姉ちゃんが行くので一緒について来られるというような方が42名、それから、土佐山田町とか香美市内に住んでいて、実際今は市外においでという方がおいでますけれど、そういった方が41名参加していると、こういった状況でございました。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 子どもたちの参加状況をお聞きしましたけれども、こちらのほうも生涯学習のしおりの中には、今まで以上に市内の小中学校と連携をとりながら、また地域の人材を生かした教室をふやすなどをして、子どもたちと地域の方々のつながりを深めていく取り組みにしていきたいということを、課題の中で述べられております。

去年、おととしてやり方を変えたとか工夫したとか、そんな点がございましたらお答え願えますでしょうか。それをもとに、また次年度は何か、こんな方法で児童生徒の方にもアピールをしていきたいというような何か方法がありましたら、よろしくお願ひし

ます。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

各年度の事業と過去にやった事業を精査いたしまして、平成27年度は新たな事業展開もするようにしております。人気のある事業は継続して行くと、それと、人気がなくとも子どもたちにとってよいものは、少ない人数の中でもやっていこうというようなことも考えておりますし、また、現在20項目ぐらい去年はやったわけですけど、その講座数も少しふやしてみようかということで、底辺自体を広げようというような考えを平成27年度は検討しております。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 例えばですけれども、このような事業を中央公民館だけではなくて市内7カ所の小学校区内にある地区公民館12カ所、山田地区公民館と中央公民館は一緒ですので11カ所になりますでしょうか。そちらのほうでも行うようにすれば、地域の子どもたちがより身近に感じて参加しやすく、また地域の方々の知恵と力もかりてできるんじゃないかなと思います。

例えば、地域にはヘルスメイト、婦人会、健康づくりの会、そして、老人クラブの方がいらっしゃいます。山田の中央公民館まではなかなか行けないけれども、地域で子どもたちがそういうあれをするんだったら、一緒にして力になれたらという地域の方、たくさんいらっしゃるんじゃないかと思いますが、そのような方々の協力も可能になるんじゃないかと。

そういう意味でも市内7カ所の小学校区の地区公民館、そんなところを利用して、こういう人気のある講座を継続されるというのも、また参加者をふやす1つの方法ではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

先ほど平成25年度のご報告をさせていただきましたけど、平成25年度におきましても、中央公民館以外で物部とか香北のほうへ出かけてまして、実際にそういった教室を開いております。こういった機会をさらに一層、もう少し多く取り入れるとかいうことでも検討して、地区公民館、または地区公民館以外の香美市内の各公共施設を利用して、そうやって打って出ていく、行動していくことも大事かと思っております。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の④の質問に移ります。

事業内容を見てみますと、もちろん人気があって好評ですから毎年継続したいという声に応じて継続している事業があると思っております。参加者のほうの広がりも一長一短であるかとは思いますが、各公民館が例えば新しい事業内容を企画提案、これはもちろん主事さん、館長さんを通して審議会でもご審議されてからのことだと思っております。

れども、このようなことを企画提案をしていけば、事業の予算化はできていくという状況でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

そういった審議会とか公民館長あるいは主事等の連絡会の中で、そういった事業に係るものは全て要求が上がってきた段階で予算を編成し直しまして、企画財政課のほうとの協議の中で予算化を定めておりますので、公民館のほうでまずカットするという段階ではなくて、ただ精査はさせていただきますけれど、その中でお互いが納得した上で予算要求をしているというところでございます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） では、次の質問に移ります。⑤です。

地区公民館事業を広げ地域住民のニーズに合った事業展開をすることにより、より多くの住民参加が得られるのではないかと思うところです。地域の活性化のためには地域の要望を把握することが大切ではないでしょうか。そして、地域の人材の得手を生かしてもらうことにより、生きがいくくりにもつながっていくものと考えます。

そこで、例えば公民館単位で地域マネジャーなどを配置しまして、地域づくりをコーディネートする役割を担っていただき、その活動の場として公民館を利用し、そして、公民館活動を活発化するような、そういう展開を始めてはどうでしょうか。これは例えばこういうのはどうでしょうかということです。

というのは、私、総務常任委員会ですけれども、視察研修に行きました島根県の邑南町では、平成16年10月に2町1村が合併し邑南町になりました。39の自治会組織の中で町立公民館が12カ所あります。平成21年より地域コミュニティ再生事業に取り組みでいまして、9カ所の公民館がその事業を行っています。また、3人の職員が支援にも当たり、地域マネジャーと一緒にその事業を行っています。

人口減の危機感を住民自身に持ってもらうことで、住民が何をしなければならないかを感じてもらい、そして、何かしなければという意識改革をしかけて、住民力、地域力につながってきています。日本一の子育て村を目標に掲げておりますが、公民館が地域の核の役割を発揮しており、「地域学校」と称して、住民主体で子どもを育てる取り組みをしています。

ちなみに、この邑南町は平成24年度の合計特殊出生率が2.65となっております。全国は1.41、高知県は1.43。昨日市長のほうからお話がありましたが、本市は1.38とお聞きをいたしました。このような取り組みも参考にされまして、生涯学習の拠点に地区公民館を大いに活用すると、最大限利用すると、そのためにも住民参加をどんどん進めていくような取り組みをしていくと、そういうふうな公民館活動を活発化する上でも地域のニーズを引き上げていく、そういう役割をする地域マネジャーのような方を配置してはどうかという提案です。いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

社会教育法の中の第20条のことを濱田議員が言われたように、公民館活動というのはこういったものですよということを最初に紹介していただきゆうわけです。その中で、やはりそういったものを高めていくことは非常に大事かと思えます。ただ、現在、館長と主事というものを配置をしております。館長はそういった役目、主事もそういった役目を担ってやってもらっているところでございます。また、それに対しまして、社会教育主事がそういった全体的なバック体制をします。また、その社会教育主事だけで足りない分を社会教育指導員が補佐すると。こういった形で、香美市の場合は比較的公民館につきましても厚みのある形になっていると、現在はそういうふうには思っています。

ただ、今、公民館活動というのは非常に社会教育という形ではありますけれど、実際には震災以降、そういったまちづくりとか人のつながりとかそういった公民館を核とする、そういった文科省からの指導もかなり入ってきて、考えがかなり広がってきて、全てを担うというような形になってきております。今ある体制がそのまま職員の中で続けられるかということもございますので、そういったことは、これからの研究としてさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 今、公民館長を初め主事、そして専門の社会教育指導員の方もいらっしゃるわけですので、できるだけ今いらっしゃる方が地域に出向いて、いろいろなニーズを吸収して、それで公民館活動をより活発にできるような、そして参加者もよりふえるようなやり方をしていっていただくのが一番ベストだとは思っています。

ただ、その地域マネジャーって言いますのは、いろんなところにいろんな団体がある中で得手不得手を引き出して、そして公民館活動がうまくいく、地域が盛り上がるというようなそういう立場の方だと思うんですが、やっぱりそこに手を入れることによって、先ほど課長もおっしゃいました若者のニーズを引き出して、若い人も公民館活動に参加できる、そしてもうちょっと多世代の広がりが出てくるんじゃないかなと思ひまして、ちょっと提案をさせていただきました。また、今後研究をしていっていただきたいと思ひます。

それでは、次の項目の質問に移りたいと思ひます。次に、行政連絡会について質問をいたします。

毎年、物部町では4月と11月の2回、自治会主催で自治会長会が開催され、また、香北町では1月に1回、行政連絡会が開催されています。そして5月には、香美市全域の自治会長を対象とした行政連絡会が開催されています。一昨年は土佐山田町の中央公民館で行われ、昨年は香北保健福祉センターで行われました。

行政連絡会では、事前にいただいていた質問や要望には会場で担当課より回答いたしますし、当日会場での質問等について答えられるものについては答え、それ以外につい

ては後日返答していると思います。また、自治会や個人で活用できる事業の説明もあり、大変有意義な会になっていると思います。行政連絡会の後、自治会長さんをご自分の地域で会を開き、住民への周知を行っていると思いますが、周知できていない自治会もあると聞いています。

合併して9年になります。旧2町1村にはそれぞれの文化があり、地域性があります。どこに住んでいても行政との距離感なく住民が主人公のまちづくりを構築するために、行政との連絡会や懇談会などを地域の公民館や集会所等でも開催し、より多くの住民とかわかすることで住民と行政の合意形成を図っていくことが大事ではないでしょうか。

資料をお渡ししております。資料1の裏に資料2があると思います。本市には自治基本条例はありませんけれども、参考に見ていただけたらと思います。

これは鳥取県日吉津村の日吉津村自治基本条例の内容を解説したもので、資料1と前文が資料2になっています。ここにも述べられておりますけれども、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という住民自治の本旨に基づき、村民、議会、村、地域・団体等がそれぞれの役割や責務を認識し、村づくりを進めていくための指針になっています。平成21年度から施行されています。

また、日吉津村では3人の職員が自治会に配置されており、自治会ごとのコミュニティ計画づくりを提案しています。住民からの声は、今、本庁1階にも意見書箱の設置、そして物部、香北支所にも意見書箱が設置されております。また、ホームページ上での書き込みもあり、いろいろ意見も聞いているところでございますけれども、住民が住んでいる地域で直接住民からの生の声が聞ける、そして地域の中で高齢化が進んでおります。意見書に物を書いて入れる、そして、ホームページ上の書き込みと言いましても、なかなかそういう設備がない家庭も多くございます。やはり地域での連絡会や懇談会をすることにより生の声をお聞きして、そして市政運営に協働してもらい、一緒に考えてもらい、一緒に住みやすい地域をどうしたらいいのかを考えてもらい、そういうふうなつながりを持つことが大事だと思います。住民と行政との合意形成を図っていくことにつきましてはかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 濱田百合子議員のご質問にお答えしたいと思います。

自治基本条例そのものについては、昨日、企画財政課からも答弁がありましたので今回触れませんが、地域の公民館等での行政連絡会の開催についてお答えしたいと思います。

現在、市主催の行政連絡会については、3町別々ではなく香美市全体で1回の開催となっております。先ほど議員がおっしゃられたとおり、物部町と香北町の2町については行政連絡会という市全体の行政連絡会とは別に、物部町については自治会長が主催、香北町については支所主催という形態で実施されており、職員は必要に応じて出席して

おるような形となっております。

住民と行政の合意形成は非常に大切であると考えております。ただ、現在、市内全域には189自治会がございまして、地域の公民館、集会所などにおいて自治会単位で実施した場合は、ほぼ1年かかるのではないかと思います。また、幾つかの自治体を集約した場合でも、100カ所程度の開催が必要になるんじゃないかなと考えております。

今のご質問にありました鳥取県日吉津村の場合は、参考にとということでございますが、議員もご承知のとおり日吉津村は東西1.8キロメートル、南北2.9キロメートル、面積4.16平方キロメートルということでございまして、香美市の約130分の1、車で走ったら3分程度で通過してしまうほどの大変コンパクトな村域、平成26年4月1日現在の人口が3,473人ということでございます。住民の顔が見えるといいますか、本当にある意味うらやましい自治体とも言えますが、香美市のように538平方キロメートルと広大な面積を有し、多数の自治会が点在する自治体において全ての自治会を回っての行政連絡会開催は、日程的にも集会所等の規模などからも現実的ではないかなと考えております。

ただ、昨日のご質問にもお答えさせていただきましたが、平成28年度以降の開催方法については、自治会長の参加のしやすさとか地域の実情などを踏まえて、まずは3町での開催の実現を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 横山課長は視察にも同行していただきました。言われましたように、日吉津村につきましては、非常に面積が狭くてコンパクトで、本当に1日で全部回れるようなところではあります。

ただ、こういう住民自治基本条例をつくって、それを住民の方に理解してもらい、そして、住民の人たちが主人公なんですよということを広めていっているという、そういうノウハウの部分ですごくいいものだとは私は思いまして、ここにちょっと資料として載せさせていただきました。

確かに面積が広くて中山間を抱える当市におきましては、なかなか全部を回することはもちろん難しいとは考えます。隣の香南市が平成19年度より4月と5月、年度が変わったこの2カ月間で市長を初め担当課長、担当支所が、16カ所から18カ所の公民館やコミュニティセンターや集会所などに出向きまして、その年度の重点施策などを説明をしているようです。窓口が地域支援課になっていました。事前に各地区の自治会やまちづくり協議会等にお知らせをして、住民参加を募っているということです。これも同じですけどもその場で答えられない場合には、後日回答を質問者にお送りしているとともに、その取り組んだ内容がわかる地域カルテというものをファイルしまして、各支所や公民館といったところ11カ所ぐらいに配付をしているというようなお話でした。

そして、平成27年度の状況が、香南市の広報紙の3月号に載っているんですけど

も、平成27年度は香我美町が6カ所、赤岡町が1カ所、吉川町が1カ所、夜須町が4カ所、野市町が6カ所ということで、18カ所で4月、5月の予定でやるような予定になっています。そして、開催時間は全て夜の7時から9時ということで開催をするということですが。

確かに広い面積でもありますし、広い面積だからこそ出向いて行く価値はあるかなという気もいたします。中山間に住んでいる方たちが思いを伝えるのは、やっぱり身近な公民館、集会所ではないでしょうか。行政連絡会はまずは3町でやっていくということをお課長もおっしゃってますので、それから以後、また住民の皆さん、また自治会長のご意見も聞きながら、もう少しその範囲を広げるような形ができたと思います。

香美市議会のほうでは、平成24年度から議会報告会を開催をしております、土佐山田町6カ所、香北町と物部町で各3カ所、5月と11月の年2回開催しています。住民参加は年間延べ300人ほどになっています。率直な質問もありまして、議員活動に緊張感をもたらしてくれていますし住民の生の声を聞けるよい機会になっております。

市長は住民との距離が近い住民参加型の市政、そして市民目線の行政を実現するということが掲げていたと思いますが、こちらのほうも10カ所以上というのはなかなか大変かとは思いますが、小学校区ごとにある集会所、公民館、地区公民館なども利用されまして、7カ所ぐらいの行政連絡会、住民参加を今後呼びかけるような方向、開催してはいかがでしょうか伺います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

市としましては、合意形成でありますとか住民参画については、とり得るさまざまな手法を活用してまいりたいと考えております。例えば昨日もお話も出ました市民憲章制定に当たりましては、多くの市民や児童に参画をしていただきましたし、また新しく発足するまちづくり委員会にも多くの公募委員の皆様に参加いただけることになっております。その他、文化、体育、地域活動などにおいて、多くの方々にかかわりを持っていただいております。香南市の事例につきましては、また参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） また今後の検討を期待したいと思います。

そうしましたら、次の質問に移ります。次に、子育て世代への支援策について質問をいたします。

民間シンクタンクのニッセイ基礎研究所が、今年の2月10日に発表したレポートによりますと、雇用者は年間100万人以上ふえているけれど、ふえているのは非正規雇用者であり、むしろ正規雇用者は減っていることが指摘されています。25歳から34歳では、非正規雇用者の増加以上に正規雇用者は減少し、雇用者全体が減少しているこ

とを挙げています。性別に見ると、特に30代を中心とした男性の状況が厳しいことを示しています。また、30代は家族形成期であり、雇用環境の厳しさは結婚、出産に大きな影響を与える。男性の既婚率は年収に比例し、20、30代の非正規雇用男性の既婚率は5%に満たない。次世代を育む世代が厳しい状況にあることは、日本の将来にとっても非常に厳しい状況だと分析されています。

非正規労働者の年収は200万円未満が男性56.5%、女性で85.2%、合わせて1,000万人以上の方、1,200万人近くの方がワーキングプア、働く貧困層と言われています。

また、平成25年7月の厚生労働省の国民生活基礎調査によると、貧困線とされています年収122万円以下の世帯が16.1%と過去最悪です。中でも17歳以下の子どもの貧困率は16.3%と最悪を更新しています。貧困の連鎖を生じさせないためにも子育て世代への支援策を充実させ、安心して子どもを産み育てられ子育てできる環境と、公平な教育環境を整備しなければならないと思うところです。

そこで質問をいたします。①です。

本市の子育て世代の所得状況をどのように捉えていますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

香美市における子育て世代の所得状況をということですが、香美市の所得状況に関するデータについて調べてみましたがわかりませんでしたので、国から出されているデータをもとに説明させていただきたいと思います。

まず、平成25年の厚生労働省の国民生活基礎調査では、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額は673万2,000円となっております。また、政府統計の「都道府県・市町村のすがた」によりますと、平成23年度の高知県の1人当たりの所得は、全国平均と比較しますと約17%減の266万4,000円となっております。さらに、香美市は県平均から約18%減の248万3,000円となっており、国比較では約23%減となります。このことから、児童のいる世帯の1世帯当たりの全国平均673万2,000円から推計すると、香美市の児童のいる世帯の1世帯当たりの平均所得は、520万円程度ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 香美市の状況を考えたときに国基準の約23%減、県から言いますと約18%減という状況だということですがけれども、この数字を見まして、担当課としてどのような見解をされますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） このデータから感じますことは、香美市の全体的な所得状況は低いということですので、児童のいる世帯についても同じように低

い状況にあると、そういうふうなことだというふうを考えております。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 課長もおっしゃいましたように、所得状況から見ると児童を抱えた世帯の方、なかなか大変な経済状況かなというふうなことがわかります。子育て世代が経済的な理由により結婚をちゅうちょされたり、そして、住居に苦慮することができるだけないように、軽減できるようにするためにも、住環境の整備とか、そして、安心できる子育てのできる教育環境への整備が必要ではないかと思えます。その思いで次の質問に移ります。

②です。住環境についてです。

手元の資料を先ほど訂正のお願いをいたしましたけれども、資料3を見ていただきたいと思えます。視察に行きました鳥取県の邑南町、そして岡山県の笠岡市の若者定住のための支援策を抜粋しております。

まず上段ですけれども、住宅改修等補助対策としては、邑南町ですが住居の新築、増改築に関する助成事業を行っています。この中で注目したいのは、①ですけれども、囲っておりますけれども、同じ集落に3世代以上が住むことになる場合、工事費の5%、上限100万円が助成されるということが書かれております。また②ですが、65歳以上の人口比率が45%以上の集落に住む場合には、工事費の10%、上限100万円ということで助成されるということが書かれています。

また下段に行きまして、これ笠岡市の定住ガイドブック、昨日、同僚の議員からそのガイドブックの紹介はあったと思えますけれども、そのガイドブックの中の資料をちょっと抜粋しましたけれども、上段にあります住宅新築助成金交付事業です。これは平成21年度から実施されておまして、これは非常に好評だということで年々ふえているようで、平成24年度は93件、平成25年度は98件とおっしゃっていました。これはずっと続けるというわけではなくて、平成27年度終了を一応めどにはしているというお話でございました。

下段の新婚世帯家賃助成事業、これは月1万円を上限に最大24カ月、笠岡市の市内共通商品券で助成するものということになっています。向こうの説明では、新婚のときには何かと買いそろえるものも要るので、市内のものを買ってもらいたいという意味もあって、金額ではなくって商品券で助成をするものだという説明をされておりました。これは、笠岡市としても平成26年度からの事業ということで、新たに取り組みを始めるということの説明がございました。

このような自治体の取り組みも参考にされまして、本市では広報にも非常にわかりやすく載っておりました空き家改修費の補助金だとか、それから、お試し移住体験住宅、今年から始まります木材住宅支援事業、本当にいい制度が始まりました。それは大変いいことだと思うんですけれども、若者が定住して、そして、なかなか経済的に厳しい若者の所得の状況を見ましたときに、40代以下の若者世代に特化したこういう取り組み

も必要ではないかと思ひ提案をさせていただきました。これを見ての見解をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 住環境についてのご質問にお答えいたします。

視察に同行させていただきましたので、内容についてはちょっと見させていただきました。重複しますので内容の説明は省かせていただきますが。

香美市の場合、先ほど議員もおっしゃられましたように、年齢制限は設けておりませんが幅広い年代の方にご利用いただけるものとして、平成27年度から上限200万円、県補助を利用すると上限300万円という木材住宅支援事業が実施されます。この事業については、子育て世代を含む若い世代の利用が大いに期待されるところでございます。また、リフォーム補助金や耐震改修補助金などの制度も準備してございます。

確かに笠岡市の方がおっしゃられておりましたんですが、前回の職員の視察の際にも伺いましたが、住宅新築助成金のほか中学生までの医療費負担制度や保育料の減免拡充など、子育て関連や雇用関連のさまざまな事業を行っている中では、あえて挙げるとすると、住宅新築助成金の効果が高いのではないだろうかというお話も伺っております。それとまた、笠岡市の新婚世帯に対する商品券で助成とかいった内容の助成もございます。

各自治体がそれぞれ工夫を凝らした施策を実施しておるところでございますが、現在、香美市では邑南町や笠岡市と違った窓口のアプローチで住宅環境対策をとっております。邑南町や笠岡市の事例につきましては、今後施策立案の参考とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） あけぼの街道の周辺、たくさんの賃貸住宅が建っております。これから全部開通しましたら交通量もふえて、若い人も交通の便もよくなって香美市に住んでいただける方もまたふえてくるんじゃないかなと思います。新しく生活するには何かと購入しなければならないものもできてきます。今、商品券だとか、そして今ある香美市の大変いい木材住宅支援事業、こういうのも有効に使いまして、ぜひ若者も含めた支援ができていったらいいと思います。

課長もおっしゃいましたように、今後振興計画を策定をしていくまちづくり委員会でいろんなことが検討されるかと思いますが、ぜひこういった事業、他市のこういった事業も参考にされて検討していただきたいと思うところです。

そしたら、次の質問に移りたいと思います。次に教育環境について伺います。

新聞紙上によりますと、「県は放課後の学びの場や居場所づくりでは、国の補助制度がある放課後子ども教室を県予算の上乗せで拡充する。支援員の謝礼補助を拡大する。」と地元紙には掲載がありました。

そこで、①です。

放課後子ども教室の現状、そして、今後どのような展開になるのかお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 放課後子ども教室の現状、また今後の展開ということでお答えをいたします。

平成26年度までは、先ほど生涯学習振興課長がお答えをいたしましたとおり、小学生に対しては中央公民館でのみ行ってきました。中学生に対する放課後学習教室は、鏡野中学校で行っています。平成27年度は、小学校2校で中学校は3校、全部の中学校で実施をする予定でございます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 小学校2校というのはどちらの小学校になりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 小学校は舟入小学校と片地小学校で放課後学習教室を開始をしております。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この放課後子ども教室の内容ですけれども、地域の人的な資源も活用しながらされると思うんですが、何か具体的に、中学校も全部3カ所でやるようになりますので、具体的に今の時点でこういうことを計画しているということがあれば、ご説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

実は平成26年度までは、小学校の放課後子ども教室につきましては、中央公民館でやっておりますように学習の支援が半分と、それから体験活動と、その充実が半分というような組み方をしておりました。平成27年度からは、子どもたちの学習支援ということが非常に強くなってまいりましたので、これから行う学校につきましては、学習支援のほうを中心となってまいります。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 学習支援が強くなるということで中学校3校でやるということですが、これは放課後子ども教室ですので、月曜日から金曜日までの放課後、週どれくらいの割合でされるのでしょうか。それとも、長期の休みとかにされるのでしょうか、その時期をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 時期とか時間数とかについては、各学校の実態というか子どもたちの状態に応じてさまざまとり方しております。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 各学校でいろいろプログラムは違うと思いますので、わかりました。

次の②の質問に移ります。

また報道によりますと、県は2015年度の当初予算案に、小中学校が放課後に行う補充学習の支援策として5,762万円を盛り込み、初の予算化で主に学力がしっかり定着していない児童生徒を対象に補充学習を充実させる。学習支援員の人件費の3分の2を県が補助する。学習支援員は退職教員や大学生、地域住民らを想定する。2015年度は12市町村、43の小学校で80人、22市町村、64中学校で119人の配置を予定しているとありました。

それを受けて、学習支援が必要な児童生徒への取り組み状況と今後の充実対策というのを伺うような質問でございますが、先ほど同僚議員が教育のことで質問された内容と少しかぶる部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

少し先ほどの質問でお答えした分ともう一遍繰り返すことになる部分がありますけど、全体像としてお話をさせていただきます。

学習支援の必要な児童生徒に対しましては、授業中に丁寧に指導を行うほか放課後に教員が個別に指導をしているのが、今まで、これからもそうですけれどもそういう実態です。

しかし、個別指導の必要な児童生徒の数は多く、十分に時間をかけられていないという現状があります。そこで、平成27年度より、先ほど申しました舟入小学校と片地小学校で、放課後子ども教室を開始いたします。鏡野中学校では、放課後学習教室を継続してまいります。

また、この3校に加えて、先ほど濱田議員のほうから申されましたことですけれども、楠目小、香長小、大宮小、香北中、大栃中でも放課後の補習に支援員を加配し、より一層きめ細やかな指導を行う放課後学習支援事業に取り組むことにしています。山田小学校では、教職員と山田高等学校の生徒とで子どもの学習支援を行っていますので、これを継続してまいります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そしたら、平成27年度の事業の中で県の予算も使いながらやられるということだと思んですけど、何人配置されるようになるんでしょうか。学習支援員の人件費の3分の2を県が補助するとありましたけれども、学習支援事業を新たに4つのところで始めると、それぞれに1人ずつ入るのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 現在、予算要求をしているところでして、1人ではなくて

複数入っていくようになっていきます。学校支援地域本部のコーディネーターさんとか、それから地域の大人の方、工科大生等かなりの人が学校のほうへ入っていくことになり  
ます。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 工科大生、コーディネーター、地域の方も学校に入って学  
習支援のほうのお手伝いをするということで、わかりました。

そしたら、③の質問に行きます。

4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護世帯などに対する子どもの  
学習支援事業が地方自治体の事業に移されることに関し、厚労省は事業規模が後退しな  
いように国の基準額に上乘せを行うように決めました。チャレンジ塾については、生活  
保護世帯の子どもの対象に全額国費で2009年から各地で実施されてきました。高知  
市や南国市、香南市では実施してきましたけれども、本市ではまだ実施はしていないと  
思います。

2年前に私が質問をしましたときに、対象児童は中学生2名であり、学校では補習授  
業もあり必要はないと考えている。教育委員会との連携は必要だが、当面の実施の予定  
はないという福祉事務所のほうからのお答えでございました。

今回は生活困窮者の子どもの学習支援事業にこれが位置づけられるようになりまして、  
対象児童が生活保護世帯の子どもだけでなく就学援助世帯の子どもにも拡大をされまし  
た。事業費の半分は自治体負担となり財政負担は出てきますけれども、新たに取り組み  
を始める時期ではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、各学校では子どもたちの学力保障のために、先生方がかな  
り時間を割いて個別の指導をしております。それとともに、先ほどお話をしましたさま  
ざまな制度から、たくさんの支援の方を学校に投入しようと思っているところです。平  
成27年度につきましては、香美市では子どもへの学習支援は生活保護世帯、就学援助  
世帯と限定するのではなくて、希望する全ての子どもの学力向上に向けて、きめ細やか  
に取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 希望する全ての子どもを対象にということで、非常にいい  
やり方ではないかなと思います。やはり子どもたち、なかなか塾もありますけれども、  
できるだけ学校の中で本当にわかる授業を受けて、そしてわからないときは気軽に聞け  
る、そういった体制の中で勉強も好きになり、そして、進学の意欲も出てくるというよ  
うなところにつなげていけたらいいかなと思います。教育の支援は未来の投資というこ  
とで、教育長のほうも力を入れられているということがわかりました。また、来年度そ

れが有効に働いて、学生たちが希望した高校に行き、また大学、専門学校へとつなげていってほしいところがございます。

そしたら、次の質問に移ります。④です。

就学援助制度の項目には、新入学児童生徒学用品費があります。小学、中学校に入学する子どもを持つ保護者から、小学校入学準備で一番高いのはランドセル、中学ではかばんの指定はないけれど学生服や部活の準備に結構かかりますというお話をお聞きします。就学援助を4月に申請しても支給はすぐにはないので、お下がりをもらったり、祖父母にプレゼントしてもらったりで、何とか調達ができました。プレゼントしてくれなければ困りましたとおっしゃっていました。

そこで伺います。支給月はいつごろになっていますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 濱田議員の質問にお答えいたします。

就学援助制度の支給月、この件につきましては、平成25年の6月議会におきましても濱田議員に同じ質問をされております。その時点と同じく、現在は5月の支給月となっております。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 以前に私が質問をいたしましたときに、支給を繰り上げてできるだけ早くということで、5月にということでしていただいて、早くお金が欲しい世帯にとっては本当に助かっていることと思います。

次の質問です。イ、入学準備にはさまざまな費用がかかりますが、入学前の支給はできないのでしょうか、お願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 市の予算につきましては会計年度がございまして、会計年度につきましては4月1日から3月31日というふうになっておりますので、それと、この要領は市内の市立の小中学校に在学しておる児童生徒となっておりますので、まず入学前の支給はあり得ません。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） なかなかあり得ないというお返事だとは思ったんですけれども、ちょっとホームページとかいろいろ検索をしていましたら、ちょっと九州で遠いんですけれども、九州の福岡市の教育委員会のホームページですけれども、福岡市のほうをちょっと紹介させていただきたいと思います。

平成27年の4月、来年度4月からですけど、福岡市立または国立、県立小中学校に入学予定のお子様の保護者で就学援助の要件に該当する方に、就学援助の入学準備金を現行の入学後の7月以降から入学前の3月に前倒しして支給しますという文言がありました。就学援助の入学前支給のお知らせっていうのを住民の方に、小学校6年生、そして保育園の年長さん、幼稚園の年長さんに連絡をしている、そういう就学援助の入学前

支給のお知らせというのがありまして、その受け付け期間が1月8日から1月30日ということでした。

それで、その申請を出す場所は、今後入学をすると決めている4月に入学予定の小学校、中学校の事務室が申請場所になっているということでした。支給されるのは3月の中旬から3月の下旬までに小学生が2万470円、中学生が2万3,550円を支給されると、振り込みをするというふうなことを書かれていたわけです。

なかなかこういうふうにするところは全国的にも余りないかとは思いますが、実際やっているところもあるわけですので、また、できないっていうのではなくて、できるにはどのようにしたらいいかも考えていっていただきながら、前向きに検討もしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

その福岡市のところがどういう検討をされてそういう形になっておるかというのは存じ上げませんが、基本的に会計上は、平成27年度予算であれば平成27年4月1日以降でないと支給はできないというふうに考えております。

なお、今5月の支給を4月に、またもう一月先に持ってくるのであれば、現在、教育委員会で審査して認定しておる行事があります。ですから、教育委員会で審査する部分を教育長に事務委任させて、それで教育長の専決としてやれば4月中に支給は可能かとは思いますが。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 事務のほうが煩雑になってもいけませんし、きちっとした手続を踏んだ上で支給される制度だと思いますので、その辺はまた今後の課題ということで、検討していただきたいと思います。

また、その就学援助制度とはまた別の制度を、ちょっとウのところで紹介をさせてもらっております。

栃木県の日光市では、入学準備資金貸付制度が今年の1月から、まだできたばかりですけれども、ここも施行されるようになりました。これは9月議会において補正予算が組まれたものです。制度の内容は、新入学児童生徒を持つ世帯のうち特に入学に必要な物品購入の支払いが困難な世帯を対象に貸し付ける制度で、上限額は児童5万円、生徒10万円となっています。貸し付け期限は貸し付け日から1年以内無利息で、償還方法は貸し付け日から2カ月据え置き、翌月から返還し10カ月以内に完了するというようになっています。

このような制度の創設も今後検討していく必要も出てくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 休憩します。

(午後 2時45分 休憩)

(午後 2時47分 再開)

○議長(石川彰宏君) 正場に復します。

教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長(後藤博明君) 入学準備資金の貸付制度のことです。この貸し付け方の制度につきましては、現在計画がございません。と申しますのは、貸し付けというのは返済金というものが発生してきますので、その部分については考えておられないと。そのほかに、母子寡婦福祉資金貸付制度、それから、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度等々もありますので、そちらのほうの利用を検討していただければと思います。

○議長(石川彰宏君) 濱田百合子君。

○6番(濱田百合子君) なかなか経済的に低所得の世帯、子どもさんもそういう親のもとで生活をしているわけでございますけれども、本当に新しい1年生というのは、希望を胸に抱いて、そしてまた中学生も制服というものがあり、また身の引き締まった新中学生になろうかと思えます。また、そういう子どもたちが元気で、家計のことを余り心配せずに子どもたちが学校のほうに行けますように、また、香美市のほうでもいろんな施策を考える上で、その1つとして、またこうふうなやり方もあるということ念頭に置いていただきたいと思ひまして、私の全ての質問を終わりたいと思ひます。

○議長(石川彰宏君) 濱田百合子君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の本会議は3月12日午前9時に開きます。

(午後 2時49分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 7 年 3 月 1 2 日 木曜日

平成27年第1回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月12日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生 涯 学 習 振 興 課 長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 小松 美公 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

**市長提出議案の題目**

なし

**議員提出議案の題目**

なし

**議事日程**

平成27年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成27年3月12日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 13番 山崎 龍太郎

② 14番 大岸 眞弓

**会議録署名議員**

7番、村田珠美君、8番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おはようございます。13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、マイナンバー制度についてお尋ねしてまいります。

2013年5月24日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法が国会で成立いたしました。この法律によって導入される制度全体をマイナンバー制度というわけで、本市においても平成27年度当初予算において、本制度関連のシステム導入等が図られていくところであります。私は、このマイナンバー制度はプライバシーの重大な危機であり、数多くの危険性を持つ制度として危惧している1人として質問をしてまいります。

そもそも本制度は、民主党政権時代に準備されたものでしたが、当時の政府は真に手を差し伸べるべき人に手を差し伸べるために制度の導入をする、具体的には給付付き税額控除を行うために番号制度が必要としてきました。その後、総合合算制度を実施するため必要との説明がなされた時期もございました。しかしながら、これらは番号制導入の口実でしかありませんでした。現在、政府はマイナンバー制度の目的について、1点目に公平・公正な社会の実現、2点目に行政の効率化、3点目に国民の利便性の向上を実現するための社会基盤であると説明しております。この2点目、3点目については、住基ネット導入の際政府が目的として掲げたもので、住基ネットで行政がどれだけ効率化したかは周知のことで、また、私たちの利便性もどれだけ向上したのでしょうか。そのことの現実を見ず新たにマイナンバーをつけることにどれだけの意味があるかということでもあります。

また、1点目に述べた公平・公正な社会についてであります。政府の説明では、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができますとのこと。まずは税金等を確実に徴収すること、不正受給を防止することが目的なのであります。もちろんそのことも大事でありましようが、そのために多額の費用を投じて全国民等に番号をつける必要があるとは私は思いません。これだけのことをやっても悪質な徴税逃れや不正受給をなくすことは無理ですし、本当に困っている人にきめ細かな支援といいますが、マイナンバーを持って行けば直ちに生活保護が受けれるわけでもないでしょう。結局のところ国の考えは、全ての国民に番号をつ

けて名寄せ、データマッチングできる仕組みをつくるという大前提があって、その使い道はつくってから考えるというところではないでしょうか。

また、自治体の役割はどうなっていくのでしょうか。現在市は、事業を実施するために必要な範囲で個人情報入手し、場合によっては名寄せ等も行い事業を行ってきたところで、国に対しては市全体の実績を報告しますが、個々の内容を報告する必要はございません。ところが、マイナンバー制度のもとでは、国が直接個々の住民の個人情報を把握することが可能となります。このようなシステムが完成すれば、従来市が担ってきた社会保障に関する制度は、市の手をかりることなく国が直接実施することも可能となります。マイナンバー制度は個人のプライバシーに重大な影響を及ぼすおそれを有しているだけでなく、市と国の関係すら大きく変えていく可能性も秘めています。

以上述べてお尋ねします。

1点目に、市当局としてマイナンバー制度について考えられるメリット、デメリット、費用対効果をどのように見ているのか、所見をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） おはようございます。それでは、山崎龍太郎議員のマイナンバー制度についてお答えします。

社会保障・税番号制度は、住民票を有する全ての方一人一人に1つの番号を振り、複数の機関に存在する個人情報をひもづけして各機関での情報連携を可能にし、行政を効率化して、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として国が導入を進めているものであり、本市におきましてもその制度の一翼を担っていることから、推進していかなければならないと考えております。

メリットとしては、行政手続における添付書類の省略による市民の利便性の向上、事務の効率化、公正な給付と負担の確保などがあります。

デメリットとしては、マイナンバーは唯一無二の番号ですので、番号が漏えいした場合に本人になりすまして不正利用されることなどが懸念されるところでございます。そのため、マイナンバーを含む個人情報は厳格に管理していく必要があると思っております。

また、費用対効果につきましては、個人番号の利用は社会保障、税、災害対策の分野に限定されていますので、導入費用等から考えますと現段階では低いと言わざるを得ません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） メリット、デメリット、費用対効果等の説明がございましたけれども、10日付の地元誌ですけれども、マイナンバーについてはこれから新聞紙上等でもマスコミ等でもだんだん出てくると思うんですけれども、現実問題として書いてるのには、やはり先ほど課長が言われたような側面もありますけれども、政府が

10日の閣議で決定したマイナンバー法の改正案、早くも改正されていくわけですが、制度が導入された後、金融機関の口座にも番号が割り当てになると、国が口座の中身を知るようなことになってしまうと。有識者には納税や社会保障の点で公平性は増すとの期待の意見もある。一方、不正利用や監視社会の傾向が強まるとの懸念もあるということで、国が個人の預貯金額を知ることもこれから可能になってくると。片一方で先ほど成り済まし等の話もあったんですけど、複数の口座で共通の番号になって個人が特定しやすくなるとは不正利用の際のリスクも高まると、そういう懸念も出ていますわね。あわせて言ったら、そういうふうに預貯金も全て個人の部分で、これ行政に言っても仕方ない部分はあるかもしれませんが、結局預金残高に対して課税しようとかいうことも現実的には可能になるというふうな側面も新聞紙上に書かれています。やっぱりそういうところを踏まえたときに、行政サイドとして先ほどデメリットの部分で成り済ましのことなんかも言われてましたし、その個人情報の部分も言われていましたけど、もう一歩進んだ見解的なものがあればお示ししていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） この制度につきましては、今後どういう展開をしていくかということはまだ十分に把握をしているわけではございませんので、現段階でのリスクにつきましては先ほど述べたとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

2点目でありますけれども、さてマイナンバーはどのように利用されていくのでしょうか。民間会社とその従業員を例にとって説明してみますと、マイナンバーの通知を受けた従業員は、まず会社に自分や扶養家族のマイナンバーを届け出る必要があります。そして、会社はこれを市役所や税務署に届け出ます。マイナンバーが従業員から会社、会社から税務署などへと流通していきます。これが民から民、それから官への関係で流通するということになります。

ところで、会社は従業員に支払う給料から所得税などを源泉徴収して納税しますが、税務署は届けられたマイナンバーを使って名寄せ・データマッチングする。これを情報連携と言いますが、このことにより、その扶養家族には本当に収入がないのか、その扶養家族が別の人の扶養に入っていないのかなどをチェックすることになります。マイナンバーが利用される範囲としては、まず先ほどのような税分野が予定されています。したがって、会社員だけでなく自営業者が申告する際にも、同様にマイナンバーを記載する必要があります。また、社会保障の分野でも利用されます。したがって、例えば年金などの手続ではマイナンバーが必要になります。あるいは児童手当や児童扶養手当、生活保護、健康保険などの手続でもマイナンバーは使われていきます。この結果、これらの手続にかかわるさまざまな個人情報、例えば収入、所得、扶養関係などがマイナンバーとひもづけされるなどして名寄せ・データマッチングされることになります。まあ当

面の理由はこんなところでしょうか。

それと、住民基本台帳ネットワークシステムを少し復習しておきたいんですけども、住基ネットは1999年に導入された制度であります。全国民に11桁の住民票コードを付与し、本人確認情報を国の行政機関が利用するという制度であります。国による個人情報一元管理であり監視国家の始まりであり、プライバシー侵害の懸念も大きく私どもは反対の立場でもありましたが、それゆえ個人情報保護策もとられたところですが、はるかに危険なマイナンバー制度であります。そのことを指摘した上で2016年1月運用に動き出しているわけで、マイナンバーの今後の流れと多額の費用をかけてきた住基ネットは、今後どうなっていくのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 山崎議員のマイナンバーの今後の流れ、及び住基ネットとのかかわりということでお答えをいたします。

今後の流れにつきましては、平成27年10月からマイナンバーを記載した通知カードを住民登録をされている全ての方に市から送付をいたします。平成28年1月からは希望者に対する個人番号カードの交付が始まります。また、社会保障、税、災害分野の行政手続にマイナンバーが必要になってきます。平成29年1月からは国の機関での情報連携やマイポータル、これは情報提供等の記録開示システムでございますが、このマイポータルの運用が始まり、平成29年7月からは地方公共団体等との情報連携が開始されることになっております。

マイナンバーと住基カードとのかかわりでございますが、個人番号カードの交付が始まることによりまして、現在の住基カードの発行は平成28年1月からは停止となります。また、マイナンバーは住基ネットを介して個人番号が附番をされることとなりますが、今後はその住基ネットとマイナンバーによる他の行政情報との連携が正確、効率的に行われるということになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 住基カードは国が400億円かけて5%の普及率であったということで、これはある一定国民サイドから言うと、やっぱり個人情報の関係らあで危機感のあらわれでもあったかと。それと、あわせて言ったら税金の無駄の部分も国に対してやっぱり言えるんじゃないかというふうに思いますけども。先ほど住基カードに関して2016年1月以降は、確認ですけども新規の発行はないと、それまでの発行の部分は有効期限までは使えるということで、それが終わると個人番号に移行していくということよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） はい。そのとおりです。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　　もう1点伺いますけれども、通知カードが来ますよね、最初10月ぐらいに。そして、それから通知カードに12桁の番号は入っているけれども、最初は希望者にといいことを言われてましたけども、実際その行政手続を社会保障分野なんかでするときに、個人番号カードがないとした場合には通知カードの番号がわかれば、それと、今で言うたら運転免許証なんかを示したら行政手続は可能ですかね。お尋ねします。

○議長（石川彰宏君）　　市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君）　　当初は想定をされているのが個人番号の通知カードで個人番号が行きますので、その番号を記載をすとかいう必要が出てくると思います。それで、今平成29年の1月からは国の機関での情報連携とかいうのが始まってくるということですが、それまでの間は通知カードに記載をされています番号の記載が必要になってくるかと考えております。

○議長（石川彰宏君）　　13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　　次に移ります。

3点目であります。本制度では政府は全体についてのきちんとした費用も示さず、効果についてはどの範囲で使うかによって効果は異なるなどとして、全く試算を示しませんでした。そのような中、市としての通常業務が大変な中いかなる事務負担となるのか、私どもも不安があります。また、マイナンバーの市としての利用、使途は当面どうなっていくのか、必要な予算はいかほどなのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君）　　総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君）　　はい。市の事務負担については、本制度の導入に向けて対象事務の洗い出し、事務手順の見直し、システム改修、条例改正などのさまざまな事務負担が生じてきます。また、平成28年1月からマイナンバーの利用が始まりますと、行政手続の申請書等において、マイナンバーを記載してもらう場合は本人確認を必ず行う必要がありますので、そのような事務負担が新たに生じてまいります。

使途につきましては、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されております。必要な予算につきましては、本市では導入に要する費用は約1億3,400万円となります。

以上です。

○議長（石川彰宏君）　　13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　　法定受託事務ですよ。やらざるを得んということやし、課長が言われたようにその方向で進まざるを得んですが、この1億3,400万円という予算です、費用ですわね、このうち国からの手当はいかほどなのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君）　　総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君）　　補助率につきましては制度によって分かれておりまして、大多数が3分の2の補助ということになっております。ただし、これには上限がありま

すので、国の試算に応じた場合の3分の2ということになっておりますので、当市が使う費用の3分の2ではございません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） あわせて聞きますけど、先ほどの話の中では結構な事務負担があるというふうな認識ですが。行政の効率化というふうに国は言っているわけですが、実際このある部分今のスタッフで、人的な部分、その財政的な負担はかなり要と思う、財政的な部分は先ほど示されましたけど人的な部分ですわね、現状のスタッフで賄えるのか、その点お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。導入に向けては、ご指摘のようにたくさんの事務がありますのでかなりの負担があると思いますが、これが導入が終わりまして運用が始まりますと、現行の人員体制でやっていけるというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

4点目ですが、あらましのマイナンバーの流れについては先ほど市民保険課長のほうから説明もございましたけれども、2018年1月から税務署などが金融機関に対して預貯金情報の提供を求める際、マイナンバーで検索できる仕組みの導入も決まっております。また、2018年10月ぐらいから、個人番号の民間利用などの範囲の見直しも行う予定であります。いずれ国が全ての情報が正確な所得把握に必要と言いき、日常の買い物までデータ化され収集される可能性もございます。現にそれを行っている国もあります。事業所においては実務や管理で負担が増大しますし、情報流出等には4年以下の懲役または200万円以下の罰金という重い罰則が科せられます。そのような状況にもかかわらず多くの市民、事業所は、現在のところマイナンバー制度って何というふうな感覚ではないでしょうか。

そこで伺いますが、市として市民、事業所への影響をいかに捉えているのか、また周知をどのように講じていくのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 市民の方への影響につきましては、行政手続を行うときなどの書類の提出が少なくなったり、身分証明書としての利用やイータックスなどの電子申請など利便性の向上が図られます。事業所への影響は、税務署や市町村、年金事務所などの機関に提出する法定調書や各種届けなどにつきましては、マイナンバーを記載する必要があります。そのため、従業員や扶養親族のマイナンバーを取得する場合は、本人確認が必要となってきますので、事務負担はふえることとなります。また、マイナンバーを含む個人情報を厳格に行っていかなければならなくなります。

周知についての対策につきましては、広報やホームページなどで周知を行うことになっておりますが、国においては現在ホームページやコールセンターの開設、ポスターの配布、ツイッターの情報発信、マイナンバーロゴマークの活用などにより周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 事業所についてはかなり事務負担もふえてくるし、責任も重たくなるという部分もあるし、順調に稼働したら課長の答弁では市民は行政手続の簡素化とか言われるんですけど、結局のところこのマイナンバーの方向性の中で市民の理解を得て、確かに個人番号カード、マイナンバー持ってなかったらさまざまな部分で、少なくとも番号は覚えてないといけませんわね、通知カードの部分で。これってすごく市民にとって私はリスクの部分大きいというふうには感じるんですけど、そこら辺は課長はどういうふうにお考えですか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 導入当初につきましては、ご指摘のように一定の不便さは感じると思っております。しかしながらこの制度もなじんでくれば、一定そういった利便性とかそういった効果もありますので、なじんでいく制度になっていくと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なじんでいくと、ならしていくというふうに逆に捉えるんですけど。実際のところは、私は市民、国民の部分では先ほど言ったように、最終的にそらわかりませんがほかの国でもあるんやったら、自分が買い物してる部分まで全部国が情報をつかめるというふうになるというのが、すごくこの個人番号カードを持つ、マイナンバーを持つということに対して危惧している部分もあるから、結構その部分ではなかなか理解を得られにくい部分もあるかとも思いますが、理解を求めるための周知の仕方というのは考えていますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） この整理では本格導入に向けて今後進んでいくわけですが、国の示した広報のスケジュールによりますと、この4月から新聞、テレビ、ラジオ等で周知を図っていくということになっておりますので、そういったところから理解を得ていくものだと思っております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私自身が積極的に推進せえという立場ではないんですけども、実際もうやらざるを得んという状況の中で聞いている部分もありますけど。やっぱり知らんで済まさないようにしなければならぬし国のほうも広報かけていくでしょ

うけれども、実際もう1点聞きますけど、企業にしても今年の夏ごろにはシステムの点検とか改修とか、それから、逆に言うと社員教育なんかもせんといかんわけですわね。そういうことに対して行政、市がどんな役割を果たしていくのか、その点お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） この制度につきましては、国が責任を持って進めるべきだと思っております。市としましても協力要請等がありましたら、それに対しては進めていく構えはありますけれども、基本的には国がそういったことを進めていくべきだと考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この件について最後に聞きますけれども、実際市の部分で税、社会保障の分野でもきれいに管理していかねばならないという部分で、個人情報を守っていかねばなりませんし、横断的に利用するメリットの分もデメリットもありますが、やっぱりどうしてもその市民のプライバシーを守るというその部分について、市として、市民のそういう個人情報を守るという立場での決意でもないでしょうけど、そこら辺のところをちょっとお示しいただきたいと思いますが。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 当然個人情報というのはすごく大切なものでございます。その取り扱いにつきましては、職員を初め厳格に取り扱っていくような研修等も進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。住宅リフォーム補助金制度についてであります。

毎度聞かれて、課長も成果も出ているしまあいいんじゃないのというふうなところかもしれないけれども、今回は新たな展開を願っての質問ですので、答弁のほうをよろしくお願いします。

1点目にお伺いするのは、国は住宅リフォーム助成制度は消費喚起につながると認められれば地方消費喚起・生活支援型交付金の対象となると示しました。本市においても住宅リフォーム補助金として2,000万円の補正予算が計上されたところでありました。しかしながら同僚議員への答弁では、本事業は対象外とのことでありました。状況をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 山崎議員のリフォーム補助金についてお答えいたします。

今回の交付金につきましては、これまでの質問でお答えしたとおりでございますが、当初リフォーム補助金についても交付金の対象になるということで計画書に上げており

ましたが、2月下旬になって国から対象にならないとの通知があり、この事業に交付金が充当できないという状況になっております。なお、平成26年度においては、1,000万円で73件の実績となっておりますので、2,000万円ですと約140件程度になると考えておりましたが、交付金が充当できないということです、来年度は例年どおりの事業費で実施したいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おかまなければその理由ですね、この住宅リフォーム助成制度や補助金制度、さまざま各市町村で、全国では600を超える自治体が行っているわけです。大体そこら辺は、近隣市町村も聞きますと補正に上げているということを知ったんですけれども。そこで、本市だけ対象外、切られたというふうなことはないと思うんですけれども、その理由をお示しいただけたらと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

当初この消費喚起型につきまして国のほうでは、一応この消費喚起になる目的であれば各自治体で自由に制度設計をしていいというような方針でしたけれども、その後計画書を上げた後に一応個人への現金給付は対象にしませんという通知が来ましたことから、このリフォーム補助金は対象外になったということでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 個人への現金給付がだめということは商品券か何かで渡さんとだめということですか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 交付金ありきで聞いているわけではないんですけどちょっとじっくりこないで、私どもは課長も頑張ってアンケートもとられてこの消費喚起につながっているという実績もある中で、商品券じゃないとだめということは、ほとんどの市町村は大体個人への現金というかそういうふうな給付型であるというふうに私は捉えていますので、そうであるんじゃないとら、まあ調べてるかどうかわかりませんが、ほとんどの市町村はこの交付金対象にはのらなかったという認識でいいのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

他の市町村の状況まではちょっと把握しておりませんが、この現金給付型の補助金等を計画に上げておれば、それは対象外になるということになります。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） このことをずっと聞いてもいけませんので、次に移ります。

2点目に、私は市民のリフォーム要求はまだ網羅した状況では決してありませんし、やっと流れができてきたとも思います。業者サイドも補助金制度を念頭においた営業をかけたというふうにも感じております。平成27年度も始まってみないとわからない部分もあるでしょうけど、先ほどの課長の答弁では、平成27年度も1,000万円で行くということでありましたけれども、現在のところ担当課として今後のリフォームの需要ですわね、どのように見ているのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

本年度は7月に募集を開始し9月末で補助金額の上限になったこと、またその後の問い合わせ件数等を考慮すると、需要は相当あるのではないかというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） では次に移ります。3点目です。

施策の効果は、アンケートもとり市民要求、業者要求にかなうものとして実証されてきました。私は予算規模は今後の課題としても、地域経済活性化にも役割を果たす本制度を継続事業に近い位置づけとして再検討されてはとありますが、いかがでしょうか。先ほど言われたように昨年は7月から9月の3カ月、10月3日で締め切りという状況でもありました。それとあわせて言わせてもらったら、お隣の香南市では、今年から住宅リフォームを本市の制度に倣うような格好で制度設計をされたというふうにも伺っています。そのところを踏まえてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

本事業は2年間の制度として2年間延長して実施しているもので、平成27年度までの事業となっています。しかし、本事業は地方創生の総合戦略の一つの施策として実施できる事業であると考えており、これまでの効果、制度等再検証した上で、継続に向けた方向で検討したいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 継続に向けた方向ということですが、ちょっと勘ぐり的になるかもしれませんが、先ほど現金のあれはだめやったということでしたわね、消費喚起型では現金を渡すという部分では商品券を渡すところやったり、形を変えということも頭にあるのか。消費喚起につながる商品券にすれば交付金の対象になるということであれば、そういう制度設計もありきなのかなということですが、私はそれを望むわけではないのですが、現在のところどういう考え方をしているのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

このリフォーム補助金、消費喚起型としては国のほうは認められておりませんが、ただこれから策定していく総合戦略の中の一つの施策としては、十分効果のある事業だと思っております。また、その後のこの事業について、今後地方創生交付金が交付されるということになっております。それはどういう要件で交付されるのかということは現在わかっておりませんが、総合戦略に乗せることでその交付金が充当できるということも考えられますので、そういった意味でも総合戦略に乗せていきたいというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 続きまして、地域未来塾について伺います。

国は学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象として、大学生や教員OBなどの地域住民の協力による原則無料の学習支援、地域未来塾を新たに2,000カ所を実施するとしました。補助率は3分の1とのことであります。本市においては、平成27年度県補助を活用し、各小中学校の学力向上を目指すとして、確かな学力育成事業を約1,170万円の予算にて行う予定であります。そこで、順次伺ってまいります。

1点目に、本市中学生の学習環境の状況、現状をどのように捉えているのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） それでは、山崎議員の地域未来塾についての中で、本市中学生の学習環境の現状についてお答えを申し上げます。学習環境のことについては非常に幅が広いご質問ですので、ここでは中学生の学習状況の現状をお話したいと思います。

平成26年11月に行った香美市児童生徒の意識実態調査によると、家庭学習時間が平日1時間未満の中学生は約3割おります。特に中学2年生で4割を超えています。また、平日に3時間以上テレビやゲーム、携帯、スマホに時間を使っている中学生は25%、中学2年生は35%に上ります。一方で学習がおくれがちな生徒は、平成27年1月に実施された高知県学力学習状況調査で、仮に正答率30%未満と考えると教科によってばらつきがありますが、9%から36%いるようになっています。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 通告がまずくて大変失礼いたしました。2点目に移ります。

昨日の答弁で、平成27年度より中学校3校で学習支援を行っていくとのことでありましたが、あわせて生徒たちの状況を限定せず、希望する者全てを対象に学習支援を行っていくとのことでありましたが、進んでいる取り組みとして評価するところでありましたが、

地域未来塾の制度上で考えるときにこの中学校3校ですわね、これは対象となり得るのか、その点についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答え申します。

対象となる中学校としては全て3校とも対象にはなるとは思いますけれども、特に主としてというか鏡野中学校の対応が中心になってくるとは思います。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 本市の取り組む方向が、限定せず希望する者全てにということでしたわね。地域未来塾の想定では学力習慣が身につけてない者ということの想定ですけど。そういうことを考えるときに、本市が進んでいるという部分で評価するのは希望する者は皆行きなさいと、そういうことの現状のときに、また地域未来塾のそういう交付金的なものを活用してやるときに、そのままスライドできるかなというのが気になって聞いたんですが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

それはできると思います。今、鏡野中学校が中心という話をさせていただきましたのは、先生方のこの煩雑ないろいろな状況がありまして、鏡野中学校にそういう支援の人をたくさん入れていくという意味で、多いという意味で中心と申しましたけれども、香北中、それから大栃中も同じように支援する子どもはおります。たくさんいますので、そこは全員ということの対象です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

3点目ですけども、こういう国の交付金を活用してやれば、財政的にも少しでもいいかなあとはというふうに思うわけですが。地域未来塾という形より、本市の場合はもう確かな学力育成事業という方向でやっていく中で、こういう国から地域未来塾の関係の交付金的な部分が出てきたときに、本市のこの確かな学力育成事業のほうにどのように組み入れていくのかなということについてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

この地域未来塾自体はとてもいい事業だと思っています。それで、今年実は国の第2期の教育振興基本計画の関係で、貧困対策とか、それから、子どもの生活習慣づくりとか学力向上だったりとかいうので大変たくさんの事業が、本当にどれを取り組もうというぐらいたくさん出てきました。その中で従来からやっていることへさらに発展させて、子どもたちにどういう力をつけてどういうふうに可能にしていこうかと考えたときに、昨日までお話をしておりました中学生への対策を考えてきたところです。一昨日コミュニティースクールのお話をさせていただきましたところですけども、実は学校支援地域本部

は全部の学校に一昨年度から位置づけて、この方たちがコーディネートしてどんどんやってくれています。その地域支援本部のほうは、コーディネーターさんが学校がしてほしいと思うようなことを一緒になって地域の人に投げかけながらやってくれているというので、この一、二年ずっと来てるがですけれども、コミュニティースクールの場合は、学校がこのようなことを力をかりたいなということと、逆に地域のほうから、こんなことをしたほうがいいじゃないですかというような提案も一緒になってつくっていく学校ですので、コミュニティースクールの方向を目標にしていきたいというのは、双方向から子どもたちをしっかりと育てていきたいというような思いからなのです。

それで済みません。少し長くなりますが、実はこの一月、二月ぐらい前ですか、片地小学校でコミュニティースクールの話し合いがありましたときに、代表の方々から片地小学校の学力は一体どうなっているんですかと、それを明らかにしてもらいながらしないと、地域としてはどういう支援をしていいのかわからないんですよというご意見がありました。学校は非常に個人的な情報ですので、全体的なところで示したりはしているのですが、もうちょっと突っ込んでどうなっているかというところ、個々のプライバシーの問題ではなくて、学校としてどういうふうなことになってどうあらねばならないと思っているのかというところをもうちょっと地域で明らかにしてくださいと、そして地域の方は学校に対して支援策が考えられますと、それがコミュニティーでしょうというような意見が出ました。私たちが求めているコミュニティースクールはそういうことで、学校が頼んでやってもらうという今の方向から、学校の課題をみんなでしっかり明らかにしながら、学校でできること地域でできること、一緒に合わすともっとうまくいくことということで新たな学校をつくっていききたいというところなのです。その流れからはご質問にある地域未来塾は、もうまさしくこのことなのです。ですから、片地小でそういうご意見も出たように、次、大栃小中の校区でコミュニティースクールの方向に向けていくときに、やっぱり同じような話が起こってくると思います。何を支えていったらいいのか、何を一緒につくればいいのかというところが明らかになって初めて、地域と一体となった学校ですので、そういうふうに全ての学校を持っていきたくて思っています。その話の流れの中からは行くと、この地域未来塾はもうとても大事な中身ですので、今後そういう方向で考えたいと思うのですけれども、今年についてはほかにたくさん出てきたうちから、今やっている放課後子ども教室、放課後学習教室の発展で、あと先生への補習を支える支援員さんの配置であったりとか、夏休みの補習だったりとか、そういう組み方をしたところがございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 4点目もあわせて答弁いただきましたので、私の質問は以上で終わります。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

まず、介護保険の質問からです。

介護事業者の支払われる介護報酬が2.27%引き下げられることが厚生労働省、社会保障審議会において決定したと新聞で発表されました。引き下げは2003年の2.3%、2006年の2.4%に並ぶ引き下げ率で、介護職員処遇改善加算の1.65%、認知症高齢者対応事業所への報酬加算が0.65%の上乗せ分を除けば、介護事業者に入る報酬は4.48%のマイナスとなります。なお、政府は介護職員の賃金は引き上げると言っておりますが、事務職員や理学療法士などの職員は対象外となっております。昨年8月の国の概算要求段階では、社会保障の自然増分は国費ベースで8,300億円程度と見込まれておりましたけれども、予算編成の段階で4,200億円に圧縮されました。この圧縮により、介護だけでなく医療も年金もサービスは縮減、負担は増大という流れになっております。小泉内閣から引き継がれております骨太の方針が介護の分野にどのような影響をもたらすのか、本市の介護保険事業が受ける影響について具体的にお聞きをいたします。

お手元に健康介護支援課発行のパンフレットをお配りをしてもらっております。このパンフレットが香美市内の介護保険事業、大変わかりやすい説明となっておりますので、これを資料に使わせていただきます。

まず、①の質問です。

特別養護老人ホームでは多くの事業所で減収になる、基本報酬で見ると5%超の引き下げと報道されています。これによって本市の特別養護老人ホーム、資料のパンフレットで言いますと、20ページと23ページに事業所名も載せられております。生活介護が中心となる施設、介護やリハビリが中心となる施設、地域密着型施設など用途によって報酬も若干違うようではありますが、こうしたウエルプラザやまだ荘ですとか白寿荘、また23ページに載っている地域密着型の菰生郷など、身近な施設がどのような影響を受けるのか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） おはようございます。大岸議員の介護保険についてのご質問にお答えいたします。

まず、今回の報酬化率につきましては1点目としまして、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応のさらなる強化、2点目としまして介護人材確保対策の推進、3点目としましてサービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築という3つの視点から見直しが行われておるようです。

介護報酬全体の改定率は、先ほど議員のほうも申されましたが全体としましてマイナス2.2%ですが、介護職員の処遇改善のプラス分や認知症、また中重度の要介護者対応プラス分を含めた上でのことですので、実質的には全体の4.48%の報酬引き下げ

となっております。施設、在宅サービスともに基本報酬が下げられておりまして、認知症対応等の加算によりまして報酬を上げていけるような体系にはなっておりますが、加算も受けられる体制がなければそれもかなわないということになります。事業所のほうもそれに向けて準備を進めていかれることとは思います。具体的にどのような影響が出るかはわかりませんが、当然報酬の引き下げによる影響はあるものと思っております。

それで、一定の特養のほうへの影響ということですが、特別養護老人ホームの場合は基本報酬が6%ほどの引き下げとなるようでございます。さらに多床室につきましては、8月より室料の個人負担が始まりますので、さらに引き下げられることとなるようです。香美市内におけます特別養護老人ホームにつきましては、ユニット型の特養ではありませんので、引き下げの影響もより大きいというふうに思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今課長からご答弁いただきまして、本市の特別養護老人ホームは、加算の対象とならないので引き下げになると。新聞報道では5%超という書き方をされておりましたが6%下がるんですねそれ以上ですか。それで、その6%以上下げられたものが介護事業所のほうに支払われると、こういうことでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 特別養護老人ホームの加算がとれないということではなくて、特別養護老人ホームを運営していく中で加算がいろいろとありますので、その条件を満たせば加算は当然とっていけます。それに向けて事業所のほうはまた対応はされると思っております。

それで、介護報酬のほうですが、要介護3の利用者の場合で、多床室のほうで現在775単位であります、それが729単位ということで、この率で行きますと6%ということになっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 一つ一つのサービスについて、さっきご説明にありました例えば介護3で多床室で775単位、医療では点数で示しますけれども、それが729単位に下げられたものが介護報酬として入るということで確認をしたいと思っております。

それでは、次の②の質問に移ります。

在宅支援におきまして、通所介護などの小規模施設を中心に減収になるとのことです。本市の事業所への影響はどうなりますでしょうか。パンフレットで言いますと15ページに、これに該当する施設が示されております。このページでご説明をいただいたらわかりやすいかと思っております。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 在宅サービスにおきまして、一部の通所リハビリ等を除きまして介護報酬は全体的に引き下げというふうになっております。今回の

報酬改定でもっとも影響を受けると思われますのは、やはり通所介護ということになります。中でも小規模型のデイサービスは約9%ほどの引き下げということで、市内13事業所現在あります。15ページは11事業所ですが、これ2年ぐらい前につくっておりますので現在13事業所となっておりますが、この事業所の中で13事業所のうち8事業所が小規模の事業所となっておりますので、影響は大きいということになっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 13事業所のうち、ちょっと聞いたところでは8事業所で9%ほどの減になるということですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。引き下げ幅が大きいのが小規模事業所ですが、その小規模事業所が8事業所ということでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） その影響の大きいところ以外では、小規模でないところはほかは入所などと併設になっておりまして、他の事業もできていくからまだやりくりが付きやすいということでしょうか。また、小規模事業所で影響を受ける中にはこづみも入っていると思いますが、こづみというのはいつも質問等に取り上げられて地域になくはならない施設というふうな位置づけでございますね。この9%もの引き下げは施設の存続にも影響しかねない問題かと思いますが、その点は課長、どういうご見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） デイサービス自体全体の引き下げとなっておりますので、大きなほかの介護事業所を併設しておってもほかの事業自体も引き下げとなっておりますので、全体的に苦しいことには変わらないというふうに思っています。特に小規模こづみのほうが出ましたが、やはり物部地域の唯一の事業所でございますので、やはり確保していくためには指定管理という形をとっておりますが、今後引き下げが大きくなれば経営的な面も出てきますので、やはりそのあたりは協議も続けていくという形になろうかと思えます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 本当に大変なことだと、市も何らかの方策を考えていかなければならない事態と思いますが、次の質問に移ります。

③です。一番心配をされる点として、介護報酬が引き下げになればますます職員確保が難しくなるのではないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。職員確保の点につきましては、介護職員処遇改善加算ということで充実をされるということですが、それに加えてサービス

提供体制強化加算、これは介護福祉士の評価ということらしいですが、それが対象となるようでございます。厚生省の資料によりますと現在の加算要件、これは月額1人当たり1万5,000円ありますが、新たな加算要件を満たす場合にはこれに1万2,000円相当が上乘せされるということになるようです。現行の仕組みを維持しつつ、さらに資質向上の取り組みや労働環境の改善を進める事業所を対象としておるということで事業所は加算に向けて取り組んでいくとは思いますが、現在でさえ離職率の高さ、また介護職員の不足が言われている中でございますので、この加算が有効に使われればいいわけですが報酬の引き下げ等もありますので、この報酬の引き下げによって影響は出てくるのではないのかというふうには思っています。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 先ほどご説明のありました新たな加算要件を満たしたところということですが、新たな加算要件を満たしたところに加算がつくということですか。その加算を使って処遇改善を図る、どちらに、処遇改善を図ったところに加算がつくのかそのあたりを。その新たな要件とは、もう一度ちょっとご説明をいただきたいと思うのですが。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。介護職員処遇改善加算ということで4段階ほどに分かれております。まず、第1段階目としまして、次に掲げる基準のいずれにも適合することということで、ここで8つほどの条件がございます。

1つ目としまして、介護職員の賃金改善に必要な見込み額が同加算の算定見込み額を上回る計画を策定し、計画に基づいた適切な措置を講ずるということで、計画の策定というものが出てきております。

それから、2つ目としまして、先ほどの1つ目の計画につきまして賃金改善計画、また計画に係ります実施期間、実施方法、その他の介護職員の処遇改善の計画などを記載した介護職員処遇改善計画書の作成と、それをまた介護職員に周知ということになっております。

こういうふうな形で細かな条件が8つほど示されております。

それで、第2段階目の介護職員改善加算につきましては、先ほど改善加算の第1段階の中にある8つの項目のうち、6項目を満たすというようなことが書かれております。

第3段階目につきましては、それも第1段階の6項までの基準に適合して、第2段階の条件、賃金改善計画等の内容の、これも1と2がありますが、1か2のどちらかの基準に適合と。

第4段階目としまして、第1段階の1から6までの基準に適合ということで細かく示されております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） わかりました。処遇改善等の計画を出して、それに対して

加算がつくということですね。

実はこの質問のために、少し私事業所さんを回ってみました。まだきちんとした説明がなされていないようでして、わからない部分もたくさんあるのですが、その処遇改善加算がつかますねというふうに言いますと、ある小規模の事業所さんでは、サービスが毎月のようにコンスタントにあれば計画は立つんだけど、一方でサービスのために職員さんを配置する。それで、利用が少ないときには介護報酬は少なくなるけれども職員さんは置いておかなければいけないということで、なかなか介護報酬がそれで下がると厳しいと、職員の処遇改善につなげられるかどうかわからないというふうなことでした。それともう1カ所では、今回の介護報酬全体の引き下げのことにに関してですけれども、居宅のサービスがなかなか厳しいと、これだけ事業所さんもふえると難しいというふうなことをおっしゃっていました。他の事業と一緒にいるから、そっちの医療のほうの部分で赤字の分は介護の補填はしているけれども、なかなか見通しが立たない、厳しいというふうな実情であるということがわかりました。まだこれから、きのう何か説明があったようでして、県下の事業所さんに。これからまだわかっていくだろうけれども、先行きはなかなか厳しいという状況でございました。

地域に待たれておりました施設、韭生郷さん、今現在も職員確保が難しく、需要があるのに利用者を受け入れできない状況と聞いております。これがまた、今回の報酬引き下げがこうした今の職員の処遇改善の手当の要件等を合わせまして考えるのに、さらに職員確保の困難さに追い打ちをかけるものではないでしょうか。その辺課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 職員確保につきましては、現在どの事業所さんもお苦労されております。東京都も例外ではありませんで、東京都でも特別養護老人ホームが一定を占めておるといような状況もあるようです。やはり賃金体系といいますか賃金処遇というのが、ほかの産業に比べまして低い面もありますし、そんな中で介護職員を確保していくというのは、なかなか厳しい状況があらうかと思えます。その辺を含めまして、今後この処遇加算がどういうふうに働いていくかというのも見ながら、またやっていきたいというように思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） なかなか厳しいということは課長のほうにもご認識をいただいているということで、次の質問に移ります。

④です。こうした制度改変で、身近に役立っている地域の事業所も困惑をしているのではないのでしょうか。聞き取り調査など担当課として行う意向はありますでしょうか。施設側さん、また事業所さんのほうでも、利用者への周知などにも苦慮されると思えますがいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 聞き取り調査につきましては、現在平成28年度から要支援の方を総合事業への移行というのを考えておりますので、市内の通所介護、また訪問介護の事業所等については、来年度に聞き取り調査を行っていきたいというふうに思っております。その中でほとんどのところが通所、訪問という事業も抱えておると思いますので、そんな中でお話も伺うことだけになるかはしれませんが、ちょっとお聞きもしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 平成28年度からの始まります総合事業の移行の際にというご答弁でありましたけれども、次の⑤のところでも申し述べますけれども、今年8月からもう既に相部屋代の部屋代が上がったりとか、補足給付が8月からなくなったりとかいうふうなことがあるんですが、こうしたことで利用者も大変になるんですが、施設側の悩みも深いと思うんですね。そうした施設側の悩みですとか利用者の実態をよく把握しまして、市としてその窓口で相談体制などを強化する必要があるのではないのでしょうか。これは考えられませんか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 施設との関係等につきましては、ケアマネさん等のほうがより深くつき合いといいますか関連しておりますので、ケアマネさん等の意見なども聞きながら、相談窓口というほどではないかもしれませんが、相談があればそれは対応はしていきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、課長のほうからケアマネさんのほうにも相談があった場合には、きちんと対応するよというのを申し込みたいと思います。

次に⑤に移ります。特別養護老人ホーム入所者にさっき申しました今年8月から相部屋代の支払いが求められるようになります。相部屋代として日額470円、月額1万4,100円前後の支払いが新たに求められるとのこと。食費、居住費の利用料につきましては、このパンフレットの6ページと7ページに一覧表が掲載をされております。

本市で影響を受けます要介護者の数と影響額についてお聞きをいたします。あるいは、この表のところでどこがどういうふうにふえるのかというふうなご説明でもわかりやすいかと思いますが、本市で影響を受ける要介護者数と影響額についてお聞きをしたいと思います。7ページはショートステイと思いますが、こちらにも変化があるのであればご答弁をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 多床室の室料の支払いということでございます。現在、特別養護老人ホームへの入所者は128名の方がおいでます。どの方が個室に入

居しているかはちょっと不明ですので、全員が多床室に入居しているとして拾い出しております。

新たに室料の支払いが求められる対象者につきましては、介護保険負担限度額認定におけます段階別の第2段階から第4段階に該当する方が対象ということで、第2段階の方は、住民税非課税世帯であって合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方となっております。それから、第3段階につきましては、住民税非課税世帯であって第2段階以外の方、それから第4段階は、住民税課税世帯の方となっております。

これに当てはめてみますと第2段階の方が72人、第3段階が23人、この方95名の方につきましては、光熱水費分の見直しで1日当たり50円の増加となります。それから、第4段階の方は30人で、1日当たり光熱水費分の見直し50円と室料相当負担分の470円、合わせて520円の負担増ということになっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今お聞きしましたら、室料470円だけじゃなくて水光熱費が50円つくんですね、それで470円にとどまらないと。これが1日520円ですので新たに1万5,000円の利用料が発生する方がふえるということですね。これも大変になるかと思いますが、次の質問に移ります。

⑥です。今まで介護保険のサービス利用料の個人負担は1割でした。今回の改定によりまして、今年8月から一定所得以上の方は2割に引き上げられようとしています。このことにより本市で影響を受ける利用者が何名で、影響額はどれほどになると推定されるでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 利用者負担2割に該当する方の人数と影響額ということでございます。

これにつきましては、1人世帯と2人世帯で一定以上の所得額が違ってきますが、システム上2人世帯を特定できませんので、とりあえず単身世帯の所得280万円以上の方で拾い出しております。これは12月の給付実績からとなります。本人の合計所得金額160万円以上で年金収入が280万円以上の方は、現在71名おいでます。この71名の方に対しまして、影響額が約100万4,000円ということで見込まれるところです。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 2割に引き上げられることで影響を受ける方が71名、約100万4,000円の新たに負担増となることがわかりました。利用料金がこのパンフレット全体に載っているわけですが、この額の1割が本人負担でこれが2倍になるということで考えてよろしいですね。各ページにそのサービスに応じて利用料が記載をされておりますが、これがおのおの2倍になると、この1割の2倍。それでよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。そのとおりとなります。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次に、⑦の質問に移ります。

今議会に介護保険料引き上げの議案第33号が出ております。議案には比較表も添付をされておりましたが、まず比較表は今皆さん全員がお手元にお持ちでないと思いますので、パンフレットの11ページ、こちらに介護保険料が出ておりますが、この表に沿って何段階が幾らになるということのご説明をいただけますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 現在5期のほうでは段階を10段階に分割しておりますが、今期6期につきましては9段階というふうになってきます。まず、第1、第2段階に2万8,200円、この段階のほうは1つにまとめられます。それで、現在2万8,200円のところが3万2,200円に増額となっております。これは0.5の率ということで、ここにつきましては消費税増税分で軽減対策をするということで、まだ省令のほうは通ってはおりませんが、0.45の2万8,900円ということになるような予定です。それから、第3段階のほうですが、こちらが3万6,700円が4万5,000円、第4段階が4万2,300円が5万1,400円。それから、第5段階が4万5,100円が5万4,700円、第6段階の5万6,400円が6万4,300円、第7段階の6万2,000円が7万3,900円、第8段階の7万500円が8万3,600円、第9段階の8万4,600円が9万9,700円、第10段階が9万8,700円が11万5,700円ということで予定されております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今課長からご答弁をいただきましたが、計算をしてみますと合計所得が290万円、これも少し変わるかと思うんですが、最高上がる方が1カ月1,416円の値上げとなります。この5期の計画で9段階、8段階の方は、8段階の一部の方もですが、利用料負担2割の対象者ではないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。2割負担の方につきましては、先ほど申しましたように本人所得160万円以上で年金収入が200万円以上の方ということになっております。所得160万円以上というのはこの8段階、9段階のほうは該当となりますので、その方の年金収入がどれくらいあるかというのはちょっとわかりませんが、これに該当する方は2割負担の方の可能性が大きいとは思われます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今回の改定につきまして今までのご説明をいただきました。一方では事業所は介護報酬の引き下げ、そして、一方では利用者は負担増、年金もまだこれから下がっていく一方なんです、これ程の負担増に本市の高齢者とかそのご

家族が耐えることができるでしょうか。今回の改定に際しまして、市として何らかの負担軽減の方策がとれないものかお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 今回基準額としまして約14%ほど上がるという形になっております。現在、平成26年度末の基金残高が1億4,000万円が見込まれてはおります。その中でできるだけ軽減も図りたいという形は思っておりましたが、やはり今後の保険料の伸び等も勘案しまして、また、第6期のほうでの給付費への補填ということも考えられますので、第6期、第7期の保険料の急激な上がりを目安に平準化していくというようなことも考えまして、今回2,000万円の基金のつぎ込みといいますか繰り入れを行っております。少ない額ではありますが、そちらのほうで若干軽減のほうはさせていただいております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 2,000万円と少ない額ではありますが、基金を使って負担抑制に努めていただくということですね。わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（石川彰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次に、国保税の滞納処分についてお伺いをいたします。

昨年11月6日の参議院厚生労働委員会におきまして、国保税あるいは税の滞納者に対し、生活実態を無視した差し押さえが横行している実態が明らかにされました。この厚生労働委員会で保険局長は、国保税滞納への対応において、公的手当が入る専用口座を狙い撃ちすることについては、口座に入れば一般財産という解釈の例外であり、差し押さえが禁止となること、また滞納者の実態を把握せず、機械的に滞納処分をしている自治体があることを事実上認め、個々の滞納者の実態を把握した上で対応する、生活を窮迫させるおそれがある場合は処分を停止するという、本来の徴税の原則を全国課長会議等で周知徹底することを約束しました。そこで、本市の滞納処分についてお伺いをいたします。

①です。平成26年度の国保税滞納世帯数とそのうち差し押さえに至った件数、差し押さえとなった物件をお伺いいたします。今月末までが平成26年度でありますので年度途中ということになるかと思いますが、でき得る範囲でご答弁をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 大岸委員のご質問にお答えします。

平成26年度の国税滞納世帯数は、平成27年2月末現在で607世帯でございます。滞納処分件数は、延べでございますけれども515件でございます。内訳としましては、預貯金の処分が差し押さえなんですけれども414件、保険が63件、その他が38件となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） その他の38件の中身というのは、差し支えなければお答えください。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。お答えします。

まず、県税とか国税の還付金がございますけれども、その還付金を差し押さえるとか、それから、国の補助金がございますけれども、その国の補助金を差し押さえるとか、それから、給与を差し押さえるというような案件を合計しまして38件となっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ②に移ります。

滞納処分する上で差し押さえに至る場合でも、差し押さえてはならない財産が国税徴収法第75条に規定をされております。具体的に挙げますと、生活に欠くことのできない衣服や家具、寝具、3カ月間の食料及び燃料、農器具や肥料、また実印とか位牌等、生きていくためや仕事するために必要なもの、学習のために必要なものは絶対的差し押さえ禁止財産となっております。本市の事務はこれを遵守した取り扱いがなされておりますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。お答えします。

徴税につきましては、徴税というものは法規どおりに行わなければならない業務というふうに理解しております。自治体独自の裁量というものは認められていないというふうに理解しております。先ほど議員さんがおっしゃいましたように、国税徴収法の第75条は一般の差し押さえ禁止財産に関する規定でございますけれども、収納課では法規どおりの取り扱いをさせていただいております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、③の質問に移ります。

国税徴収法に規定をされております以外にも、それぞれ他方といいますか国税徴収法以外の法律によって差し押さえてはならないものとして、公的な保護、援護等として支給された高額療養費、傷病手当や児童手当、児童扶養手当、その他職務上の災害補償や労災の補償や犯罪被害等給付金などは、それぞれの法律によって差し押さえが禁止されております。担当課におかれては周知されていることと思いますが、遵守した取り扱いがなされているでしょうか、お伺いをいたします。

- 議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。
- 収納課長（前田哲雄君） はい。法令を遵守して徴税業務を行っております。そしてまた、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、たくさんの禁止項目がございます。これはと思うような自分たちでも疑問に思う部分もあれば、それは上級の県の税務課なり、それから税務署等に一応確認とかそういう作業もしまして、厳正に法律を遵守して徴収するように努めております。
- 議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。
- 14番（大岸眞弓君） 先ほどご答弁の中で預貯金の差し押さえというのがございました。本市におきましては、預貯金口座に差し押さえ禁止財産がある場合はどのような取り扱いでございましょうか。
- 議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。
- 収納課長（前田哲雄君） まず、一般論でございすけれども、預貯金の差し押さえをするときにはやみくもにするわけではございません。まず、手前に滞納者の方はどこにどういう口座を持っておられるのかということをもまず調査をします。そしてまた、同時にその中で金融機関のほうから過去3カ月間の預貯金の移動ですね、その部分を調査をいたします。その中でこの口座については動いてないとか、この口座は生活のいろんな各種のお支払いに使われている口座であるとか、そういうところを勘案しまして適正に差し押さえをさせていただきゆうというところでございます。
- 議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。
- 14番（大岸眞弓君） 今のご答弁は財産調査のお話であったかと思うんですけれども、それに至りますまでに滞納者と十分な相談などは行っておりますでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。
- 収納課長（前田哲雄君） 行っているかと言いましたら行っておりません。滞納処分というのは、滞納者と相談をして処分をするものではないというふうに考えております。まず、滞納すれば年に2回でありますけれども催告書も送っていますし、それ以前に、滞納した時点で納期を過ぎますと、督促ということもうちのほうでは事務手続をとっております。督促を出しましたら、10日以内に払ってくださいねという文章を添えてお出ししているわけです。ですから、滞納者は滞納しているということについては、十分認識がおりやというふうに考えております。滞納処分をするときに、事前にこうこうするけんどうしますかとかいうようなそういう問いかけはしませんので、まず滞納処分をして、そして、それについてどうもその滞納処分をせられて非常にまずいというふうに思う、それからまた、それを契機に納税をしたいというご意思の方については、収納課のほうにおいでいただきまして、そして、納税の計画を立てていただける方につきましては分納誓約等もしまして、そして、滞納者の方の生活に配慮しながら徴税を行っている、こういう状況でございます。
- 議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 通常財産調査に入る前は、滞納者に対しまして督促とか今おっしゃいました事務があると思うんですが、その時点で滞納者の生活実態はどうなっているのかと相談に応じたりとか、それはやらないものでございましょうか。やっている自治体もあると思いますが訪宅含めですね、それはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 滞納している方について、事前に何といたしますか訪ねて行って、どうのこうのしているような自治体は、過去にはあったかもしれませんがけれども現在は極端に少ないんじゃないかというふうに考えております。滞納というのは、納期を過ぎた方が滞納という形になります。納税というのは、納期が決められておりますので納期の範囲内でまず納入いただくと、納税いただくということが大前提でございませぬ。滞納された方に特別に訪問して、納めてくれませんかとかいうような勧誘とか指導するということにつきましては、納期内納付をされている方との公平性というものが保てないというふうに考えております。ですから、まず滞納されていた方につきましては滞納の処分をさせていただきまして、そのことを契機としまして収納課のほうにおいていただいて、そして、その後の納税についてのご相談をさせていただくと、そういう手順で現在の収納課は業務を行っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

大岸議員、何か④も一緒のような質問になってきてますが。滞納処分、課長が滞納を答えたんでそんなようになってると思いますが。

○14番（大岸眞弓君） はい。質問を続けます。

1998年の最高裁判所の判例を根拠に、差し押さえ禁止債券も預金口座に振り込まれれば自由に差し押さえできるという解釈が各地の自治体で通例となっているようです。実際、他県でこれは別の地方税でのことですが、滞納者の預金口座に児童手当13万円が振り込まれ、それと同時に県が口座を差し押さえ、預金金額の13万73円を差し押さえたという事案がありました。これにつきまして最高裁が、差し押さえは児童手当法第15条の趣旨に反するとして違法と判断し、児童手当相当額の返還が求められました。これを受け県知事が謝罪を行いマニュアルを改訂し、差し押さえ禁止財産の入金が確認できた場合は、差し押さえ禁止相当額を控除した額の差し押さえを執行するとなっておりますが、預金口座の差し押さえは禁止財産は除かなければならないと考えますが、そういった取り扱いになっておりますでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 我が香美市におきましては、事前調査を十分にして預貯金の調査もしまして、また調査をするということはそれに対する分析もさせていただいております。ですから、この口座はこういう形で、例えば給料が振り込まれているのであれば何日あたりに給料が振り込まれているということも確認しまして、そういうことを踏まえた上で差し押さえをさせていただいております。禁止項目のものにつきまして

は、それが明らかに入ってくるのがわかっていて、それを狙い撃ちするとかいうようなそういうところまで、今の香美市の収納課の業務は至っていないというふうに思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、差し押さえたものがその中に児童手当が入っているとか児童扶養手当が入っているとか、そういうことはつかみようがないということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） そういうことではございません。預貯金の調査をするということは、過去3カ月間の出入りが把握できます。そしてまた、その特定の児童手当とかいうような部分については、偶数月の4カ月に1回のいつごろに入るとかいうことにつきましても、そういうところも収納課のほうでは十分把握をしております。把握をした上で確信犯的に、議員さんのおっしゃられたようなそういう対応はしておりません。以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは再度確認しますが、児童扶養手当等の国税徴収法で決められております禁止財産以外にも、他の法令で決められております差し押さえ禁止債券、これは差し押さえは行っていないというふうなことで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。収納課では法令遵守を基本に業務を行っておりますので、そういうことはないというふうに思います。思いますではありません、ありません。失礼しました。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） はい。ないということですので、④に移ります。

滞納者が一定の要件に該当する場合には、強制徴収の手続が停止をされます。原則として、滞納している税金全てに対してであります。国保の場合は国保担当課長の職権によるものです。1つは滞納処分をする財産がない場合、もう1つは生活を著しく窮迫させるおそれがあるときで、滞納処分を執行すると生活保護法の適用となるおそれのある場合となっています。

滞納処分の停止は適切に処理をされているでしょうか。また、平成26年度の処理状況、滞納処分の停止を行った件数についてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 大岸議員のおっしゃるとおり、滞納処分の停止をするのには財産がないとか生活困窮、そして所在が不明であるというこういう要件のいずれか

を満たす必要がございます。収納課では財産調査、そして収入の調査、そしてまた、所在等々につきまして各種の調査を行いまして客観的事実を積み上げていって、その結果滞納処分停止に至る決定を行っております。平成27年の2月末現在での件数につきましては20件になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） もう一度お伺いしたいのですが、20件滞納処分の停止を行ったということですが、それに至りますまでの処理状況で、差し支えのない範囲でもう少し詳しい事例をご説明いただきたいのですが。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 詳しい事例は控えさせていただきたいと思っております。この20件に至るまでの間には、先ほど繰り返し述べておりますように個々の方につきまして、まず基本的に財産のない方が主でございますけれども、財産がないとかいうことを確認をする作業を行っております、それは単純に預貯金調査をして、預貯金がなかったから財産がないということではなくて、預貯金調査もさせていただきますし、それから、就業状況がどうなのかとか生活状況はどうか、そしてまた、うちの場合は搜索と言うんでございますけれども現地へ行きまして、そのご本人の家に行きまして、ほかにうちが確認できていない財産等があるのかなのかというところまでを一応確認した後に滞納処分の停止を決めていると、こういう流れになっております。ハードルはかなり高いというふう感じております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

自衛官適齢者名簿の提出についてお伺いします。

新聞報道によりますと、自衛隊高知地方協力本部が高知市に対し、自衛官適齢者の住所や氏名などを記載したリストを提供するよう強く求めていた問題で、高知市は書面での提供でなく住民基本台帳を閲覧させる方法で対応することを決めた。そして、高知市ではこれまで全市民の情報を閲覧させてきたが、個人情報保護の観点から不要な情報を除き、満18歳を迎える適齢者だけを住民基本台帳から抽出して閲覧させる対応を行うとのこと。防衛省は大臣名で各都道府県知事宛てに自衛官募集等の推進について依頼を平成25年5月23日に送り、知事に対し都道府県内の市町村に自衛官募集で協力するよう要請しています。

以上、述べた上でお尋ねをいたします。

①です。本市にも書面で渡すように情報提供の要請がなされましたか。また、求められている情報の内容をお聞きいたします。提供の要請があったかどうか、またその情報の内容をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 大岸議員の自衛官適齢者名簿提出についてのご質問にお答えいたします。

自衛隊地方協力本部による自衛官募集事務に関する適齢者情報の提供については全国の自治体を対象に行われておりまして、本市におきましても毎年情報提供要請を受けております。求められている情報の内容は、次年度に18歳になる方の氏名、出生の年月日、男女の別、及び住所の4情報でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 情報提供要請に対しまして、本市ではどのような対応をしているのでしょうか。情報公開をしているとしたら、対象はどの範囲でございましょうか。

○議長（石川彰宏君） 大岸議員、②ですね。

○14番（大岸眞弓君） はい。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

香美市では、自衛隊法に基づき適齢者情報を資料として作成し、書面で自衛隊高知地方協力本部長へ提出をしております。提出している情報は、要請どおり次年度に18歳になる方の氏名、出生の年月日、男女の別、及び住所の4情報でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 閲覧ではなく書面での提供というふうにお伺いをしました。それは18歳以上の男女ですね、次年度になる。いつから提供を行っておりますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 正確にいつからというのはちょっと記録が残っておりませんのでわかりませんが、香美市になってからはずっと要請がっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 合併以降ということですね。それでは9年になりますか。

お伺いをいたしますが、書面での提供ということで本人の同意とか保護者の承諾は得た上で提供を行っておりますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。提供を行うときの条件としましては、「法令又は他の条例に定めがあるとき」、これは香美市個人情報保護条例の第7条第2号の規定に基づく提供でございまして、本人に同意をとってはおりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 本市の条例を挙げられましたけれども、個人情報保護法の

第16条の適用はなされないのでしょうか。あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を取り扱ってはならないと規定をされておりますが、これに抵触するのではないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 条例につきましても個人情報保護法の範囲内で定めておりますので、抵触しないと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この件に関しまして冒頭に高知市の記事を紹介させていただいたのですが、10日の国会で民主党の阿部知子議員が高知市への要請に対しまして、防衛省の要請が過剰ではないかという質疑があったのでございますけれども、どこの自治体も根拠といたしまして名簿を出す、自衛隊法第97条、そして自衛隊法施行令第120条を根拠としていると思われまふ。本市も同様と思ひますが、防衛省がその自治体に自衛官適齢者名簿の提供を求めますのは第97条に基づく依頼であること、依頼ですね。総務省も自衛隊法施行令第120条で自衛隊地方協力本部が求めることについては、発動ではなくて依頼であることを明らかにしてあります。協力するかどうかは自治体の裁量であると認めておるわけだす。

自衛隊の適齢者名簿の情報提供というのは法定受託事務ではありますが、住民台帳基本法が2006年11月1日に法改正され、個人情報保護法に十分留意し、公用・公益性の高いと認められる場合のみ閲覧可能となる原則非公開として再構築をされたところだす。これにより公用ということで選挙の場合なども閲覧は可能だすが、データのコピーをもらうこともその場でコピーをすることもできません。個人情報保護に関しましては昨今大変厳しくなっておりまして、民生委員さんも仕事に困るとか、災害時の要援護者台帳をつくるのにも非常に苦慮するとかいうことも出てきておりますが、法定受託事務でありましても、さっき市の条例を持ち出されたのでございましてけれども市の条例の対象となります。個人情報保護条例に照らし合わせましても、別の項目で照らし合わせてみましても、本人の同意や保護者の承諾もなく、18歳になった男女の4情報を市が一覧表を作成して渡すというのは、整合性がつかないのではないのでしょうか。これに関してはどうなご見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 市の個人情報保護条例の運用の手引きにある条例解釈についてこう規定してあります。法令または他の条例に定めがあるときは、法令または条例の規定により個人情報の目的外利用や外部提供が義務づけられている場合のほか、法令等の規定の趣旨、目的から見て個人情報を目的外利用または外部提供することができると解される場合をいうとなっております。この解釈に基づきまして事務を執行してあります。

以上だす。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次に、③の質問に移ります。

文部科学省、厚生労働省が、先ほど18歳という説明があったのですが念のためお伺いをいたします。

中学校の新規卒業生は職業等についての知識、経験が乏しく職業を選択する能力が十分でないためとして、新規中学校卒業生を対象とする文書募集は行わないとする通知を出しております。石川県のほうで通知に違反する事例があったようですが、本市での新規中卒者の取り扱いはどうなっておりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 香美市では、次年度に18歳になる方の情報提供要請しか受けておらず、提供は行っておりません。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ④の質問に移ります。

2000年の地方分権一括法では、地方公共団体の事務は法定受託事務と自治事務に再編されました。国の関与等につきましては、関与は必要最小限のものとし、地方公共団体の自主性、自立性に配慮したものでなければならぬと見直されております。高知市では、個人情報保護条例などに基づき書面提供は難しいとの判断で、閲覧であれば住民基本台帳の枠内で対応できるとしてあります。本市におきましても個人情報保護法、個人情報保護条例に抵触しない事務の取り扱いが必要であると思っております。

見解を求めますが、先ほど条例を出されまして整合性はつくとのことのご答弁でございましたけれども、ここに私は条例を今持っておりませんが、その前の段階で個人情報保護は、個人情報を持つ本人も自分の情報の管理に努めなければならないという、たしか規定があったかと思っております。その辺との整合性はいかがでしょうか。見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 香美市個人情報保護条例では、法令または他の条例に定めがある場合、市以外の機関に外部提供することができるとなっておりまして、条例には抵触しないと認識しております。また、議員が指摘された本人も個人情報の管理に努めなければならないということもありますが、条例の運用の範囲内で運用しております。以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長のおっしゃっております他の法令によるものは、多分その自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条のこと、これを根拠にされていると思いますが、これは先ほど来申しておりますようにあくまでも協力依頼なんですね、自治体は協力をしないこともできるんです。そういう選択肢はないのでしょうか。今これ程個人情報保護が言われているときにですね、その点のお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） この自衛官募集事務につきましては、議員もご指摘のように法定受託事務ということになっております。それから、できる規定についての解釈ですが、義務規定ではないんですが、できる規定というのは努力規定というふうに認識しております。そういったことから協力するのが適当であるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 市民の側から申しまして、自分たちの知らないところで自分の情報があるいは広範な市民の情報がデータで市によって渡されているということは、市民の側から見たらある意味脅威です。プライバシーを侵害されているような気になる市民もいることへの、きょう午前中マイナンバー法の質疑もございましたけれども、そうしたことへの配慮はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） この資料提供先である国におきましては、議員もご指摘のように10日の衆議院の予算委員会の分科会で防衛大臣がしっかり管理に努めるということを発表しておりますので、これによって管理されていくものというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私はマイナンバー法との関連も合わせまして、これはこれから手順を踏んで導入をされていくことかと思いますが、そうした情報とこの本市から得た情報と、番号で突合したらもうすぐわかるわけですね。預貯金の額までわかってしまう。そういう情報の流れ方、管理をすと言いましても私たちには確認のしようがないわけです。ですので、これは本当に市民としてはプライバシーを侵害をされているような気になる方もいる、そこへの配慮が十分に求められると思います。このことを指摘しまして次の質問に移ります。

最後の質問でございます。

元職員が公金を詐取し逮捕された事件は、市内だけでなく市民の間にも衝撃が広がっています。私個人も複数の市民の方々からいろいろとご意見をいただきました。また、元職員の在職当時のことなどで情報を寄せられてくる方もあります。私は今回のこうした問題は、徹底した原因究明と再発防止に向けた検証が必要と考え、質問を行います。

まず、1点目です。

議員協議会での説明によりますと、警察からの情報提供で市は事件を知り被害届を出したとのことですが、警察もどこからか情報がなければ捜査ということにはならないと思います。よほどの確証を得た上での捜査になると思いますが、警察が捜査に乗り出した動機がどこにあるとお考えなのか。当事者でございますので、その辺どのように推察をされるのかお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の職員の不祥事につきましては、市民の皆様にも多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを改めまして深くおわび申し上げます。

ご質問の警察が捜査に乗り出した動機でございますが、この件につきまして改めて警察にも確認をいたしました。現時点では捜査上の秘密ということでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 新聞報道にも全く気づかなかったというふうに報道されたわけでありまして、あくまでも警察のほうからどこかからの情報で捜査に乗り出したと、それは本市からの情報によるものではない、こういう確認をしたいと思っておりますがどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） はい。そのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

調査検討委員会を設置するとのことございました。議会初日の説明では2月24日に検討委員会を開いたとのことでしたが、委員会で事件の原因究明がなされたどうか伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） はい。お答えいたします。

調査検討委員会だけでなくこの事件の原因究明は進めてきたわけでございますが、今回の事件が発生しました原因につきましては当然元職員によるところでございますが、これを許してしまった組織や事務処理にも大きな問題があったというふうに考えます。物部支所では崩土除去等の修繕工事におきまして、当時係長でございました元職員に発注、完了確認、地図書類の作成までの一連の事務処理を1人で行わせておりました。このことにより、修繕等の事実がなくても担当者のみで書類を作成し、支出決定者、これ200万円までは支所長、50万円未満は課長でございますが、この支出決定印を得れば班長や同僚の確認を経ずに支出でき、結果的にこれが不正につながった大きな要因でございます。

次に、支出決定者の支出決定時における書類の確認でございます。2度目の逮捕となりました親族が経営する会社を実施したこととなっておりました2件の崩土除去に関しましては、物部支所管内に事務所もなくまた本市の指名業者でもないことから、通常崩土除去作業を依頼することはないはずの業者であり、このような業者に業務を依頼すること自体が不自然でございます。支出決定時の書類の精査が十分であれば未然に防げた

のではないかと思うと残念でなりません。結果としまして、この不正支出が引き金となり、次の大協建設への不正支出につながったというふうに考えております。

3点目といたしまして、今回の詐欺事件に関しましては、職員1人で行ったのではなく職員が業者を使って不正を行ったということでございます。工事代金等の支払いにつきましては全て口座振替により実施しておりまして、職員1人では不正はまずできませんが、今回のような手口は想定できていなかったということも原因の1つであるというふうに考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 原因がきちんと解明されれば再発防止の糸口が見えてくるかと思ひましてこの質問をしましたが、今お聞きしたのは事件が起こった後の、こういうふうにして詐取をされたのではないかということの解明であったかと思ひますけれども、私が申したいのは、元職員がなぜこういうふうな犯罪に手を染めるまでに至ったか、そのことについての原因はわからないのか、この点をお聞きしたいわけでございます。再度お願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） はい。これは新聞の報道でもなされておりますように、自分の借金等によるものだというふうに答えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ここで、元とは言いましても一職員さんの生活の仕様等々について質疑するのは適當ではないかと思ひますけれども、どういう仕事ぶりであらうかというふうな生活をしていたのかとかいうふうなことが、個人の責任ではありますけれども、周囲の方が何かこう気づいてとめるような機会もあったのではないかと思ひます。その辺の検証は必要ではないのでしょうか。単に借金だろうと、じゃあその借金がなぜそんなふうな、犯罪に手を染めるまでにそういう借金になったのかと、その辺の詳しい検証というのは、そこまではなさっておられませんか。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） はい。以前に職員の不正があったときも同じようにやはり借金が原因であったというふうに聞いております。今回も同じように借金に関しての犯罪というふうにも思ひますので、こういったところも何らかの手だてはしていく必要はあるかと思ひますが、まだ現時点では行っていないというのが現状でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今いろんな社会的な要因で大変困難な方がふえている。それはまあ職員さんも、あるいはまだほかにも当たる方もいらっしゃるかもしれないと、困難な方がいらっしゃるかもしれないと思うのですが、このことをきっかけにやはり再

発防止策としましても、そういう目配りがきくとかそういうことが非常に大事ではないか。その原因については、そういう観点からきちんと解明をしておくことが必要でないかと思いますが、さらに深いこの原因につきまして検証を求めますが、その点1点だけ。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） はい。確かに大事なところではございますが個人的なものもございますので、その部分について深く検証を行っていくというのは、難しい部分もあるのではないかとこのように理解しております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） より効果的な再発防止策を打つために原因究明は欠かせないというふうに申し上げまして、次の質問に移ります。

元職員は再逮捕されまして、まだ取り調べ中です。今までの新聞報道では、判明している被害額は5件の239万円です。まだ被害額はふえるものと思われまます。議会初日に市長等減給の議案が提出されましたが、捜査の状況によって追加の処分等もあり得ますでしょうか。また、市長等の減給は条例規定がありません。職員の規定に準じたということでございます。こうした場合、職員と特別職は同列にはならないと思います。このような不祥事が再びあってはなりません、万一そうした場合に備えまして、特別職の処分等についてガイドラインを設ける必要があるのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） まず、追加の処分についてですが、これは今後の捜査の結果により最終的に判断していくこととなろうかというふうに思いますので、現時点ではまだ未定であるということでございます。それとまた、特別職の処分についてでございますが、これにつきましてはみずからが処分を科すものでございまして、その基準を設けて罰するものではないというふうに考えます。今議会では初日に追加議案を提出いたしまして承認をいただいたわけでございますが、その処分が軽いかまた重過ぎるのかにつきましては、議案審議の中でご審議いただけるかというふうに思うところでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 初日の議案第73号に関しましては、私たちも審議をする際に基準がなく条例等を読みましたが、結局職員さんの事例に倣ったわけですね。私が今申しておりますのは、こういう処分が職員さんと同列の基準であるかということでございます。承認はいたしましたけれども、やはり市民の目線から見まして、職員さんとその特別職の方が同じ基準でいいかという疑問もあろうかと思うのです。その点についてはいかがでしょうか、それだけお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） これにつきましても、みずからが適当であるということで議案を提出させていただいておりますので、その辺のところはご理解をいただきまして、議案の審議の中で、これは議案の修正もできるわけでございますので、また議員さんのほうにもよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。また基準でございますが、この基準そのものが何を根拠に誰がつくるのかというところもでございますので、なかなかこの基準づくりということ自体が非常に難しいというふうに思っているところでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今後の捜査の結果も見てということでございますので、それを待ちたいと思います。

次に④の質問に移ります。

さっき副市長も述べられましたように以前にも職員不祥事がございました。そのときも連続してちょっと新聞をにぎわすことが発生いたしまして、これはいけないということで再発防止に向けて対策はとられていたと思いますが、何が不足していたとお考えでしょうか。そのあたりの検証はされておられますでしょうか。

また公金詐取は、わかっている分だけですが物部支所で勤務していた2012年から2013年に集中しています。小規模な復旧作業の発注などを担当していたということですが、元職員は他の市職員や県職員や市民にまで借金を申し出ることがあったということです。こうした風聞のある職員に対し、今回のこの配置が適切であったかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） はい。お答えいたします。

以前の事件につきましては、団体の会計処理を職員が行っていたことによるものでございましたが、今回は業者を使って公金を詐取したものでございまして、全く異質の事件でございました。何が不足していたかと言え、特に業者を使っての不正は全く想定できていなかったということでございます。しかし、この場合でも手前にも申し上げましたとおり、書類のチェックが十分にできていれば防げたのではないかというふうに思うところでございます。

そして、元職員の配置についてでございますが、事件のありました今考えれば不適當であったと言わざるを得ませんが、当時の人事異動では適當であると判断しての人事ではなかったかというふうには考えます。しかしながら、以前より業務の遅延が指摘されていた職員であり、また事件当時多くの職員に借金を申し込んでいたとも聞いておりますので、特に金銭面については注意を払う必要があったのではないかというふうに思うところでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次に、⑤の質問に移ります。

詐取されました公金は市民の納めた税金です。市への返還の見通しはどうか。  
また、返還されない場合の対処はどうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） はい。お答えいたします。

公金の返還につきましては、現在まだ捜査段階であり本人の返還の意思は確認できておりません。今後、事件の全容が解明されまして被害額を確定した後に、顧問弁護士とも相談し、返還を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 先のことはどうこう言えないと思うんですが、借金が大変多くてお金に困って起こした犯罪であります。今わかっているだけでも239万円というその金額が、本人に払う資力があるかというのはちょっと疑問符がつくところだと思うんです。それで、請求しても払えませんというふうになった場合の対処は市としてどういうお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） 現時点ではまだ払えるか払えないかというのはわかっておりませんので、通常どおり弁護士のほうと相談しまして返還を求めていくというような流れになろうかと思えます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 市民の税金に穴があいたわけでございますので、厳正な対処をお願いしたいと思います。そのことを申し上げまして、最後の質問に移ります。

再発防止につきましてはどのようにお考えでしょうか。説明のありました1月の議員協議会では、綱紀粛正としまして職員さんの勤務状況に応じ、降格や勸奨退職も検討とおっしゃったと思いますが、このような懲罰強化一辺倒では逆効果を招くおそれがあるのではないのでしょうか。職員さんが常に上を見ながらピリピリして仕事をするようなことは、そういう環境は好ましくないのではないのでしょうか。

例えばその例が適切かどうかわかりませんが、県職員さんが飲酒運転をすれば懲戒免職ですよというふうに言われていたにもかかわらず、やはり飲酒運転で懲戒免職される職員さんが後を絶たない。情状酌量の余地はないのですが、懲戒免職になるということがわかっていてもやってしまうという理性を飛び越える行為、そこに何があるかということ掘り下げて考えていかなければならないと思えます。

検討委員会におきまして今後判明している以外のグレーな部分を調査するとのことでしたが、システム上のことだけでなく、今回のことは庁内全体で受けとめて再発防止に取り組んでいただきたいと思えます。また、庁内全体で、検討委員会の方々だけでなく全体のこととして、市長を初め新採用の職員さんまで風通しのいい職場づくり、職務に専念しやすい快適な職場をつくることに傾注してほしいと思えますが、そう

いう体制がとれるでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） まず、再発防止策でございますが、これにつきましては早期に実施できる防止策といたしまして崩土除去作業に伴う一連の事務の流れを庁内で一本化するとともに、崩土除去作業の支出書類に添付する確認調書につきまして、物部支所では担当1名で確認し支出書類を作成しておりましたが、この書類にも決済欄を設け、担当から課長までが確認できる様式に改めました。また、崩土除去等に係る発注依頼書等の様式を新たに定め、一覧表とすることで管理職が発注箇所の把握と支出の状況を把握できる仕組みを新たに設けることとしました。支払における支出命令書につきましても、従来は支出命令書作成者が検収証明欄に押印しても可としておりましたが、これにつきましても書類作成者以外の者が物品等の納品を確認し、押印するように取り扱いを改めました。これら早期に実施できる業務につきましては、今月3日の課長会におきまして管理職に周知し、会議終了後より改めるよう指示を出したところでございます。

次に、職務に専念しやすい職場づくりでございますが、合併後10年が近づき、また新庁舎建設に伴い平成23年度に実施しました大規模な組織再編からも来年度で5年となります。この間行政事務はますます多種多様化しており、課題等に柔軟に対応できる組織への見直しも必要な時期ではないかというふうに考えておるところでございます。今後、組織再編も視野に入れ、また職員人事におきましても個々の能力が最大限発揮でき、仕事にやりがいを感じる職場づくりに努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、冒頭の質問の中で降格制度というご質問がございましたが、4月から実施するのは希望降任及び降格制度でございますが、これはあくまで本人が病気や家庭の理由等によりその職責を果たすことができなくなった場合、本人から申し出いただく形となっておりますので、決して上からの押しつけの降任ということではございませんので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 降格の件については強制ではないと、本人から申し出が、病気等であったときというふうなご答弁でございましたが、例えば長期休暇をされている職員さんがこういう体制になったというふうに考えたときに、申し出をしなければならぬんじゃないだろうかというふうに思う、そのおそれはないでしょうか。それをちょっと心配するのです。病気治療に専念をして、新たにまた仕事に復帰してやっていけるという、その将来があるというそういう保障がなければ、ちょっと不安になるのではないかと思います。そうしたことがまた職場全体の雰囲気になっていくのではないかと。それから、これまでも申しましたけれども、議員協議会でも申しましたけれども、なぜ元職員さんが、犯罪に至る前に何か方法がなかったかと、周りが気づく機会があつてそんなことはやめておいたほうがいいのか、こういう方法があるよとかいうふうな相談

できる関係が職場内にあったかどうか、まあそんなことも検証をしていただきたいと思います。今私の懸念をしている点につきまして、どういうふうにお考えになるでしょうか。再度見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） まず、希望降任制度につきましては、先ほど申しましたように病気等の理由や家庭の事情等によりまして、職責を果たすことが困難となった職員がみずから希望を出すものでございますが、その理由が消滅したときはまた消滅申請書という形で提出いただければ、通常の人事等の対象としていくこととなっております。それと、あわせて人事面についてでございますけれども、現在人事につきましては課別の人事ヒアリングを実施しておりますところでございますが、職員個々についてはなかなか状況が把握できていないところでございます。まあ当然のことながら人それぞれ得手不得手もございますし、さまざまな悩みもあろうかというふうに思います。今後効率的な、またやりがいのある職場環境の構築のためには、既に県や南国市、香南市でも実施しております人事希望調書なども有効であるというふうにも考えますので、今後また検討もしていきたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 最後に申しますが、検討委員会だけの議論で終わるのではなくて、職員さんが庁内全体のこととして受けとめて、どういうよりよい職場をつくっていくか、どういう人間関係をつくっていくか、そういうことを考える職場にしていく、その機会に、今回のことを教訓としていただきたい旨申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月13日午後1時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時46分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 金曜日

平成27年第1回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成27年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月13日金曜日（会期第10日） 午後 1時06分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生 涯 学 習 振 興 課 長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学 校 給 食 センター所長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公 議会事務局書記 山本 絵 里  
議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成 27 年度香美市一般会計予算  
議案第 2 号 平成 27 年度香美市簡易水道事業特別会計予算  
議案第 3 号 平成 27 年度香美市公共下水道事業特別会計予算  
議案第 4 号 平成 27 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算  
議案第 5 号 平成 27 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 6 号 平成 27 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算  
議案第 7 号 平成 27 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算  
議案第 8 号 平成 27 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算  
議案第 9 号 平成 27 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 10 号 平成 27 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算  
議案第 11 号 平成 27 年度香美市水道事業会計予算  
議案第 12 号 平成 27 年度香美市工業用水道事業会計予算  
議案第 13 号 平成 26 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）  
議案第 14 号 平成 26 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 15 号 平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）  
議案第 16 号 平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 17 号 平成 26 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 18 号 平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）  
議案第 19 号 平成 26 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）  
議案第 20 号 平成 26 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 21 号 平成 26 年度香美市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）  
議案第 22 号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 23 号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 24 号 香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 25 号 香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 26 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 27号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 39号 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定について
- 議案第 40号 香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 41号 香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 42号 香美市立保育所条例の制定について
- 議案第 43号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について
- 議案第 44号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 45号 市道の路線の認定について
- 議案第 47号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 48号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 49号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

- 議案第 50号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 51号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 52号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 53号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 54号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 55号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 56号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 57号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 58号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 59号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 60号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 61号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 62号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 63号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 64号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 65号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 議案第 66号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 67号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 68号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 69号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 議案第 70号 香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 議員提出議案の題目

なし

## 議事日程

平成27年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成27年3月13日(金) 午後1時開議

- 日程第1 議案第 1号 平成27年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 2号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第3 議案第 3号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第4	議案第	4号	平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 予算
日程第5	議案第	5号	平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第6	議案第	6号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予 算
日程第7	議案第	7号	平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予 算
日程第8	議案第	8号	平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業 勘定）予算
日程第9	議案第	9号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議案第	10号	平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計 予算
日程第11	議案第	11号	平成27年度香美市水道事業会計予算
日程第12	議案第	12号	平成27年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第13	議案第	13号	平成26年度香美市一般会計補正予算（第8号）
日程第14	議案第	14号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3 号）
日程第15	議案第	15号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4号）
日程第16	議案第	16号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 補正予算（第3号）
日程第17	議案第	17号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（ 第1号）
日程第18	議案第	18号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補 正予算（第4号）
日程第19	議案第	19号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補 正予算（第3号）
日程第20	議案第	20号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2号）
日程第21	議案第	21号	平成26年度香美市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第	22号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	23号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	24号	香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
日程第25	議案第	25号	香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- |       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第26 | 議案第 | 26号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第27 | 議案第 | 27号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第28 | 議案第 | 28号 | 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 日程第29 | 議案第 | 29号 | 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第30 | 議案第 | 30号 | 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第31 | 議案第 | 31号 | 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第32 | 議案第 | 32号 | 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第33 | 議案第 | 33号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第34 | 議案第 | 34号 | 香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第35 | 議案第 | 35号 | 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 日程第36 | 議案第 | 36号 | 香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第37 | 議案第 | 37号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第38 | 議案第 | 38号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について               |
| 日程第39 | 議案第 | 39号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定について   |
| 日程第40 | 議案第 | 40号 | 香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について                                  |
| 日程第41 | 議案第 | 41号 | 香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について                                      |
| 日程第42 | 議案第 | 42号 | 香美市立保育所条例の制定について  |
| 日程第43 | 議案第 | 43号 | 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について                                |
| 日程第44 | 議案第 | 44号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  |

準を定める条例の制定について

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第45 | 議案第 | 45号 | 市道の路線の認定について                             |
| 日程第46 | 議案第 | 47号 | 市有財産の無償貸付けについて                           |
| 日程第47 | 議案第 | 48号 | 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について                   |
| 日程第48 | 議案第 | 49号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について               |
| 日程第49 | 議案第 | 50号 | 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について        |
| 日程第50 | 議案第 | 51号 | 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について                  |
| 日程第51 | 議案第 | 52号 | 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について                 |
| 日程第52 | 議案第 | 53号 | 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について                 |
| 日程第53 | 議案第 | 54号 | 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について                |
| 日程第54 | 議案第 | 55号 | 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について                |
| 日程第55 | 議案第 | 56号 | 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について                 |
| 日程第56 | 議案第 | 57号 | 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について               |
| 日程第57 | 議案第 | 58号 | 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について                  |
| 日程第58 | 議案第 | 59号 | 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について          |
| 日程第59 | 議案第 | 60号 | 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について                 |
| 日程第60 | 議案第 | 61号 | 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について                   |
| 日程第61 | 議案第 | 62号 | 平山木工所の指定管理者の指定について                       |
| 日程第62 | 議案第 | 63号 | 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について                 |
| 日程第63 | 議案第 | 64号 | 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について            |
| 日程第64 | 議案第 | 65号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について            |
| 日程第65 | 議案第 | 66号 | 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について               |
| 日程第66 | 議案第 | 67号 | 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について                 |
| 日程第67 | 議案第 | 68号 | 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第68 | 議案第 | 69号 | 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について     |
| 日程第69 | 議案第 | 70号 | 香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について           |
| 日程第70 | 議案第 | 71号 | 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第71 | 議案第 | 72号 | 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

## 会議録署名議員

7 番、村田珠美君、8 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午後 1時06分 開議)

○議長(石川彰宏君) ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、これを許します。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長(山中俊明君) 申しわけございませんが、議案の数字の訂正をお願いしたいと思います。

議案第13号、平成26年度香美市一般会計補正予算(第8号)の10ページになります。第2表、繰越明許費の欄でございます。その一番上の総務管理費、香北支所庁舎建設関連事業で繰越事業費が「7,351万3,000円」となっておりますが、ここを「4億1,422万5,000円」に訂正をお願いします。あわせて合計の欄「11億2,906万2,000円」を「14億6,977万4,000円」に訂正をお願いします。

あわせて、議案の細部説明書のほうになります。105ページになります。105ページの議案第13号、下から3行目になります。総額で「11億2,906万2,000円」とここもなっておりますので、ここも「14億6,977万4,000円」に訂正をお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

○議長(石川彰宏君) お諮りします。ただいま申し入れのありました、議案第13号の訂正を許可することに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号の訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第1号、平成27年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第2号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第3号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４、議案第４号、平成２７年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５、議案第５号、平成２７年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第６、議案第６号、平成２７年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第７、議案第７号、平成２７年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第８、議案第８号、平成２７年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第９、議案第９号、平成２７年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１０、議案第１０号、平成２７年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１１、議案第１１号、平成２７年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１２、議案第１２号、平成２７年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案13号、平成26年度香美市一般会計補正予算（第8号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第14号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第15号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第16号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第17号、平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第18号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第19号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第20号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第21号、平成26年度香美市工業用水道事業会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 2、議案第 2 2 号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 3、議案第 2 3 号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 4、議案第 2 4 号、香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 5、議案第 2 5 号、香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 6、議案第 2 6 号、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 7、議案第 2 7 号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 8、議案第 2 8 号、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 9、議案第 2 9 号、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 0、議案第 3 0 号、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第31号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32、議案第32号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第33、議案第33号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 第5期の基金の額について、ちょっともう一度確認させてください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 第5期終了時、現在本年度末の見込みを1億4,000万円という形で見ております。以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少しお尋ねさせていただきます。今1億4,000万円昨日の一般質問の中で2,000万円取り崩して、若干値上げ幅を抑えるような方向というふうな答弁があったと思うんですけども、実際1億4,000万円という金額の中で私どもはもっと取り崩して、値上げ幅を抑えるべきであるんじゃないだろうかというのが私どもの見解ですけど。策定委員会等でお話をされたと思うんですが、そのところ審査の中身まで触れていいのかよくわかりませんが、委員の中からそのような話は出なかったかどうか、まずお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 委員さんの中からも、もう少しできないかというお話がございました。提示させていただいたのが2,000万円と3,500万円の取り崩しのほうを提示させていただいたところなんです。今後の保険料の増大を見込みまして平準化もしていきたい、やはり基金を残して7期に行くときにも基金を取り崩すという予定もしたいと思っておりますので、2,000万円と3,500万円を提示させていただきまして、最初的时候には、委員さんのほうもどうやおねというお話がございましたが、次回12月の会でしたか、たしか2,000万円のほうを提示させていただいて、委員さんのほうにもご納得いただいたというところがございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 原課のほうでは2つの案を提示してそういう方向、最終的には2,000万円の取り崩しということになったんですが。1つ、県議会のほうで少し質問戦の中で、この介護の基金についてどういうふうな取り扱いをしていくのかということ、県のほうからも話があると思うんですけど大分前のことですから、基金を繰り入れて次期計画期間に歳入として入れること、それで、保険料の上昇抑制に充てるよう市町村にも助言していくというのが県の地域福祉部長の見解でもありました。やはり3,500万円でも私どもはいかななものかと思えます。第5期を終了するわけですのでね、次第6期に入って行くわけですので。そのところでは、やはり第5期中の計画はほとんど終了してるわけ、その中で介護保険のこの基金は介護保険を掛ける人のもので、実際のところは。そう考えたときには、やはりかなりの額の取り崩しで保険料を抑えるという選択肢がなかったのかどうか、再度課長の見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 昨日もお話させていただきましたが、第6期のほうの給付のほうの見込みも厳しく見込でおるというようなことで、第6期期間中に基金の繰り入れということも考えられますし、また、6期から7期にかけても今後要認定者数が増加の傾向にありますので、やはりその増加を抑えていくためにも、今回少なく入れて次7期へ移行するときにある程度の額を入れていこうということで、事務局としてはそういうことで提案させていただいたところです。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後であります。長期のビジョン等を持つことも大事かと思えます、確かにそういう状況も推測もできますけれども。実際はそしたら、課として基金の水準です。そら事業の計画等にもよるんでしょうけど、持ちちょかんと不安なのかどうなのか、そのところをちょっと最後に聞いておきたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 第4期の終了時点におきましても、現在の見込みと同じくらい1億4,000万円ぐらいでありました。前回には県のほうの基金の取り崩しもあったりとかということで、市の基金のほうも6,000万円ほど取り崩して上昇幅を抑えた経緯もあります。全体としてどのくらい持っておいたら適切かということは、なかなか一概に言えませんが、やはり金額的には5,000万円から1億円の間くらいは、基金として持っておきたいというふうな気持ちはあります。と言いますのも、やはり3年の1期期間中に介護保険料のほうで賄えなくなりますと、県の基金から借り入れというような状況も出てきますので、そういうことがないような形で基金のほうは持っておきたいというように思っております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　　これで質疑を終わります。

日程３４、議案第３４号、香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３５、議案第３５号、香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３６、議案第３６号、香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３７、議案第３７号、香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３８、議案第３８号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３９、議案第３９号、香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４０、議案第４０号、香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４１、議案第４１号、香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４２、議案第４２号、香美市立保育所条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４３、議案第４３号、香美市子ども・子育て支援法第８７条の規定による過料に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４４、議案第４４号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４５、議案第４５号、市道の路線の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４６、議案第４７号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４７、議案第４８号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４８、議案第４９号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４９、議案第５０号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５０、議案第５１号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5 1、議案第 5 2 号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について、  
本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5 2、議案第 5 3 号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について、  
本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5 3、議案第 5 4 号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について、  
本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5 4、議案第 5 5 号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について、  
本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5 5、議案第 5 6 号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について、  
本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5 6、議案第 5 7 号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定につい  
て、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5 7、議案第 5 8 号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について、本  
案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5 8、議案第 5 9 号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の  
指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5 9、議案第 6 0 号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定について、  
本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第60、議案第61号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第61、議案第62号、平山木工所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第62、議案第63号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第63、議案第64号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第64、議案第65号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第65、議案第66号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、山崎眞幹君、爲近初男君、千頭洋一君、比与森光俊君の退場を求めます。

（4番、山崎眞幹君、9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君、16番、比与森光俊君退場）

○議長（石川彰宏君） 本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第66、議案第67号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第67、議案第68号、香美市情報発信交流施設の指定管理者について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

山崎眞幹君、爲近初男君、千頭洋一君、比与森光俊君の入場を許可します。

（４番、山崎眞幹君、９番、爲近初男君、１０番、千頭洋一君、１６番、比与森光俊君  
入場）

○議長（石川彰宏君） 日程第６８、議案第６９号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第６９、議案第７０号、香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第７０、議案第７１号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第７１、議案第７２号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第１、議案第１号から日程第７１、議案第７２号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は３月１９日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、３月１９日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は３月２０日午後１時３０分に開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 １時４２分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 7 年 3 月 2 0 日 金曜日

平成27年第1回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成27年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月20日金曜日（会期第17日） 午後 1時34分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
学校給食センター所長	横 谷 勝 正		

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公 議会事務局書記 山本 絵 里

議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 1号 平成27年度香美市一般会計予算
- 議案第 2号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8号 平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10号 平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 11号 平成27年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 12号 平成27年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 13号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 14号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 15号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 16号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 17号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 18号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第 19号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 20号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 21号 平成26年度香美市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 22号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 27号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 39号 香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定について
- 議案第 40号 香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 41号 香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 42号 香美市立保育所条例の制定について
- 議案第 43号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について
- 議案第 44号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 45号 市道の路線の認定について
- 議案第 47号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 48号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 49号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

- 議案第 50号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 51号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 52号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 53号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 54号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 55号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 56号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 57号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 58号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 59号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 60号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 61号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 62号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 63号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 64号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 65号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 議案第 69号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 議案第 70号 香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 66号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 67号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 68号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 74号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 同意第 1号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 2号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 3号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 4号 教育委員会委員の任命について

#### 議員提出議案の題目

- 発議第 1号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第 1号 「農協改革」は農協自身の自己改革案を尊重するとともに、農業再生の議論を十分行うよう求める意見書の提出について

- 意見書案第 2号 米軍機による低空飛行の中止を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について
- 意見書案第 4号 国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや医療の改定を行わないよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 5号 「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について

## 議事日程

平成27年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第6号)

平成27年3月20日(金) 午後1時30分開議

- 日程第1 報告第 3号 専決処分事項の報告について  
(平成25年度周波数有効利用促進事業)消防救急デジタル無線等整備事業に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 日程第2 報告第 4号 専決処分事項の報告について  
平成26年度林道災害復旧事業台風12号災害林道亀ヶ峠線1号箇所工事の契約解除に伴う損害賠償額の決定について
- 日程第3 議案第 1号 平成27年度香美市一般会計予算
- 日程第4 議案第 2号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第 3号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第 4号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第 5号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第 6号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第9 議案第 7号 平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 日程第10 議案第 8号 平成27年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算
- 日程第11 議案第 9号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第 10号 平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 日程第13 議案第 11号 平成27年度香美市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第 12号 平成27年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第15 議案第 13号 平成26年度香美市一般会計補正予算(第8号)

日程第16	議案第	14号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第	15号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18	議案第	16号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第	17号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第	18号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
日程第21	議案第	19号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
日程第22	議案第	20号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第	21号	平成26年度香美市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第	22号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	23号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	24号	香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	25号	香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	26号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	27号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	28号	香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	29号	香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	30号	香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第	31号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第	32号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第	33号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第36	議案第	34号	香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部

			を改正する条例の制定について
日程第37	議案第	35号	香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第	36号	香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第39	議案第	37号	香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第40	議案第	38号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第41	議案第	39号	香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定について
日程第42	議案第	40号	香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第43	議案第	41号	香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第44	議案第	42号	香美市立保育所条例の制定について
日程第45	議案第	43号	香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について
日程第46	議案第	44号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第47	議案第	45号	市道の路線の認定について
日程第48	議案第	47号	市有財産の無償貸付けについて
日程第49	議案第	48号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
日程第50	議案第	49号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第51	議案第	50号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
日程第52	議案第	51号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
日程第53	議案第	52号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
日程第54	議案第	53号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
日程第55	議案第	54号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第56	議案第	55号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
日程第57	議案第	56号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第58	議案第	57号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
日程第59	議案第	58号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について

- 日程第60 議案第 59号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 日程第61 議案第 60号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 日程第62 議案第 61号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第63 議案第 62号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 日程第64 議案第 63号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 日程第65 議案第 64号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第66 議案第 65号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第67 議案第 69号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第68 議案第 70号 香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第69 議案第 71号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第70 議案第 72号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第71 議案第 66号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第72 議案第 67号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第73 議案第 68号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第74 議案第 74号 平成26年度香美市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第75 同意第 1号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第76 同意第 2号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第77 同意第 3号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第78 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第79 発議第 1号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第80 意見書案第 1号 「農協改革」は農協自身の自己改革案を尊重するとともに、農業再生の議論を十分行うよう求める意見書の提出について
- 日程第81 意見書案第 2号 米軍機による低空飛行の中止を求める意見書の提出について
- 日程第82 意見書案第 3号 憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について
- 日程第83 意見書案第 4号 国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや医療の改を行わないよう求める意見書の提出について

日程第84 意見書案第 5号 「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について

日程第85 閉会中の所管事務の調査について

日程第86 議員派遣の件

**会議録署名議員**

7番、村田珠美君、8番、小松紀夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午後 1時34分 開議)

○議長(石川彰宏君) ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、これを許します。産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長(佐々木寿幸君) 済みません。議案第68号の1をお願いいたします。

箇条書きにしてあるところの3番、指定管理者となる団体の所在、香美市土佐山田町「宝町」になっておるところを「東本町」に訂正をお願いいたします。指定管理者となる団体の所在、香美市土佐山田町東本町1丁目5番1号でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(石川彰宏君) お諮りします。ただいま申し出のありました議案第68号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号の訂正を許可することに決定しました。

ご報告いたします。市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第3号及び第4号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出をされておりますので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長(比与森光俊君) 16番、比与森です。本日の会議運営等につきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等については、議案1件、同意4件、発議1件、意見書案5件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

続いて、6月定例会の会期・日程につきましては、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付しております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(石川彰宏君) 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、報告第3号、専決処分事項の報告について、(平成25年度周波数有効利用促進事業)消防救急デジタル無線等整備事業に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について及び日程第2、報告第4号、専決処分事項の報告について、平成26年度

林道災害復旧事業台風12号災害林道亀ヶ峠線1号箇所工事の契約解除に伴う損害賠償額の決定についてを一括議題とします。

これから、報告第3号及び第4号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。報告第4号について少しお尋ねします。

こういうことはあってはならないと思うんですけども、実際のところこの契約自体はどうなったのか。この相手先とは請負契約を解除したということですので。

それと、これどういう経過でわかったのかということですね。「設計書の違算が判明し」と書いておりますけど、その点についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、この請負計画については、解除をいたしまして再度入札に付するという事になっております。

設計書の違算についてでございますけれども、この契約の落札後、情報公開によりまして設計書を公開したところ、落札以外の業者さんのほうから、積算をした結果H鋼の損料を30%と計上するところを3%としておったということで、金額にいたしまして約2万5,000円少なく設計がされてたということがわかりましたので、違算ということによりまして契約の解除をしたものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1点目に、再発防止策はその後どのようにとるのか。単純なミスと言っても、やっぱり相手方に対して非常に迷惑かけたということになろうかとも思います。

それと、損害賠償の額が説明書では印紙税額云々と事務手数料というふうになってますが、通常はこの賠償で済むという認識でいいのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 再発防止につきましては、再度設計者のほうでチェックを抜かりなくやっていくと、特にそういうふうな損料部分の損料額、いわゆる損失率等についてのチェックを再度見直していくということにしております。

また、契約の解除にかかわる部分でございますけれども、これ以外の損失は発生していないということで、損害賠償の金額を決定したものでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第3、議案第1号、平成27年度香美市一般会計予算から日程第70、議案第7

2号、香美市簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上68件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

平成27年3月16日に開かれました総務常任委員会は、出席委員6名で定足数に達しており、会議を行いました。

本委員会が今期定例会で付託を受けました案件は、議案第1号、同13号、同22号、同23号、同24号、同25号、同26号、同34号、同35号、同36号、同37号、同38号、同41号、同47号、同48号、同61号、同62号、同65号、同70号の19件です。審査の経過と結果をご報告します。

まず、議案第1号、平成27年度香美市一般会計予算は、既に連合審査会において質疑が終了しておりましたので直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第1号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号、平成26年度香美市一般会計補正予算（第8号）ですが、本案も連合審査会にて質疑は終了しており直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第13号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。議案の条文中の文言の違いについて質疑があり、内部の職員に対しては任命、外部職員は委嘱となっている。任命書や委嘱状は出していると答弁。県の関与についての質疑があり、県からは直接、市町村長が推薦し県職員に委嘱するよう言われているとの答弁。ほかに質疑はなく、討論に入りました。討論もなく、採決の結果、議案第22号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。ドクターヘリが広域で動けるようになると聞いているが、本条例に規定はどの問いに、県から指導があれば必要な改正を行っていくと答弁があり。ほかに質疑、討論もなく、採決に入りました。採決の結果、議案第23号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑の中で、平成21年4月24日に道路交通法が改正され、今まで条例に反映されていなかったということかとの問いに、そうであるとの答弁がありました。ほかに質疑も討論もなく、採決を行った結果、議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号、香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑において、香美市振興計画と総合戦略会議と2つの所掌事務となるが、2つの関係と会議を開いたときの運営について質疑があり、総合戦略のほう

が本年9月をめどに策定するようになっており、前半は総合戦略、後半は振興計画に移っていくと答弁。会議の回数が11回となっていたが、全部合わせてかとの問いに、現時点では合わせてになる。総合戦略が3回の予定となっているが、出た意見によってはグループに分かれて協議を行うことも考えられると答弁がありました。総合戦略の計画期間は平成27年度から5年間になっているので、今年の9月までに策定し、平成28年度に入った段階で見直し、毎年見直しをかけていかなければならない。策定のスピードが求められているが、振興計画の中で出た意見も参考に見直しをかけていくと答弁がありました。ほかに条文中の市長が適当と認める者とはとの問いに、金融機関からも入っていただけるようにこの項目を入れていると答弁。ほかに条例の一部を改正する条例の制定で、2つの条例が混在して取り扱われていることについて説明を求める質疑があり、今回の場合は振興計画審議会委員を振興計画・総合戦略審議会委員と改めるものであるとの説明がありました。以上の質疑の後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第25号は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。学校医の報酬について、低いと感じるが報酬の金額は医師会との話し合いで決まったのかとの問いに、香美郡医師会と香南市、香美市の両方で協議、国の人事院勧告に基づく改定であり、金額は妥当と考えていると答弁がありました。香南香美地区障害者自立支援審査会事務局を平成27年度より本市が担当するため規定を追加とあるが、何年かに一度の持ち回りでやっているのかとの問いに、合併以来ずっと香南市にお世話になっており、今回、香美市が担当になった。今後は6年ごとに交代し、委員の任期は2年で3回やって交代となると答弁がありました。このような質疑の後、討論に入りましたが、討論はなく、採決を行い、全員賛成で、議案第26号は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号、香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。条例改正は今までも公募によらないで指定管理をしていたということかとの問いに、今回、条例の整備をしたところであると答弁。本市の場合、指定管理で余り公募は行われていない。条文に「施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められるとき」とあるが、これは指定管理の目的そのものだ。第10条の形骸化の範囲が広がっていく懸念はないか。また、例規集1913ページにある(3)から(9)の提示は公募によらないでも同じか、また議会への情報公開は行われるかとの問いに、他の施設との整合性を図るためにも2項を加えるものである。また、指定管理料は出ておらず、地区の利用を想定した施設でもある。情報の情報公開については、そういう案件が出たら公開できると答弁がありました。以上の質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第34号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案は特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第35号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号、香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。まず初めに、小浜農産物直販所の実際の活用状況は、設置の目的がどれだけ生かされているかということと、施設の今後の展望について質疑がありました。直販所は徳島道が開通し交通量が激減した。直販所は物部町に早くできたが、それから香北町や大栃にもでき、集客が厳しい状況だ。もみじのシーズンとか5月の連休などにだけ直販所をあけている状況であると答弁。行政サイドで助けの手が要るのではないかとの問いに、設置目的が生かされない状態であり、行政の支援も必要だ。振興計画の中での課題の提案、また、お茶などの特産物や地域の特長を生かした売り込み方があるのではないか。市の観光行政などとも一体となったまちづくりの中で生かしていくことが必要ではないかなどの意見も出され、議論となりました。各委員から同様の質疑もあり、討論はなく、採決の結果、議案第36号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号、香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案は特段の質疑、討論もなく、採決をし、議案第37号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題としました。質疑として、1つの議案に3つの条例がまとまって入っているがとの質疑に、法律の改正に伴う場合は、この手法が一般的であるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第38号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号、香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題としました。本案は質疑も討論もなく、採決の結果、議案第41号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号、市有財産の無償貸付けについてを議題としました。質疑として、経営状況に改善は見られるのか。現状はどうかとの質疑がありました。それに対し、去年の11月末で約300万円の赤字で、今年3月末まではプラスマイナスゼロに持っていくと聞いているとの答弁がありました。厳しい経営状況の原因は、香北椎茸組合に今年度納入実績がないこと。大口のブロックのはけ口がなくなったので、自分たちで合間を縫って椎茸を栽培しスーパーなどに販売して、その収入でしのいでいる状況であるとの詳しい説明がありました。経営は厳しいが小口先の個人の生産者もあり、供給をとめることができない。組合長指導のもと、経営は厳しいけれども、小口先に対しブロックの単価を上げず、ぎりぎり努力を続け、今後も続けていく方針だと答弁。市としても、

経営が厳しくても今以上の支援はできないので、別の方策を考えないといけないとの答弁がありました。ほか大口の椎茸組合の現状などの説明があり、質疑を終えました。討論はなく、採決の結果、議案第47号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてを議題としました。交流施設の範囲はどうなっているか。体育館とグラウンド、木工所は別の議案になっていると答弁。各施設を一体管理したほうが運営上いいのではとの問いに、運用上はそうであるが、現実はそうになっていないと答弁。ほかに質疑、討論はなく、議案第48号は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定についてを議題としました。この施設は手が挙がっているのか、お願いして指定管理者になってもらっているのかの問いに、この施設は奥物部物産館、ふるさと市が主なものだ。当初は直営だったが、経営が厳しく民間に委託をした。そのときの委託業者が指定管理を受けている。民間に委託して経営状況は改善されたが、厳しい状況だ。お願いして指定管理を受けてもらっている状況だと答弁。公募は考えないかとの問いに、指定管理者がリタイアという話になれば公募も考えると答弁。指定管理者がリタイアした施設の運営を公募にかけても、応募者が出るとは思えない、市はそうなったときのことをどのように考えているかとの問いに、ある程度決算状況を見ても、やれない状況ではないのでリタイアはないと思う。もしそうなれば一定期間休館するなどして、その間を直営するなどしなくてはいけないと答弁。指定管理を地方でやることの難しさがあるなどの意見、またふるさと市の施設の改善要望に関しては、支所としては必要な施設整備は進めていく考えに変わりはないとの答弁がありました。以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第61号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号、平山木工所の指定管理者の指定についてを議題としました。実際の施設の利用人数はとの問いに、計画は年間80人程度を見込んでいる。実利用については、古いデータであるが、平成24年から平成25年の3月末で69人と答弁。ほかに質疑も討論もなく、採決の結果、議案第62号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定についてを議題としました。本施設の宣伝方法について委員から質疑がありました。情報の発信力が弱いとの答弁があり、情報発信の仕方について議論がありました。討論はなく、採決の結果、議案第65号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号、香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題としました。近い将来、公益的法人等へ職員派遣を予定しているのかとの問いに、香美市社会福祉協議会から、機構改革を行うに当たり行政経験豊富な人をとのことで、派遣要請が来ていると答弁。(5)にある「地方公務員法第28号第2項各号の

いずれかに掲げる事由により休職され、」とあるが、どういふ方々が該当するののかとの問いに、病休や懲戒等で現在職務についていない方等であると答弁。ほかに質疑や討論はなく、採決の結果、議案70号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 17番、依光美代子。ただいまから教育厚生常任委員会の報告を行います。

平成27年度第1回定例会において、教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第6号、同7号、同8号、同9号、同10号、同18号、同19号、同20号、同28号、同29号、同30号、同31号、同32号、同33号、同39号、同40号、同42号、同43号、同44号、同49号、同50号、同51号、同52号、同53号、同54号、同55号、同56号、同57号、同58号、同59号、同60号、同69号の以上32件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、議案第6号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題とし審査に入りました。最初に、115ページの財政調整基金繰入金が無効となり、そのかわり一般会計繰り入れとなっているがどうしてかの問いに、平成26年度の予算上では基金は全額を取り崩すとなっておりましたので、平成27年度当初予算を計上するときには財政調整基金がゼロですので、一般会計より繰入金として入れます。しかし、平成26年度末に基金の取り崩し額が確定され、基金が残ればその分を充当するので、一般会計からの繰り入れはなくなりますと答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第6号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題とし審査に入りました。最初に、140ページの基金繰入金の2,000万円と執行部案の3,500万円があったと聞く。また、2,000万円に決まった審議会での経過の説明を求めるとの問いに、この2,000万円の繰り入れは、本会議での第6期介護保険事業計画とは別です。平成27年度介護保険事業の運営をしていく上で、給付費から国費、県費を見込み、不足分を基金から繰り入れするものです。また、策定委員会の経過については、6期計画策定に当たり、今後、本市では高齢化や後期高齢者の増加が考えられ、平成39年には後期高齢者数は6,051人となり、また、土佐山田圏域では、平成40年に約4,250人と推計され、現状より約600人の増加が予想されます。この状況から、今後はある一定の施設整備は必要であるということで、6期計画に特養30床、ショートステイ10床の増床を入れてあります。そして、要介護3以上の認定者や全体的な認定者数の増加により、今後サービスの増加が大きく予測され、それに伴い、6期から7期への保険料の伸びが大きくなります。ある程度の基金の繰り入れ

は必要であり、それに備え、今回は2,000万円の繰り入れを決定しました。次に、158ページの委託料の社会福祉協議会や二次予防モデル事業予算は昨年と比べ減少、何か事業の変更があったのかの問いについては、社会福祉協議会の事業は平成26年度と変わりなく、香北、物部町で行う二次予防モデル事業のはつらつ教室のことで、二次予防モデル事業は大きく減額しています。今年度も総合事業への移行を見込み民間事業所へ委託している事業ですが、対象者の伸びはなく、昨年度の実績見込みによる委託料ですと答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第7号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題とし審査に入りました。ケアプランの状況についての問いに、この委託料は要支援の方へのケアプランの作成料です。市内業者と包括支援センターで行い、認定者数はここ二、三年は470人前後です。平成27年度は現状のケアマネの人員で対応していきますとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第8号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし審査に入りました。最初に、軽減の対象者数は何名かについては、平成26年度の9割から8.5割の軽減は3,639人、5割軽減は534人、2割軽減は321人で、合計4,494人であるとの答弁でした。次に、後期高齢者の健診状況についての問いは、健診率は県平均が9.3%で、香美市は21.16%であるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第9号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号、平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算を議題とし審査に入りました。最初に、平成27年度より本市が事務局となりましたが、何年ごとで交代するのか。また、規約はあるのかについての問いに対し、香南市が合併後ずっと事務局を担っておりました。今回双方の協議により、平成27年度より本市が事務局を担うこととなりました。今後は事務局を6年ごとに交代するとなります。覚書はこの議決後に交わす予定であるとの答弁でした。次に、審査会のメンバーについては、メンバーの総数は7人です。そのうち医師は4人おり、隔月に2人ずつ交代で出席し、どちらかが委員長を務めます。その他のメンバーは保健師、理学療法士、福祉施設関係者ですと答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第10号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題とし審査に入りました。特定健康診査等負担金21万円の補正は、受診者がふえたということかの問いに対し、国の補助額は健診にかかった経費の3分の1である。この21万円は現在の受診率、約41%を予想のもと計算した金額であると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第18号は、全員賛成

をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし審査に入りました。システム改修についてお伺いするというところで、システム改修は一度行ってもまた途中で改修の必要性が出てくるのかとの問いに、今回の改修は来年4月からの制度改正に対応するもので、昨年12月補正で計上した分の国庫補助金である。しかし、8月から3点ほどの改正があり、もう一度改修が必要となるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第19号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし審査に入りました。健診受診者の減によるとなっているが、周知はどのようにしているかの問いに、全員に通知を送付している。しかし、既に通院している人が多く、わざわざ健診を受けようとする人が少ない状況であるとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第20号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、最初に、現在の減免は身体障害者手帳を持っている人のみに対応しておりました。他の文化施設では身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳を持った3者を対象にしております。今回、記載漏れがあり改正を行いますと写真を提示しながら説明を受け、審査に入りました。最初に、要介護者の介助の方を無料にすることは考えられないかとの問いに、減免の対象はほぼこの3つの手帳が対象となっており、他の市町村の状況も同じだと考えます。無料の拡充はすぐにはということにはならないと考えるとの答弁でした。次に、連合審査会のごとき、平成27年度の収益の低下は、平成26年度に比べ明らかに集客の小さな企画展ですので、収入減となりますとの答弁でした。予算の段階から、今年は収益が上がりませんということではなく、1年間の中で何か目玉になるものをやりながらの企画を心がけてほしいとの問いに、一昨年は特に集客があり収益は上がりました。本年度は約3分の2ぐらいの収益です。収益を上げようと思えばそれだけ経費もかかります。昨年の石井さんの企画までが前館長を引き継いだ企画であり、その後は現館長の企画となり、収支のバランスを考えながら、支出をおさえるため作家との交渉を重ねております。現館長は地域に根差した作家の育成、特に若手育成の思いもあり企画をしております。世界に通用する作家を呼び、香美市を知らせることも大事であり、美術館審議会の中で経営や戦略についても検討をしていきます。また、企画展の作家の交渉は3年以上前より検討しており、言われたような企画も取り入れていくべきだと考えておりますとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第28号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、最初に3種類の障害者手帳の表記の仕方の違い

と、今年の4月1日からはこの3つの障害者手帳は統一され青色となります。そして、表紙を1ページめくることで何の障害かわかる表記になりますと説明を受け、審査に入りました。この施設は介助者は入館料を半額とすとなっていますが、他の施設と同じようにしてはどうかとの問いに対し、やなせたかし記念館は準博物館という位置づけであり、観光施設の意味合いがあり他の施設とは違います。県など公の施設ではこの方法を適用しているところはありません。この表記により特に問題は発生しておりませんとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第29号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号（後に「30号」と訂正あり）、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第30号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第30号（後に「31号」と訂正あり）は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。最初に、児童クラブの利用年齢が児童全てを対象と改正されましたが、受け入れ態勢は十分できているかとの問いに、香美市では既に6年生まで受け入れておりますので影響はないということでした。ただし、大宮小の建築がおくれているので待っていただく児童が若干ありますとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第32号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。介護予防・日常生活支援総合事業は来年度から導入に向けて1年間の経過措置がある。準備をどのように進めていくのかとの問いに、平成27年度は香北、物部圏域でも山田圏域で取り組みを進めてきた二次予防モデル事業を参考に組み合わせ予定である。また、通所介護や訪問介護も総合事業移行の対象となるので、事業所への聞き取り調査を行い対応していくとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論の結果、議案第33号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号、香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定についてを議題とし審査に入りました。この特別会計の分担金の負担割合についての問いに、分担金は当初より2分の1ずつとなっており、取り扱う件数は過去5年間、香美市が69人、香南市が62.6人で、さほど違いはないとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第39号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号、香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制

定についてを議題とし審査に入りました。このコミュニティセンターの扱いは公民館となるのかとの問いに、現在の公民館の事務室をコミュニティセンターの中へ置くようになる。また、今まで公民館として使っていた場所の跡の利用はどのようにするのかとの問いに、市の所有であるが、今後の利用については管理する課がどうしていくかを考えるとしますとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第40号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号、香美市立保育所条例の制定についてを議題とし審査に入りました。保険料滞納について原課の努力を言われておりますが、この条例をつくるに当たり、徴収の部分に口座振替によって徴収すると書き込むことは検討しないのかの問いについて、保険料の納入の仕方、方法については説明するが、条例へ書き込むことは検討しておりませんとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第42号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。第2条の10万円以下の過料に処するとなっているが、地方自治法では、過料というものは5万円以下で規定することができるとなっているが、今回10万円と額が大きい、自治法との整合性についての見解を問うに対し、この地方自治法の過料とは、他の法令にない場合はこのようにしなさいとなっているとしますとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第43号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし審査に入りました。最初に、事故が発生した場合、どのような保険に入っているのかの問いに対し、児童クラブの管理に関する基本協定の第19条に保険の項目があり、総合賠償補償保険、市の建物ですので市有建物災害共済保険、業務の実施に当たり賠償責任保険、傷害保険などに入るとうたい込んでおります。現在全ての児童クラブで入っている。次に、くじらやめだかは駐車場がなく困っている。また、施設の草刈りなどの管理は市が行うのかとの問いに、駐車場の問題は課題が残っているが、山田小学校の校庭へ移設する考えはなく、現状の中でやっていく。木や草刈りについては市が管理しており、苦情についてもその都度指導を行い、話し合いをしているとの答弁でした。次に、舟入小学校の児童クラブは小学校に空き教室がないのかとの問いに、どこの学校も児童数は減り空き教室がありそうですが、近年は支援を必要とする子どもがふえ、それに対応するため空き教室がない状況である。今グラウンドの隅へ建てる計画をしている。次に、第4条の4項に、「その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表する」となっていますが、どのように公表するのかとの問いに、毎年事業の報告書が上がってくるので、新たな組織をつくり評価して公表するようになると思いますが、すぐには導入できないとしますとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第44号は、全員賛成をもって原案どおり可決す

べきものと決定しました。

議案第49号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第49号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。この施設を使用したいときは、直接はっと平山へ連絡をしたらいいということかとの問いに、おっしゃるとおりですとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第50号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とし、最初に議案第51号から第58号までについては、平成26年度は指定管理を1年という契約でしたが、NPO法人の設置が4月1日に間に合わなくて、今回はもとの期間、3年間に戻すとの説明があり、審査に入りました。最初に、NPO法人の設置は今後も難しいという判断かとの問いに、現在、くじら、めだか、うぐいす、かたじ、もんべえがNPO法人化の動きを計画している。次に、来年度にNPO法人化ができれば、その時点で切りかえるのかとの問いに、基本的にはその時点で審査を行い、切りかえるかどうかを検討する。現時点では指導員の異動はできませんが、NPOになれば4施設の間で異動ができるようになり、運営上のメリットがあるとの答弁。次に、他の児童クラブではNPOの協議はなかったのかの問いについて、全施設に呼びかけ話し合いを行ったが、残り2つの施設は現状の運営方法で行くということになったとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第51号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第52号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第53号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第53号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第54号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第54号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第55号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第55号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第56号は、全員賛成をもって原

案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第57号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第57号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。もんべえクラブの新しい施設は、開発センターを壊す前にできるかの問いに、平成27年度に実施設計を行い、平成28年度に完成予定である。場所は小学校の校庭の東のほうのトイレと遊具のところを予定している。現在、設計段階に入っているとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第58号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてを議題とし審査に入りました。昨年の指定管理期間は1年でしたが、今回は5年間の指定管理となり、どのような協議が行われ了承をしてくださったのかについての問いに、平成25年度はこづみのデイサービスの落ち込みが大きく、そのサービスの補填をすることで了承してもらいました。平成26年度の決算はある一定の回復が見られ、本年度のデイサービス利用登録者は15名の確保ができ、維持をできると考えております。今後、物部町のデイサービスを利用する高齢者の人口推計も20年ぐらいはこの状況が続くと予想され、また、居住部門の条例改正により利用しやすくなり、引き続き給食の対応も考え、事業や経営の改善も考えていきたい。また、利用者減があるときは、引き続き事業を継続できるように、収益の悪化については協議しながら対応したいということをお伝え話し合いを行い、了承していただきましたとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第58号（後に「59号」と訂正あり）は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定についてを議題とし、最初に、前回の契約は3年間でしたが、今回は県の青少年の家との契約が5年となっておりますので、それに合わせて契約期間を5年とするものと説明を受け、審査に入りました。現在、香北ふるさと公社がピースフルセレネ、日ノ御子河川公園、このプールを受託することで経営が成り立っている。指定管理を外されると、健康センターセレネのみの単独では経営が成り立たなくなる。そのときは直営しかないと考えるが、どのように考えているかとの問いに、そのときは協議しながらやっていくしかありませんとの答弁でした。毎年、指定管理料が増額しているが、その根拠と本市の事業でセレネの活用はできないか。また、利用実績の向上についての話し合いなどはなされないのかとの問いに、平成26年度は電気料など燃料費の値上がりによる上昇である。また、5年間は人件費の金額が上がってくる。利用者数の減については話し合ったことがなく、努力はしているものの目新しい事業がないので、利用者の増加に至っていないとの答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第60号は、全員賛成をもって

原案どおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第69号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第69号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 依光議員、ちょっとこの議案の第何号というのが読み間違いが多少ありましたが、何カ所か。このまま、この何のままでいいですか。ちょっと何カ所かあったんで。

（教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君、自席から「済みません。訂正させてください」と発言する）

○議長（石川彰宏君） 気がついたがは、58号を59号言うたかな。何カ所か言うた。ちょっとね、チェックしよったけど抜かってね。最後の59号を58号と言うたにかあらん。それからね、まだちょっと、妙にこの手前にもちょっとあったけどわからん。

休憩にします。

（午後 2時36分 休憩）

（午後 2時37分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

依光議員から訂正がございますので。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 済みません。先ほどの私の報告に間違いがありましたので、訂正させてください。

議案第30号を70号と言いましたけど、「70号」を「30号」に訂正させてください。そして、次の議案第31号のところを私が「30号」と発言をしております。それを「31号」に訂正をさせてください。そして、議案第59号を私が「58号」と発言をしております。正しくは59号ですので、「59号」に訂正をお願いいたします。その3点の訂正をよろしく願います。

○議長（石川彰宏君） ただいま申し出のありました委員長報告の訂正を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、訂正を許可することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

今期定例会において、産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第2号、同3号、同4号、同5号、同11号、同12号、同14号、同15号、同16号、同17号、同21号、同27号、同45号、同63号、同64号、同66号、同67号、同68号、

同 7 1 号、同 7 2 号の 2 0 件であります。

審査の経過と結果を報告いたします。

議案第 2 号、平成 2 7 年度香美市簡易水道事業特別会計予算については、取水・浄水施設管理委託及び簡易水道飲料水供給施設民間委託への対応はとの質疑に、取水・浄水施設管理委託は、本市全域の修繕を民間に委託している。また、簡易水道飲料水供給施設は香北、物部に各 1 名の職員が対応していたが、来年度から民間委託に変更するとの答弁。予算増額の根拠はとの質疑に、労務単価の上昇と取水・浄水管理の一元化のためであるとの答弁。法適化アドバイザー業務についての質疑に、会計経営のシミュレーション、特別会計の経営分析、料金改定シミュレーションの 3 項目の委託であるとの答弁。委嘱登記事務委託料はとの質疑に、ほきやま簡易水道の所有権移転登記に係るものであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 2 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 3 号、平成 2 7 年度香美市公共下水道事業特別会計予算については、債務負担行為のマンホールポンプ維持管理委託料についての質疑に、3 年間のトータル額であり、1 1 基が対象であるとの答弁。耐震診断委託料の計画はとの質疑で、国庫補助で行い、平成 2 6 年度の策定に基づき実施するとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 3 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 4 号、平成 2 7 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、公共下水道事業受益者分担金の減額についての質疑に、過去のデータなど参考に、実数値に近い値を算出した。この事業のエリアを含む対応は、平成 2 4 年度完成した 1 0 1 . 6 ヘクタールでマックス値であり、処理能力は 1 日当たり 1 , 2 0 0 トンで同じくマックス値である。また、処理能力の範囲内であれば変更は可能であるとの答弁。終末処理場維持管理委託業務の今年度以降の予算額はとの質疑に、限度額から支出額を差し引いたものであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 4 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 5 号、平成 2 7 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算について、全戸が接続した場合の積算数値や今後の接続に向けた取り組みはとの質疑で、使用料で事業運営は賄えないが、地域に出向き説明を行い、新たに 2 件の接続が完了した。平成 2 6 年度末時点で 8 5 戸のうち 5 4 戸の接続で、比率は 6 5 . 9 % になる。個々の事情があるが、今後も精力的に推進は図るとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 5 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 1 1 号、平成 2 7 年度香美市水道事業会計予算について、戸板島第 2 取水井水源調査ボーリング委託業務の状況はとの質疑に、送水管の耐震化を含め事業を行っているが、新水源の調査結果に基づき、新たな水源が必要であるのか検討していくとの答弁。上水道地図システムデータ作成委託とはとの質疑に、現在紙ベースのものから電子データにかえる G I S システムを導入して、下水道と一体的に管理していく。また、

引当金計上の仕組みはとの質疑に、企業会計基準の見直しによるものであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第11号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号、平成27年度香美市工業用水道事業会計予算について、企業債の償還に係る他会計の負担はとの質疑に、平成43年で償還が終わり、他会計からの負担はなくなるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第12号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、資産評価業務等委託の進捗状況はとの質疑に、調査は順調に推移し、減額は入札減によるものであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第14号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、下水道建設費の財源の減額はとの質疑に、補助対象にのらないためとの答弁。地震対策計画策定委託業務の減額はとの質疑に、入札減によるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第15号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第16号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号、平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、施設接続促進奨励金の減額はとの質疑に、年度末まで計画上、予算計上をしているためとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第17号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号、平成26年度香美市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、一般会計補助金から出資金に組み替えるとはとの質疑に、地方公営企業法第18条に基づくものとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第21号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、管理職員特別勤務手当は今までなかったのかとの質疑に、企業職員も夜間手当を午前0時から午前5時までを支給するように条例を制定したとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第71号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定については、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第72号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足

説明の後、農地台帳の閲覧、記録事項要約書交付手数料についての質疑に、台帳の閲覧も紙ベースでの対応のため手数料が生じる。なお、ネット閲覧では無料との答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第27号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号、市道の路線の認定について、補足説明の後、修繕などの対応はとの質疑に、道路周辺環境の安定に伴い、県との協議の上市道に認定したとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第45号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について、補足説明の後、現行の指定管理制度への見直しを検討してはとの質疑に、従前の事業運営を踏襲してきたが、今後は公募により指定管理者を定めるとの答弁。また、首長などの兼業についてはグレーの要素があるのではとの質疑に、兼業の禁止はシビアな部分である。今後は公募によるため、変更への流れができるのではとの答弁。指定管理料の積算根拠はとの質疑に、経営診断の結果を踏まえ、現状分析、経営分析を行い、基礎資料を作成し、公募で対応するとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第63号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について、補足説明の後、ピースフルセレネ同様の診断を実施するのかの質疑に、ピースフルセレネとセットで行うとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第64号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以下、議案第66号から第68号の3案は、議案進行の都合上で後ほど報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 2時55分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第3、議案第1号、平成27年度香美市一般会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。  
本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号、平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号、平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号、平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第11号、平成27年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第12号、平成27年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第13号、平成26年度香美市一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第14号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第15号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第16号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第17号、平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第18号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第19号、平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第20号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第21号、平成26年度香美市工業用水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第22号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第23号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第24号、香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第25号、香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第26号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第27号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第28号、香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第29号、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第30号、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第31号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第34、議案第32号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第35、議案第33号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第36、議案第34号、香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第37、議案第35号、香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第38、議案第36号、香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第39、議案第37号、香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第40、議案第38号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第41、議案第39号、香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第42、議案第40号、香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第43、議案第41号、香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第44、議案第42号、香美市立保育所条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第42号は、委員長報告

のとおり可決されました。

日程第45、議案第43号、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第46、議案第44号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第47、議案第45号、市道の路線の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第48、議案第47号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第49、議案第48号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第50、議案第49号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第51、議案第50号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第52、議案第51号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第53、議案第52号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第54、議案第53号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第55、議案第54号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第56、議案第55号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第57、議案第56号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第58、議案第57号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第59、議案第58号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第60、議案第59号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第61、議案第60号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第62、議案第61号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第63、議案第62号、平山木工所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第64、議案第63号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第65、議案第64号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第64号は、委員長報告

のとおり可決されました。

日程第66、議案第65号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第67、議案第69号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第68、議案第70号、香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第69、議案第71号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第70、議案第72号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第71、議案第66号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてから日程第73、議案第68号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定についてまで、以上3件を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山崎眞幹君、爲近初男君、千頭洋一君、比与森光俊君の退場を求めます。

(4番、山崎眞幹君、9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君、16番、比与森光俊君退場)

○議長(石川彰宏君) これから、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長(織田秀幸君) 15番、織田でございます。残り3件の報告を行います。

議案第66号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について、補足説明の後、今後の観光振興プランへの見解はとの質疑に、今後も接遇の改善や経営努力を行いながら、山岳観光の拠点としての集客を初め、季節ごとの特産品などを駆使しながら活性化を図るとの答弁。指定管理料の増加などへの対応はとの質疑に、従前から適正であると認識しているため、現行での変更はないとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第66号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定については、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第67号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定については、特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第68号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長(石川彰宏君) 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(石川彰宏君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第71、議案第66号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第72、議案第67号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第73、議案第68号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

山崎眞幹君、爲近初男君、千頭洋一君、比与森光俊君の入場を許可します。

(4番、山崎眞幹君、9番、爲近初男君、10番、千頭洋一君、16番、比与森光俊君入場)

○議長(石川彰宏君) お諮りします。日程第74、議案第74号、平成26年度香美市一般会計補正予算(第9号)から日程第84、意見書案第5号、「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出についてまでの11件は、追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、日程第74、議案第74号から日程第84、意見書案第5号までの11件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、日程第74、議案第74号、平成26年度香美市一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長(山中俊明君) 議案第74号、平成26年度香美市一般会計補正予算(第9号)について説明いたします。

平成26年度香美市一般会計補正予算(第9号)

平成26年度香美市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億2,210万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成27年3月20日提出、香美市長 法光院晶一

今回の平成26年度香美市一般会計補正予算(第9号)は、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業への追加及び繰越明許費の補正を行うものです。

なお、概要につきましては、議案細部説明書の中でお示ししておるとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(石川彰宏君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番(山崎晃子君) 12番、山崎です。

議案74-15の商工会プレミアム付商品券が今回追加ということになってますけれども、還元率とかそういったものには変更はないかと思いますが、その点の確認と、それと、住宅リフォーム助成事業などのそういったものにも使えるものなのか。その点についてお聞きをいたします。支払いのときです。

○議長(石川彰宏君) 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長(山中俊明君) 説明いたします。

今回の補正は第8号補正で上げておりました交付金事業の一部事業が、この交付金の事業の対象外ということになりました関係上、新たな事業を追加したものでございます。

以上でございます。

○議長(石川彰宏君) 12番、山崎晃子君。

○12番(山崎晃子君) 関連で、何が対象外になったということですか。

○議長(石川彰宏君) 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長(山中俊明君) 説明いたします。

この交付金事業は2つのタイプに分かれておまして、地方消費喚起・生活支援型で第8号で上げておりました住宅リフォーム補助金事業が、これが対象外となりました。これは直接個人に補助金を給付する事業はだめですよという国からの通知があったものでございます。

また、地方創生先行型では姉妹都市交流事業、それから、到達度把握授業評価システム推進事業、森林活用計画管理事業、それから、自主防災組織育成事業の一部が雇用創

出に関係のない事業は対象になりませんとの通知がありましたので、その事業は対象外になったということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） ちょっとわかりにくかったのですが、支払いに住宅リフォーム補助制度を利用した場合に、こういった商品券が使えるのかってということもお聞きをしたがですけれども。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

プレミアムつきの商品券につきましては、物品の購入に係るものを主といたしております。工事の請負等に係る分に関しては考慮しておりません。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

8号補正に続いて、9号補正が出てきたわけですし、それ自体はもちろんわかるのですが。実際この繰り越しですわね、繰越明許を組まれてるが、この繰り越し理由は細部説明に載ってるんですけど。これなんかは、繰り越し理由等は8号のときでももうわかってるレベルのことじゃないろうかというふうに私どもは思うんですが、実際9号が出て、今回繰り越しということで繰越明許が出てるわけですが、そのところの判断ですわね、実際のところ。上の美良布・岩改線開設事業なんか9号で繰り越しすることですが、「台風豪雨により起点及び終点で災害が発生し、発注が大幅に遅れたため」ということなんかやったら、もう8号の時点でもう繰り越しすべきもんじゃなかったのかなというふうな感覚を持つんですが。この繰り越しということについての見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

やはり年度内完成ということを目指してございまして、精いっぱい頑張ってみたくれどもやむを得ず繰り越しをしなくてはいけないということで、9号に追加ということでさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、あくまでももう補正の9号ありきということで、それまで粘ったという認識でよろしいのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） やむを得ずでございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第75、同意第1号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第77、同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上3件を一括議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、同意第1号から同意第3号まで、一括提案をさせていただきます。

同意第1号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町佐野693番地

氏 名 前 田 巧

生年月日 昭和22年6月13日

平成27年3月20日提出、香美市長 法光院晶一

同意第2号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 高知市升形9番10号

氏 名 松 村 幸 生

生年月日 昭和28年11月25日

平成27年3月20日提出、香美市長 法光院晶一

同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町山田1654番地

氏 名 鈴 江 章 宏

生年月日 昭和48年11月11日

平成27年3月20日提出、香美市長 法光院晶一

参考資料として、それぞれの経歴につきましてつけてありますのでごらんいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

これから、同意第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

同意第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第78、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 同意第4号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市物部町久保高井168番地

氏 名 竹 平 豊 久

生年月日 昭和24年1月26日

平成27年3月20日提出、香美市長 法光院晶一

なお、参考資料として、本人の経歴を載せてありますのでごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、同意第4号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第79、発議第1号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第1号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月20日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法律又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

附則

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有す

る。

以上でございます。

【発議第1号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第80、意見書案第1号、「農協改革」は農協自身の自己改革案を尊重するとともに、農業再生の議論を十分行うよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

意見書案第1号、「農協改革」は農協自身の自己改革案を尊重するとともに、農業再生の議論を十分行うよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年3月20日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 織田秀幸、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 大岸眞弓

「農協改革」は農協自身の自己改革案を尊重するとともに、農業再生の議論を十分行うよう求める意見書（案）

案文の朗読をもって提案とさせていただきます。

政府は2月9日全国農業協同組合（JA全中）の組織体制を抜本的に見直す農協改革案を決定し、JA全中も政府案の受け入れを表明したことが報道されました。

昨年6月24日に農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定が決定されたことを受け、JAグループでは「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現を目指して自主・自立の協同組合としての自己改革案の検討に着手し、全国のJAの意向把握を行い、有権者の意見も取り入れ、自己改革案をまとめて政府に提出しています。

しかし、地域農協によれば、政府案はJAの改革案とは真逆の「中央会の一般社団法

人への移行」や「全農の株式会社化への速やかな合意形成」など、地域の実態と協同組合に理解のない内容となっていると指摘しています。

そして、地域を支えるJAグループの意見を無視した改革がすすむと農業振興を産業政策の中心に据える地域においては生産者・地域住民が将来の展望を描くことは難しく地方の衰退が危惧されると、懸念を表明しています。

また、2月10日付の地元紙は「協議の過程で主目的であるはずの農業再生が置き去りにされている、農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大など日本の農政が直面している課題に有効な処方箋が議論で示されることはなかった」と解説しており、社説においては「日本の農業の将来をどう描くか、食糧自給率をどう高めるか、といった国民の関心に応える問題はほとんど聞こえてこない、消費者目線も決定的にかけている」と問題点を明らかにしています。

よって、政府におかれては、「農協改革」にあたっては以下の点に留意され議論を尽くされるよう強く要望します。

#### 記

1. 協同組合である農協のあり方は農協自身の改革案を尊重し、法的な措置による強制はやめること。

2. 「農協改革」は安全・安心な食料の生産と、環境を守り、食糧自給率の向上をめざすことを軸にした議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日、衆議院議長 町村信孝殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、法務大臣 上川陽子殿、農林水産大臣 林 芳正殿、経済産業大臣 宮澤洋一殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上よろしくお願いいたします。

#### 【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 暫時、時間を延長します。

説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第81、意見書案第2号、米軍機による低空飛行の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第2号、米軍機による低空飛行の中止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年3月20日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 織田秀幸

米軍機による低空飛行の中止を求める意見書（案）

案文を朗読しまして、提案理由といたします。

高知県では、平成元年以来、いわゆる「オレンジルート」での飛行を繰り返す米軍機が目撃されており、長年にわたって本市を含む県北部を中心として、低空飛行による爆音に悩まされ続けています。

昨年12月には、本市の市民が撮影した動画をインターネットで公開したところ、間近を飛ぶ低空飛行の実態に「ひどすぎる」などと反響が広がりました。動画では爆音をあげ稜線をなめるように旋回して飛び去る戦闘機と、恐怖に泣きだす3歳の男の子が写り、撮影者は静かな山の暮らしを切り裂く爆音に「家が震え、電話中なら相手の声も聞こえない」と訴えています。

住宅地の上空で繰り返される低空飛行は、地域住民に強い恐怖と不安を与えています。また、飛行ルートにはヘリポートがあり、山間部を多く有する本県では救急活動や災害出動等のための消防防災ヘリやドクターヘリの飛行と離発着が行われています。

米軍機に「衝突予防義務」も無い中で、飛行時間やルートの告知も無く、米軍機が突然活動空域に飛来し低空飛行や横転・背面飛行等を行うことは、空の安全を大きく脅かすものです。このため、これまでも本県では、米軍による低空飛行の中止を要請し、事前の情報提供を求めてまいりました。しかし、当地域での低空飛行回数は増加しており、配慮があるべき夜間の飛行も確認されて住民の不安と憤りはピークに達しています。

よって、国におかれては、本県及び当該地域の住民の声をご理解いただき、米国関係当局とともに以下の事項について取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

記

1. 米軍機の「フライトプラン」等の情報を関係自治体に事前に提供すること。
2. 危険な低空飛行を即時中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日、衆議院議長 町村信孝殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総

理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿、防衛大臣 中谷 元殿  
高知県香美市議会議長 石川彰宏  
同僚議員のご賛同よろしくお願いいたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第82、意見書案第3号、憲法第9条を守ることを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

意見書案第3号、憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年3月20日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 山崎晃子、賛成者 同 山崎龍太郎

案文を朗読して提案いたします。

憲法第9条を守ることを求める意見書（案）

1947年5月3日、主権在民・基本的人権の尊重・平和主義を基本とする日本国憲法が施行されました。

この憲法は世界に誇れる憲法です。憲法第9条では「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」2項では、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と明記しています。憲法施行以来、日本は、「戦争を放棄した国」として、憲法の条文と共に世界の人々に受け入れられ、信頼されてきました。

また、去年の「ノーベル平和賞」に憲法9条をという市民運動が起き、今年にも受け

継がれ広がっています。憲法9条を具体化した平和外交こそが日本国民と国際社会が求めている道です。

よって、国におかれては、憲法第9条を守るよう強く要望します。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日、衆議院議長 町村信孝殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、法務大臣 上川陽子殿、防衛大臣 中谷元殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

よろしく申し上げます。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 提出者に少し基本的なところをお伺いしたいと思います。

これ憲法9条を守ることを求める意見書ということになっておりますけれども、この守ることを求めるということは、もしかしたらこれ守ってないということが前提になってるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

今後、今の安倍首相の動き等も踏まえたときに、やはりちょっと危険性を感じてるところで、集団的自衛権の議論等もございしますがそういうことを思っただけの意見書でございしますので、ご賛同よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） なかなかこうちょっとわかりづらいところがありまして、そういう趣旨でありますならばもう少しこの丁寧ですね、昔というか、小学校でしたかね僕習いました。文章というのはちゃんと起承転結というのがあってね、最初から最後まで、結論に至るまでしっかりと説明しないとなかなか皆さんには伝わりませんよということを経験したような気がします。先ほどのようなですね、今提案者が言われたような転の部分ですよね、そこらあたりをもうちょっと明確にしていかないと、なかなかこの条文、条文というかこの意見書の内容では、その真意が伝わりづらいんじゃないかというふうに一旦心配もするわけですけども。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。心配いただきましてありがとうございます。

ただ、この案文は議運等でも了承を得てここに提出に至っておりますので、簡潔にということをお心掛けて書いてる案文でございしますので、了承のほどよろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 提案者にちょっと質問をさせていただきます。

提案者もご心配をされておりましたとおりに、最近の国というか内閣というか動きを見てますと、現在の憲法9条の条文では、すばらしい憲法をつくったときの9条の心とか、そして、平和を愛する日本国民の心を守ることはもう既に難しくなっているような気が私はしております。パソコンで言うセキュリティー、つくった当時はよかったけど、どんだんだんセキュリティーホールがこう広がってきて、いろんな解釈が出る中で、なかなか本当の心を守れないような気が私はしておりますけども、そういったことに対して提案者はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

心配してくれてる気持ちをぜひ行動で示していただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 行動と言われましたけども。実際にですね、9条っていう条文そのものは余りにも解釈が私自身はこう広くできるようになってきていると思います。ほかの憲法の条文等の上下関係も含めてですけども。そういった中で一定ある程度整理して、できるものはできる、できないものはできないというようなある程度歯どめをかけないと、本当にちょっと最近自分も心配しているところへ行ってしまうと思うんですけども。また再度の質問になりますけども、そういったことに対して聞きたいのかな、非常に心配をするわけですけども。提案者についてはその辺をどういうふうにするのか。済みません。再度の質問になります。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番です。

私どもの見解は、紛争を戦争にしていけないために、やっぱり話し合いで解決していくという外交努力の部分を第一義的に思っているわけ。議員ご明察のとおり、やはり拡大解釈の部分もしてきている今の現状について危惧する1人でございます。その部分は、私どもが今進んでる方向性については危惧を申し上げて、答弁になったかならんかわかりませんが、説明させていただきます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎晃子です。

日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第3号、憲法第9条を守ることを求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。

日本は、平和憲法のもと戦地に行くことも戦争当事者になることもなく、70年間戦争犠牲者を1人も出していません。このことは戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を明確に定めた憲法9条があるからこそ実現できたことです。憲法9条は世界の国々から称賛され、日本は平和国家であるとの理解を深めてもらうことにつながっています。東京で行われた商社九条の会の集いでは、前中国大使で伊藤忠商事元社長の丹羽氏が講演し、戦争をしないと決めた憲法を持つのは1国だけかもしれないが、世界の国民が最も希求する憲法であり、思想や哲学を抜きにして、子や孫の生存のために日本はよその国と戦ってはいけないと語っています。

また、韓国の市民団体が九条の会を被爆者団体とともに、ノーベル平和賞に推薦したことも紹介しました。憲法9条は今や世界の宝とも言える平和憲法となっています。そのような大切な憲法を変え、自衛隊が武装して他国の領域に入り武力を行使することになれば、それこそ戦争であり、日本を力の強さが物を言う無法な時代に逆戻りさせ、危険な状態に導くことになりかねません。武力でもって平和は実現しないことは、国際社会の現実が示しています。今必要なのは、戦争を放棄した憲法9条を守り、その理念を世界に広げていくことこそが世界平和実現の道であり、平和外交に徹し外交努力で解決していく道を進むべきであると考えます。

以上のことを申し述べまして、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（石川彰宏君） 討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立をしない方は反対とみなします。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 意見書案第3号につきましては、可とする者9人、否とする者9人であります。

ただいま報告しましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

意見書案第3号については、議長は否決と採決します。よって、意見書案第3号は否決されました。

45分まで休憩します。

（午後 4時34分 休憩）

（午後 4時44分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、日程第 83、意見書案第 4 号、国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや医療の改定を行わないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14 番、大岸眞弓君。

○14 番（大岸眞弓君） 意見書案第 4 号、国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや医療の改定を行わないよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 20 日提出、香美市議会議長、石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員大岸眞弓、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 森田雄介

国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや医療の改定を行わないよう求める意見書（案）

案文を朗読して提案理由といたします。

政府は来年度予算を閣議決定し、いま国会で審議されているところですが、社会保障費全体が引き続き圧縮の方向です。

中でも介護報酬の 2.27% の削減や、特別養護老人ホームの相部屋入居者からの部屋代（月 15,000 円）徴収などは、施設の経営を圧迫し、利用者や家族の負担増にもつながるものです。いま、低賃金や重労働で介護職員の不足が問題となっています。介護報酬が削減されれば、サービスの低下や介護利用者の負担を増やすなど、更に厳しい状況を招くのは必至です。

政府は処遇改善加算があると説明していますが、介護報酬総額が下がれば処遇改善に反映することは難しくなります。

今でも、施設入所待機者が多数あるなかで今回の介護報酬の引き下げは、要介護者をますます介護から遠ざけてしまうものです。

また、医療の分野では、昨年から引き続き 70 歳～74 歳の窓口負担が 2 割、来年度以降は後期高齢者の保険料の「特別軽減」が廃止され 2 倍以上の保険料の値上げが予定されています。そして、入院給食費の自己負担がこれまでの 260 円が段階的に 200 円値上げされ、460 円になることなどが決定をされています。これでは年金だけの収入で暮らしている人などは入院もしづらくなります。年金も引き下がる中で、こうした改定は国民生活を直撃し、生活困窮者をますます窮地に追いやるものです。

よって、政府におかれては、国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや医療の改定を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 20 日、衆議院議長 町村信孝殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、法務大臣 上川陽子殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

この件に関しましては、これまでわかっているだけでも239の地方自治体から同様の意見書が可決をされ、国に上がっております。これからの国会の審議にかかっている意見書の内容と思っております。同僚の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 1点お聞きします。

案文の中で国民の負担増につながる介護報酬の引き下げとありますけど、今回の引き下げによりまして介護報酬を1%下げれば国民負担は年間1,000億円軽減されると思いますけど、その辺についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 年間1,000億円というのは介護利用者のことでしょうか、その人数で換算してでしょうか。

それから、お尋ねの件につきましては、確かに下がるサービスもありますけれども、今回のこの介護医療総合法の中で検討されておりますのは、介護報酬2.27%の引き下げというのはほんの一部でございまして、要介護者の保険料は先般の議会で一般質問でも明らかにされましたけれども、介護保険料が大幅な値上げになります。

それから、その他の部屋代とか食事料の補足給付なんかもなくなっていく方向でございまして、国民にとっては大変な負担になることは変わりはないと考えます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 比与森議員と同じところなんですけれども、国民のちょっと定義と言うかね、国の公共のサービスというものは皆さんからいただいた税金で運営しててね、ほんで、それは老若男女というか若い人たちからお年寄りまでいて。だから、そのことを考えると、こう一旦生活困窮者というか年金生活者のことをね、提出者はここで国民の1つの例として挙げておられると思うんですけれども。この方たちだけが国民ということじゃなくって、どっかにこう、でこぼこがいくように思うがですけれども。だから、そこを国民の負担増という言葉でくくってしまうのは、何か私自身は違和感がちょっとあるのですが。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 議員のおっしゃる意味もわからないことはないんですけれども、介護だけの問題ではなく医療の問題も意見書の案文に入っております、国民全体と言っていいかと思うんですが。社会保障の負担、それ税金の中から賄われますので負担は国民もするのでしょうかけれども、ただ今回のこの改変は、小泉内閣当時の介護報酬引き下げに次ぐ、戦後最も大きな報酬の引き下げというふうに言われています。小泉内閣当時の骨太の方針をそのまま引き継いでおりまして、その方針と言いますが、国の

お金がだんだん足らなくなってきたとかそういうことではなくって、今回の場合は2025年度までに高齢者の数がピークに達するから、そのときの介護や医療に係る費用を抑制しようということで、小泉内閣のときには毎年2,200億円ずつ自然増分を抑制するというので、負担増とサービスの削減につながってきました。今回の改定は、国家予算を算出しまして、自然増分の半分までにおさえ込むという、先に財源削減ありきというふうな方針のもとに、この医療介護のこの報酬削減やら負担増が決まっておりますので、国民全体に大変な負担増になることは間違いないと思います。

それから、医療介護というのは国民の生活する上で最も安心の土台、生活の安心の土台になる部分でございますので、今回のような改定は本当に大変なことだと思っております。

○議長（石川彰宏君） ほかに。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 提出者の言われることもね、重々わかる部分があります。

ただ、今、国家予算がですね、1,000兆円余りの赤字経営をしてる中で、やはり普通ちょっと考えたときに、ある程度、少しずつではあってもバランスをこうとりながらやっていくということをやっていないと、ちょっとこれから先やっぱり若い方たち、それもよく言われますけど、負担がどんどんどんどんふえていくのかなという気がするんですけども、その辺についてはどんな見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 案文の中には直接ないお尋ねでございますけれども、国が社会保障を中心に据えてこれからもやっていくというふうになれば、国の予算の振り向け方もおのずから変わってくるというふうに私たちは捉えています。

いつも言うことですが、消費税は上がりましたが法人税は下がりましたね。きちんと取るべきところから取れば社会保障の財源も生めないことはない、自然増分にも十分対応していけると私たちは考えております。それで、政治の方向を変えていただきたいということでの意見書でございます。

本市の場合は、本当に高齢者の方の年金が国民年金満額でも6万数千円、そして高齢の女性は年金が月4万円ない方も多数おられます。そういう方のことを考えますと、今回の負担増はもう本当に耐えがたいのではないかと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 初めのご説明の中の財源ありきというか、そういうお答えがあったわけですけど。この介護保険制度が始まった、ご存じだと思いますけど平成12年には約3兆6,000億円、2年後の平成14年には10兆円、そして、先ほど言われました10年後には21兆円にもなる見込みやというふうに言われてますけど、先

ほどの答弁と同じになるかもしれませんが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この介護保険という制度は、使えば幾らでも負担が上がっていくというふうな、社会保障としては制度上の欠陥があるというふうに私たちは考えております。それから、介護保険制度ができましたときは、私たちはこういうことを危惧しまして反対の立場でありましたけれども、やはり危惧しましたとおりになりまして今日に至っていると思います。

自然増分ぐらいは、やっぱり国が手当てするのが政治の仕事ではないかというふうに思っております。高齢化というのはもう何年も前からわかっていることですので、それに合わせた政策をとるべきではなかったかというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎。

日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第4号、国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや医療の改定を行わないよう求める意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

昨年6月、政府は「骨太の方針2014」で、医療、介護を中心に社会保障給付について、いわゆる自然増も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化、適正化していく必要があるとの方針を示し、医療・介護総合法を可決しました。同法では、介護保険の要支援1、2を介護サービスから除外することや、介護保険の利用料1割を所得に応じて2割負担にすること。また、介護報酬を2.27%引き下げることなどを決定しました。処遇改善加算や認知症高齢者対応加算などを除けば、実質は4.48%のマイナスになることがわかっています。

本市においては、現時点で介護保険の利用料が2割負担になり、影響を受ける高齢者は71名で、その方々は総額で新たに104万円の負担増となります。また、特別養護老人ホームでは介護報酬の基本単価が6%下がること、地域の在宅支援小規模施設では9%の削減になることがわかっており、存続が危ぶまれる状態です。これだけでなく、補足給付の縮減も低所得者を追い詰めます。このような改定は高齢者やその家族をますます不安にするものです。与党、自民党の幹事長代理でさえ、介護崩壊を招くだけの結果となり、亡国の論だと反対しています。

また、医療の分野においても骨太の方針のもと、負担増が続きます。70歳から74歳までの窓口負担増の対象年齢が広がっていき、今後入院費の食費の増額、患者申し出

制度として、医療保険のきかない医療の拡大につながる混合診療を本格導入しようとしています。さらに、都道府県に医療給付費の支出目標を持たせ、病床削減や給付費の削減を行おうとしています。医療難民を生むことが心配されています。

政府は医療や介護も聖域にしないと言って、削減ありきの予算組みで国庫支出金を絞り、国民負担を際限なくふやそうとしています。しかし、自然増分を手当てしてこそ、高齢化率がピークを迎えても医療や介護が守られ、国民が安心して暮らせるようになるのではないのでしょうか。それをするのが国の一番の仕事であることを申し述べ、本意見書案に賛成の立場を表明し討論といたします。

○議長（石川彰宏君） ほかに討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号は、否決されました。

次に、日程第84、意見書案第5号、「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

意見書案第5号、「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年3月20日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 森田雄介、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 山崎龍太郎

「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書（案）

厚生労働省は、昨年11月の有効求人倍率が1.12倍と22年6ヶ月ぶりの高い水準で、完全失業率は3.5%と前年同月と比較して30万人減少し、雇用も100万人増加したと発表しています。

しかし、労働者・国民の生活実態は、依然厳しい状況に置かれており、格差と貧困はより拡大しています。その大きな要因は、労働者の実質賃金低下と不安定雇用の拡大です。労働者の実質賃金は物価上昇や消費税増税によって17ヶ月連続で減少をしています。この間、非正規雇用は増加する一方で正規雇用は減少し、いまや非正規雇用者は2,000万人を超え、その割合は38.2%（2014年2月）で過去最高になっています。そして、その多くが年収200万円以下のワーキングプアです。非正規雇用の増加は、格差や貧困を拡大させ、景気の底上げを停滞させています。

地方が元気になるためには、地方経済の底上げが必要不可欠であり、都市部と地方、正規と非正規の格差是正と賃金の底上げによって、地方で働き暮らし続けられる制度作りが重要です。現在の最低賃金は、全国平均780円で高知県では677円です。この実態が地方から都市部への人口流出の一因となっていることは否定できません。

既に非正規労働者が家計の主たる生計者となっている現状を踏まえれば、最低賃金の大幅引き上げと全国一律の最低賃金制度の制定は、待ったなしの状況と言えます。

よって、政府におかれましては、次の事項について速やかに対策を講じていただきますよう強く求めます。

#### 記

1. 最低賃金を大幅に引き上げるための施策を早急に投じること。
2. 地域間格差を是正するため、全国一律の最低賃金制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日、衆議院議長 町村信孝殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、法務大臣 上川陽子殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

ご賛同のほうよろしくお願いいたします。

#### 【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第5号、「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書（案）に賛成の立場より討論を行います。

2010年、総理主宰の政府、経済界、労働者代表の集う雇用戦略対話において、できるだけ早期に全国最低800円を確保し、全国平均1,000円を目指すことが政、労、使の合意とされました。全国最低の高知県の677円の引き上げについては、昨年、高知県議会においても全会一致で意見書が出されたところでもあります。また、この間の国会答弁でも、安倍首相は最低賃金の引き上げについて積極的な発言をしております。貧困と格差を土台から正す大幅引き上げが必要となっております。

中小企業の経営を心配する声もありますが、最低賃金引き上げ時の政府の中小企業支援では、アメリカでは日本円で5年間で200円引き上げるとき、約8,400億円の減税、フランスでは2兆2,800億円の社会保険料の使用者負担軽減を大規模にやりながら、最低賃金を一気に引き上げて成功し、景気対策を成し得ております。日本政府は、現在26億円の予算のみであります。早期の最低賃金引き上げとセットの中小企業支援を行うべきです。

また、全国一律を求める点では、労働組合が実施した最低生計費試算調査結果では、せめてこれだけは保障すべき最低の生計費は、地域によって差がないことが証明されました。フランス、イギリス、ブラジルなど、全国一律制度が世界の主流となりつつあります。大都市一極集中からの転換をしなければならない、また若者の県外流出をとめる、そのことから全国一律の最低賃金制度を求めるところであります。

以上を述べて、意見書案第5号への賛成討論といたします。

○議長（石川彰宏君）　これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君）　起立少数であります。よって、意見書案第5号は、否決されました。

日程第85、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君）　異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第86、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

3月4日に開会いたしました平成27年第1回香美市議会定例会は、本日までの17日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成27年度香美市一般会計予算を初め、提出されておりました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。平成27年度の各当初予算も可決をされましたので、執行部も市政発展と市民福祉向上のために積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、この3月末をもって物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君、教育次長兼教育振興課長、後藤博明君、生涯学習振興課長、田島基宏君、健康介護支援課長、凡内一秀君、収納課長、前田哲雄君、福祉事務所長、岡本明弘君の6名の方が定年退職なされます。長年にわたって市政発展のために尽くされたご努力に対しまして、議会を代表いたしまして厚く感謝とお礼を申し上げます。まだまだ若い6名でありますので、退職後も第二の人生をそれぞれ元気に過ごされご活躍されますとともに、市政発展のためにもご協力を賜りますようお願いいたします。

本日で平成27年第1回香美市議会定例会を閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜りまして予定の日程どおり議会を閉会することができましたことに感謝とお礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成27年第1回香美市議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月4日に開会されました平成27年第1回香美市議会定例会も、本日をもって閉会することとなりました。本定例会に提案をいたしました議案につきましては、議員各位におかれましては慎重なる審議を賜り、かつ適切なるご決定をいただきました。ここに衷心より厚く御礼を申し上げます。また、本定例会では13名の議員の皆様からそれぞれ一般質問をいただきました。教育、子育て、高齢者対策、安全対策など、市民生活の切実さが伝わってくる質問が多くありました。また、まちづくりや活性化の課題では、積極的な提案もいただきました。とりわけ地方創生をにらんだご質問では、市内外の知恵と資源を全て生かし切ることの大切さを改めて確認することとなりました。質問を通じていただきましたご指摘、ご提言につきましては、しっかりと受けとめ今後の市政運営に積極的に生かしてまいり所存でございます。

さて、気がつけば議会開会時の寒さから一気に寒も緩み、このところ周囲は一気に春めき、生けるものの活動が活発化する季節へと移ろっています。そして、いよいよ新し

い年度が目前となっております。新年度におきましては、引き続き安心・安全に関する施策を着実に推進するとともに、何といたしましても地方創生事業とも相まって、活力のあるまちづくり、元気な香美市を目指して力強く前進を果たさなければならないと決意をいたしているところでございます。地方創生事業では、地方自治体の能力と本気度が問われます。幅広い市民の皆さんの積極的な参加が鍵になることと思います。議会の皆様におかれましても、一層のお力添えをどうぞよろしくお願いをいたします。

終わりになりますが、本定例会におきまして適切なるご審議、ご決定をいただきましたことについて重ねてお礼を申し上げ、議員各位には健康に十分留意されまして、市民生活の向上、地域発展のために一層ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、平成27年第1回香美市議会定例会閉会に当たりましてご挨拶とさせていただきます。

執行部の皆さん、ご起立をお願いします。皆様まことにありがとうございました。

○議長（石川彰宏君）                      ありがとうございました。

これをもって平成27年第1回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午後 5時16分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 7 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成27年第1回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	4日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、議案第46号及び第73号は本会議方式で採決まで
第2日	5日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	6日(金)	休 会	〃
第4日	7日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	8日(日)	休 会	〃 〃
第6日	9日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	10日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	11日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会)
第9日	12日(木)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第10日	13日(金)	本会議 (13時～)	議案質疑～委員会付託 連合審査会(議案第1・13号)
第11日	14日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	15日(日)	休 会	〃 〃
第13日	16日(月)	休 会	総務常任委員会の審査(9時～) (議案第1・13・22・23・24・25・26・34・35・36・37・38・41・47・48・61・62・65・70号) 教育厚生常任委員会の審査(13時～) (議案第6・7・8・9・10・18・19・20・28・29・30・31・32・33・39・40・42・43・44・49・ 50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・69号)
第14日	17日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第2・3・4・5・11・12・14・15・16・17・21・27・45・63・64・66・67・68・71・72号) (議員協議会 13時～)
第15日	18日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	19日(木)	休 会	〃
第17日	20日(金)	本会議 (13時30分～)	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

## 委員会審査結果一覧表

### 1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第1号	平成27年度香美市一般会計予算	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第2号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第3号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第4号	平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第5号	平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第6号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第7号	平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第8号	平成27年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第9号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第10号	平成27年度香美市南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第11号	平成27年度香美市水道事業会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第12号	平成27年度香美市工業用水道事業会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第13号	平成26年度香美市一般会計補正予算(第8号)	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第14号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第15号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第16号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第17号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第18号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第19号	平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第20号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第21号	平成26年度香美市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第22号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第23号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第24号	香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第25号	香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第26号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第27号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第28号	香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第29号	香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第30号	香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第31号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第32号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第33号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第34号	香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第35号	香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第36号	香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第37号	香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第38号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第39号	香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第40号	香美市立佐岡コミュニケーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第41号	香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第42号	香美市立保育所条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第43号	香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第44号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第45号	市道の路線の認定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第47号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第48号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第49号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第50号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第51号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第52号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第53号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第54号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第55号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第56号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第57号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第58号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第59号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第60号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第61号	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第62号	平山木工所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第63号	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第64号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第65号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第66号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第67号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第68号	香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第69号	香美市香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第70号	香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第71号	香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第72号	香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成

発議第1号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月20日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	千 頭 洋 一
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	小 松 紀 夫
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 龍太郎

## 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法律又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

### 附 則

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

### 提案理由

教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条の長及び委員長等の出席義務が改正されたため、本条例第21条中の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。また、後段は平成11年の地方自治法改正に合わせた改正です。

## 意見書案第 1 号

「農協改革」は農協自身の自己改革案を尊重するとともに、  
農業再生の議論を十分行うよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 20 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 織 田 秀 幸

賛成者                   "                   依 光 美代子

賛成者                   "                   大 岸 眞 弓

「農協改革」は農協自身の自己改革案を尊重するとともに、  
農業再生の議論を十分行うよう求める意見書（案）

政府は 2 月 9 日全国農業協同組合（J A 全中）の組織体制を抜本的に見直す農協改  
革案を決定し、J A 全中も政府案の受け入れを表明したことが報道されました。

昨年 6 月 24 日に農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産業・地域の  
活力創造プラン」の改定が決定されたことを受け、J A グループでは「持続可能な農  
業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現を目指して自主・自立の協同組合とし  
ての自己改革案の検討に着手し、全国の J A の意向把握を行い、有識者の意見も取り  
入れ、自己改革案をまとめて政府に提出しています。

しかし、地域農協によれば、政府案は J A の改革案とは真逆の「中央会の一般社団  
法人への移行」や「全農の株式会社化への速やかな合意形成」など、地域の実態と協  
同組合に理解のない内容となっていると指摘しています。

そして、地域を支えるJAグループの意見を無視した改革がすすむと農業振興を産業政策の中心に据える地域においては生産者・地域住民が将来の展望を描くことは難しく地方の衰退が危惧されると、懸念を表明しています。

また、2月10日付の地元紙は「協議の過程で主目的であるはずの農業再生が置き去りにされている、農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大など日本の農政が直面している課題に有効な処方箋が議論で示されることはなかった」と解説しており、社説においては「日本の農業の将来をどう描くか、食糧自給率をどう高めるか、といった国民の関心に応える問題はほとんど聞こえてこない、消費者目線も決定的にかけている」と問題点を明らかにしています。

よって、政府におかれては、「農協改革」にあたっては以下の点に留意され議論を尽くされるよう強く要望します。

## 記

1. 協同組合である農協のあり方は農協自身の改革案を尊重し、法的な措置による強制はやめること。
2. 「農協改革」は安全・安心な食料の生産と、環境を守り、食糧自給率の向上をめざすことを軸にした議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

衆議院議長	町村信孝殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
法務大臣	上川陽子殿
農林水産大臣	林芳正殿
経済産業大臣	宮澤洋一殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

## 意見書案第2号

### 米軍機による低空飛行の中止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年3月20日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 織田秀幸

### 米軍機による低空飛行の中止を求める意見書(案)

高知県では、平成元年以来、いわゆる「オレンジルート」での飛行を繰り返す米軍機が目撃されており、長年にわたって本市を含む県北部を中心として、低空飛行による爆音に悩まされ続けています。

昨年12月には、本市の市民が撮影した動画をインターネットで公開したところ、間近を飛ぶ低空飛行の実態に「ひどすぎる」などと反響が広がりました。動画では爆音をあげ稜線をなめるように旋回して飛び去る戦闘機と、恐怖に泣きだす3歳の男の子が写り、撮影者は静かな山の暮らしを切り裂く爆音に「家が震え、電話中なら相手の声も聞こえない」と訴えています。

住宅地の上空で繰り返される低空飛行は、地域住民に強い恐怖と不安を与えています。また、飛行ルートにはヘリポートがあり、山間部を多く有する本県では救急活動や災害出動等のための消防防災ヘリやドクターヘリの飛行と離発着が行われています。

米軍機に「衝突予防義務」も無い中で、飛行時間やルートのお知らせもなく、米軍機が突然活動空域に飛来し低空飛行や横転・背面飛行等を行うことは、空の安全を大きく脅かすものです。このため、これまでも本県では、米軍による低空飛行の中止を要請し、事前の情報提供を求めてまいりました。しかし、当地域での低空飛行回数は増加しており、配慮があるべき夜間の飛行も確認されて住民の不安と憤りはピークに達しています。

よって、国におかれては、本県及び当該地域の住民の声をご理解いただき、米国関係当局とともに以下の事項について取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

#### 記

1. 米軍機の「フライトプラン」等の情報を関係自治体に事前に提供すること。
2. 危険な低空飛行を即時中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

衆議院議長	町村信孝殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
外務大臣	岸田文雄殿
防衛大臣	中谷元殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

## 意見書案第3号

### 憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年3月20日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者                   "                   山崎晃子

賛成者                   "                   山崎龍太郎

### 憲法第9条を守ることを求める意見書（案）

1947年5月3日、主権在民・基本的人権の尊重・平和主義を基本とする日本国憲法が施行されました。

この憲法は世界に誇れる憲法です。憲法第9条では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」2項では、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と明記しています。憲法施行以来、日本は、「戦争を放棄した国」として、憲法の条文と共に世界の人々に受け入れられ、信頼されてきました。

また、昨年の「ノーベル平和賞」に憲法9条をという市民運動が起き、今年にも受け継がれ広がっています。憲法9条を具体化した平和外交こそが日本国民と国際社会が求めている道です。

よって、国におかれては、憲法第9条を守るよう強く要望します。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

衆議院議長	町村信孝	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	高市早苗	殿
法務大臣	上川陽子	殿
防衛大臣	中谷元	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第4号

国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや  
医療の改定を行わないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成27年3月20日 提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 〃 濱田百合子

賛成者 〃 森田雄介

国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや  
医療の改定を行わないよう求める意見書（案）

政府は来年度予算を閣議決定し、いま国会で審議されているところですが、社会保  
障費全体が引き続き圧縮の方向です。

中でも介護報酬の2.27%の削減や、特別養護老人ホームの相部屋入居者からの  
部屋代（月15,000円）徴収などは、施設の経営を圧迫し、利用者や家族の負担増  
にもつながるものです。いま、低賃金や重労働で介護職員の不足が問題となっていま  
す。介護報酬が削減されれば、サービスの低下や介護利用者の負担を増やすなど、更  
に厳しい状況を招くのは必至です。

政府は処遇改善加算があると説明していますが、介護報酬総額が下がれば処遇改善  
に反映することは難しくなります。

今でも、施設入所待機者が多数あるなかで今回の介護報酬の引き下げは、要介護者

をますます介護から遠ざけてしまうものです。

また、医療の分野では、昨年から引き続き70歳～74歳の窓口負担が2割、来年度以降は後期高齢者の保険料の「特別軽減」が廃止され2倍以上の保険料の値上げが予定されています。そして、入院給食費の自己負担がこれまでの260円が段階的に200円値上げされ、460円になることなどが決定されています。これでは年金だけの収入で暮している人などは入院もしづらくなります。年金も引き下がる中で、こうした改定は国民生活を直撃し、生活困窮者をますます窮地に追いやるものです。

よって、政府におかれては、国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや、医療の改定を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

衆議院議長	町村信孝殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
法務大臣	上川陽子殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 5 号

「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」  
を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 20 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者                    "                    門 脇 二三夫

賛成者                    "                    山 崎 龍太郎

「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書（案）

厚生労働省は、昨年 11 月の有効求人倍率が 1.12 倍と 22 年 6 ヶ月ぶりの高い  
水準で、完全失業率は 3.5% と前年同月と比較して 30 万人減少し、雇用も 100 万  
人増加したと発表しています。

しかし、労働者・国民の生活実態は、依然厳しい状況に置かれており、格差と貧困  
はより拡大しています。その大きな要因は、労働者の実質賃金低下と不安定雇用の拡  
大です。労働者の実質賃金は物価上昇や消費税増税によって 17 ヶ月連続で減少して  
います。この間、非正規雇用は増加する一方で正規雇用は減少し、いまや非正規雇用  
者は 2,000 万人を超え、その割合は 38.2%（2014 年 2 月）で過去最高にな  
っています。そして、その多くが年収 200 万円以下のワーキングプアです。非正規  
雇用者の増加は、格差や貧困を拡大させ、景気の底上げを停滞させています。

地方が元気になるためには、地方経済の底上げが必要不可欠であり、都市部と地方、  
正規と非正規の格差是正と賃金の底上げによって、地方で働き暮らし続けられる制度

作りが重要です。現在の最低賃金は、全国平均780円で高知県では677円です。この実態が地方から都市部への人口流出の一因となっていることは否定できません。

既に非正規労働者が家計の主たる生計者となっている現状を踏まえれば、最低賃金の大幅引き上げと全国一律の最低賃金制度の制定は、待ったなしの状況と言えます。

よって、政府におかれましては、次の事項について速やかに対策を講じていただきますよう強く求めます。

## 記

1. 最低賃金を大幅に引き上げるための施策を早急に投じること。
2. 地域間格差を是正するため、全国一律の最低賃金制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

衆議院議長	町村信孝殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
法務大臣	上川陽子殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

平成27年3月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 1 号	平成 2 7 年度香美市一般会計予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 2 号	平成 2 7 年度香美市簡易水道事業特別会計予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 3 号	平成 2 7 年度香美市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 4 号	平成 2 7 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 5 号	平成 2 7 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 6 号	平成 2 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 7 号	平成 2 7 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 8 号	平成 2 7 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 9 号	平成 2 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 10 号	平成 2 7 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 11 号	平成 2 7 年度香美市水道事業会計予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 12 号	平成 2 7 年度香美市工業用水道事業会計予算	原案可決	27. 3. 20
議案 第 13 号	平成 2 6 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決	27. 3. 20
議案 第 14 号	平成 2 6 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決	27. 3. 20
議案 第 15 号	平成 2 6 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決	27. 3. 20
議案 第 16 号	平成 2 6 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決	27. 3. 20
議案 第 17 号	平成 2 6 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決	27. 3. 20
議案 第 18 号	平成 2 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）	原案可決	27. 3. 20
議案 第 19 号	平成 2 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）	原案可決	27. 3. 20

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 20 号	平成 26 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決	27. 3. 20
議案 第 21 号	平成 26 年度香美市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決	27. 3. 20
議案 第 22 号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 23 号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 24 号	香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 25 号	香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 26 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 27 号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 28 号	香美市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 29 号	香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 30 号	香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 31 号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 32 号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 33 号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 34 号	香美市立多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 35 号	香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 36 号	香美市小浜農産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 37 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例及び香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 38 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 39 号	香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 40 号	香美市立佐岡コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 41 号	香美市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 42 号	香美市立保育所条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 43 号	香美市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 44 号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 45 号	市道の路線の認定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 46 号	土地の取得について	原案可決	27. 3. 4
議案 第 47 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	27. 3. 20
議案 第 48 号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 49 号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 50 号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 51 号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 52 号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 53 号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 54 号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 55 号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 56 号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 57 号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案 第 58 号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案第 59 号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 60 号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 61 号	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 62 号	平山木工所の指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 63 号	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 64 号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 65 号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 66 号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 67 号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 68 号	香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 69 号	香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について	原案可決	27. 3. 20
議案第 70 号	香美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 71 号	香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 72 号	香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
議案第 73 号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 4
議案第 74 号	平成 2 6 年度香美市一般会計補正予算（第 9 号）	原案可決	27. 3. 20
同意第 1 号	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	27. 3. 20
同意第 2 号	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	27. 3. 20
同意第 3 号	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	27. 3. 20
同意第 4 号	教育委員会委員の任命について	原案同意	27. 3. 20

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
発議 第 1 号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	27. 3. 20
意見書案 第 1 号	「農協改革」は農協自身の自己改革案を尊重するとともに、農業再生の議論を十分行うよう求める意見書の提出について	原案可決	27. 3. 20
意見書案 第 2 号	米軍機による低空飛行の中止を求める意見書の提出について	原案可決	27. 3. 20
意見書案 第 3 号	憲法第 9 条を守ることを求める意見書の提出について	原案否決	27. 3. 20
意見書案 第 4 号	国民の負担増につながる介護報酬の引き下げや医療の改定を行わないよう求める意見書の提出について	原案否決	27. 3. 20
意見書案 第 5 号	「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について	原案否決	27. 3. 20